

出雲市地域防災計画 (附属資料編)

令和7年(2025)5月

出雲市

出雲市地域防災計画 資料編 目次

第 1 防災組織関係	
1 出雲市防災会議条例	1
2 出雲市災害対策本部条例	3
3 出雲市災害対策本部規程	4
4 出雲市新型インフルエンザ等対策本部条例	14
5 出雲市防災会議及び出雲市国民保護協議会委員名簿	15
第 2 防災施設・資材・器材関係	
1 消防施設・資材・器材	16
2 水防倉庫	17
第 3 通信情報関係	
1 防災行政無線屋外拡声子局設置場所等一覧	18
2 市広報車	21
3 車載スピーカー	21
第 4 避難所関係	
1 指定緊急避難場所	22
2 指定避難所	30
3 指定福祉避難所	35
4 分散避難のための臨時避難所	37
第 5 食料関係	
1 食料備蓄量	38
第 6 生活必需物資関係	
1 物資の備蓄	40
第 7 食料品・生活必需物資供給基準	
1 食料品	51
2 主食等	51
3 生活必需品	51
第 8 医療関係	
1 病院	52
2 医院・診療所	53
第 9 防疫及び清掃関係	
1 市有防疫及び清掃器材	57
2 一般廃棄物収集運搬許可業者（し尿・浄化槽汚泥）	57
3 一般廃棄物収集運搬許可業者（ごみ）	58

第 1 0	給水関係	
1	出雲市水道事業	5 9
2	給水車・器材	6 2
第 1 1	障害物除去機械	
1	建設業者保有機械	6 3
第 1 2	輸送関係	
1	ヘリポート予定地	6 6
2	市所有車両数	6 8
3	ハイヤー事業者及び車両数	6 8
4	主要貨物自動車運送事業者及び車両数	6 8
5	漁港・港湾及び漁船	6 9
第 1 3	自主防災組織	
1	地区災害対策本部組織	7 0
2	地域防災組織	7 1
第 1 4	要配慮者利用施設対策	
1	要配慮者利用施設一覧（水害）	7 3
2	要配慮者利用施設一覧（土砂災害）	8 7
3	要配慮者利用施設一覧（津波災害）	8 8
第 1 5	水防関係	
1	土砂災害警戒区域等（急傾斜・土石流・地すべり）	8 9
2	山地災害危険区域（山腹崩壊・崩壊土砂流出・地すべり）	9 0
3	雨量観測局	9 0
4	水位観測局	9 2
5	防災重点農業用ため池	9 3
第 1 6	災害協定一覧	1 0 1
第 1 7	その他	
1	災害通報票様式	2 1 9
2	被害状況報告様式	2 2 0
3	緊急通行車両	2 2 3
4	り災証明	2 2 6
5	被災届出証明書	2 2 8
6	災害年報	2 2 9

第 1 防災組織関係

1. 出雲市防災会議条例

(平成 17 年出雲市条例第 310 号)

改正 平成 23 年 9 月 30 日条例第 112 号・平成 24 年 9 月 28 日条例第 47 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、出雲市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 出雲市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 出雲市水防計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 島根県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 島根県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部局の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めて任命する者
- 6 前項の委員の定数は、80 人以内とする。
- 7 第 5 項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係指定地方行政機関の職員、島根県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

附 則(平成 23 年 9 月 30 日条例第 112 号)

この条例は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 28 日条例第 47 号)

この条例は、公布の日から施行する。

2. 出雲市災害対策本部条例

(平成 17 年出雲市条例第 309 号)
改正 平成 24 年 9 月 28 日条例第 47 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、出雲市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部員(以下「本部員」という。)を指揮監督する。
2 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
3 本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
4 部長は、部の事務を掌理する。

(支部)

第 4 条 本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に支部を置くことができる。
2 支部に属すべき本部員(以下「支部員」という。)は、本部長が指名する。
3 支部に支部長を置き、本部長が指名する支部員がこれに当たる。
4 支部長は、支部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 5 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長及び本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 6 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 28 日条例第 47 号)

この条例は、公布の日から施行する。

3. 出雲市災害対策本部規程

(平成 17 年出雲市告示第 197 号)

改正 令和 3 年 8 月 1 日告示第 526 号 令和 5 年 3 月 31 日告示第 225 号

令和 6 年 5 月 31 日告示第 393 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、出雲市災害対策本部条例(平成 17 年出雲市条例第 309 号)に基づき、災害対策本部の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部の設置)

第 2 条 災害対策本部に次の部及び班等を置き、それぞれ業務を処理する。

防災安全部長

- (1) 危機管理の総括に関する事。
- (2) 市対策本部の設置と各部及び緊急対策チーム員との総合調整に関する事。
- (3) 出雲市防災会議に関する事。

事務局(総合調整担当)

- (1) 市対策本部及び市警戒本部の運営に関する事。
- (2) 緊急対策活動の集約及び総合調整に関する事。
- (3) 職員の動員及び配備計画の総合調整に関する事。
- (4) 防災行政無線の統制に関する事。
- (5) 自衛隊の派遣要請及び受入れに関する事。
- (6) 強制権の発動及び広域的な避難に関する事。
- (7) 本部長命令の伝達に関する事。
- (8) 国等の視察対応に関する事。
- (9) その他本部長の特命事項に関する事。
- (10) 出雲市危機管理推進会議、出雲市防災会議・出雲市国民保護協議会及び出雲市危機管理本部会議の開催に関する事。
- (11) 地区担当者の派遣、関係部及び支部本部からの支援職員の受入れ等に関する事。
- (12) 非常警備及び事件等に伴う犯罪・盗難等の防止に関する事。(警察連携)
- (13) 本部の庶務に関する事。

総務部 総務班

- (1) 事件等の緊急事態関連情報の収集及び伝達に関する事。
- (2) 応援協定に基づく他市への応援要請及び関係機関等への協力要請に関する事。
- (3) 島根県、その他関係機関等との情報受伝達及び各種報告に関する事。
- (4) 各部、支部、ライフライン機関、その他関係機関等との連絡調整に関する事。
- (5) 備蓄物資の活用に係る総合調整に関する事。
- (6) 通信機器等の保全に関する事。

- (7) 災害等臨時市民総合窓口の開設及び「緊急問い合わせ」に関すること。
- (8) 災証明に関すること。
- (9) 被災者台帳の作成に関すること。

総務部 人事班

- (1) 職員の非常招集に関すること。
- (2) 職員の動員状況の集約に関すること。
- (3) 職員の安否確認及び被災状況の集約に関すること。
- (4) 応援職員の確保及び配置に関すること。
- (5) 職員のローテーション計画に関すること。
- (6) 職員動員に伴う勤務条件等に関すること。
- (7) 公務災害補償に関すること。

総務部 庶務担当

- (1) 各部庶務担当共通事項
- (2) 他の班の所管に属さないこと。

総合政策部 情報広報・国際班(情報収集処理担当)

- (1) 各種情報の収集・整理・分析に関すること。
- (2) 整理分析した情報の総務班及び各班への伝達に関すること。
- (3) 外部防災関係機関の情報収集伝達に関すること。
- (4) 応援要請等、市本部報告資料の作成に関すること。

総合政策部 情報広報・国際班(広報報道担当)

- (1) 報道機関との連絡調整に関すること。
- (2) 事件等の緊急事態関連情報の発表に係る総合調整及び記者発表に関すること。
- (3) 報道機関からの情報収集に関すること。
- (4) 報道機関からの問い合わせ等の対応に関すること。
- (5) 記録写真に関すること。
- (6) 事件等の緊急事態情報等のソーシャル・ネットワーキング・サービス、ホームページ等による情報発信に関すること。

総合政策部 情報広報・国際班(国際担当)

- (1) 海外からの支援に係る連絡調整に関すること。
- (2) 外国人対応に関すること。
- (3) 外国語の通訳・翻訳関係に関すること。
- (4) 外国人の避難支援に関すること。

総合政策部 交通班

- (1) 交通関連情報の収集・発表及び交通各社との連絡調整に関すること。
- (2) 交通機関運行状況、代替輸送等の情報収集及び広報(ホームページ掲載等)に関すること。
- (3) 運行現場における被害状況の把握に関すること。
- (4) 避難用等応急輸送バス等の車両確保に関すること。
- (5) 運行路線安全(通行止め等)の確認に関すること。

総合政策部 秘書班

- (1) 本部長及び副本部長の秘書に関する事。
- (2) 見舞者の接遇に関する事。

総合政策部 庶務担当

- (1) 各部庶務担当共通事項
- (2) 部関連事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に関する事。
- (3) 部関係緊急対策の立案及び実施に関する事。

財政部 調査班

- (1) 被害調査の取りまとめに関する事。
- (2) 住家等被害状況の報告に関する事。
- (3) 被災者生活再建支援法に基づく調査に関する事。(住家被害認定調査等)

財政部 経理・車両・調達班(経理担当)

- (1) 事件等被災対策費の経理に関する事。
- (2) 対策本部で使用する物品の調達に関する事。
- (3) 被災時における国有財産等の無償貸付に関する事。
- (4) 災害救助法の適用に伴う事務に関する事。

財政部 経理・車両・調達班(車両・庁舎管理担当)

- (1) 民間自動車その他輸送手段の調達に関する事。
- (2) 市有自動車の配車に関する事。
- (3) 庁舎管理及び電話交換業務に関する事。
- (4) 庁舎の被害状況の把握に関する事。
- (5) 庁舎に係る緊急対策の立案及び実施に関する事。

財政部 経理・車両・調達班(調達担当)

- (1) 避難所等における食料など全ての物資の調達と保管搬送の調整に関する事。
- (2) 食料・救援物資等の受入れ、仕分け、保管配送の調整に関する事。

財政部 庶務担当

- (1) 各部庶務担当共通事項
- (2) 部関連事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に関する事。
- (3) 部関係緊急対策の立案及び実施に関する事。

健康福祉部、子ども未来部 避難所運営班

- (1) 避難所の選定・開設・管理運営全般に関する事。
- (2) 避難所の誘導及び駐車場整理に関する事。
- (3) 日本赤十字社、市社会福祉協議会、その他社会福祉団体との連絡調整に関する事。
- (4) 義援金の收受、配分に関する事。
- (5) 避難行動要支援者の避難に関する事。
- (6) 避難者の安全確保に関する事。
- (7) 障がい者・高齢者等の特別避難場所としての受入体制の確保に関する事。
- (8) 避難者の援護に関する事。

- (9) 避難者等からの要望調査に関する事。
- (10) 社会福祉施設・保育園等への防災情報の提供に関する事。
- (11) 避難所の状況に係る保健所(地域医療対策会議)への情報伝達に関する事。
- (12) 身元不明の遺体の処置に関する事。
- (13) その他所管事務に関する事。
- (14) 園児の避難等に関する事。

健康福祉部、子ども未来部 医療救護班(医療担当)

- (1) 医療機関の被害状況の把握に関する事。
- (2) 医療救護拠点、仮設救護所等の設置、管理運営及び運営状況の把握に関する事。
- (3) 診療可能医療機関の情報提供に関する事。
- (4) 患者の転院搬送に係る総合調整に関する事。
- (5) 医薬品等の補給に関する事。
- (6) 医療救護隊等の配備に関する事。
- (7) 医療機関等への防災情報の提供に関する事。
- (8) 医師会、歯科医師会及び薬剤師会との連絡調整に関する事。
- (9) 他都市医療応援職員及び医療ボランティアの受入れに関する事。

健康福祉部、子ども未来部 医療救護班(救護担当)

- (1) 遺体の検案に係る連絡調整に関する事。
- (2) 感染症対策及び防疫活動に係る連絡調整に関する事。
- (3) 防疫広報に関する事。
- (4) 他都市救護応援職員及び救護ボランティアの受入れに関する事。
- (5) 避難所等での保健指導に関する事。
- (6) 避難所での精神保健医療相談に関する事。

健康福祉部、子ども未来部 庶務担当

- (1) 各部庶務担当共通事項
- (2) 部関連事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に関する事。
- (3) 部関係緊急対策の立案及び実施に関する事。
- (4) 被災者に対する老人保健医療及び医療費助成の支払に関する事。
- (5) 福祉施設利用者の安全の確保に関する事。
- (6) 福祉施設利用者の援護に関する事。

市民文化部 ボランティア班

- (1) ボランティアの受入れ体制の確立並びに協力体制に係る情報収集及び連絡調整に関する事。
- (2) 地域住民組織との連絡調整に関する事。

市民文化部 ボランティア班(避難所運営班担当)

- (1) 避難所の管理運営に関する事。

市民文化部 避難広報班

- (1) 避難広報(広報車)及び誘導に関する事。

(2) 避難所及び避難者への情報提供に関すること。

市民文化部 避難広報班(避難所運営班担当)

(1) 避難所の管理運営に関すること。

市民文化部 庶務担当

(1) 各部庶務担当共通事項

(2) 部関連事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に関すること。

(3) 部関係緊急対策の立案及び実施に関すること。

環境エネルギー部 環境・衛生班

(1) 清掃整理及び発災に伴う廃棄物の処理に関すること。

(2) 消毒の実施及び衛生に係る連絡調整に関すること。

(3) 防疫用薬剤、器材等の調達に関すること。

環境エネルギー部 環境・衛生班(斎場担当)

(1) 火葬及び焼骨の仮収蔵計画に関すること。

(2) 墓地の管理保全に関すること。

(3) 遺体安置所の運営状況の把握に関すること。

環境エネルギー部 環境・衛生班(避難所運営班担当)

(1) 避難所の管理運営に関すること。

環境エネルギー部 庶務担当

(1) 各部庶務担当共通事項

(2) 部関連事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に関すること。

(3) 部関係緊急対策の立案及び実施に関すること。

商工振興部、観光交流部 商工観光班

(1) 商業、工業、観光施設関係等の被害状況の把握に関すること。

(2) 商業、工業、観光施設関係等に係る緊急対策の立案及び実施に関すること。

(3) 商業、工業、観光関係の住民相談対応に関すること。

商工振興部、観光交流部 商工観光班(避難所運営班担当)

(1) 避難所の管理運営に関すること。

商工振興部、観光交流部 庶務担当

(1) 各部庶務担当共通事項

(2) 部関連事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に関すること。

(3) 部関係緊急対策の立案及び実施に関すること。

農林水産部 農林水産班

(1) 農業、林業、水産業関係等の被害状況の把握に関すること。

(2) 農業、林業、水産業関係等に係る緊急対策の立案及び実施に関すること。

(3) 農業、林業、水産業関係の住民相談対応に関すること。

農林水産部 庶務担当

(1) 各部庶務担当共通事項

(2) 部関連事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に関すること。

- (3) 部関係緊急対策の立案及び実施に関すること。

都市建設部 道路河川班

- (1) 道路、河川、橋梁、水路等の被害状況の把握に関すること。
- (2) 道路、河川、橋梁、水路、調整池等に係る緊急対策の立案及び実施に関すること。
- (3) 応急対策用資材の調達に関すること。
- (4) 関係官公署との連絡調整に関すること。

都市建設部 建築班

- (1) 市有建物の被害状況の把握に関すること。
- (2) 市有建物に係る緊急対策の立案及び実施に関すること。
- (3) 応急対策用資材の調達に関すること。
- (4) 応急仮設住宅に関すること。
- (5) 建物危険度判定の実施並びに建物及び市営住宅相談対応に関すること。
- (6) 応急危険度判定士の受入れ及び組織編制に関すること。
- (7) 被災者生活再建支援法に基づく調査に関すること。
- (8) 公園緑地等の被害状況の把握に関すること。
- (9) 公園緑地等に係る緊急対策の立案及び実施に関すること。
- (10) 宅地に係る被害情報の収集に関すること。
- (11) 宅地判定士及び判定調査員の受入れ及び組織編制に関すること。
- (12) 宅地危険度判定の実施及び住民相談対応に関すること。

都市建設部 庶務担当

- (1) 各部庶務担当共通事項
- (2) 部関連事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に関すること。
- (3) 部関係緊急対策の立案及び実施に関すること。

上下水道部 水道班

- (1) 水道施設関係等の被害状況の把握に関すること。
- (2) 水道施設関係等に係る緊急対策の立案及び実施に関すること。
- (3) 水道関係の住民相談対応に関すること。
- (4) 応急給水計画の総合調整に関すること。
- (5) 被害地区及び給水不能地区への応急給水に関すること。
- (6) 配水施設の監視、応急修理及び復旧に関すること。
- (7) 市内配水施設等の漏水及び調査に関すること。
- (8) 復旧資材(備蓄資材)等の調達・保管に関すること。
- (9) 取水、導水、浄水及び送水量の確保並びに調達に関すること。
- (10) 水質の検査に関すること。
- (11) 水質の情報収集に関すること。

上下水道部 下水道班

- (1) 下水道施設の被害状況の調査把握に関すること。
- (2) 下水道施設に係る緊急対策の立案及び実施に関すること。

- (3) 下水道台帳の確保に関すること。

上下水道部 庶務担当

- (1) 各部庶務担当共通事項
- (2) 事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に関すること。
- (3) 他都市等への協力要請に関すること。
- (4) 緊急対策活動の広報及び報道機関との連絡に関すること。
- (5) 自動車の調達に関すること。
- (6) 部関連の施設の監視、応急修理及び復旧に関すること。
- (7) 他の班の所管に属さないこと。

教育部 教育班

- (1) 教育施設関係等の被害状況の把握に関すること。
- (2) 教育施設関係等に係る緊急対策の立案及び実施に関すること。
- (3) 教育関係の住民相談対応に関すること。
- (4) 児童・生徒の避難等に関すること。
- (5) 災害時の応急教育に関すること。
- (6) 島根県教育委員会等の関係教育機関等への報告及び連絡調整に関すること。
- (7) 学校施設等への防災情報の提供に関すること。

教育部 教育班(避難所運営班担当)

- (1) 避難所の管理運営に関すること。

教育部 避難所運営支援班

- (1) 生活必需品の把握及び配給に関すること。
- (2) 食料の配給及び炊出しに関すること。

教育部 避難所運営支援班(避難所運営班担当)

- (1) 避難所の管理運営に関すること。

教育部 庶務担当

- (1) 各部庶務担当共通事項
- (2) 事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に関すること。
- (3) 他の班の所管に属さないこと。

医療部 医療班

- (1) 他の医療機関との連絡調整に関すること。
- (2) 総合医療センターにおける災害対応医療に関すること。
- (3) 医療関連情報の収集及び情報提供に関すること。
- (4) 医薬品、器材等の調達に関すること。
- (5) 病院施設内の安全確保及び施設の機能保全に関すること。
- (6) 入院患者、負傷者等の安全確保に関すること。
- (7) 遺体の検案処理に係る連絡調整に関すること。

医療部 庶務担当

- (1) 各部庶務担当共通事項

- (2) 事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に関すること。

消防部 消防本部

- (1) 消防本部の設置及び運営に関すること。
- (2) 消防本部の庶務に関すること。
- (3) 消防活動に関すること。
- (4) 避難誘導に関すること。
- (5) 救助活動に関すること。
- (6) 救急活動に関すること。
- (7) 火災に関する気象情報の収集及び伝達に関すること。
- (8) 火災警報の発令に関すること。
- (9) 警戒巡視に関すること。
- (10) 消防団に関すること。
- (11) 消防(水防)団の出動及び活動に関すること。
- (12) 消防本部長及び副本部長の伝令に関すること。
- (13) 災害救助法適用時における事務の実施に関すること。
- (14) 部内各班の連絡調整に関すること。
- (15) 本部、支部本部、その他関係機関等との連絡調整に関すること。
- (16) 事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に関すること。
- (17) 部関連被害状況の集約に関すること。
- (18) 部緊急対策活動の集約に関すること。
- (19) 消防隊等の指揮及び運用に関すること。
- (20) 各種情報に基づく消防力判断に関すること。
- (21) 部内職員の動員に関すること。
- (22) 職員等の安否確認及びり災状況の把握に関すること。
- (23) 所管施設の管理保全に関すること。
- (24) 他都市等への協力要請に関すること。
- (25) 記録写真に関すること。
- (26) 危険物施設の被害状況の把握及び応急措置指導に関すること。
- (27) 応急計画対象物の被害状況の把握及び応急措置指導に関すること。
- (28) 部関連の施設の監視、応急修理及び復旧に関すること。
- (29) 車両及び資機材の整備及び応急修理に関すること。
- (30) 燃料の確保に関すること。
- (31) 人員及び資機材の輸送に関すること。
- (32) 他の班の所管に属さないこと。
- (33) その他特命事項に関すること。

消防部 消防署

- (1) 消防活動に関すること。
- (2) 避難誘導に関すること(総務班の支援)。

- (3) 救助活動に関すること。
- (4) 救急活動に関すること。
- (5) 火災に関する気象情報の収集及び伝達に関すること。
- (6) 警戒巡視に関すること。
- (7) 水防活動に関すること。
- (8) 避難広報に関すること。
- (9) 消防(水防)団の出動及び活動に関すること。

消防部 消(水)防団

- (1) 消防活動に関すること。
- (2) 水防活動に関すること。
- (3) 避難広報に関すること。
- (4) 避難誘導に関すること。(避難所運営班・教育班の支援)
- (5) 救助活動に関すること。
- (6) 警戒巡視に関すること。

消防部 庶務担当

- (1) 各部庶務担当共通事項
- (2) 事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に関すること。

各部庶務担当共通事項

- (1) 部の庶務に関すること。
- (2) 本部各班及び支部本部との連絡に関すること。
- (3) 本部、その他関係機関等との連絡に関すること。
- (4) 部職員の動員に関すること。
- (5) 部職員等の安否確認及びり災状況の把握に関すること。
- (6) 部関連被害状況の集約に関すること。
- (7) 部緊急対策活動の集約に関すること。
- (8) 所管施設の管理保全に関すること。
- (9) その他特命事項に関すること。

現地対策本部

- (1) 現地の被害状況の把握及び本部への連絡に関すること。
- (2) 現地の災害対策への協力に関すること。

支部対策本部

- (1) 支部災害対策本部の災害対策に関すること。
- (2) 本部との連携に関すること。

支部対策本部 総務班(総務関係)

- (1) 支部災害対策の総括
- (2) 災害対策本部(本庁)・各班・自主防災組織との連絡調整に関すること。
- (3) 指揮司令の伝達に関すること。
- (4) 地区担当者に関すること。

- (5) 情報収集・広報活動(避難広報含む。)に関する事。
- (6) 職員の非常招集並びに応援職員の確保及び配置に関する事。
- (7) 避難所の開錠に関する事。
- (8) 市有自動車の配車に関する事。
- (9) 被害調査の取りまとめ・報告に関する事。
- (10) り災証明に関する事。

支部対策本部 市民福祉班(市民福祉関係)

- (1) 避難所等への物資の搬送に関する事。
- (2) 災害対策本部支部で使用する物品の調達に関する事(初動時)。
- (3) 避難所の管理運営全般に関する事(初動時)。
- (4) 避難所の誘導及び駐車場整理に関する事(初動時)。

(構成)

第3条 災害対策本部の構成は、次のとおりとする。

本部長 1人

副本部長 若干人

本部付 若干人

部長 若干人

副部長 若干人

班長 若干人

部員 若干人

2 災害対策本部は、別表のとおり編成する。

附 則

この規程は、平成17年3月22日から施行する。

附 則(令和3年8月1日告示第526号)

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日告示第225号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年5月31日告示第393号)

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

4. 出雲市新型インフルエンザ等対策本部条例

(平成 25 年出雲市条例第 23 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。)第 37 条において準用する法第 26 条の規定に基づき、出雲市新型インフルエンザ等対策本部(以下「対策本部」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)は市長とし、対策本部の事務を総括する。

2 対策本部に新型インフルエンザ等対策副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、副市長の職にある者をもって充てる。副本部長は、本部長を補佐し、対策本部の事務を整理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員(以下「本部員」という。)は、次に掲げる者をもって充てる。本部員は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

(1) 教育委員会教育長

(2) 消防本部消防長

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が市職員のうちから任命する者

4 対策本部に前項に規定する職員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議(以下「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第 35 条第 4 項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 2 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する(平成 25 年 4 月 13 日)。

出雲市防災会議及び出雲市国民保護協議会（出雲市危機管理推進会議）委員名簿

令和7年4月1日現在

区分	団体名・機関名及び役職	委員氏名
会長	出雲市長	飯塚 俊之
議会	出雲市議会 議長	伊藤 繁満
	出雲市議会 総務委員長	長廻 利行
	出雲市議会 建設農林水産委員長	萬代 輝正
専門委員	(出雲市国民保護協議会) 陸上自衛隊第13偵察戦闘大隊 大隊長	小松 大助
	(出雲市防災会議及び出雲市危機管理推進会議) 陸上自衛隊第13偵察戦闘大隊 戦闘中隊長	横井 健司
指定地方行政機関	境海上保安部 部長	松本 実
	国土交通省出雲河川事務所 所長	兒子 真也
	国土交通省松江国道事務所 出雲維持出張所 所長	北脇 大
	松江地方気象台 次長	久家 好夫
行政機関	島根県東部県民センター出雲事務所 事務所長	西原 茂
	島根県出雲県土整備事務所 所長	小村 武彦
	島根県東部農林水産振興センター出雲事務所 所長	石井 満彦
	島根県出雲保健所 所長	杉谷 亮
	島根県出雲空港管理事務所 所長	藤原 繁智
警察	出雲警察署 署長	遠藤 敦生
指定公共機関及び指定地方公共機関	日本郵便株式会社 出雲郵便局 局長	金邊 章伸
	西日本旅客鉄道株式会社 中国統括本部出雲市駅駅長	島 充
	西日本電信電話株式会社 島根支店 支店長	福島 悦子
	中国電力ネットワーク株式会社 出雲ネットワークセンター 所長	柴田 研司
	中国電力株式会社 島根原子力発電所 所長	岩崎 晃
	日本赤十字社島根県支部 看護師	岩谷ゆかり
	西日本高速道路株式会社 中国支社 松江高速道路事務所 所長	瀬戸口 雄二
	一般社団法人 出雲医師会 会長	芦沢 隆夫
	公益社団法人 島根県看護協会 常任理事	田中 真美
	一畑電車株式会社 代表取締役専務	谷口 学
	出雲ガス株式会社 代表取締役社長	森山 恵介
	公共的団体	出雲ケーブルビジョン株式会社 課長
ひらたCATV株式会社 専務取締役		松浦 剛司
一般社団法人 島根県LPガス協会 出雲支部 支部長		足立 和久
島根県農業協同組合 出雲地区本部 常務理事本部長		珍部 誠
島根県農業協同組合 斐川地区本部 常務理事本部長		山根 善治
出雲商工会議所 女性会会長		野井 美香
平田商工会議所 会頭		石原 俊太郎
出雲商工会 会長		山崎 茂樹
斐川町商工会 会長		植田 登志雄
漁業協同組合 J F しまね 平田支所 業務課長		金築 淳
漁業協同組合 J F しまね 大社支所 支所長		青山 博之
島根県トラック協会 出雲支部 支部長		糸賀 優

区分	団体名・機関名及び役職	委員氏名
公共的団体	一般社団法人 出雲市建設業協会 会長	福代 明正
	出雲市社会福祉協議会 会長	渡部 英二
	出雲市総合ボランティアセンター センター長	石橋 健一
	出雲ホテル連絡協議会 副会長	武志 俊太郎
	株式会社エフエムいずも 代表取締役	菊地 栄美子
	出雲市防災安全協会 副会長	梶谷 智
	出雲地域自治協会連絡協議会 会長	濱 富美男
	平田地域自治協会連合会 会長	高橋 研
	佐田自治協会 会長	糸賀 元次
	多伎地域自治協会連合会 会長	山西 哲郎
	湖陵町区会連合会 会長	吉田 肇
	大社地域自治協会連合会 会長	松本 俊憲
	斐川地域自治協会連合会 会長	高田 茂明
	出雲市連合婦人会 会長	浅津 知子
出雲市女性防火・防災クラブ連合会 会長	和泉 初枝	
出雲市男女共同参画センター 所長	森脇 都多江	
消防団	出雲市消防団 団長	川上 浩生
	出雲市消防団 副団長	濱村 知之
	出雲市消防団 副団長	福間 隆
	出雲市消防団 副団長	渡部 勇作
	出雲市消防団 副団長	佐野 薫
	出雲市消防団 副団長	藤原 永次
	出雲市消防団 副団長	足立 英富
	出雲市消防団 女性部長	唐木 聖子
教育	出雲市教育委員会 教育長	杉谷 学
消防	出雲市消防本部 消防長	矢野 和彦
出雲市	出雲市 副市長	伊藤 功
	出雲市 健康福祉部長	安食 和彦
	出雲市 農林水産部長	三代 均
	出雲市 都市建設部長	三代 正幸
	出雲市 上下水道事業管理者	藤原 英博
	出雲市立総合医療センター 病院事業管理者	杉山 章
	出雲市 福祉推進課課長補佐	山本 好美
	出雲市 子ども家庭相談室長	今若 眞未
	出雲市 健康増進課主査	堀江 都
	出雲市 環境政策課係長	岩浅 郁子
	出雲市 財政課課長補佐	飯國 香織
出雲市 市民活動支援課係長	河上 紀子	
出雲市 人事課課長補佐	前田 麻乃	

第2 防災施設・資材・器材関係

(出雲市消防本部：防災安全課：地区災害対策本部)

1. 消防施設・資材・器材

(1) 出雲市消防本部

(令和7年4月1日現在)

種別	数	種別	数
消防職員数	235人 (条例定数)	救助工作車	2台
無線施設数 (アナログ)	基地 1局 移動 12局	救急自動車	14台
		消防指令車	7台
		広報査察車	4台
無線施設数 (デジタル)	基地 3局 半固定局 7局 移動 117局	水防防災車	2台
		小型動力ポンプ	10台
普通ポンプ自動車	8台	緊急自動二輪車(赤バイ)	3台
水槽付ポンプ自動車	4台	資機材運搬車	4台
はしご付消防自動車(35m)	1台	燃料補給車	1台
化学消防ポンプ自動車	2台		

(2) 出雲市消防団

(令和7年4月1日現在)

地域	消防団員 (人)	防火水槽 (箇所)	消火栓 (箇所)	コミュニティ 消防 センター	小型動力 ポンプ付 積載車	普通 ポンプ 自動車	小型 動力 ポンプ
団本部	45	—	—	—	—	—	—
出雲	417	202 〔 40 m ³ 以上 198 40 m ³ 未満 4 〕	948	34施設	33台	1台	38台
平田	327	312 〔 40 m ³ 以上 60 40 m ³ 未満 252 〕	388	12施設	27台		29台
佐田	122	92 〔 40 m ³ 以上 37 40 m ³ 未満 55 〕	93	10施設	10台		11台
多伎	75	50 〔 40 m ³ 以上 39 40 m ³ 未満 11 〕	124	2施設	7台		9台
湖陵	56	82 〔 40 m ³ 以上 74 40 m ³ 未満 8 〕	85	1施設	4台		6台

大 社	171	121 $\left(\begin{array}{l} 40 \text{ m}^3 \text{以上} \quad 52 \\ 40 \text{ m}^3 \text{未満} \quad 69 \end{array} \right)$	354	5施設	17台		19台
斐 川	198	43 $\left(\begin{array}{l} 40 \text{ m}^3 \text{以上} \quad 38 \\ 40 \text{ m}^3 \text{未満} \quad 5 \end{array} \right)$	659	18施設	17台	2台	18台
合 計	1,411	902 $\left(\begin{array}{l} 40 \text{ m}^3 \text{以上} \quad 498 \\ 40 \text{ m}^3 \text{未満} \quad 404 \end{array} \right)$	2,651	82施設	115台	3台	130台

2. 水防倉庫（防災安全課）

斐伊川

水防倉庫名	所 在 地
上津	上島町
大津	大津町
川跡	武志町
北山	西林木町
西代防災備蓄倉庫	西代町
西代	西代町
灘分防災倉庫	灘分町
灘分小学校西	灘分町
上阿宮	斐川町阿宮
下阿宮	斐川町阿宮
剣先	斐川町出西
井上	斐川町鳥井
原鹿	斐川町原鹿
湖岸	斐川町黒目
中央	斐川町荘原

神戸川

水防倉庫名	所 在 地
乙立	乙立町
朝山	馬木町
塩冶	上塩冶町
古志	古志町
高松	高松町
神門	下古志町
神西	東神西町
長浜	荒茅町
妙見	西園町
稗原	稗原町
八幡原	佐田町八幡原
須佐	佐田町須佐

その他

水防倉庫名	所 在 地
多伎シーサイド	多伎町小田
湖陵	湖陵町二部
多伎	多伎町口田儀
今市	今市町
四絡	小山町
高浜	平野町
遙堪	大社町遙堪
旧出雲体育館	今市町北本町

第3 通信情報関係

1. 防災行政無線屋外拡声子局設置場所等一覧

令和7年4月1日現在

No.	屋外拡声子局名	設置場所	設置年度
1	出雲市役所本庁舎	今市町70番地	令和2年度
2	今市コミュニティセンター	今市町1578番地2	令和6年度
3	大津コミュニティセンター	大津町1727番地5	令和6年度
4	大津(弥生の森)	大津町2760番地先	令和6年度
5	塩冶コミュニティセンター	塩冶町803番地2	令和6年度
6	塩冶有原(天神北公園)	塩冶有原町1丁目70番地1	令和6年度
7	古志コミュニティセンター	古志町1122番地6	令和6年度
8	古志(上新宮)	古志町3103番地	令和6年度
9	高松コミュニティセンター	松寄下町761番地1	令和6年度
10	浜(砂子田)	浜町505番地先	令和6年度
11	四絡コミュニティセンター	小山町650番地21	令和6年度
12	日下(北稜)	日下町413番地	令和6年度
13	高浜コミュニティセンター	平野町1183番地	令和6年度
14	川跡コミュニティセンター	荻杼町211番地	令和6年度
15	鳶巣コミュニティセンター	東林木町890番地4	令和6年度
16	西谷	西谷町631番地先	令和6年度
17	上津コミュニティセンター	上島町1031番地	令和6年度
18	上島(和久輪)	上島町2991番地5	令和6年度
19	船津(原)	船津町915番地1先	令和6年度
20	野尻(宮本)	野尻町1288番地14	令和6年度
21	稗原(鐘築)	稗原町2158番地1	令和6年度
22	稗原コミュニティセンター	稗原町2859番地	令和6年度
23	朝山(上朝山)	朝山町978番地	令和6年度
24	朝山コミュニティセンター	所原町185番地	令和6年度
25	所原(宇和佐)	所原町1642番地2	令和6年度
26	乙立(見田原公会堂)	乙立町438番地	令和6年度
27	乙立コミュニティセンター	乙立町3163番地	令和6年度
28	神門コミュニティセンター	知井宮町801番地1	令和6年度
29	東神西(麓)	東神西町465番地4先	令和6年度
30	神西コミュニティセンター	神西沖町447番地	令和6年度
31	荒茅(夫婦橋南詰)	荒茅町1866番地1	令和6年度
32	西園(高見)	西園町4090番地35	令和6年度
33	長浜コミュニティセンター	長浜町514番地11	令和6年度
34	平田(大倉)	平田町911番地	令和6年度
35	灘分コミュニティセンター	灘分町1933番地	令和6年度
36	灘分(下出来洲)	灘分町2435番地	令和6年度
37	美談(美談コミュニティセンター)	美談町865番地8	令和6年度
38	国富コミュニティセンター	国富町867番地	令和6年度
39	西田コミュニティセンター	万田町692番地	令和6年度
40	奥宇賀(和田)	奥宇賀町696番地先	令和6年度

No.	屋外拡声子局名	設置場所	設置年度
41	鰐淵コミュニティセンター	河下町720番地1	令和6年度
42	唐川(お茶の里唐川館)	唐川町232番地	令和6年度
43	別所(東の谷)	別所町12番地3	令和6年度
44	猪目(猪目交流センター)	猪目町425番地1	令和6年度
45	久多美コミュニティセンター	東郷町175番地	令和6年度
46	野石谷(市道平田松江幹線沿い)	野石谷町470番地2	令和6年度
47	多久谷(奥上)	多久谷町744番地先	令和6年度
48	檜山コミュニティセンター	多久町10番地	令和6年度
49	東コミュニティセンター	鹿園寺49番地3	令和6年度
50	小境(坂下付近)	小境町1261番地7	令和6年度
51	十六島(十六島公園緑地広場)	十六島町1342番地5	令和6年度
52	北浜コミュニティセンター	十六島町1851番地1	令和6年度
53	釜浦(釜浦漁港)	釜浦町249番地2	令和6年度
54	塩津(市道塩津小谷線沿い)	塩津町500番地先	令和6年度
55	美保(上町)	美保町926番地3	令和6年度
56	三津(三津水産センター)	三津町146番地7	令和6年度
57	小伊津(小伊津漁港)	小伊津町469番地先	令和6年度
58	坂浦(竹の上三叉路県道沿い)	坂浦町254番地	令和6年度
59	佐香コミュニティセンター	坂浦町3601番地	令和6年度
60	地合(東地合)	地合町464番地3	令和6年度
61	地合(西地合)	地合町1050番地5	令和6年度
62	伊野コミュニティセンター	野郷町492番地5	令和6年度
63	美野(消防格納庫横)	美野町541番地1	令和6年度
64	朝原(あさかぜ会館)	佐田町朝原594番地11	令和6年度
65	須佐(潮の井荘)	佐田町須佐749番地5	令和6年度
66	須佐(須佐小学校)	佐田町須佐1145番地4	令和6年度
67	原田(原田公民館)	佐田町原田109番地1	令和6年度
68	大呂(大呂交流会館)	佐田町大呂207番地	令和6年度
69	西山中(御幡なかよし会館)	佐田町大呂1005番地1	令和6年度
70	反邊(佐田行政センター)	佐田町反邊1747番地6	令和6年度
71	西山中(吉野公民館)	佐田町吉野233番地	令和6年度
72	窪田町(やすらぎ館)	佐田町一窪田1238番地	令和6年度
73	窪田中央(窪田中央会館)	佐田町一窪田1988番地1	令和6年度
74	毛津(ふれあい会館毛津の郷)	佐田町毛津466番地2	令和6年度
75	佐津目(下佐津目公民館)	佐田町佐津目640番地1	令和6年度
76	橋波(橋波ふるさと館)	佐田町下橋波31番地	令和6年度
77	八幡原川(窪田コミュニティセンター)	佐田町八幡原494番地	令和6年度
78	奥田儀(奥田儀センター)	多伎町奥田儀589番地1	令和6年度
79	口田儀(東本町消防ポンプ格納庫)	多伎町口田儀633番地	令和6年度
80	口田儀(鶴見会館)	多伎町口田儀905番地2	令和6年度
81	口田儀(旧田儀小学校)	多伎町口田儀980番地2	令和6年度
82	口田儀(中郷産業文化センター)	多伎町口田儀1537番地10	令和6年度
83	小田(多伎行政センター)	多伎町小田74番地1	令和6年度

No.	屋外拡声子局名	設置場所	設置年度
84	小田(小田西会館)	多伎町小田966番地1	令和6年度
85	小田(旧道会館)	多伎町小田538番地	令和6年度
86	小田(頭名会館)	多伎町小田1780番地1	令和6年度
87	多岐(多伎中学校)	多伎町多岐783番地1	令和6年度
88	久村(三葉文化センター)	多伎町久村1240番地2	令和6年度
89	久村(多伎勤労者体育センター)	多伎町久村1341番地1	令和6年度
90	畑村(畑村公民館)	湖陵町畑村372番地4	令和6年度
91	常楽寺(常楽寺公民館)	湖陵町常楽寺453番地1	令和6年度
92	三部(三部児童公園)	湖陵町三部603番地1	令和6年度
93	二部(姉谷公民館)	湖陵町二部761番地2	令和6年度
94	二部(湖陵行政センター)	湖陵町二部1320番地	令和6年度
95	二部(後谷公民館)	湖陵町二部2023番地	令和6年度
96	大池(水上)	湖陵町大池655番地7先	令和6年度
97	大池(大池公民館)	湖陵町大池1599番地1	令和6年度
98	板津(湖陵体育センター)	湖陵町板津137番地1	令和6年度
99	差海(差海児童公園)	湖陵町差海930番地	令和6年度
100	差海(川向なかよし広場)	湖陵町差海1680番地	令和6年度
101	杵築南(神門通交通広場)	大社町杵築南878番地3	令和2年度
102	大社コミュニティセンター	大社町杵築南1051番地1	令和6年度
103	杵築北(稲佐の浜)	大社町杵築北2967番地3	令和2年度
104	荒木コミュニティセンター	大社町北荒木389番地2	令和6年度
105	修理免(原町広場)	大社町修理免361番地2	令和6年度
106	遙堪コミュニティセンター	大社町遙堪359番地2	令和6年度
107	日御碕(日御碕宮前)	大社町日御碕501番地1	令和6年度
108	日御碕(中山公園)	大社町日御碕997番地先	令和6年度
109	日御碕コミュニティセンター	大社町宇龍338番地3	令和6年度
110	鷺浦(鷺浦漁港)	大社町鷺浦388番地2	令和6年度
111	鵜峠(鵜峠漁港)	大社町鵜峠699番地5	令和6年度
112	学頭(四季荘)	斐川町学頭1369番地	令和2年度
113	出雲市役所斐川行政センター	斐川町荘原2172番地	令和2年度
114	荘原コミュニティセンター	斐川町荘原3835番地	令和2年度
115	神庭(荘原小学校)	斐川町神庭273番地	令和2年度
116	三絡(武部東西公園)	斐川町三絡413番地1	令和2年度
117	上庄原(南田波公民館)	斐川町上庄原441番地2	令和2年度
118	神氷(氷室地区研修館)	斐川町神氷862番地1	令和2年度
119	出西コミュニティセンター	斐川町求院965番地	令和2年度
120	阿宮(上阿宮第一研修センター)	斐川町阿宮388番地12	令和2年度
121	阿宮(原組公民館)	斐川町阿宮1850番地	令和2年度
122	阿宮コミュニティセンター	斐川町阿宮2323番地2	令和2年度
123	富村(西野小学校)	斐川町富村559番地	令和2年度
124	伊波野コミュニティセンター	斐川町富村748番地	令和2年度
125	名島(伊波野三部コミュニティ消防センター)	斐川町名島529番地5	令和2年度

No.	屋外拡声子局名	設置場所	設置年度
126	上直江(アクティィーひかわ)	斐川町上直江2469番地	令和2年度
127	直江(斐川西中学校)	斐川町直江4083番地	令和2年度
128	直江コミュニティセンター	斐川町直江4865番地1	令和2年度
129	久木コミュニティセンター	斐川町福富2番地13	令和2年度
130	原鹿(井原研修センター)	斐川町原鹿1942番地	令和2年度
131	今在家(今在家農業ホール)	斐川町今在家1246番地	令和2年度
132	沖洲(瑞穂公民館)	斐川町沖洲1771番地1	令和2年度
133	中洲(中州上組公民館)	斐川町中洲77番地	令和2年度
134	三分市(出東小学校)	斐川町三分市1076番地	令和2年度
135	出東コミュニティセンター	斐川町三分市2060番地1	令和2年度
136	坂田(土手町公民館)	斐川町坂田1072番地	令和2年度

2. 市広報車 (スピーカーあり)

〈令和7年4月1日現在〉

所 属	台数	備 考
本庁・防災安全課	1台	原子力防災車
本庁・管財契約課	3台	No.43、No.71、やまびこ号
上下水道局	3台	No. 61-40、No. 71-32、No. 18-31
平田行政センター・地域振興課	2台	マグネット取付式
東部上下水道事務所	1台	No. 67-34
佐田行政センター・市民サービス課	1台	マグネット取付式
湖陵行政センター・市民サービス課	1台	No.4-9号
西部上下水道事務所	1台	No. 28-98
大社行政センター・市民サービス課	1台	No.5-5号
斐川行政センター・地域振興課	1台	No.46号
計	15台	

3. 車載スピーカー

〈令和7年4月1日現在〉

所 属	台数	備 考
本庁・防災安全課	3台	

第4 避難所関係

1. 指定緊急避難場所 (令和7年5月時点)

【出雲地域】102か所

災害適用性判定凡例

○…適用性あり ▼…浸水想定区域内施設 ◆…土砂災害警戒区域内施設
■…耐震設計基準外 ▲…津波浸水想定区域内施設

立地地区	避難所施設名称	所在地	災害適用性の判定				
			地震	水害	土砂災害	津波	
			判定	判定	判定	判定	
今市	出雲高等学校	今市町1800	○	○	○	○	
	今市小学校	今市町北本町2丁目1-1	○	▼	○	○	
	JALまね 出雲地区本部	今市町106-1	○	▼	○	○	
	サン・アビリティーズいずも	今市町北本町3丁目1-20	○	▼	○	○	
	今市コミュニティセンター	今市町1578-2	○	▼	○	○	
	出雲だんだん広場	今市町70	○	▼	○	○	
	出雲科学館	今市町1900-2	○	○	○	○	
	ビッグハート出雲	駅南町1丁目5	○	▼	○	○	
	パルメイト出雲	今市町2065	○	▼	○	○	
	出雲医療看護専門学校	今市町1151-1	○	▼	○	○	
	一の谷公園	今市町2010-1	○	○	○	○	
	今市幼稚園園庭	今市町1205	○	▼	○	○	
	二京町公園	今市町556-10	○	○	○	○	
	新町児童公園	今市町828-2	○	▼	○	○	
	北本町中央公園	今市町北本町3丁目1-5	○	▼	○	○	
	北本町東公園	今市町北本町4丁目4-7	○	▼	○	○	
	出雲市駅北口広場公園	駅北町3	○	▼	○	○	
	出雲市駅南口広場公園	駅南町1-4	○	▼	○	○	
	大津	第一中学校	大津町2214	○	○	○	○
		出雲商業高等学校	大津町2525	○	○	○	○
大津コミュニティセンター		大津町1727-5	○	▼	○	○	
出雲弥生の森博物館		大津町2760	○	○	○	○	
大津小学校		大津町373-1	○	▼	○	○	
出雲中央図書館		大津町1134	○	▼	○	○	
島根県出雲合同庁舎		大津町1139	○	▼	○	○	
くすのき広場		大津町2096-1	○	▼	○	○	
新崎北公園		大津新崎町2丁目21	○	▼	○	○	
新崎南公園		大津新崎町4丁目40	○	▼	○	○	
新崎わかば公園		大津新崎町7丁目65	○	▼	○	○	
朝倉中央公園		大津朝倉町2丁目2-5	○	▼	○	○	
朝倉南公園		大津朝倉町1丁目5-7	○	▼	○	○	
塩治		出雲市民会館	塩治有原町2丁目15	○	▼	○	○
	出雲工業高等学校	上塩治町420	○	○	◆	○	
	第二中学校	塩治町1501	○	▼	○	○	
	塩治小学校	塩治町677	○	▼	○	○	
	出雲市隣保館	上塩治町2657-1	○	○	○	○	
	塩治幼稚園	塩治町900	○	▼	○	○	
	塩治コミュニティセンター	塩治町803-2	○	▼	○	○	
	島根大学医学部グラウンド	塩治町89-1	○				

災害適用性判定凡例

- …適用性あり ▼…浸水想定区域内施設 ◆…土砂災害警戒区域内施設
 ■…耐震設計基準外 ▲…津波浸水想定区域内施設

【出雲地域】

立地地区	避難所施設名称	所在地	災害適用性の判定			
			地震	水害	土砂災害	津波
			判定	判定	判定	判定
塩 治	上塩治スポーツセンター	上塩治町2055-2	○	○	○	○
	高西公園	塩治有原町5丁目34	○	▼	○	○
	海上西公園	塩治有原町3丁目20	○	▼	○	○
古 志	古志幼稚園	古志町1949	○	○	○	○
	古志コミュニティセンター	古志町1122-6	○	▼	○	○
	古志スポーツセンター	古志町1955	○	○	○	○
高 松	高松小学校	松寄下町724	○	▼	○	○
	高松コミュニティセンター	松寄下町761-1	○	▼	○	○
	出雲農林高等学校	下横町950	○	▼	○	○
	浜山中学校	松寄下町1674	○	▼	○	○
四 絡	四絡小学校	大塚町821-3	○	▼	○	○
	四絡コミュニティセンター	小山町650-21	○	▼	○	○
	出雲健康公園	矢野町999	○	○	○	○
	第三中学校	大塚町1161	○	▼	○	○
	おおつか保育園	大塚町790-1	○	▼	○	○
	ゆめタウン出雲駐車場、フロア(営業時間中)	大塚町650-1	○	○	○	○
	小山団地西児童公園	小山町431-5	○	▼	○	○
	イオンモール出雲駐車場	渡橋町1066	○	○	○	○
	有原児童公園	渡橋町1184	○	▼	○	○
	小山南児童公園	小山町260-46	○	▼	○	○
	姫原西公園	姫原1丁目4-4	○	▼	○	○
	姫原中央公園	姫原1丁目8-4	○	▼	○	○
	姫原南公園	姫原2丁目2-1	○	▼	○	○
	姫原北公園	姫原4-4-1	○	▼	○	○
高 浜	高浜小学校	里方町108	○	▼	○	○
	高浜コミュニティセンター	平野町1183	○	▼	○	○
川 跡	川跡幼稚園	稲岡町24-1	○	▼	○	○
	川跡コミュニティセンター	荻籽町211	■	▼	○	○
	さんぴーの出雲	中野美保南2丁目15	○	▼	○	○
	北陽小学校	稲岡町10	○	▼	○	○
鳶 巣	出雲北陵高等学校	西林木町3	○	▼	○	○
	鳶巣コミュニティセンター	東林木町890-4	○	▼	◆	○
	県立大学出雲キャンパス	西林木町151	○	▼	○	○
	出雲市総合体育館	西林木町207-1	○	○	○	○
上 津	上津小学校	上島町869	○	▼	○	○
	上津コミュニティセンター	上島町1031	○	▼	◆	○
稗 原	稗原小学校	稗原町2825	○	○	◆	○
	稗原コミュニティセンター	稗原町2859	○	○	◆	○
	稗原交流センター	稗原町2799-1	○	○	○	○
朝 山	みなみ小学校	所原町185	○	▼	◆	○

災害適用性判定凡例

- …適用性あり ▼…浸水想定区域内施設 ◆…土砂災害警戒区域内施設
 ■…耐震設計基準外 ▲…津波浸水想定区域内施設

【出雲地域】

立地地区	避難所施設名称	所在地	災害適用性の判定			
			地震	水害	土砂災害	津波
			判定	判定	判定	判定
朝山	朝山コミュニティセンター	所原町185	○	▼	○	○
	南中学校	朝山町978	○	○	○	○
	南部ふるさとセンター	所原町2715-4	○	▼	○	○
乙立	旧乙立小学校	乙立町1028-4	○	▼	○	○
	乙立コミュニティセンター	乙立町3163	○	▼	◆	○
神門	神戸川小学校	下古志町808	○	▼	○	○
	河南中学校	神門町1331	○	▼	○	○
	出雲西高等学校	下古志町1163	○	○	○	○
	神門幼稚園	知井宮町481-1	○	○	○	○
	神門保育園	下古志町475	○	▼	○	○
	神門コミュニティセンター	知井宮町801-1	○	▼	○	○
	出雲ゆうプラザ	西新町1丁目2547-2	○	○	○	○
神西	神西小学校	神西沖町1090	○	▼	○	○
	神西コミュニティセンター	神西沖町447	○	▼	○	○
	東神西コミュニティセンター	東神西町939	○	▼	○	○
	出雲養護学校	神西沖町2485	○	○	○	○
長浜	長浜小学校	荒茅町3848-4	○	▼	○	○
	長浜コミュニティセンター	長浜町514-11	○	▼	○	○
	西部体育館	長浜町514-11	○	▼	○	○
	荒茅保育園	荒茅町1021-6	○	▼	○	○
	西園保育園	西園町329	○	▼	○	○
	外園保育園	外園町204-1	○	○	○	○
平成	平成スポーツ公園(平成温泉)	平成町2320-13	○	○	○	○

【平田地域】47か所

立地地区	避難所施設名称	所在地	災害適用性の判定			
			地震	水害	土砂災害	津波
			判定	判定	判定	判定
平田	平田ふれんどリーハウス	西平田町171	○	▼	○	○
	平田コミュニティセンター	平田町951-1	○	▼	○	○
	平田文化館・福祉館	平田町2112-1	○	▼	○	○
	平田中学校	平田町2950-1	○	▼	○	○
	平田高等学校	平田町1	○	○	○	○
	ひらた子育て支援センター	平田町2112-1	○	▼	○	○
	平田学習館	平田町2110-1	○	▼	○	○
	平田ショッピングセンターV i VA	平田町1708-1	○	▼	○	○
	平田本陣記念館	平田町515	○	○	◆	○
	JALまね出雲地区本部平田中央支店	平田町7158	○	▼	○	○
	平田小学校	西平田町1	○	▼	○	○
	平田図書館東側市有地	平田町2110-1	○			

災害適用性判定凡例

- …適用性あり ▼…浸水想定区域内施設 ◆…土砂災害警戒区域内施設
 ■…耐震設計基準外 ▲…津波浸水想定区域内施設

【平田地域】

立地地区	避難所施設名称	所在地	災害適用性の判定			
			地震	水害	土砂災害	津波
			判定	判定	判定	判定
平田	愛宕山公園	平田町6123-1	○	○	○	○
	若葉公園	平田町2260-1	○	▼	○	○
	藪崎公園	西平田町166	○	▼	○	○
	みどり児童公園	平田町2164-1	○	▼	○	○
	平田愛宕山野球場	平田町1-2	○			
	平田スポーツ公園陸上競技場	平田町2960-1	○			
灘分	灘分コミュニティセンター	灘分町1933	○	▼	○	○
	灘分小学校	灘分町2091	○	▼	○	○
	向陽中学校	灘分町1816-1	○	▼	○	○
国富	旧国富小学校	国富町381	○	○	○	○
	国富コミュニティセンター	国富町867	○	▼	○	○
	プラッツ金山館	国富町1311-1	○	○	○	○
	旅伏小学校	国富町1372-1	○	▼	○	○
西田	旧光中学校	奥宇賀町854	○	○	○	○
	旧西田小学校	万田町702-1	○	○	◆	○
	西田コミュニティセンター	万田町692	○	○	○	○
鰐淵	鰐淵コミュニティセンター	河下町720-1	○	○	○	○
	旧鰐淵小学校	河下町607-1	○	○	◆	○
	お茶の里唐川館	唐川町191	○	○	○	○
	猪目交流センター	猪目町230-1	○	○	◆	○
久多美	さくら小学校	東福町453	○	○	○	○
	久多美コミュニティセンター	東郷町175	○	○	◆	○
檜山	旧檜山小学校	多久谷町182-1	○	○	◆	○
	檜山コミュニティセンター	多久町10	■	○	◆	○
東	朝陽小学校	園町64-2	○	▼	◆	○
	東コミュニティセンター	鹿園寺町49-3	○	○	○	○
	旧東小学校	鹿園寺町1004-6	○	○	○	○
	青少年の家サンレイク	小境町1991-2	○	○	◆	○
北浜	旧北浜小学校	十六島町1383-5	○	○	◆	▲
	JFLまね平田支所前広場	十六島町428	○			
佐香	佐香コミュニティセンター	坂浦町3601	○	○	○	○
	三津町自治会館(水産センター)	三津町146-7	○	○	◆	○
	旧佐香中学校	坂浦町3601	○			
伊野	伊野小学校	野郷町459-2	○	○	○	○
	伊野コミュニティセンター	野郷町492-5	○	○	○	○

災害適用性判定凡例

- …適用性あり ▼…浸水想定区域内施設 ◆…土砂災害警戒区域内施設
 ■…耐震設計基準外 ▲…津波浸水想定区域内施設

【佐田地域】 15か所

立地地区	避難所施設名称	所在地	災害適用性の判定			
			地震	水害	土砂災害	津波
			判定	判定	判定	判定
須 佐	潮の井荘	佐田町須佐749-5	■	○	○	○
	佐田行政センター(須佐コミュニティセンター)	佐田町反辺1747-6	○	▼	◆	○
	須佐小学校	佐田町須佐1137-1	○	○	◆	○
	佐田スポーツセンター	佐田町反辺1948-1	○	▼	◆	○
	文化練習館	佐田町反辺1943	○	▼	◆	○
	ササノオホール	佐田町反辺1747-4	■	▼	◆	○
	東須佐コミュニティ広場	佐田町須佐634-1	○			
	須佐保育所庭	佐田町須佐1146	○	○	◆	○
	大呂交流会館前広場・駐車場	佐田町大呂207	○			
窪 田	佐田中学校	佐田町八幡原200	○	▼	◆	○
	窪田コミュニティセンター	佐田町八幡原492-6	○	▼	◆	○
	飯の原農村公園	佐田町一窪田657	○	○	◆	○
	旧窪田小学校	佐田町一窪田1430-8	○	▼	○	○
	窪田保育所	佐田町一窪田1430-1	○	▼	◆	○
	橋波ふるさと館前広場・駐車場	佐田町下橋波31	○			

【多伎地域】 10か所

立地地区	避難所施設名称	所在地	災害適用性の判定			
			地震	水害	土砂災害	津波
			判定	判定	判定	判定
多 伎	手引ヶ丘公園	多伎町口田儀458-1	○	○	◆	○
	旧田儀小学校	多伎町口田儀1221	○	○	◆	○
	多伎中学校	多伎町多岐785	○	○	○	○
	多伎小学校	多伎町多岐900	○	○	◆	○
	多伎コミュニティセンター	多伎町小田73	■	○	○	○
	デイサービスセンターたき	多伎町小田50-8	○	○	○	○
	多伎勤労者体育センター	多伎町久村1341-1	○	○	◆	○
	道の駅キララ多伎駐車場	多伎町多岐135-1	○	○	○	○
	旧小田幼稚園跡地広場	多伎町小田	○			
	いちじく温泉広場	多伎町久村654	○	○	○	○

災害適用性判定凡例
 ○…適用性あり ▼…浸水想定区域内施設 ◆…土砂災害警戒区域内施設
 ■…耐震設計基準外 ▲…津波浸水想定区域内施設

【湖陵地域】 13か所

立地地区	避難所施設名称	所在地	災害適用性の判定			
			地震	水害	土砂災害	津波
			判定	判定	判定	判定
湖 陵	湖陵コミュニティセンター	湖陵町二部1320	○	○	○	○
	湖陵幼稚園	湖陵町二部1117	○	▼	○	○
	湖陵中学校	湖陵町三部1183	○	○	○	○
	湖陵小学校	湖陵町二部1100	○	○	○	○
	湖陵体育センター	湖陵町板津137-1	○	○	○	○
	常楽寺公民館前広場	湖陵町常楽寺451-1	○			
	湖陵総合公園	湖陵町三部737	○	○	○	○
	三部児童公園	湖陵町三部605	○	○	○	○
	姉谷児童公園	湖陵町二部667-2	○	○	◆	○
	大池ふれあい広場	湖陵町大池1323-1	○			
	夕ヶ丘公園	湖陵町大池1907-39	○	○	○	○
	板津児童公園	湖陵町板津137-1	○	○	○	○
	差海児童公園	湖陵町差海949-5	○	○	○	○

災害適用性判定凡例

- …適用性あり ▼…浸水想定区域内施設 ◆…土砂災害警戒区域内施設
 ■…耐震設計基準外 ▲…津波浸水想定区域内施設

【大社地域】 27か所

立地地区	避難所施設名称	所在地	災害適用性の判定			
			地震	水害	土砂災害	津波
			判定	判定	判定	判定
杵 築	大社小学校	大社町杵築南900-1	○	○	○	○
	大社中学校	大社町杵築南1330	○	○	○	○
	大社幼稚園	大社町杵築南1201	○	○	○	○
	たいしゃ保育園	大社町杵築南1235	○	○	○	○
	大社コミュニティセンター	大社町杵築南1051-1	■	○	○	○
	大社健康スポーツ公園	大社町杵築南1051-1	○	○	○	○
	大社文化プレイスうらら館	大社町杵築南1338-9	○	▼	○	○
	県立古代出雲歴史博物館	大社町杵築東99-4	○	▼	○	○
	外苑駐車場	大社町宮内	○			
	勢留	大社町大鳥居	○			
	奉納山公園	大社町杵築北3072-1	○	○	◆	○
荒 木	大社高等学校	大社町北荒木1473	○	○	○	○
	浜山公園	大社町北荒木1868-10	○	○	○	○
	荒木小学校	大社町北荒木413	○	○	○	○
	荒木幼稚園	大社町北荒木310	○	○	○	○
	荒木コミュニティセンター	大社町北荒木389-2	○	○	○	○
	ショッピングタウンエル駐車場	大社町北荒木625-2	○			
	ご縁広場	大社町修理免735-5	○			
遙 堪	遙堪小学校	大社町遙堪73	○	▼	○	○
	遙堪幼稚園	大社町遙堪73-1	○	▼	○	○
	遙堪コミュニティセンター	大社町遙堪359-2	○	▼	○	○
日御碕	旧日御碕小学校	大社町日御碕521-1	○	○	◆	○
	日御碕コミュニティセンター	大社町日御碕338-3	○	○	◆	○
	日御碕多目的運動広場	大社町日御碕249-2	○			
	灯台駐車場	大社町日御碕	○			
	旧シーサイド駐車場	大社町日御碕	○			
鵜 鷺	鵜鷺コミュニティセンター	大社町鷺浦275-4	○	○	◆	○

災害適用性判定凡例

- …適用性あり ▼…浸水想定区域内施設 ◆…土砂災害警戒区域内施設
 ■…耐震設計基準外 ▲…津波浸水想定区域内施設

【斐川地域】 34か所

立地地区	避難所施設名称	所在地	災害適用性の判定			
			地震	水害	土砂災害	津波
			判定	判定	判定	判定
荘原	四季荘	斐川町学頭1369	○	○	◆	○
	斐川第1体育館	斐川町荘原2876-3	○	○	○	○
	荘原コミュニティセンター	斐川町荘原3835	○	▼	○	○
	東部保育園	斐川町荘原2300-1	○	○	○	○
	斐川文化会館	斐川町荘原2166-1	■	○	○	○
	荘原保育園	斐川町上庄原305-1	○	▼	○	○
	荘原小学校	斐川町神庭273	○	○	○	○
	荘原幼稚園	斐川町荘原2300-6	○	○	○	○
	道の駅湯の川駐車場	斐川町学頭825-2	○	▼	○	○
出西	出西保育園	斐川町出西1943	○	▼	○	○
	いずも企業交流館	斐川町神水2535-10	○	○	○	○
	出西コミュニティセンター	斐川町求院965	○	▼	○	○
	神守街区公園	斐川町神水2860-9	○	▼	○	○
	三本松公園	斐川町出西3504-7	○			
阿宮	阿宮コミュニティセンター	斐川町阿宮2323-2	○	▼	◆	○
	阿香里のひろば	斐川町阿宮1143-3	○	▼	○	○
伊波野	西野小学校	斐川町富村559	○	▼	○	○
	伊波野コミュニティセンター	斐川町富村748	○	▼	○	○
	アクティーひかわ	斐川町上直江2469	○	▼	○	○
	伊波野保育園園庭	斐川町富村1206	○	▼	○	○
	直江駅南1号公園	斐川町上直江3190	○	▼	○	○
	直江駅南ポケットパーク	斐川町上直江3064	○	▼	○	○
直江	斐川西中学校	斐川町直江4083	○	▼	○	○
	中部小学校	斐川町直江4243	○	▼	○	○
	斐川第2体育館	斐川町直江1231	■	○	◆	○
	直江コミュニティセンター	斐川町直江4865-1	○	▼	○	○
	斐川公園	斐川町直江3864-2	○	○	○	○
久木	久木コミュニティセンター	斐川町福富2-13	■	▼	○	○
	JALまね ひかわ営農総合センター	斐川町美南1329	○	▼	○	○
	直江保育所所庭	斐川町美南1500	○	▼	○	○
出東	斐川東中学校	斐川町沖洲660	○	▼	○	○
	出東小学校	斐川町三分市1076	○	▼	○	○
	出東コミュニティセンター	斐川町三分市2060-1	○	▼	○	○
	出東保育園園庭	斐川町三分市1071-4	○			

合計 248か所

指定避難所
(令和7年5月時点)

災害適用性判定凡例
 ○…適用性あり ▼…浸水想定区域内施設 ◆…土砂災害警戒区域内施設
 ■…耐震設計基準外 ▲…津波浸水想定区域内施設

【出雲地域】 77か所

立地地区	避難所施設名称	所在地	収容人数	災害適用性の判定				標高(m)
				地震判定	水害判定	土砂災害判定	津波判定	
今市	出雲高等学校	今市町1800	727	○	○	○	○	15.6
	今市小学校	今市町北本町2丁目1-1	276	○	▼要安全確認	○	○	7.6
	JALまね 出雲地区本部	今市町106-1	57	○	▼要安全確認	○	○	7.1
	サン・アビリティーズいずも	今市町北本町3丁目1-20	338	○	▼要安全確認	○	○	7.4
	今市コミュニティセンター	今市町本町1578-2	93	○	▼要安全確認	○	○	9.8
	出雲市役所(本庁舎)	今市町70	499	○	○	○	○	7.7
	出雲科学館	今市町1900-2	165	○	○	○	○	13.4
	ビッグハート出雲	駅南町1丁目5	253	○	▼要安全確認	○	○	9.7
	パルメイト出雲	今市町2065	97	○	▼要安全確認	○	○	8.2
	出雲医療看護専門学校	今市町1151-1	85	○	▼要安全確認	○	○	9.0
大津	第一中学校	大津町2214	422	○	○	○	○	12.6
	出雲商業高等学校	大津町2525	411	○	○	○	○	35.7
	大津コミュニティセンター	大津町1727-5	140	○	▼要安全確認	○	○	10.8
	出雲弥生の森博物館	大津町2760	51	○	○	○	○	31.7
	大津小学校	大津町373-1	200	■要安全確認	▼要安全確認	○	○	9.6
	出雲中央図書館	大津町1134	52	○	▼要安全確認	○	○	8.0
	島根県出雲合同庁舎	大津町1139	214	○	▼要安全確認	○	○	7.0
塩冶	出雲市民会館	塩冶有原町2丁目15	415	○	▼要安全確認	○	○	7.0
	出雲工業高等学校	上塩冶町420	552	○	○	○	○	17.7
	第二中学校	塩冶町1501	448	○	▼要安全確認	○	○	7.0
	塩冶小学校	塩冶町677	395	○	▼要安全確認	○	○	7.7
	出雲市隣保館	上塩冶町2657-1	41	○	○	○	○	9.0
	塩冶幼稚園	塩冶町900	126	○	▼要安全確認	○	○	7.5
	塩冶コミュニティセンター	塩冶町803-2	117	○	▼要安全確認	○	○	7.6
	島根大学医学部(大学会館)	塩冶町89-1	132	○	▼要安全確認	○	○	9.1
上塩冶スポーツセンター	上塩冶町2055-2	126	○	○	○	○	18.7	
古志	古志幼稚園	古志町1949	97	○	○	○	○	10.0
	古志コミュニティセンター	古志町1122-6	72	○	▼要安全確認	○	○	9.6
	古志スポーツセンター	古志町1955	293	○	○	○	○	11.2
高松	高松小学校	松寄下町724	246	○	▼要安全確認	○	○	4.0
	高松コミュニティセンター	松寄下町761-1	155	○	▼要安全確認	○	○	3.6
	出雲農林高等学校	下横町950	536	○	▼要安全確認	○	○	3.1
	浜山中学校	松寄下町1674	379	○	▼要安全確認	○	○	3.6
四絡	四絡小学校	大塚町821-3	146	○	▼要安全確認	○	○	5.0
	四絡コミュニティセンター	小山町650-21	89	○	▼要安全確認	○	○	5.0
	出雲ドーム	矢野町999	3,796	○	○	○	○	4.6
	第三中学校	大塚町1184	189	○	▼要安全確認	○	○	5.0
	おおつか保育園	大塚町790-1	78	○	▼要安全確認	○	○	5.0
高浜	高浜小学校	里方町108	202	○	▼要安全確認	○	○	3.8
	高浜コミュニティセンター	平野町1183	98	○	▼要安全確認	○	○	3.8
川跡	川跡幼稚園	稲岡町24-1	116	○	▼要安全確認	○	○	5.4
	川跡コミュニティセンター	荻籽町211	156	■要安全確認	▼要安全確認	○	○	6.4
	さんぴーの出雲	中野美保南2丁目15	207	○	▼要安全確認	○	○	6.1
	北陽小学校	稲岡町10	146	○	▼要安全確認	○	○	5.8

指定避難所
(令和7年5月時点)

災害適用性判定凡例
 ○…適用性あり ▼…浸水想定区域内施設 ◆…土砂災害警戒区域内施設
 ■…耐震設計基準外 ▲…津波浸水想定区域内施設

【出雲地域】

立地地区	避難所施設名称	所在地	収容人数	災害適用性の判定				標高(m)
				地震判定	水害判定	土砂災害判定	津波判定	
鳶 巣	出雲北陵高等学校	西林木町3	232	○	▼要安全確認	○	○	5.3
	鳶巣コミュニティセンター	東林木町890-4	283	○	▼要安全確認	◆要安全確認	○	5.7
	県立大学出雲キャンパス	西林木町151	177	○	▼要安全確認	○	○	6.4
	出雲市総合体育館	西林木町207-1	1,096	○	○	○	○	7.6
上 津	上津小学校	上島町869	219	○	▼要安全確認	○	○	21.0
	上津コミュニティセンター	上島町1031	60	○	▼要安全確認	◆要安全確認	○	21.7
稗 原	稗原小学校	稗原町2825	215	○	○	◆要安全確認	○	60.0
	稗原コミュニティセンター	稗原町2859	67	○	○	◆要安全確認	○	60.0
	稗原交流センター	稗原町2799-1	48	○	○	○	○	57.8
朝 山	みなみ小学校	所原町185	144	○	▼要安全確認	○	○	16.8
	朝山コミュニティセンター	所原町185	70	○	▼要安全確認	○	○	17.0
	南中学校	朝山町978	282	○	○	○	○	16.1
	南部ふるさとセンター	所原町2715-4	51	○	▼要安全確認	○	○	22.5
乙 立	旧乙立小学校	乙立町1028-4	128	○	▼要安全確認	◆要安全確認	○	33.8
	乙立コミュニティセンター	乙立町3163	47	○	▼要安全確認	◆要安全確認	○	35.4
神 門	神戸川小学校	下古志町808	277	○	▼要安全確認	○	○	7.9
	河南中学校	神門町1331	240	○	▼要安全確認	○	○	3.1
	出雲西高等学校	下古志町1163	297	○	○	○	○	8.6
	神門幼稚園	知井宮町481-1	110	○	○	○	○	5.9
	神門保育園	下古志町475	29	○	▼要安全確認	○	○	8.0
	神門コミュニティセンター	知井宮町801-1	103	○	▼要安全確認	○	○	4.8
	出雲ゆうプラザ	西新町1丁目2547-2	100	○	○	○	○	6.0
神 西	神西小学校	神西沖町1090	217	○	▼要安全確認	○	○	2.0
	神西コミュニティセンター	神西沖町447	67	○	▼要安全確認	○	○	2.0
	東神西コミュニティセンター	東神西町939	52	○	▼要安全確認	○	○	3.6
	出雲養護学校	神西沖町2485	94	○	○	○	○	7.3
長 浜	長浜小学校	荒茅町3848-4	206	○	▼要安全確認	○	○	2.1
	長浜コミュニティセンター	長浜町514-11	111	○	▼要安全確認	○	○	2.4
	西部体育館	長浜町514-11	306	○	▼要安全確認	○	○	2.4
	荒茅保育園	荒茅町1021-6	75	○	▼要安全確認	○	○	3.1
	西園保育園	西園町329	73	○	▼要安全確認	○	○	2.8
	外園保育園	外園町204-1	60	○	○	○	○	23.7
平 成	平成スポーツ公園(平成温泉)	平成町2320-13	155	○	○	○	○	60.9

指定避難所
(令和7年5月時点)

災害適用性判定凡例
 ○…適用性あり ▼…浸水想定区域内施設 ◆…土砂災害警戒区域内施設
 ■…耐震設計基準外 ▲…津波浸水想定区域内施設

【平田地域】39か所

立地地区	避難所施設名称	所在地	収容人数	災害適用性の判定				標高(m)
				地震判定	水害判定	土砂災害判定	津波判定	
平田	平田ふれんどりーハウス	西平田町171	79	○	▼要安全確認	○	○	2.6
	平田コミュニティセンター	平田町951-1	107	○	▼要安全確認	○	○	2.3
	平田行政センター多目的棟	平田町951-1	159	○	▼要安全確認	○	○	2.3
	平田文化館・福祉館	平田町2112-1	399	○	▼要安全確認	○	○	3.7
	平田中学校	平田町2950-1	479	○	▼要安全確認	○	○	3.3
	平田高等学校	平田町1	194	○	○	○	○	30.1
	ひらた子育て支援センター	平田町2112-1	125	○	▼要安全確認	○	○	3.7
	平田学習館	平田町2110-1	132	○	▼要安全確認	○	○	3.8
	平田ショッピングセンターV i VA	平田町1708-1	236	○	▼要安全確認	○	○	3.0
	平田本陣記念館	平田町515	94	○	○	◆要安全確認	○	21.2
	JALまね出雲地区本部平田中央支店	平田町7158	105	○	▼要安全確認	○	○	2.5
	平田小学校	西平田町1	202	○	▼要安全確認	○	○	3.2
灘分	灘分コミュニティセンター	灘分町1933	98	○	▼要安全確認	○	○	1.3
	灘分小学校	灘分町2091	160	○	▼要安全確認	○	○	1.0
	向陽中学校	灘分町1816-1	613	○	▼要安全確認	○	○	2.5
国富	旧国富小学校	国富町381	160	○	○	○	○	30.0
	国富コミュニティセンター	国富町867	104	○	▼要安全確認	○	○	3.6
	ブラッツ金山館	国富町1311-1	57	○	○	○	○	6.1
	旅伏小学校	国富町1372-1	248	○	▼要安全確認	○	○	4.5
西田	旧光中学校	奥宇賀町854	257	○	○	○	○	7.8
	旧西田小学校	万田町702-1	98	○	○	○	○	11.1
	西田コミュニティセンター	万田町692	55	○	○	○	○	9.9
鰐淵	鰐淵コミュニティセンター	河下町720-1	48	○	○	○	○	14.5
	旧鰐淵小学校	河下町607-1	109	○	○	◆要安全確認	○	13.8
	お茶の里唐川館	唐川町191	41	○	○	○	○	140.0
	猪目交流センター	猪目町230-1	19	○	○	◆要安全確認	○	8.2
久多美	さくら小学校	東福町453	233	○	○	○	○	4.3
	久多美コミュニティセンター	東郷町175	83	○	○	◆要安全確認	○	7.0
檜山	旧檜山小学校	多久谷町182-1	160	○	○	○	○	7.9
	檜山コミュニティセンター	多久町10	57	■要安全確認	○	◆要安全確認	○	12.5
東	朝陽小学校	園町64-2	379	○	▼要安全確認	◆要安全確認	○	2.5
	東コミュニティセンター	鹿園寺町49-3	56	○	○	○	○	4.5
	旧東小学校	鹿園寺町1004-6	214	○	○	○	○	43.4
	青少年の家サンレイク	小境町1991-2	221	○	○	◆要安全確認	○	37.7
北浜	旧北浜小学校	十六島町1383-5	163	○	○	◆要安全確認	▲要安全確認	2.9
佐香	佐香コミュニティセンター	坂浦町3601	128	○	○	○	○	167.5
	三津町自治会館(水産センター)	三津町146-7	84	○	○	◆要安全確認	○	10.0
伊野	伊野小学校	野郷町459-2	179	○	○	◆要安全確認	○	33.9
	伊野コミュニティセンター	野郷町492-5	41	○	○	○	○	33.0

指定避難所
(令和7年5月時点)

災害適用性判定凡例
 ○…適用性あり ▼…浸水想定区域内施設 ◆…土砂災害警戒区域内施設
 ■…耐震設計基準外 ▲…津波浸水想定区域内施設

【佐田地域】 11か所

立地地区	避難所施設名称	所在地	収容人数	災害適用性の判定				標高(m)
				地震判定	水害判定	土砂災害判定	津波判定	
須 佐	潮の井荘	佐田町須佐749-5	93	■要安全確認	○	○	○	95.3
	佐田行政センター(須佐コミュニティセンター)	佐田町反辺1747-6	71	○	▼要安全確認	◆要安全確認	○	73.0
	須佐小学校	佐田町須佐1137-1	304	○	○	◆要安全確認	○	77.5
	佐田スポーツセンター	佐田町反辺1948-1	359	■要安全確認	▼要安全確認	◆要安全確認	○	63.7
	文化練習館	佐田町反辺1943	86	○	▼要安全確認	◆要安全確認	○	63.7
	スサノオホール	佐田町反辺1747-4	221	■要安全確認	▼要安全確認	◆要安全確認	○	66.4
窪 田	佐田中学校	佐田町八幡原200	453	○	▼要安全確認	◆要安全確認	○	78.2
	窪田コミュニティセンター	佐田町八幡原492-6	44	○	▼要安全確認	◆要安全確認	○	89.0
	飯の原農村公園センターハウス	佐田町一窪田657	109	○	○	◆要安全確認	○	135.0
	旧窪田小学校	佐田町一窪田1430-8	185	○	▼要安全確認	◆要安全確認	○	112.1
	窪田保育所	佐田町一窪田1430-1	92	■要安全確認	▼要安全確認	○	○	112.1

【多伎地域】 7か所

立地地区	避難所施設名称	所在地	収容人数	災害適用性の判定				標高(m)
				地震判定	水害判定	土砂災害判定	津波判定	
多 伎	風の子楽習館	多伎町口田儀458-1	48	○	○	◆要安全確認	○	64.0
	旧田儀小学校	多伎町口田儀1221	206	○	○	○	○	14.0
	多伎中学校	多伎町多岐785	165	○	○	○	○	26.8
	多伎小学校	多伎町多岐900	189	○	○	◆要安全確認	○	26.3
	多伎コミュニティセンター	多伎町小田73	137	■要安全確認	○	○	○	10.5
	デイサービスセンターたき	多伎町小田50-8	32	○	○	○	○	11.7
	多伎勤労者体育センター	多伎町久村1341-1	195	○	○	◆要安全確認	○	6.8

【湖陵地域】 5か所

立地地区	避難所施設名称	所在地	収容人数	災害適用性の判定				標高(m)
				地震判定	水害判定	土砂災害判定	津波判定	
湖 陵	湖陵コミュニティセンター	湖陵町二部1320	110	○	○	○	○	4.8
	湖陵幼稚園	湖陵町二部1117	116	○	▼要安全確認	○	○	3.1
	湖陵中学校	湖陵町三部1183	277	○	○	○	○	4.3
	湖陵小学校	湖陵町二部1100	214	○	○	○	○	6.2
	湖陵体育センター	湖陵町板津137-1	315	○	○	○	○	34.6

指定避難所
(令和7年5月時点)

災害適用性判定凡例
 ○…適用性あり ▼…浸水想定区域内施設 ◆…土砂災害警戒区域内施設
 ■…耐震設計基準外 ▲…津波浸水想定区域内施設

【大社地域】 19か所

立地地区	避難所施設名称	所在地	収容人数	災害適用性の判定				標高 (m)
				地震 判定	水害 判定	土砂災害 判定	津波 判定	
杵 築	大社小学校	大社町杵築南900-1	224	○	○	○	○	8.4
	大社中学校	大社町杵築南1330	384	○	○	○	○	7.2
	大社幼稚園	大社町杵築南1201	174	○	○	○	○	5.1
	たいしゃ保育園	大社町杵築南1235	71	○	○	○	○	7.4
	大社コミュニティセンター	大社町杵築南1051-1	111	■要安全確認	○	○	○	6.0
	大社健康スポーツ公園体育館	大社町杵築南1051-1	196	○	○	○	○	5.4
	大社文化プレイスうらら館	大社町杵築南1338-9	279	○	▼要安全確認	○	○	3.4
	県立古代出雲歴史博物館	大社町杵築東99-4	38	○	▼要安全確認	○	○	3.9
荒 木	大社高等学校	大社町北荒木1473	931	○	○	○	○	7.7
	浜山公園施設(カミアリーナ)	大社町北荒木1868-10	1,199	○	○	○	○	14.5
	荒木小学校	大社町北荒木413	249	○	○	○	○	3.9
	荒木幼稚園	大社町北荒木310	159	○	○	○	○	4.1
	荒木コミュニティセンター	大社町北荒木389-2	85	○	○	○	○	3.6
遙 堪	遙堪小学校	大社町遙堪73	139	○	▼要安全確認	○	○	2.7
	遙堪幼稚園	大社町遙堪73-1	104	○	▼要安全確認	○	○	2.7
	遙堪コミュニティセンター	大社町遙堪359-2	71	○	▼要安全確認	○	○	2.2
日御碕	旧日御碕小学校	大社町日御碕521-1	124	○	○	◆要安全確認	○	44.9
	日御碕コミュニティセンター	大社町宇龍338-3	72	○	○	◆要安全確認	○	22.2
鵜 鷺	鵜鷺コミュニティセンター	大社町鷺浦275-4	161	○	○	◆要安全確認	○	33.4

【斐川地域】 24か所

立地地区	避難所施設名称	所在地	収容人数	災害適用性の判定				標高 (m)
				地震 判定	水害 判定	土砂災害 判定	津波 判定	
荘 原	四季荘	斐川町学頭1369	57	○	○	◆要安全確認	○	66.7
	斐川第1体育館	斐川町荘原2876-3	326	○	○	○	○	4.8
	荘原コミュニティセンター	斐川町荘原3835	57	○	▼要安全確認	○	○	2.3
	東部保育園	斐川町荘原2300-1	88	○	○	○	○	4.8
	斐川文化会館	斐川町荘原2166-1	285	■要安全確認	○	○	○	6.2
	荘原保育園	斐川町上庄原305-1	64	○	▼要安全確認	○	○	3.0
	荘原小学校	斐川町神庭273	527	○	○	○	○	5.8
	荘原幼稚園	斐川町荘原2300-6	155	○	○	○	○	5.0
阿 宮	阿宮コミュニティセンター	斐川町阿宮2323-2	35	○	▼要安全確認	◆要安全確認	○	28.9
出 西	出西コミュニティセンター	斐川町求院965	45	○	▼要安全確認	○	○	13.3
	出西保育園	斐川町出西1943	74	○	▼要安全確認	○	○	11.9
	いずも企業交流館	斐川町神水2535-10	89	○	○	○	○	23.6
伊波野	西野小学校	斐川町富村559	581	○	▼要安全確認	○	○	10.5
	伊波野コミュニティセンター	斐川町富村748	46	○	▼要安全確認	○	○	8.2
	アクティビかわ	斐川町上直江2469	240	○	▼要安全確認	○	○	10.1
直 江	斐川西中学校	斐川町直江4083	868	○	▼要安全確認	○	○	6.7
	中部小学校	斐川町直江4243	453	○	▼要安全確認	○	○	6.2
	斐川第2体育館	斐川町直江1231	258	■要安全確認	○	◆要安全確認	○	16.0
	直江コミュニティセンター	斐川町直江4865-1	39	○	▼要安全確認	○	○	6.1
久 木	久木コミュニティセンター	斐川町福富2-13	32	■要安全確認	▼要安全確認	○	○	5.6
	JALまね ひかわ当農総合センター	斐川町美南1329	86	○	▼要安全確認	○	○	5.0
出 東	斐川東中学校	斐川町沖洲660	736	○	▼要安全確認	○	○	3.2
	出東小学校	斐川町三分市1076	382	○	▼要安全確認	○	○	3.0
	出東コミュニティセンター	斐川町三分市2060-1	41	○	▼要安全確認	○	○	2.5

合計:182か所

3. 指定福祉避難所一覧

【協定なし施設】

番号	名称	所在地
1	清流園地域密着型介護老人福祉施設	大津町3529
2	グループホームなかだ浜山の里	浜町500-1
3	交流館 きたのさと	里方町896-1
4	東部健康交流館	上島町2210-1
5	西部高齢者健康交流館	西新町1丁目2547-2
6	交流館 はまぼうふう	西園町3367
7	養護老人ホーム長浜和光園	西園町4015
8	くたみ交流館	東郷町187-1
9	デイサービスセンターるんびにいい苑	園町2606-1
10	デイサービスセンターやまもも	多伎町口田儀750
11	グループホームはなんばの里	多伎町口田儀750
12	特別養護老人ホーム潮風苑	多伎町小田50-3
13	老人保健施設たき	多伎町小田50-7
14	デイサービスセンターたき	多伎町小田50-8
15	多伎介護予防生活支援施設 かくれい館	多伎町久村1341-1
16	荒木サポートセンター	大社町北荒木389-2
17	斐川健康福祉センターまめなが一番館	斐川町上庄原1760-1
18	ひかわ医療生活協同組合 斐川生協病院	斐川町直江4883-1

【協定締結済み施設】

	対象施設			種別	
	区分	施設名	施設所在地	直接	二次
1	障	障害者支援施設出雲サンホーム	出雲市神西沖町1313番地	○	○
2	高	特別養護老人ホームサン・スマイル	出雲市神西沖町215番地1	○	
3	障	地域交流ホーム「恵」	出雲市神西沖町1312番地		○
4	障	障害者支援施設ふたば	出雲市神西沖町2476番地1	○	
5	障	障害者支援施設わかば	出雲市神西沖町2476番地1	○	
6	障	障害児入所施設さざなみ学園	出雲市神西沖町2534番地2	○	
7	障	障害者支援施設光風園	出雲市湖陵町大池240番地1	○	○
8	高	特別養護老人ホーム天神	出雲市天神町163番地9		○
9	高	ハートフルおやま	出雲市小山町456番地1		○
10	障	障害者支援施設美野園	出雲市美野町1694番地2	○	○
11	障	障害者支援施設太陽の里	出雲市斐川町名島90番地		○
12	高	特別養護老人ホームかんべの里	出雲市斐川町名島93番地2		○
13	高	花水木	出雲市灘分町786番地1	○	
14	障	障がい者就労支援事業所エルパティオ三葉園	出雲市東郷町175番地4	○	
15	障	多機能型事業所オレンジ工房わーくわーく	出雲市灘分町785番地1	○	
16	障	共同生活援助事業所わくわくホーム	出雲市灘分町785番地1	○	
17	障	地域活動支援センターふあっと	出雲市今市町400番地6	○	
18	障	CSいずも放課後デイサービス大社事業所	出雲市大社町入南80番地1	○	○
19	高	特別養護老人ホームやまゆり苑	出雲市佐田町一窪田1961番地5	○	○
20	高	いなさ園デイサービスセンター	出雲市大社町杵築西1643番地2	○	○
21	高	特別養護老人ホームいなさ園	出雲市大社町杵築西1643番地2	○	○
22	高	特別養護老人ホームみせんの里	出雲市大社町遙堪65番地2	○	○
23	高	みせんの里 デイサービスセンター	出雲市大社町遙堪65番地2	○	○
24	高	特別養護老人ホーム湖水苑	出雲市湖陵町差海318番地1		○
25	高	特別養護老人ホーム清流園	出雲市大津町3529番地		○
26	高	特別養護老人ホームひまわり園	出雲市神西沖町2479番地6	○	○
27	高	特別養護老人ホーム万田の郷	出雲市万田町692番地2		○
28	高	特別養護老人ホーム万田の郷(新型)	出雲市万田町538番地		○
29	高	介護老人保健施設まんだ	出雲市万田町535番地1		○
30	高	特別養護老人ホームもくもく苑	出雲市矢野町845番地		○
31	高	介護老人保健施設もくもく	出雲市江田町278番地		○
32	高	特別養護老人ホームるんぴにい苑	出雲市園町2606番地1	○	○
33	高	特別養護老人ホームかんの里	出雲市神門町14番地1		○
34	高	グループホームかんの里	出雲市神門町13番地5		○
35	高	小規模多機能型居宅介護かんの里	出雲市神門町13番地6		○
36	高	特別養護老人ホーム薫風園	出雲市大津町3620番地1		○
37	高	特別養護老人ホームなのはな園	出雲市斐川町上直江1829番地1	○	○
38	高	かなび園 特定施設入居者生活介護事業所	出雲市斐川町上直江1829番地1		○
39	高	社会福祉法人 JAいずも福祉会 みどりの郷出雲	出雲市所原町2715番地1		○
40	高	社会福祉法人 JAいずも福祉会 みどりの郷湖陵	出雲市湖陵町三部1231番地1		○

4. 分散避難のための臨時避難所

NO.	地域	施設名	所在地	災害適用性の判定				標高 (m)
				地震	水害	土砂災害	津波	
1	出雲	いずも子育て支援センター	塩冶町641-9	○	▼	○	○	10.0
2		立久恵峡わかあゆの里	乙立町5263-14	○	△	◆	○	30.6
3	平田	平田体育館	西平田町16	■	▼	○	○	3.2
4		伊野児童館	野郷町490-3	■	○	◆	○	44.0
5	佐田	佐田図書館	佐田町反辺1747-4	○	○	◆	○	73.0
6		目田森林公園	佐田町反辺1141-4	○	○	○	○	212.0
7	多伎	海辺の多伎図書館	多伎町小田73-1	○	○	○	○	11.8
8		多伎体育館	多伎町小田11-1	■	○	◆	○	29.7
9		タラソセラピー(海洋療法)施設	多伎町多岐859-1	○	○	○	○	5.4
10	湖陵	湖陵ふれあい館	湖陵町三部1352	○	○	○	○	4.3
11	大社	湊原体験学習センター	大社町中荒木2484	○	○	○	○	3.8
12		うさぎ森林公園	大社町鷺浦1013-1	○	○	◆	○	50.4
13	斐川	荒神谷博物館	斐川町神庭873-8	○	○	◆	○	11.2
14		ひかわ図書館	斐川町直江4156	○	▼	○	○	6.4

災害適用性判定凡例

○・・・適用性あり ▼・・・浸水想定区域内施設 ◆・・・土砂災害警戒区域内施設
 ■・・・耐震設計基準外 ▲・・・津波浸水想定区域内施設

第5 食料関係

1. 食料備蓄量【令和7年6月末現在】

品目	場所	数量
(1) 米類		
アルファ化米	出雲市役所本庁	79 食
	旧出雲体育館	22,043 食
	平田行政センター	6,100 食
	佐田行政センター	1,750 食
	シーサイド運動公園倉庫	1,800 食
	湖陵行政センター	1,600 食
	大社行政センター	1,550 食
	斐川行政センター	3,750 食
	今市コミュニティセンター	450 食
	大津コミュニティセンター	443 食
	塩冶コミュニティセンター	450 食
	古志コミュニティセンター	450 食
	高松コミュニティセンター	450 食
	四絡コミュニティセンター	449 食
	高浜コミュニティセンター	459 食
	川跡コミュニティセンター	450 食
	鳶巣コミュニティセンター	450 食
	上津コミュニティセンター	600 食
	稗原コミュニティセンター	574 食
	朝山コミュニティセンター	600 食
	乙立コミュニティセンター	600 食
	神門コミュニティセンター	485 食
	神西コミュニティセンター	450 食
	長浜コミュニティセンター	450 食
	平田コミュニティセンター	452 食
	灘分コミュニティセンター	450 食
	国富コミュニティセンター	457 食
	西田コミュニティセンター	581 食
	鱒淵コミュニティセンター	590 食
	久多美コミュニティセンター	600 食
	檜山コミュニティセンター	600 食
	東コミュニティセンター	600 食
	北浜コミュニティセンター	600 食
佐香コミュニティセンター	596 食	
伊野コミュニティセンター	600 食	
須佐コミュニティセンター	250 食	
窪田コミュニティセンター	600 食	
大社コミュニティセンター	450 食	
荒木コミュニティセンター	450 食	

品目		場所	数量
	アルファ化米	遙堪コミュニティセンター	450 食
		日御碕コミュニティセンター	600 食
		鶴鷺コミュニティセンター	584 食
		荘原コミュニティセンター	450 食
		阿宮コミュニティセンター	600 食
		出西コミュニティセンター	450 食
		伊波野コミュニティセンター	519 食
		直江コミュニティセンター	450 食
		久木コミュニティセンター	497 食
		出東コミュニティセンター	450 食
	レトルト (粥)	旧出雲体育館	450 食
	レトルト	旧出雲体育館	2,152 食
米類計			62,010 食
(2)	飲料水	出雲市役所本庁	120 本
		旧出雲体育館	4,467 本
		湖陵行政センター	48 本
		斐川行政センター	61 本
		各コミュニティセンター	1,504 本
飲料水計			5,696 本
(3)	その他食品		
	パン	出雲市役所本庁	228 食
	ぜんざい	出雲市役所本庁	250 食
	クッキー	旧出雲体育館	288 食
	クラッカー	旧出雲体育館	910 食
	乾パン	旧出雲体育館	1,024 食
	豚汁	出雲市役所本庁	501 食
		旧出雲体育館	150 食
	レトルト食品	出雲市役所本庁	1,297 食
		旧出雲体育館	458 食
	おこげ	平田行政センター (仮倉庫)	180 食
		佐田行政センター	180 食
		シーサイド運動公園倉庫	90 食
		湖陵行政センター	90 食
		大社行政センター	180 食
		斐川行政センター	180 食
その他食品計			6,006 食
(4)	粉ミルク	出雲市役所本庁	29,160 g
	液体ミルク	出雲市役所本庁	48 缶
ミルク計		粉ミルク	29,160 g
		液体ミルク	48 缶

第6 生活必需物資関係

1.物資の備蓄[令和7年6月末現在]

品目	場所	数量	合計数量	備考		
(1) 生活必需品						
毛布	出雲市役所本庁	40 枚	3,252 枚			
	旧出雲体育館	576 枚				
	平田行政センター	100 枚				
	佐田行政センター	248 枚				
	シーサイド運動公園倉庫	260 枚				
	湖陵行政センター	80 枚				
	大社行政センター	150 枚				
	斐川行政センター	132 枚				
	消防本部	141 枚				
	田儀防災備蓄倉庫	50 枚				
	出雲市総合体育館	80 枚				
	各コミュニティセンター等	1,395 枚				
	防寒アルミシート	旧出雲体育館		9,920 枚	10,200 枚	
		灘分防災倉庫コンテナ		120 枚		
出雲市総合体育館		160 枚				
タオルケット	大社行政センター	10 枚	10 枚			
敷布団	大社行政センター	5 枚	5 枚			
電気あんか	灘分防災倉庫コンテナ	4 個	4 個			
肌着セット (男性用)	灘分防災倉庫コンテナ	105 セット	105 セット			
	灘分防災倉庫コンテナ	120 セット	120 セット			
外衣 (男・大人用) ※上下セット	出雲市役所本庁	10 着	10 着	Lサイズ		
	(男・子ども用)	出雲市役所本庁	10 着	110~150cm各2		
	(女・大人用)	出雲市役所本庁	10 着	Mサイズ		
	(女・子ども用)	出雲市役所本庁	10 着	110~150cm各2		
ビニールレインコート	灘分防災倉庫コンテナ	26 着	26 着			
子ども用レインコート	旧出雲体育館	300 枚	300 枚			
炊事用具						
簡易炊き出しセット	出雲市役所本庁	1 セット	1 セット			
大鍋	旧出雲体育館	2 個	2 個			
鍋	灘分防災倉庫コンテナ	1 個	1 個			
やかん	灘分防災倉庫コンテナ	9 個	9 個			
おたま	灘分防災倉庫コンテナ	7 個	7 個			
しゃもじ	灘分防災倉庫コンテナ	5 個	5 個			
ふるい	灘分防災倉庫コンテナ	2 個	2 個			
炊飯器	灘分防災倉庫コンテナ	2 台	2 台			
食器						
食器セット (使い捨て)	旧出雲体育館	1,100 セット	1,100 セット	100セット/箱		
紙皿	灘分防災倉庫コンテナ	550 枚	550 枚			
どんぶり	灘分防災倉庫コンテナ	200 個	200 個			
コップ	灘分防災倉庫コンテナ	2,767 個	2,767 個			
スプーン	灘分防災倉庫コンテナ	128 個	128 個			
トレイ	灘分防災倉庫コンテナ	344 枚	344 枚			
バックトレイ	灘分防災倉庫コンテナ	200 枚	200 枚			
スチロールカップ	灘分防災倉庫コンテナ	96 個	96 個			
哺乳瓶 (240ml)	出雲市役所本庁	10 本	10 本			
哺乳瓶 (使いきりタイプ)	旧出雲体育館	480 本	480 本			
ラップ	灘分防災倉庫コンテナ	20 個	20 個			

品目	場所	数量	合計数量	備考
タオル	旧出雲体育館	650 枚	999 枚	
	灘分防災倉庫コンテナ	339 枚		
	大社行政センター	10 枚		
バスタオル	平田行政センター (仮倉庫)	200 枚	200 枚	
トイレットペーパー	旧出雲体育館	1,320 巻	1,392 巻	
	平田行政センター (仮倉庫)	72 巻		
紙おむつ (大人用)	出雲市役所本庁	1,064 枚	1,964 枚	M800、L264
	佐田行政センター	100 枚		M～Lサイズ
	湖陵行政センター	100 枚		
	大社行政センター	270 枚		
	灘分防災倉庫コンテナ	330 枚		
	シーサイド運動公園倉庫	100 枚		M～Lサイズ
紙おむつ (子供用)	出雲市役所本庁	1,024 枚	2,456 枚	新生児696、M896
	佐田行政センター	200 枚		新生児112、M88
	湖陵行政センター	200 枚		新生児112、M88
	大社行政センター	168 枚		
	灘分防災倉庫コンテナ	664 枚		新生児224、M440
	シーサイド運動公園倉庫	200 枚		新生児112、M88
生理用ナプキン	出雲市役所本庁	13,356 枚	13,804 枚	
	佐田行政センター	84 枚		
	湖陵行政センター	84 枚		
	大社行政センター	280 枚		
(2) 感染症対策用品				
手指洗用消毒液	出雲市役所本庁	40 本	681 本	
	旧出雲体育館	75 本		
	旧出雲体育館	566 本		500ml/本
消毒液用ボトル	出雲市役所本庁	150 本	562 本	
	旧出雲体育館	412 本		
マスク	出雲市役所本庁	105,312 枚	515,312 枚	
	旧出雲体育館	168,000 枚		
	平田行政センター (仮倉庫)	40,000 枚		
	佐田行政センター	40,000 枚		
	多伎行政センター	60,000 枚		
	湖陵行政センター	20,000 枚		
	大社行政センター	40,000 枚		
	斐川行政センター	40,000 枚		
	出雲市総合体育館	2,000 枚		
N95マスク	出雲市役所本庁	5,100 枚	5,100 枚	
感染防止ゴーグル	出雲市役所本庁	300 個	300 個	
ペーパータオル	出雲市役所本庁	90 個	5,340 個	
	旧出雲体育館	5,250 個		
ウェットティッシュ	旧出雲体育館	2,520 個	2,565 個	
	平田行政センター (仮倉庫)	45 個		
ハンドソープ	旧出雲体育館	240 ℓ	240 ℓ	
		250 本	250 本	
家庭用洗剤	旧出雲体育館	250 本	250 本	
蓋つきゴミ箱	旧出雲体育館	500 個	540 個	
	平田行政センター (仮倉庫)	40 個		

品目	場所	数量	合計数量	備考
扇風機（工業用）	出雲市役所本庁	6 台	100 台	
	旧出雲体育館	82 台		
	旧平田コミュニティセンター	2 台		
	佐田行政センター	2 台		
	シーサイド運動公園倉庫	2 台		
	湖陵行政センター	2 台		
	大社行政センター	2 台		
	斐川行政センター	2 台		
	非接触赤外線体温計	旧出雲体育館		10 本
電子体温計	旧出雲体育館	10 本	10 本	
アルコール綿	旧出雲体育館	30,000 枚	30,000 枚	
パルスオキシメーター	出雲市役所本庁（健康増進課）	50 台	50 台	
体温測定サーマルカメラ	出雲市役所本庁	3 台	10 台	
	各施設	7 台		
体温検知機能付きカメラ	出雲市役所本庁	11 台	227 台	
	各小中学校	92 台		
	各施設	124 台		
ガウン	出雲市役所本庁	200 着	6,200 着	
	旧出雲体育館	6,000 着		
タイバックスーツ	出雲市役所本庁	150 着	150 着	
手袋	出雲市役所本庁	700 双	15,700 双	
	旧出雲体育館	15,000 双		
シューズカバー	出雲市役所本庁	2,000 枚	2,000 枚	
フェイスシールド	出雲市役所本庁	520 個	2,820 個	
	旧出雲体育館	2,300 個		
二酸化炭素濃度測定器	出雲市役所本庁	19 台	19 台	
汚物処理ツール	旧出雲体育館	50 箱	50 箱	3セット/箱
パネルパーテーション（特大） （大）	旧出雲体育館	130 枚	130 枚	850mm×550m×2mm、スタンド付
	旧出雲体育館	320 枚	320 枚	550mm×550m×2mm、スタンド付
（3）避難所用資機材				
間仕切り				
間仕切り	出雲市役所本庁	1 セット	250 セット	2m×2m×4区画
	旧出雲体育館	215 セット		2m×2m×4区画
	平田行政センター（仮倉庫）	5 セット		2m×2m×4区画
	佐田行政センター	4 セット		2m×2m×4区画
	湖陵行政センター	4 セット		2m×2m×4区画
	大社行政センター	4 セット		2m×2m×4区画
	斐川行政センター	4 セット		2m×2m×4区画
	シーサイド運動公園倉庫	4 セット		
	出雲市総合体育館	9 セット		
	段ボールパーテーション・マット	旧出雲体育館		30 セット
シーサイド運動公園倉庫		1 セット		
ワンタッチパーテーション （カーテンタイプ）	出雲市役所本庁	2 張	700 張	
	旧出雲体育館	244 張		
	出雲市総合体育館	32 張		
	各コミュニティセンター等	402 張		
	旧出雲体育館	20 張		

品目	場所	数量	合計数量	備考		
避難所屋内用テント	出雲市役所本庁	2 張	1,522 張			
	旧出雲体育館	1,008 張				
	平田行政センター（仮倉庫）	50 張				
	佐田行政センター	8 張				
	シーサイド運動公園倉庫	8 張				
	湖陵行政センター	8 張				
	大社行政センター	8 張				
	斐川行政センター	8 張				
	出雲市総合体育館	48 張				
	各コミュニティセンター等	374 張				
	簡易組立式生活スペース	平田行政センター（本館）		1 セット	3 セット	更衣室
		湖陵行政センター		1 セット		更衣室
		シーサイド運動公園倉庫		1 セット		更衣室
折り畳み式簡易ベッド	出雲市役所本庁	4 台	100 台			
	旧出雲体育館	66 台				
	平田行政センター	5 台				
	佐田行政センター	5 台				
	多伎行政センター	5 台				
	湖陵行政センター	5 台				
	大社行政センター	5 台				
	斐川行政センター	5 台				
	出雲市役所本庁	2 台		1,154 台		
旧出雲体育館	200 台					
平田行政センター（仮倉庫）	102 台					
佐田行政センター	105 台					
シーサイド運動公園倉庫	105 台					
湖陵行政センター	5 台					
大社行政センター	5 台					
斐川行政センター	250 台					
出雲市総合体育館	48 台					
各コミュニティセンター等	332 台					
避難所用マット	出雲市役所本庁	1 セット	294 セット		2m×2m×4区画	
	旧出雲体育館	24 セット		2m×2m×4区画		
		195 セット		(2m×1m)×2枚×4区画		
	平田行政センター（本館）	5 セット		2m×2m×4区画		
	佐田行政センター	4 セット		2m×2m×4区画		
	シーサイド運動公園倉庫	4 セット		2m×2m×4区画		
	湖陵行政センター	3 セット		2m×2m×4区画		
	大社行政センター	4 セット		2m×2m×4区画		
	斐川行政センター	49 セット				
	出雲市総合体育館	5 セット				
セルフインフレーションマット	出雲市役所本庁	8 枚	1,000 枚			
	旧出雲体育館	932 枚				
	出雲市総合体育館	60 枚				
エアーマット	旧出雲体育館	68 枚	694 枚			
	各コミュニティセンター等	626 枚				
フロアマット（スポンジ）	多伎行政センター	78 枚	110 枚	2m×1m		
	大社行政センター	32 枚				
カラーマット	大社行政センター	7 枚	7 枚			

品目	場所	数量	合計数量	備考
ござ	灘分防災倉庫コンテナ	5 枚	5 枚	
ロール畳	出雲市役所本庁	10 本	142 本	
	旧出雲体育館	46 本		
	佐田行政センター	2 本		
	出雲市総合体育館	24 本		
	各コミュニティセンター等	60 本		
座布団	大社行政センター	15 枚	15 枚	
スクリーン	旧出雲体育館	20 枚	20 枚	
ベルトパーティション	旧出雲体育館	90 台	90 台	
緊急対策用トイレ袋	旧出雲体育館	12,500 袋	15,400 袋	
	出雲市総合体育館	300 袋		
	各コミュニティセンター等	2600 袋		
排便収納袋	平田行政センター（仮倉庫）	500 袋	500 袋	
排便収納袋（トイレトーパーパー付き）	平田行政センター（仮倉庫）	500 袋	500 袋	
緊急用組立式簡易トイレ	出雲市役所本庁倉	127 セット	625 セット	
	旧出雲体育館	100 セット		
	平田行政センター（仮倉庫）	33 セット		
	佐田行政センター	3 セット		
	湖陵行政センター	47 セット		5セット×10箱
	大社行政センター	8 セット		
	シーサイド運動公園倉庫	14 セット		5セット×3箱
	田儀防災備蓄倉庫	10 セット		5セット×2箱
	各コミュニティセンター等	283 セット		
ユニットイレ（簡易トイレ） 段ボール	シーサイド運動公園倉庫	20 箱	40 箱	5セット×4箱
	田儀防災備蓄倉庫	20 箱		5セット×4箱
折り畳み式簡易トイレ	旧出雲体育館	50 セット	50 セット	
組立トランク型自動ラップ式トイレ	出雲市役所本庁	5 基	25 基	
	旧出雲体育館	4 基		
	平田行政センター（仮倉庫）	4 基		
	佐田行政センター	3 基		
	シーサイド運動公園倉庫	3 基		
	湖陵行政センター	3 基		
	大社行政センター	3 基		
ポータブルトイレ用フレーム ラップ式トイレ用	シーサイド運動公園倉庫	3 台	5 台	
	湖陵行政センター	2 台		
要配慮者用組立式トイレ	旧出雲体育館	3 基	3 基	
トイレ用パーソナルテント	出雲市役所本庁	38 張	159 張	
	旧出雲体育館	90 張		
	平田行政センター（仮倉庫）	14 張		
	大社行政センター	2 張		
	佐田行政センター	1 張		
	シーサイド運動公園倉庫	2 張		
	田儀防災備蓄倉庫	2 張		
	出雲市総合体育館	10 張		
ストーマ用装具	湖陵行政センター	50 個	50 個	
カセットコンロ	大社行政センター	1 台	9 台	
	灘分防災倉庫コンテナ	7 台		
	湖陵行政センター	1 台		
ガスコンロ	灘分防災倉庫コンテナ	2 個	3 個	
	斐川行政センター	1 個		

品目	場所	数量	合計数量	備考
カセットボンベ	瀬分防災倉庫コンテナ	48 本	67 本	
	湖陵行政センター	19 本		
チャッカマン	瀬分防災倉庫コンテナ	45 個	45 個	
コードリール	瀬分防災倉庫コンテナ	4 個	4 個	
発電機（ガソリン）	旧出雲体育館	3 台	16 台	
	平田行政センター（仮倉庫）	3 台		
	佐田行政センター	2 台		
	多伎行政センター	2 台		
	湖陵行政センター	2 台		
	大社行政センター	2 台		
	斐川行政センター	2 台		
	斐川行政センター	2 台		
発電機（LPG）	出雲市役所本庁	1 台	1 台	
発電機（カセットボンベ式）	旧出雲体育館	4 台	4 台	EU9iGB（エネポ）
充電式投光機	多伎行政センター	1 個	1 個	
LEDヘッドライト	多伎行政センター	2 個	10 個	
	平田行政センター（仮倉庫）	8 個		
LEDフラッシュライト	田儀防災備蓄倉庫	1 個	4 個	
	平田行政センター（仮倉庫）	3 個		
ワークライト	多伎行政センター	2 個	2 個	
懐中電灯	平田行政センター（本館）	6 個	6 個	
非常用ロウソクセット	瀬分防災倉庫コンテナ	49 個	49 個	
防滴ライトラジオ	シーサイド運動公園倉庫	3 個	5 個	
	田儀防災備蓄倉庫	2 個		
車椅子	旧出雲体育館	25 台	25 台	
ランタン	旧出雲体育館	14 個	100 個	
	各コミュニティセンター等	86 個		
投光器	平田行政センター（仮倉庫）	9 台	56 台	
	佐田行政センター	1 台		
	シーサイド運動公園倉庫	1 台		
	湖陵行政センター	1 台		
	斐川行政センター	1 台		
	各コミュニティセンター等	43 台		
	各コミュニティセンター等	43 台		
ハンズフリー拡声器	旧出雲体育館	2 台	14 台	
	平田行政センター（仮倉庫）	2 台		
	佐田行政センター	2 台		
	多伎行政センター	2 台		
	湖陵行政センター	2 台		
	大社行政センター	2 台		
	斐川行政センター	2 台		
	斐川行政センター	2 台		
折り畳み式リヤカー	旧出雲体育館	2 台	8 台	
	平田行政センター（本館）	1 台		
	佐田行政センター	1 台		
	シーサイド運動公園倉庫	1 台		
	湖陵行政センター	1 台		
	大社行政センター	1 台		
	斐川行政センター	1 台		
	斐川行政センター	1 台		

品目	場所	数量	合計数量	備考
給水容器				
カンタンク	シーサイド運動公園倉庫	5 個	55 個	10リットル
	田儀防災備蓄倉庫	50 個		
キュービージャグ	シーサイド運動公園倉庫	40 個	40 個	10リットル
マリンテナー（飲料水搬送用タンク）	シーサイド運動公園倉庫	2 個	4 個	
	田儀防災備蓄倉庫	2 個		
ホールドキャリア（給水容器）	シーサイド運動公園倉庫	320 個	320 個	10リットル
非常用飲料水袋	出雲市上下水道局	7,699 袋	29,954 袋	6リットル
	来原浄水場	16,800 袋		6リットル
	佐田行政センター	118 袋		6リットル
	大社行政センター	200 袋		6リットル
	東部上下水道事務所	1,147 袋		6リットル
	西部上下水道事務所	1600 袋		6リットル
	灘分防災倉庫コンテナ	300 袋		
	斐川宍道水道企業団事務所	950 袋		6リットル
	シーサイド運動公園倉庫	1,140 袋		内倉庫内
ポリタンク	出雲市上下水道局	86 個	588 個	20リットル
	来原浄水場	100 個		20リットル
	東部上下水道事務所	28 個		20リットル
	東部上下水道事務所	54 個		18リットル
	西部上下水道事務所	122 個		20リットル
	西部上下水道事務所	98 個		18リットル
	斐川宍道水道企業団事務所	100 個		20リットル
バケツ	旧出雲体育館	100 個	152 個	
	大社行政センター	2 個		
	灘分防災倉庫コンテナ	50 個		
タライ	灘分防災倉庫コンテナ	5 個	5 個	プラスチック
ごみ袋	灘分防災倉庫コンテナ	150 枚	150 枚	
ビニール手袋	灘分防災倉庫コンテナ	5 個	5 個	
長柄杓	シーサイド運動公園倉庫	30 本	50 本	
	田儀防災備蓄倉庫	20 本		
移植ごて	灘分防災倉庫コンテナ	19 個	19 個	
ゴーグル	灘分防災倉庫コンテナ	10 個	10 個	
園芸用フィルタ	灘分防災倉庫コンテナ	3 個	3 個	
軍手	灘分防災倉庫コンテナ	360 組	360 組	
抗菌予防衣	灘分防災倉庫コンテナ	3 着	3 着	M:2着、L:1着
ペットボトル容器	斐川行政センター	756 本	756 本	1.5リットル
養生テープ 緑（50mm×25m）	旧出雲体育館	150 巻	150 巻	
青（50mm×25m）	旧出雲体育館	150 巻	150 巻	
ペット用キャリア 小型犬用	旧出雲体育館	6 個	11 個	
	旧出雲体育館	5 個		
犬用防災レスキューセット	旧出雲体育館	6 セット	6 セット	
(4) 災害救助用資機材				
ヘルメット	出雲市役所本庁	12 個	12 個	
安全靴	旧出雲体育館	6 足	6 足	
安全手袋	旧出雲体育館	6 双	6 双	
バール	旧出雲体育館	6 本	6 本	
油圧ジャッキ	旧出雲体育館	6 台	6 台	
大型ハンマー	旧出雲体育館	6 本	6 本	
のこぎり	旧出雲体育館	6 本	6 本	

品目	場所	数量	合計数量	備考
ロープ(5mm×300m)	旧出雲体育館	6 巻	6 巻	トラロープ
ロープ(9mm×50m)	旧出雲体育館	100 巻	100 巻	トラロープ
スコップ(角)	旧出雲体育館	100 本	100 本	
投光器	旧出雲体育館	4 台	4 台	
拡声器	旧出雲体育館	3 台	3 台	
ハンズフリー拡声器	出雲市役所本庁	3 台	3 台	
担架	旧出雲体育館	6 基	6 基	
ブルーシート #3000 10m×10m (ハトメ付)	旧出雲体育館	20 枚	20 枚	
#3000 7.2m×9.0m (ハトメ付)	旧出雲体育館	20 枚	20 枚	
#3000 7.2m×7.2m (ハトメ付)	旧出雲体育館	20 枚	20 枚	
#3000 5.4m×5.4m (ハトメ付)	旧出雲体育館	20 枚	20 枚	
#3000 5.4m×4.5m (ハトメ付)	旧出雲体育館	20 枚	20 枚	
#1000 3.6m×5.4m (ハトメ付)	旧出雲体育館	20 枚	20 枚	
土のう袋	旧出雲体育館	3,280 枚	3,280 枚	
懐中電灯	旧出雲体育館	20 台	20 台	
ヘッドランプ	旧出雲体育館	6 台	6 台	
コードリール	旧出雲体育館	7 台	7 台	
折畳リヤカー	旧出雲体育館	3 基	3 基	
長靴	平田行政センター (仮倉庫)	5 足	5 足	
(5) その他				
公用車 マグネットシート	出雲市役所本庁	20 セット	20 セット	(左部・右部)
災害派遣車用 マグネットシート	出雲市役所本庁	2 セット	2 セット	(前部・左部・右部)
プリントシート	出雲市役所本庁	3 セット	3 セット	(前部・左部・右部)

【電源・通信機器】

品目	場所	数量	数量	備考
特設公衆電話回線数 及び配備電話機台数	今市コミュニティセンター	2台	61台	
	大津コミュニティセンター	2台		
	塩冶コミュニティセンター	3台		
	古志コミュニティセンター	1台		
	高松コミュニティセンター	3台		
	四絡コミュニティセンター	3台		
	高浜コミュニティセンター	1台		
	川跡コミュニティセンター	2台		
	鳶巣コミュニティセンター	1台		
	上津コミュニティセンター	1台		
	稗原コミュニティセンター	1台		
	朝山コミュニティセンター	1台		
	乙立コミュニティセンター	1台		
	神門コミュニティセンター	2台		
	神西コミュニティセンター	1台		
	長浜コミュニティセンター	2台		
	平田コミュニティセンター	2台		
	灘分コミュニティセンター	1台		
	国富コミュニティセンター	1台		
	西田コミュニティセンター	1台		
	鰐淵コミュニティセンター	1台		
	久多美コミュニティセンター	1台		
	檜山コミュニティセンター	1台		
	東コミュニティセンター	1台		
	北浜コミュニティセンター	1台		
	佐香コミュニティセンター	1台		
	伊野コミュニティセンター	1台		
	須佐コミュニティセンター	1台		
	窪田コミュニティセンター	1台		
	多伎コミュニティセンター	1台		
	湖陵コミュニティセンター	2台		
	大社コミュニティセンター	2台		
	荒木コミュニティセンター	2台		
	遥堪コミュニティセンター	1台		
日御碕コミュニティセンター	1台			
鵜鷺コミュニティセンター	1台			
莊原コミュニティセンター	2台			
出西コミュニティセンター	2台			
阿宮コミュニティセンター	1台			
伊波野コミュニティセンター	2台			
直江コミュニティセンター	1台			
久木コミュニティセンター	1台			
出東コミュニティセンター	1台			
発電機 定格出力：900VA	今市コミュニティセンター	1台	43台	EU9iGB (エネポ)
	大津コミュニティセンター	1台		EU9iGB (エネポ)
	塩冶コミュニティセンター	1台		EU9iGB (エネポ)
	古志コミュニティセンター	1台		EU9iGB (エネポ)
	高松コミュニティセンター	1台		EU9iGB (エネポ)
	四絡コミュニティセンター	1台		EU9iGB (エネポ)
	高浜コミュニティセンター	1台		EU9iGB (エネポ)
	川跡コミュニティセンター	1台		EU9iGB (エネポ)
	鳶巣コミュニティセンター	1台		EU9iGB (エネポ)
	上津コミュニティセンター	1台		EU9iGB (エネポ)
	稗原コミュニティセンター	1台		EU9iGB (エネポ)
	朝山コミュニティセンター	1台		EU9iGB (エネポ)
	乙立コミュニティセンター	1台		EU9iGB (エネポ)
	神門コミュニティセンター	1台		EU9iGB (エネポ)
	神西コミュニティセンター	1台		EU9iGB (エネポ)
	長浜コミュニティセンター	1台		EU9iGB (エネポ)
	平田コミュニティセンター	1台		EU9iGB (エネポ)
	灘分コミュニティセンター	1台		EU9iGB (エネポ)
	国富コミュニティセンター	1台		EU9iGB (エネポ)
	西田コミュニティセンター	1台		EU9iGB (エネポ)
鰐淵コミュニティセンター	1台	EU9iGB (エネポ)		
久多美コミュニティセンター	1台	EU9iGB (エネポ)		
檜山コミュニティセンター	1台	EU9iGB (エネポ)		
東コミュニティセンター	1台	EU9iGB (エネポ)		

品目	場所	数量	数量	備考
発電機 定格出力：900VA	北浜コミュニティセンター	1台	43台	EU9iGB (エネポ)
	佐香コミュニティセンター	1台		EU9iGB (エネポ)
	伊野コミュニティセンター	1台		EU9iGB (エネポ)
	須佐コミュニティセンター	1台		EU9iGB (エネポ)
	窪田コミュニティセンター	1台		EU9iGB (エネポ)
	多伎コミュニティセンター	1台		EU9iGB (エネポ)
	湖陵コミュニティセンター	1台		EU9iGB (エネポ)
	大社コミュニティセンター	1台		EU9iGB (エネポ)
	荒木コミュニティセンター	1台		EU9iGB (エネポ)
	遥堪コミュニティセンター	1台		EU9iGB (エネポ)
	日御碕コミュニティセンター	1台		EU9iGB (エネポ)
	鶴鷺コミュニティセンター	1台		EU9iGB (エネポ)
	荘原コミュニティセンター	1台		EU9iGB (エネポ)
	出西コミュニティセンター	1台		EU9iGB (エネポ)
	阿宮コミュニティセンター	1台		EU9iGB (エネポ)
	伊波野コミュニティセンター	1台		EU9iGB (エネポ)
	直江コミュニティセンター	1台		EU9iGB (エネポ)
久木コミュニティセンター	1台	EU9iGB (エネポ)		
出東コミュニティセンター	1台	EU9iGB (エネポ)		
(3) その他				
IP無線機	出雲市役所本庁	6台	104台	
	平田行政センター	2台		
	佐田行政センター	2台		
	多伎行政センター	2台		
	湖陵行政センター	2台		
	大社行政センター	2台		
	斐川行政センター	2台		
	今市コミュニティセンター	2台		
	大津コミュニティセンター	2台		
	塩冶コミュニティセンター	2台		
	古志コミュニティセンター	2台		
	高松コミュニティセンター	2台		
	四絡コミュニティセンター	2台		
	高浜コミュニティセンター	2台		
	川跡コミュニティセンター	2台		
	鷹巣コミュニティセンター	2台		
	上津コミュニティセンター	2台		
	稗原コミュニティセンター	2台		
	朝山コミュニティセンター	2台		
	乙立コミュニティセンター	2台		
	神門コミュニティセンター	2台		
	神西コミュニティセンター	2台		
	長浜コミュニティセンター	2台		
	平田コミュニティセンター	2台		
	灘分コミュニティセンター	2台		
	国富コミュニティセンター	2台		
	西田コミュニティセンター	2台		
	鱒淵コミュニティセンター	2台		
	久多美コミュニティセンター	2台		
	檜山コミュニティセンター	2台		
	東コミュニティセンター	2台		
	北浜コミュニティセンター	2台		
	佐香コミュニティセンター	2台		
	伊野コミュニティセンター	2台		
	須佐コミュニティセンター	2台		
	窪田コミュニティセンター	2台		
	多伎コミュニティセンター	2台		
	湖陵コミュニティセンター	2台		
	大社コミュニティセンター	2台		
	荒木コミュニティセンター	2台		
遥堪コミュニティセンター	2台			
日御碕コミュニティセンター	2台			
鶴鷺コミュニティセンター	2台			
荘原コミュニティセンター	2台			
出西コミュニティセンター	2台			
阿宮コミュニティセンター	2台			
伊波野コミュニティセンター	2台			
直江コミュニティセンター	2台			
久木コミュニティセンター	2台			
出東コミュニティセンター	2台			

品目	場所	数量	数量	備考
衛星携帯電話	出雲市役所本庁	3台	10台	
	平田行政センター	1台		
	佐田行政センター	1台		
	多伎行政センター	1台		
	湖陵行政センター	1台		
	大社行政センター	1台		
	斐川行政センター	1台		
	総合医療センター	1台		
エフエムいずも 緊急告知ラジオ	出雲市役所本庁	1台	57台	
	佐田行政センター	1台		
	多伎行政センター	1台		
	湖陵行政センター	1台		
	大社行政センター	1台		
	斐川行政センター	1台		
	今市コミュニティセンター	1台		
	大津コミュニティセンター	1台		
	塩冶コミュニティセンター	1台		
	古志コミュニティセンター	1台		
	高松コミュニティセンター	1台		
	四絡コミュニティセンター	1台		
	高浜コミュニティセンター	1台		
	川跡コミュニティセンター	1台		
	鳶巣コミュニティセンター	1台		
	上津コミュニティセンター	1台		
	稗原コミュニティセンター	1台		
	朝山コミュニティセンター	1台		
	乙立コミュニティセンター	1台		
	神門コミュニティセンター	1台		
	神西コミュニティセンター	1台		
	長浜コミュニティセンター	1台		
	平田コミュニティセンター	1台		
	灘分コミュニティセンター	1台		
	国富コミュニティセンター	1台		
	西田コミュニティセンター	1台		
	鱒淵コミュニティセンター	1台		
	久多美コミュニティセンター	1台		
	檜山コミュニティセンター	1台		
	東コミュニティセンター	1台		
	北浜コミュニティセンター	1台		
	佐香コミュニティセンター	1台		
	伊野コミュニティセンター	1台		
	須佐コミュニティセンター	1台		
	窪田コミュニティセンター	1台		
	多伎コミュニティセンター	1台		
	湖陵コミュニティセンター	1台		
	大社コミュニティセンター	1台		
	荒木コミュニティセンター	1台		
	遥堪コミュニティセンター	1台		
	日御碕コミュニティセンター	1台		
	鵜鷺コミュニティセンター	1台		
	荘原コミュニティセンター	1台		
出西コミュニティセンター	1台			
阿宮コミュニティセンター	1台			
伊波野コミュニティセンター	1台			
直江コミュニティセンター	1台			
久木コミュニティセンター	1台			
出東コミュニティセンター	1台			
今市小学校	1台			
大津小学校	1台			
塩冶小学校	1台			
高松小学校	1台			
四絡小学校	1台			
高浜小学校	1台			
北陽小学校	1台			
上津小学校	1台			

第7 食料品・生活必需物資供給基準

1. 食料品

区 分	1日1人当り	根 拠 法 規 等
炊 き 出 し 費 用	1,230 円以内	災害救助法第23条 災害救助法施行令第9条 島根県災害救助法施行細則第5条

2. 主食等

区 分	1日1人当り	換 算 表				根拠法規等
		10 人	100 人	1,000 人	10,000 人	
飲 料 水	概ね3リットル (7日間)	30 リットル	300 リットル	3,000 リットル	30,000 リットル	災害救助の実務書
米 穀	一食 200g おにぎり 2個	2kg 20 個	20 kg 200 個	200 kg 2,000 個	2,000 kg 20,000 個	米穀の配給要綱 (36.7 農林水産省)
	一食 300g おにぎり 3個	3kg 30 個	30 kg 300 個	300 kg 3,000 個	3,000 kg 30,000 個	
	コッペパン 2個	20 個	200 個	2,000 個	30,000 個	
パ ン	コッペパン 3個	30 個	300 個	3,000 個	30,000 個	米穀の配給要綱 (36.7 農林水産省)

3. 生活必需品

(夏4月～9月、冬10月～3月)

区 分		1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6人以上1人 に付加算
全 焼 全 壊 流 出 (10日以内)	夏	19,200 円	24,600 円	36,500 円	43,600 円	55,200 円	8,000 円
	冬	31,800 円	41,100 円	57,200 円	66,900 円	84,300 円	11,600 円
半 焼 半 壊 床 上 浸 水 (10日以内)	夏	6,300 円	8,400 円	12,600 円	15,400 円	19,400 円	2,700 円
	冬	10,100 円	13,200 円	18,800 円	22,300 円	28,100 円	3,700 円

(根拠法規: 島根県災害救助法施行細則第7条)

第8 医療関係

1. 病院

病院名	所在地	電話	病床数					備考
			精神	療養	一般	感染	計	
島根県立中央病院	姫原	0853-22-5111	40		522	6	568	災害拠点病院（基幹）
出雲市立総合医療センター	灘分町	0853-63-5111		52	147		199	災害協力病院
出雲市民病院	塩冶町	0853-21-2722			180		180	
海星病院	大津町	0853-21-3521	166				166	
小林病院	今市町	0853-21-5230		48	2		50	
島大医学部附属病院	塩冶町	0853-23-2111	30		570		600	災害拠点病院
出雲市民リハビリテーション病院	知井宮町	0853-21-2733		58	58		116	
寿生病院	上塩冶町	0853-24-2160		239			239	
島根県立こころの医療センター	下古志町	0853-30-0556	224				224	災害拠点精神科病院
出雲徳洲会病院	斐川町直江	0853-73-7000		94	89		183	災害協力病院
斐川生協病院	斐川町直江	0853-72-0321		120			120	
計11病院			460	611	1,568	6	2,645	

2. 医院・診療所

No.	地域	名称	所在地	電話番号
1	出雲	三原医院	今市町	0853-21-0284
2	出雲	みはら眼科皮膚科	今市町	0853-23-5005
3	出雲	はしもと内科クリニック	今市町	0853-25-0211
4	出雲	えだクリニック整形外科リハビリテーション科	今市町	0853-25-0210
5	出雲	出雲漢方クリニック	今市町	0853-31-4077
6	出雲	加藤医院	今市町北本町	0853-21-5520
7	出雲	堀江内科呼吸器科医院	今市町北本町	0853-21-0067
8	出雲	すぎうら医院	今市町北本町	0853-23-6669
9	出雲	ふじのクリニック	今市町北本町	0853-24-3387
10	出雲	きたほんまちクリニック	今市町北本町	0853-25-7582
11	出雲	医療法人 須佐クリニック	今市町南本町	0853-24-9191
12	出雲	出雲医院	駅北町	0853-30-6060
13	出雲	外科内科山尾医院	大津町	0853-23-0520
14	出雲	大曲診療所	大津町	0853-21-1186
15	出雲	渡辺眼科医院	大津町	0853-21-0198
16	出雲	なかじま眼科	大津町	0853-25-2828
17	出雲	江田クリニック産婦人科	大津町	0853-30-7888
18	出雲	おおつ内科クリニック	大津町	0853-25-7800
19	出雲	れんげ在宅クリニック	大津町	0853-21-8739
20	出雲	錦織整形外科医院	大津新崎町	0853-22-1133
21	出雲	福田整形外科医院	大津新崎町	0853-22-5811
22	出雲	とうぎ皮膚科クリニック	大津新崎町	0853-22-9765
23	出雲	あべ医院	大津新崎町	0853-21-3100
24	出雲	竹下内科医院	大津新崎町	0853-22-0202
25	出雲	にしこおり耳鼻咽喉科クリニック	大津新崎町	0853-30-0333
26	出雲	かつべ眼科クリニック	大津朝倉	0853-25-0212
27	出雲	石川脳神経内科医院	上塩冶町	0853-27-9056
28	出雲	形成外科皮膚科 草竹クリニック	上塩冶町	0853-81-1151
29	出雲	ひやくどみクリニック	上塩冶町	0853-21-0130
30	出雲	後藤内科医院	塩冶町	0853-21-7111
31	出雲	出雲中央クリニック	塩冶町	0853-22-5552
32	出雲	基常小児科・福代皮膚科	塩冶町	0853-21-1262
33	出雲	かわすみクリニック	塩冶町	0853-25-2111
34	出雲	医療法人社団芦沢医院	塩冶町	0853-22-8228
35	出雲	あいあいクリニック	塩冶町	0853-22-0022
36	出雲	医療法人 同仁会 あさひクリニック	塩冶町	0853-20-1058
37	出雲	竹内クリニック	塩冶町	0853-23-8686
38	出雲	医療法人 姫野クリニック	塩冶町	0853-20-2566
39	出雲	かなざわ内科糖尿病・骨粗しょう症クリニック	塩冶町	0853-25-1052

No.	地域	名称	所在地	電話番号
40	出雲	永岡内科医院	塩冶町	0853-31-9963
41	出雲	河端循環器内科医院	塩冶町	0853-30-6070
42	出雲	江口内科医院	塩冶有原町	0853-23-3166
43	出雲	瀬島医院	塩冶有原町	0853-21-6622
44	出雲	打田耳鼻咽喉科医院	塩冶神前	0853-24-1678
45	出雲	ますだ眼科クリニック	塩冶神前	0853-30-0505
46	出雲	すたに呼吸器内科クリニック	塩冶神前	0853-25-1159
47	出雲	医大前クリニック	塩冶神前	0853-31-8880
48	出雲	心療内科 日本ホリスティッククリニック漢方佐々木医院	塩冶善行町	0853-25-1311
49	出雲	出雲休日・夜間診療所	塩冶善行町	0853-22-5543
50	出雲	佐藤内科クリニック	古志町	0853-24-7766
51	出雲	松陽台佐藤クリニック	白枝町	0853-23-5883
52	出雲	医療法人仁和会 白枝内科クリニック	白枝町	0853-25-2110
53	出雲	あさやま内科クリニック	松寄下町	0853-22-3360
54	出雲	医療法人山本眼科	松寄下町	0853-28-2878
55	出雲	豆の木在宅診療所	浜町	0853-24-7336
56	出雲	手納医院	小山町	0853-22-6660
57	出雲	エスポアール出雲クリニック	小山町	0853-21-9779
58	出雲	小山皮膚科クリニック	小山町	0853-25-7212
59	出雲	相川耳鼻咽喉科医院	小山町	0853-25-3387
60	出雲	医療法人 みもりキッズ・ファミリークリニック	小山町	0853-25-8860
61	出雲	おおつかクリニック	大塚町	0853-22-3211
62	出雲	林整形外科医院	姫原町	0853-21-1758
63	出雲	はら呼吸器内科クリニック	姫原	0853-25-7455
64	出雲	まつざきクリニック	姫原	0853-31-7700
65	出雲	出雲整形外科クリニック	渡橋町	0853-23-6100
66	出雲	おざさクリニック	渡橋町	0853-23-6787
67	出雲	遠藤クリニック	渡橋町	0853-23-2021
68	出雲	ふくやま眼科	渡橋町	0853-25-2255
69	出雲	そうみやクリニック	渡橋町	0853-22-0333
70	出雲	つむらファミリークリニック くみ小児科	渡橋町	0853-23-9393
71	出雲	角医院	渡橋町	0853-30-6077
72	出雲	とよだ内科頭痛クリニック	渡橋町	0853-25-8833
73	出雲	医療法人 板垣医院	里方町	0853-21-1772
74	出雲	高鳥クリニック	武志町	0853-25-2211
75	出雲	しまね総合健診クリニック	武志町	0853-25-3333
76	出雲	わたなべこどもレディースクリニック	武志町	0853-30-8020
77	出雲	北陽クリニック	荻杼町	0853-22-7111
78	出雲	ふちわき耳鼻咽喉科クリニック	稲岡町	0853-30-1133
79	出雲	深田医院	高岡町	0853-22-8824

No.	地域	名称	所在地	電話番号
80	出雲	槇野クリニック	中野美保北	0853-23-7555
81	出雲	いづも八咫クリニック	中野美保南	0853-25-2688
82	出雲	園山医院	東林木町	0853-22-8555
83	出雲	医療法人嘉村医院	上島町	0853-48-0666
84	出雲	古瀬医院	稗原町	0853-48-0008
85	出雲	須谷医院	所原町	0853-48-0210
86	出雲	乙立里家診療所	乙立町	0853-45-0106
87	出雲	山根クリニック	芦渡町	0853-21-2810
88	出雲	在宅診療所 いづも	下古志町	0853-24-8151
89	出雲	知井宮堀江医院	知井宮町	0853-21-0918
90	出雲	今岡皮膚科クリニック	知井宮町	0853-30-6277
91	出雲	きむらこどもファミリークリニック	西新町	0853-20-0903
92	出雲	クリニックかんど	西新町	0853-25-2552
93	出雲	児玉医院	西神西町	0853-43-1365
94	出雲	伊藤医院	神西沖町	0853-43-1111
95	出雲	たけだファミリークリニック	神西沖町	0853-43-3355
96	出雲	なかたに耳鼻咽喉科医院	大島町	0853-43-2234
97	出雲	高垣皮膚科クリニック	東園町	0853-28-1221
98	出雲	秦医院	西園町	0853-28-0117
99	平田	伊藤眼科医院	平田町	0853-63-2195
100	平田	さとうクリニック	平田町	0853-62-4311
101	平田	きさ内科皮フ科クリニック	平田町	0853-63-7210
102	平田	かつべ眼科クリニック平田分院	平田町	0853-31-7311
103	平田	医療法人社団牧野内科医院	西平田町	0853-63-2851
104	平田	吉直整形外科クリニック	西平田町	0853-63-2020
105	平田	仲田医院	西平田町	0853-63-1212
106	平田	河原泌尿器科医院	西平田町	0853-62-9155
107	平田	及川医院	灘分町	0853-63-3582
108	平田	太田医院	国富町	0853-62-2166
109	平田	いまむら耳鼻咽喉科医院	国富町	0853-63-4133
110	平田	まんだクリニック	万田町	0853-25-9890
111	平田	松本医院	多久町	0853-62-3142
112	平田	塩津診療所	塩津町	0853-66-1300
113	佐田	加藤医院	佐田町須佐	0853-84-1900
114	佐田	佐田診療所	佐田町反辺	0853-84-0410
115	佐田	出雲市国民健康保険橋波診療所	佐田町下橋波	0853-85-2611
116	多伎	医療法人 久村診療所	多伎町小田	0853-86-2020
117	湖陵	本田医院	湖陵町二部	0853-43-7800
118	湖陵	児玉医院	湖陵町大池	0853-43-2001
119	湖陵	原医院	湖陵町差海	0853-43-2008

No.	地域	名称	所在地	電話番号
120	大社	上野医院	大社町菱根	0853-53-2304
121	大社	大國眼科	大社町中荒木	0853-53-5999
122	大社	小野医院	大社町中荒木	0853-53-6700
123	大社	かとう耳鼻咽喉科医院	大社町北荒木	0853-53-8133
124	大社	いしとび内科医院	大社町北荒木	0853-53-5300
125	大社	青木整形外科医院	大社町北荒木	0853-53-5535
126	大社	不登校／こどもと大人の漢方・心療内科 出雲いいじまクリニック	大社町杵築東	0853-25-8724
127	大社	中島医院	大社町杵築南	0853-53-2116
128	大社	日御碕診療所	大社町宇龍	0853-54-5433
129	大社	鷺浦診療所	大社町鷺浦	0853-53-0133
130	斐川	吉岡医院	斐川町莊原	0853-72-0833
131	斐川	いいつかクリニック	斐川町莊原	0853-72-4777
132	斐川	樋野医院	斐川町神氷	0853-72-9161
133	斐川	三木整形外科ペインクリニック	斐川町併川	0853-27-9548
134	斐川	吉野産婦人科医院	斐川町上直江	0853-72-7470
135	斐川	斐川中央クリニック	斐川町上直江	0853-73-8181
136	斐川	たまがわ内科クリニック	斐川町上直江	0853-27-9850
137	斐川	みずいクリニック眼科・美容皮膚科	斐川町上直江	0853-31-5321
138	斐川	しぶや眼科	斐川町直江	0853-73-7711
139	斐川	おおた皮膚科クリニック	斐川町直江	0853-72-1112

第9 防疫及び清掃関係

1. 市有防疫及び清掃器材

種類	所有場所	台数
噴霧器(電気式)	本 庁 (旧斐川西中)	4
ミスト機 (エンジン式背負動力散布機)	本 庁 (旧斐川西中)	1
噴霧器(電池式)	平田地域資源ごみ ストックヤード	33
噴霧器(手動式)	本庁 (旧斐川西中)	2
清掃用自動車(軽トラック)	本 庁	3

2. 一般廃棄物収集運搬業許可業者(し尿・浄化槽汚泥)

業 者 名	所 在 地	電 話
(有)ジンザイサニテック	荒茅町 4199-1	28-0011
(有)ヒカリ衛生社	斐川町上庄原 1777-2	72-3228
(株)島根サニタリ	神西沖町 1349-3	43-3321
出雲環境整備(有)	荒茅町 534	28-0012
(有)長谷川清商店	国富町 705-1	62-2067
(有)ヒカリ衛環企業	大田市大田町大田口 963	0854-82-0747
(有)ワステーシステム	大社町中荒木 2454-2	53-0140

3. 一般廃棄物収集運搬許可業者（ごみ）

業 者 名	所 在 地	電 話	限定品目
ワルツ商事(有)	白枝町 1185-1	22-7116	
(有)奥資材	平田町 5477	62-3419	
(有)山佐運送店	多伎町口田儀 492-2	86-2240	
(有)ワスティーシステム	大社町中荒木 2454-2	53-0140	
(有)プレート商会	船津町 80-3	48-1848	
中央環境(株)	神門町 842	30-7731	
(有)ジンザイサニテック	荒茅町 4199-1	28-0011	
(株)島根サニタリ	神西沖町 1349-3	43-3321	
(株)日野組	灘分町 1996-4	63-3555	
(株)リサイクルセンター島根	江田町 234-2	23-0538	
(株)クワイート山陰	馬木町 1220-17	24-8611	
三光(株)	鳥取県境港市昭和町 5-17	73-7310 (出雲支店)	
中国環境(株)	神西沖町 2489-2	43-3636	
(有)所原運送店	所原町 1666-1	48-0082	
出雲配送(有)	稗原町 2159-3	48-1033	
今岡 祥智(今岡建設)	荒茅町 539	28-0473	
(有)グリーンコントラクター	佐田町一窪田 1668-6	85-2345	果樹庭木の剪定 枝及び刈草のみ
須田ユミ子(POGカンパニー)	塩冶町 884-1 万代アパート7	28-0600	
今村眞茂留(今村商店)	今市町北本町 2-5-10	21-4590	
(有)金村商店	白枝町 927-1	21-1899	
(株)中央ビルサービス	塩冶有原町 6-60	21-4013	
アースサポート(株)	松江市八幡町 882-2	0852-37-2890	
(株)もちだ園芸	渡橋町 398	21-2051	木くず、刈草のみ
(有)海老田金属	鳥取県米子市上福原 1329-13	0859-33-1534	
濱屋 正(アラ搬入組合)	三津町 26	62-3010	
島根ジャパン・エコロジー・ライン(株)	出雲市上岡田町 707	090-1687-7400	
まるふく商事(株)	佐田町毛津 562-4	43-1884	生ごみ除く
(有)クリーンサービス	松江市宍道町佐々布 1849	0852-66-3613	
(株)アラキ	斐川町上直江 2721	72-1122	生ごみ除く
三洋興産(株)	斐川町黒目 1181	63-3418	生ごみ除く
坂本 清	高松町 1536-1	28-2080	
(有)徳建	雲南市木次町東日登 508-8	0854-42-0346	
(有)荒神サービス	斐川町神庭 1135	73-3687	
(有)足立運送	斐川町荘原 3045-1	72-0637	生ごみ除く
(株)平岡物産	大塚町 1118-4	22-6184	
(株)モア・フレッシュ	神西沖町 2334-3	43-3633	動植物性残渣のみ

第10 給水関係

1. 出雲市水道事業

【出雲・平田・大社・湖陵地域】

施設名	所在地	1日最大給水量	貯水施設	
来原系 (来原浄水場)	大津町	47,290 m ³	向山第1配水池	9,000.0 m ³
			向山第2配水池	7,000.0 m ³
			向山第3配水池	3,300.0 m ³
			妙見山配水池	974.0 m ³
			北山配水池	400.0 m ³
			天王山調整池(加圧ポンプ所)	7.8 m ³
			保知石調整池	20.3 m ³
			上新宮調整池(ポンプ所)	21.3 m ³
			麻床第1調整池(ポンプ所)	10.8 m ³
			麻床第2調整池	4.0 m ³
			上組調整池(加圧ポンプ所)	7.4 m ³
			朝山配水池	240.0 m ³
			上大月調整池	10.9 m ³
			堂原配水池	98.0 m ³
			須原調整池	10.9 m ³
			御方配水池	98.0 m ³
			段調整池	12.6 m ³
			浜山配水池	3,300.0 m ³
			中山配水池(第2加圧ポンプ所)	75.0 m ³
			高尾配水池	6.4 m ³
			鵜峠配水池	168.0 m ³
			河原谷調整池	0.5 m ³
			繁の谷調整池	0.5 m ³
			樽戸谷調整池	0.5 m ³
			谷山調整池(加圧ポンプ所)	10.0 m ³
			新常楽寺配水池	693.0 m ³
			中畑配水池	16.4 m ³
差海配水池(加圧ポンプ所)	247.0 m ³			
湖陵配水池	843.0 m ³			
蛇池配水池	100.0 m ³			
上津系 (上津浄水場)	上島町	1,410 m ³	奥井谷配水池(ポンプ場)	367.0 m ³
			延畑配水池	37.8 m ³
			西谷調整池	1.0 m ³
			大平配水池(加圧ポンプ所)	317.0 m ³
			山寄調整池	3.2 m ³
			上山寄調整池	1.7 m ³
			戸倉調整池	2.5 m ³
			岩倉配水池	179.0 m ³
			野尻西調整池(加圧ポンプ所)	3.0 m ³
			大門調整池	2.3 m ³
			仏谷調整池	2.8 m ³

施設名	所在地	1日最大給水量	貯水施設	
灘分系 (灘分浄水場)	灘分町	6,950 m ³	愛宕山配水池 新愛宕山配水池 口宇賀調整池 工場団地調整池 若葉調整池 鳴竹調整池 鹿園寺調整池 金山配水池	2,500 m ³ 1,200 m ³ 8.0 m ³ 40.0 m ³ 61.0 m ³ 79.5 m ³ 169.0 m ³ 500.0 m ³
県水受水系 <small>島根県水道用水供給事業より受水</small> (本郷受水点) (苅藻谷受水点) (伊野受水点)	園町 多久町 野郷町	2,910 m ³	伊野配水池 一畑調整池 胡麻谷高区調整池 三の谷調整池 (ポンプ所) 三の谷高区調整池 松枝調整池 堂の本調整池 (ポンプ所) 畑調整池 大畑調整池 金森調整池 地合第一配水池 地合第二配水池 高山調整池 本郷配水池 (ポンプ場) 苅藻谷配水池 布勢配水池 君野調整池 (ポンプ場) 唐川第1配水池 (ポンプ場) 唐川第2配水池 別所配水池 相代配水池 釜谷調整池 釜浦配水池 十六島配水池 十六島鼻調整池 一畑配水池 老母石配水池 庄部配水池	216.0 m ³ 16.0 m ³ 4.2 m ³ 27.9 m ³ 41.3 m ³ 0.4 m ³ 62.4 m ³ 39.6 m ³ 1.7 m ³ 1.5 m ³ 32.0 m ³ 63.0 m ³ 10.0 m ³ 270.0 m ³ 410.0 m ³ 520.0 m ³ 73.1 m ³ 62.4 m ³ 92.7 m ³ 74.4 m ³ 31.8 m ³ 13.2 m ³ 18.8 m ³ 108.0 m ³ 22.4 m ³ 30.0 m ³ 550.0 m ³ 32.0 m ³
乙立系 (乙立浄水場)	乙立町	210 m ³	乙立配水池	312.0 m ³
日御碕系 (日御碕浄水場)	大社町宇龍	200 m ³	日御碕配水池 黒田配水池	454.0 m ³ 18.0 m ³
美保塩津系 (美保塩津浄水場)	塩津町	70 m ³	美保配水池	84.0 m ³

【佐田地域】

施設名	所在地	1日最大給水量	貯水施設	
須佐系 (朝原浄水場) (大呂川上浄水場) (淀原浄水場)	佐田町朝原 佐田町大呂 佐田町反辺	750 m ³	朝原配水池	60.0 m ³
			三槇第1配水池	36.0 m ³
			三槇第2配水池	6.0 m ³
			山中配水池(加圧ポンプ所)	140.0 m ³
			原田配水池	56.0 m ³
			栗尾調整池	122.0 m ³
			淀調整池	112.5 m ³
			呑水調整池	15.6 m ³
			大呂川上配水池	36.0 m ³
			羽西配水池	13.5 m ³
			東山中配水池	24.0 m ³
			大呂配水池(ポンプ場)	140.5 m ³
			善正寺配水池	2.3 m ³
			平野配水池	12.6 m ³
			別所配水池	24.0 m ³
本郷配水池(ポンプ場)	24.0 m ³			
目田調整池	28.8 m ³			
窪田系 (日の出浄水場)	佐田町下橋波	730 m ³	日の出配水池	450.0 m ³
			日の出第1配水池	90.6 m ³
			横見配水池	44.0 m ³
			日の出第2配水池	46.3 m ³
			石場第1配水池(ポンプ場)	40.3 m ³
			石場第2配水池(ポンプ場)	27.6 m ³
			萱野配水池(ポンプ場)	47.6 m ³
			細田配水池	72.5 m ³
			吉野配水池	10.1 m ³
			高津屋第1配水池	4.2 m ³
			高津屋第2配水池	6.4 m ³
			佐津目配水池	50.6 m ³
			栄配水池	118.8 m ³
			毛津配水池	46.0 m ³
			和江島配水池	140.0 m ³

【多伎地域】

施設名	所在地	1日最大給水量	貯水施設	
多伎系 (多伎浄水場) (上頭名浄水場)	多伎町口田儀 多伎町小田	1,880 m ³	田儀調整池	297.0 m ³
			竹の上調整池	56.0 m ³
			中郷配水池	164.0 m ³
			山郡調整池	18.6 m ³
			赤谷配水池	212.0 m ³
			塚之尾谷配水池	15.8 m ³
			柳谷配水池	36.2 m ³
			新恵堂配水池	208.0 m ³
			恵堂配水池(ポンプ所)	194.0 m ³
			後畑調整池	35.5 m ³
			新小田配水池	400.0 m ³
			久村西配水池	471.0 m ³

施設名	所在地	1日最大給水量	貯水施設	
多伎系 (多伎浄水場) (上頭名浄水場)	多伎町口田儀 多伎町小田	1,880 m ³	花倉調整池 赤松調整池 秋竹配水池 上頭名配水池 宇杉配水池	10.0 m ³ 5.6 m ³ 4.0 m ³ 12.0 m ³ 4.5 m ³

【斐川地域】

施設名	所在地	1日最大給水量	貯水施設	
出西系 (出西水源地)	斐川町出西	18,720 m ³ (松江市宍道町分含)	出西配水池 直江配水池 大黒山麓低所配水池 大黒山麓高所配水池	2,000.0 m ³ 10,000.0 m ³ 16.0 m ³ 24.0 m ³
阿宮系 (阿宮浄水場)	斐川町阿宮	174 m ³	阿宮配水池 畑谷調整池 高野調整池 高野第1減圧池	115.5 m ³ 2.5 m ³ 2.3 m ³ 1.1 m ³

2. 給水車・器材

項目	内容		上下水道局	東部上下 水道事務所	西部上下 水道事務所	斐川宍道 水道企業団	合計
車両	給水車/2t	台	1	1	1	1	4
	トラック/2.0t	台	1				1
容器	給水タンク/3 m ³	個	1				1
	給水タンク/2 m ³	個	8			11	19
	給水タンク/1.5 m ³	個	16	1			17
	給水タンク/1.0 m ³	個	15	14	4	1	34
	給水タンク/0.5 m ³	個	7	2	5	2	16
	給水タンク/0.35 m ³	個		1			1
	給水タンク/20ℓ	個	186	28	122	100	436
	給水タンク/18ℓ	個		54	98		152
	給水袋/10ℓ	袋					0
給水袋/6ℓ	袋	24,499	1,147	1,600	950	28,196	
機材	発電機	台	8	2	1	1	12
	投光機	台	12	1		10	23

第 1 1 障害物除去機械

1. 建設業者保有機械（出雲市建設業協会）

（単位：台）

地区	会社名	電話	グレーダー	ブルドーザー	タイヤショベル	ドーザショベル	バックホウ	ダンプトラック	クレーン (ユニック)
今市	㈱内藤組	21-0572					1	1	
	まるなか建設㈱	22-1316	1						
	㈱御船組	21-0808						1	
大津	㈱小畑建設	23-3138					2	2	
	大福工業㈱	21-4151					10		1
	(有)原組	21-1377						1	
	㈱浜村建設	21-1673						4	1
	(有)マルサワ	23-1225					4	5	1
塩治	(有)石川工務店	22-7165					1	1	1
	岩崎建設(有)	22-3630						1	
	今岡工業㈱	23-7778			1			1	
	ヒロシ(株)	23-4479					3	1	1
	ミシマ産業(株)	21-1925					7	3	1
	㈱佐藤組	21-0120			1		2		
高松	(有)一幸建設工業	21-5200	1		1		2	3	1
	(有)石原組	23-6937					1		1
四絡	クサカ建設(株)	21-5110						1	
	㈱もちだ園芸	21-2051			1			3	1
高浜	㈱出雲技研	22-8513					1		1
	㈱板倉重機	22-7634		6	1		9		1
	(有)山崎組	21-2976	1		1		2	1	1
川跡	㈱佐藤工務店	22-3824						1	
	㈱ダイニ	23-5555	1				3	6	1
稗原	(有)嘉村建設	48-0130	1	2			8	5	2
	㈱今岡興産	48-0111			1		1	1	1
	(有)森山組	48-0036					2	2	1
朝山	(有)青木組	48-0211			2		4	2	1
乙立	(有)門脇組	45-0371					2	2	1
	㈱今岡工務店	45-0225			1		2	2	1

地区	会社名	電話	グレーダー	ブルドーザー	タイヤ ショベル	ドーザ ショベル	バックホウ	ダンプ トラック	クレーン (ユニック)
神門	出雲土建(株)	22-4118			2		5	3	1
	(有)勝部組	22-2199					6	3	1
	(株)神田工業	23-1932			1			2	2
	大和建设(株)	21-0252						2	
	(株)ナカサン	22-8112			2			1	2
神西	山陰建設工業(株)	43-1113	1				2	2	
長浜	(株)シンコー工業	31-7120					5	4	1
	三幸工業(株)	28-8187					2	1	1
	(有)福間工務店	28-2216						1	
平田	(株)山崎組	63-3388			1		4	3	1
灘分	(株)日野組	63-3555					3	2	1
国富	山口建設(株)	63-3451	1		1		5	2	1
西田	昭和開発工業(株)	63-3327						2	2
	(有)米江組	63-3422		1			6	2	1
久多美	(有)西尾組	63-1239			1		5	8	1
東	(有)梶谷建設	67-0311					2	1	1
北浜	(有)山根建設	66-0077					3	2	1
佐香	(有)南場工務店	68-0007		1	2		6	3	1
伊野	岩成建設(有)	67-0324					3	2	1
佐田	(株)新井建設	85-2111			2		6	4	2
	(株)井口組	85-2511				1	2	1	2
	(株)岩崎建設	85-2211					3	3	1
	(有)奥野水道	85-2128					1	1	
	(有)佐々木組	85-2116			1		2	2	2
	(株)土井豆組	85-2229			1		5	3	1

地区	会社名	電話	グレーダー	ブルドーザー	タイヤ ショベル	ドーザ ショベル	バックホウ	ダンプ トラック	クレーン (ユニック)
多 伎	㈱新宮組	86-3158					3	3	
	(有)ナギラ建工	86-3492		1	1		15	6	1
	(有)石飛組	86-2119					1	1	
	㈱安井組	86-3711					5	2	1
湖 陵	㈱日本海建設	43-2631					5	2	1
	やたま建設(株)	43-2175					2		3
大 社	(有)金築組	53-1878					3	2	
	(有)丸嘉土建	53-1133					3	2	1
	(有)川角建設	53-2281					2	2	
	(有)新宅組	53-3337					1		
	(有)間壁組	53-2364					3	3	
	㈱もりやま	53-5016			1		2	3	1
	(有)神門組	53-1117					1	2	
斐 川	㈱フクダ	72-0201			1		9	9	1
	ヒカワ工業(株)	72-6119	2	1	1		3	2	
	(有)伊藤工事	72-0147	1		1		2	2	1
	(有)三加茂組	72-6612					2	1	1
	(有)内田工務店	72-4832					2	2	1
	(有)須田工務店	72-3111					1	1	1
	㈱ヒロクニ建設	72-6070					3	3	1
	日発工業(株)	72-0026	1		1		1	1	1
	(有)佐藤洋行工務店	72-2124					1		1
	(有)高橋工務店	72-2277					2	2	
	(有)西工務店	72-8202							1
	アクト(株)	72-0766					2	1	1
	(有)杉原建設	72-3243					1	1	
	(有)山田工務店	72-0848					1	1	
合計			11	12	30	1	219	164	65

第 1 2 輸送関係

1. ヘリポート予定地

【出雲地域】

	位 置	場 所	建物有無(半径 50m)	備 考
1	松寄下町 1142-1	陸上自衛隊出雲駐屯地営庭	なし	
2	塩冶町 89-1	島根大学医学部校庭	なし	
3	武志町	斐伊川河川敷	なし	
4	今市町北本町 2-1-1	今市小学校校庭	あり(4F 校舎;北側)	
5	今市町	だんだん広場		
6	塩冶町 1501	第二中学校校庭	なし	
7	上島町 869	上津小学校校庭	あり(3F 校舎;北側)	
8	稗原町 2825	稗原小学校校庭	あり(体育館:西側)	
9	所原町 185	みなみ小学校校庭	あり(3F 校舎;北側)	
10	乙立町 1028-4	旧乙立小学校校庭	あり(3F 校舎:西側)	
11	姫原 4-1-1	県立中央病院屋上(ヘリポート)		
12	西園町	神戸川河川敷		

【平田地域】

	位 置	場 所	建物有無(半径 50m)	備 考
1	平田町 2960-1	平田スポーツ公園グラウンド	なし	大型機着陸可
2	平田町 2950-1	平田中学校校庭	なし	大型機着陸可
3	園町 1660-1	湖遊館多目的グラウンド	なし	大型機着陸可
4	平田町 1-2	平田愛宕山野球場	なし	大型機着陸可
5	平田町 1	平田高校校庭	あり(体育館:西側)	大型機着陸可
6	奥宇賀町 854	旧光中学校校庭	なし	大型機着陸可
7	坂浦町 3601	佐香中学校跡地	付近太陽光パネルあり	大型機着陸可
8	灘分町 1816-1	向陽中学校校庭	あり	大型機着陸可
9	西平田町 1	平田小学校校庭	なし	
10	灘分町 2091	灘分小学校校庭	なし	
11	万田町 702-1	西田小学校校庭	あり(3F 校舎:北側)	中型機着陸可
12	東福町 453	さくら小学校校庭	なし	大型機着陸可
13	多久谷町 182-1	旧檜山小学校校庭	なし	大型機着陸可
14	坂浦町 2472-1	旧佐香小学校校庭	あり(3F 校舎:南側)	
15	野郷町 459-2	伊野小学校校庭	あり(体育館:北側)	中型機着陸可
16	鹿園寺町 1004-6	旧東小学校校庭	あり(2F 校舎:北側)	中型機着陸可
17	十六島町 1383-5	北浜小学校校庭	あり(3F 校舎:北西側)	中型機着陸可
18	小境町 1991-2	サンレイク運動場	あり(3F 建物:西側)	大型機着陸可
19	河下町	河下港(河下港湾管理事務所付近)	なし	大型機着陸可
20	小伊津町	小伊津漁港	なし	中型機着陸可
21	十六島町	十六島漁港	なし	中型機着陸可

【佐田地域】

	位 置	場 所	建物有無(半径 50m)	備 考
1	佐田町八幡原 200	佐田中学校校庭	なし	
2	佐田町一窪田 657	飯の原農村公園	なし	

【多伎地域】

	位 置	場 所	建物有無(半径 50m)	備 考
1	多伎町小田 500-12 外	多伎シーサイド運動公園	なし	
2	多伎町多岐	屋外イベント広場 (キララ多伎付近)	なし(但し150m以内に 風車あり)	
3	多伎町久村	多伎多目的運動場	なし	
4	多伎町多岐 785	多伎中学校	なし	
5	多伎町多岐 900	多伎小学校	あり(3F 校舎:北東側)	
6	多伎町口田儀 1221	旧田儀小学校	あり(2F 校舎:南側)	
7	多伎町口田儀	手引ヶ丘公園(広場)	なし	

【湖陵地域】

	位 置	場 所	建物有無(半径 50m)	備 考
1	湖陵町二部 1100	湖陵小学校校庭	あり(3F 校舎:南側)	
2	湖陵町三部 1183	湖陵中学校校庭	なし	
3	湖陵町三部 737	湖陵総合公園	なし	

【大社地域】

	位 置	場 所	建物有無(半径 50m)	備 考
1	大社町北荒木 1473	大社高校校庭	なし	
2	大社町杵築南 1330	大社中学校校庭	あり(3F 校舎:北側)	
3	大社町杵築南 900-1	大社小学校校庭	あり(2F 校舎:北側)	
4	大社町北荒木 413	荒木小学校校庭	あり(3F 校舎:東側)	
5	大社町日御碕 521-1	旧日御碕小学校校庭	あり(3F 校舎:南側)	
6	大社町遙堪 73	遙堪小学校校庭	あり(2F 校舎:北側)	
7	大社町北荒木 1868-10	浜山公園補助競技場	なし	大型機着陸可
		浜山公園球技場	なし	大型機着陸可
		浜山公園少年野球コーナー	なし	大型機着陸可
		浜山公園陸上競技場	なし	大型機着陸可
		浜山公園野球場	なし	大型機着陸可
8	大社町杵築南 1051-1	大社健康スポーツ公園	あり(体育館:東側)	
9	大社町日御碕 249-2	日御碕多目的運動広場	なし	大型機着陸可
10	大社町日御碕	日御碕駐車場	なし	中型機着陸可
		日御碕第2駐車場	なし	大型機着陸可

【斐川地域】

	位 置	場 所	建物有無(半径 50m)	備 考
1	斐川町沖洲	出雲空港	なし	
2	斐川町沖洲 660	斐川東中学校	なし	
3	斐川町直江 4083	斐川西中学校	なし	
4	斐川町直江 3864-2	斐川公園野球場	なし	
5	斐川町出西	斐川牧場(訓練場)		

計 65 地点

2. 市所有車両数(単位:台)

〈令和7年4月1日現在〉

	乗用車		オフロード車	トラック			バン			二輪車	その他	備考
	大型	小型		大型	小型	軽四	大型	小型	軽四			
本 庁		28			1	2		5	34		1	その他…マイクロバス
平田行政センター		2				1			7			
佐田行政センター		1				1		1	3			
多伎行政センター		2				1			2			
湖陵行政センター		2				1			1			
大社行政センター		1				1			4			
斐川行政センター		2				1			7			
消 防 本 部		4						1	1		1	その他…マイクロバス
各消防署・分署								2				
合 計	0	42	0	0	1	8	0	9	59	0	2	

3. ハイヤー事業者及び車両数

〈令和7年4月1日現在〉

事業所名	所在地	電 話	無線放送	保有数(台)
谷本ハイヤー	矢野町 123-1	21-1051	有	44
日本交通タクシー	浜町 339-1	21-0475	有	22
出雲第一交通	塩冶善行町 11-3	21-2555	有	30
出雲一畑交通	常松町 353-3	21-1144	有	47
やくも観光	知井宮町 985-6	21-1683	有	9
出雲中央交通	枝大津町 22-1	22-4141	有	13
スサノオ観光	築山新町 3-10	31-5777	有	7
アタゴタクシー	西平田町 18	62-3400	有	10
出雲観光タクシー	大社町北荒木 854-3	53-3230	有	16
斐川タクシー	斐川町直江 4829-1	72-0246	有	11
足立ハイヤー	斐川町荘原 3045-1	72-0336	有	14
フラワー観光	斐川町上庄原 1255-1	72-5587	有	12
計				235

4. 貨物自動車運送事業者及び車両数

〈令和7年4月1日現在〉

事業所名	所在地	電 話	普通(台)	小型(台)
(有)足立運送	斐川町荘原 3045-1	72-0637	31	1
(株)石橋急便	塩冶町 1225-30	77-2809	10	2
出雲運送(株)	芦渡町 360-1	21-0023	25	
(株)出雲技研	江田町 267-1	22-8513	40	1
(株)出雲急配	古志町 2409-1	25-7811	19	1
出雲ダンプ協業組合	稗原町 4088-6	48-0601	12	
出雲配送(有)	稗原町 2159-3	48-1033	18	12
上田コールド(株)	神西沖町 2088-1	43-0166	86	1
(有)柿木運送	西園町 3522-19	28-0102	16	
掛合運送(有)	江田町 10	21-2304	10	
勝部建材(有)	知井宮町 1019-2	21-1439	13	
(有)コウナン運送	湖陵町差海 313-3	43-3825	30	

三協貨物(株)	灘分町 2062	63-3311	45	
(有)柘植運送	大社町遙堪 165	53-3313	16	2
(有)土江重機	国富町 838-2	63-3361	11	
DTアドバンス(株)	東園町1326	31-9915	11	
東陽運送(有)	白枝町 694-5	22-2221	18	2
(有)所原運送店	所原町 1666-1	48-0082	10	
中島運輸機工(株)	浜町 110-1(営業所)	22-1100	38	1
錦織運送(株)	常松町 510-1	21-5075	20	1
西日本車輛運輸(株)	長浜町 516-26	28-3005	18	
ニッセイ運輸(株)	上塩冶町 702-36	21-2456	19	1
(株)ヒカミ	知井宮町 7-1	22-1322	57	2
(有)斐川運送	斐川町莊原 1050	72-0638	6	5
(有)ヒカワ急送	斐川町上庄原 1976	72-1934	14	
(有)斐川農協配送センター	斐川町上莊原 1753	73-9628	10	6
(株)ホームエネルギー山陰	小津町 1319-1	66-0600	14	
丸賛運送(有)	佐田町反邊 1964	84-0216	10	
森山商事(株)	塩冶神前 4 丁目 10-14	22-2027	11	
計			638	38

※公益社団法人島根県トラック協会出雲支部会員のうち、普通貨物車両が10台以上の事業所を記載

5. 漁港・港湾及び漁船

漁港・港湾	動力船	漁港・港湾	動力船	漁港・港湾	動力船
伊野灘	13 隻	釜浦	10 隻	中山	7 隻
平田宍道湖(境川)	19 隻	十六島	32 隻	二俣	2 隻
平田宍道湖(平田船川)	56 隻	河下	18 隻	大社	50 隻
地合	19 隻	猪目	7 隻	湖陵	39 隻
坂浦	17 隻	鶴峠	9 隻	小田東	18 隻
小伊津	30 隻	鷺浦	24 隻	小田	24 隻
三津	19 隻	宇竜	32 隻	田儀	18 隻
唯浦	6 隻	日御碕	20 隻		
塩津	18 隻	黒田	1 隻	計	508 隻

第 1 3 自主防災組織 1. 地区災害対策本部組織(コミュニティセンターに設置)

名 称	地区災害対策本部電話番号
今市地区災害対策本部	21-5318
大津地区災害対策本部	21-0172
塩冶地区災害対策本部	21-0248
古志地区災害対策本部	21-0925
高松地区災害対策本部	21-0671
四絡地区災害対策本部	21-0369
高浜地区災害対策本部	21-0948
川跡地区災害対策本部	21-0694
鳶巣地区災害対策本部	21-0174
上津地区災害対策本部	48-0301
稗原地区災害対策本部	48-0001
朝山地区災害対策本部	48-0201
乙立地区災害対策本部	45-0216
神門地区災害対策本部	21-1038
神西地区災害対策本部	43-1001
長浜地区災害対策本部	28-0215
平田地区災害対策本部	63-1385
灘分地区災害対策本部	63-1371
国富地区災害対策本部	63-1372
西田地区災害対策本部	63-1373
鰐淵地区災害対策本部	66-0001
久多美地区災害対策本部	63-1374
檜山地区災害対策本部	63-1375
東地区災害対策本部	67-0020
北浜地区災害対策本部	66-0002
佐香地区災害対策本部	68-0031
伊野地区災害対策本部	69-1526
須佐地区災害対策本部	84-0113
窪田地区災害対策本部	85-2585
多伎地区災害対策本部	86-2853
湖陵地区災害対策本部	43-2480
杵築地区災害対策本部	53-4494
荒木地区災害対策本部	53-5440
遥堪地区災害対策本部	53-5529
日御碕地区災害対策本部	54-5443
鵜鷺地区災害対策本部	53-5635
莊原地区災害対策本部	72-4600
出西地区災害対策本部	72-9204
出東地区災害対策本部	62-5033
直江地区災害対策本部	72-5282
伊波野地区災害対策本部	72-1311
阿宮地区災害対策本部	72-9142
久木地区災害対策本部	72-7474

2. 地域防災組織（予防課・警防課）

【出雲地域】

地区	名称	人員
古志	下新宮私設消防団	14名
	徳連私設消防団	17名
	新宇賀私設消防隊	16名
四絡	姫原自治消防団	15名
	JAしまね出雲女性部四絡支部防火防災クラブ	145名
	四絡災害時支援隊	54名
高浜	別所自警団	12名
上津	上津地区防災隊	30名
朝山	馬木町自治消防団	12名
	所原上自主防災隊	14名
神門	芦渡北自衛消防隊	22名
長浜	リバーサイドタウン川西町内自衛消防隊	11名
	北組自治消防隊	41名
	中組自治消防隊	17名

【平田地域】

地区	名称	人員
平田	平田地区消防協力隊	17名
灘分	灘分地区消防協力隊	15名
西田	西田地区消防協力隊	16名
	万田特設消防隊	10名
鱒淵	鱒淵地区消防協力隊	10名
	河下自衛消防隊	12名
久多美	久多美地区消防協力隊	20名
檜山	檜山地区消防協力隊	10名
東	東地区消防協力隊	11名
	一畑特設消防隊	15名
北浜	北浜相代自衛消防隊	12名
	十六島消防協力隊	6名
	美保町消防OB隊	11名
	塩津町女性消防隊	7名
	小津本郷区自衛消防隊	24名
	多井区自衛消防隊	7名
	釜浦自衛消防隊	10名
	塩津自衛消防隊	12名
佐香	佐香地区消防協力隊	16名
	坂浦消防協力隊	10名
	坂浦女性消防隊	3名
	三津町女性消防隊	6名
	小伊津町女性消防隊	6名
伊野	伊野地区消防協力隊	13名

【多伎地域】

地区	名称	人員
久村	久村地区消防協力隊	7名
多岐	多岐地区消防協力隊	10名

【大社地域】

地区	名称	人員
日御碕	日御碕自衛消防隊	25名
	日御碕女性消防隊	10名

【斐川地域】

地区	名称	人員
阿宮	阿宮上出西自主防災隊	10名

第14 要配慮者利用施設対策
1. 要配慮者利用施設一覧(水害)

番号	施設種別名	施設名	地域	施設住所	水害(想定最大)			関係課
					浸水深 (m)	0.500m以上 浸水する箇所	家屋倒壊等 氾濫想定区域内の箇所	
							(洪水氾濫)	
1	障がい者支援施設	出雲サンホーム	出雲	神西沖町1313	1.557	○	-	福祉推進課
2	障がい者支援施設	障害者支援施設太陽の里	斐川	斐川町名島90	4.151	○	家屋倒壊(氾濫流)	福祉推進課
3	障がい福祉サービス事業所	出雲サンホーム 地域福祉サービスセンターソレイユ	出雲	神西沖町1315	1.950	○	-	福祉推進課
4	障がい福祉サービス事業所	ハートピア出雲デイセンター	出雲	武志町693-4	1.914	○	-	福祉推進課
5	障がい福祉サービス事業所	飾彩房	平田	灘分町2445-1	2.698	○	-	福祉推進課
6	障がい福祉サービス事業所	就労継続支援事業所ほてとはうす	出雲	平野町1183	0.903	○	-	福祉推進課
7	障がい福祉サービス事業所	就労支援事業所あそび	出雲	武志町693-1	2.326	○	-	福祉推進課
8	障がい福祉サービス事業所	就労支援事業所サン出雲	出雲	今市町400-6	1.813	○	-	福祉推進課
9	障がい福祉サービス事業所	フィリア	平田	灘分町532-1	2.707	○	-	福祉推進課
10	障がい福祉サービス事業所	就労支援事業所豆の樹	出雲	大津新崎町2丁目4-1	1.406	○	-	福祉推進課
11	障がい福祉サービス事業所	ワークセンターフロンティア	出雲	平野町1174	1.439	○	-	福祉推進課
12	障がい福祉サービス事業所	生活介護事業所プレーゲ	平田	灘分町613	2.211	○	-	福祉推進課
13	障がい福祉サービス事業所	WANA JAPAN	斐川	斐川町学頭1625-4	1.560	○	-	福祉推進課
14	障がい福祉サービス事業所	就労支援事業所 花はな	斐川	斐川町上庄原1255番地1	1.203	○	-	福祉推進課
15	障がい福祉サービス事業所	わんぱく大使館	平田	東福町156番地1	1.595	○	-	福祉推進課
16	障がい福祉サービス事業所	つわぶきネット	出雲	西新町1丁目2453-5	0.243	-	-	福祉推進課
17	障がい福祉サービス事業所	就労支援事業所 すばる	出雲	天神町869	1.440	○	-	福祉推進課
18	障がい福祉サービス事業所	ワークケアはつらつ	湖陵	湖陵町三部615番地5	2.146	○	-	福祉推進課
19	障がい福祉サービス事業所	就労支援事業所 だんだん	出雲	小山町361-2	0.900	○	-	福祉推進課
20	障がい福祉サービス事業所	障がい者多機能型事業所 オレンジ工房わくわく	平田	灘分町785-1	2.331	○	-	福祉推進課
21	障がい福祉サービス事業所	あすてつぷ	出雲	天神町2	2.608	○	-	福祉推進課
22	障がい福祉サービス事業所	就労継続支援B型 みんなのデザイン	出雲	知井宮町826-7	0.740	○	-	福祉推進課
23	障がい福祉サービス事業所	いずもえん 原分事業所	出雲	西園町249	0.692	○	-	福祉推進課
24	障がい福祉サービス事業所	就労支援事業所 アトリエール	出雲	大津新崎町4丁目46	2.555	○	-	福祉推進課
25	障がい福祉サービス事業所	CSいずも大社事業所	大社	大社町入南80-1	2.353	○	-	福祉推進課
26	障がい福祉サービス事業所	虹の工房まるべりー	斐川	斐川町学頭1625-4	1.560	○	-	福祉推進課
27	障がい福祉サービス事業所	就労継続支援B型事業所 カルミア	出雲	駅南町3丁目14番地8	0.896	○	-	福祉推進課
28	障がい福祉サービス事業所	就労継続支援事業所 ミライカ(未来花)	出雲	東園町540番地1 CROCCIO(クロッキオ)1階	1.693	○	-	福祉推進課
29	障がい福祉サービス事業所	ワークステーショントーチ	出雲	荒茅町938	0.545	○	-	福祉推進課
30	障がい福祉サービス事業所	DAYS	出雲	武志町253	2.472	○	-	福祉推進課
31	障がい福祉サービス事業所	グリーンファーム出雲	出雲	塩治善行町14-1	1.428	○	-	福祉推進課
32	障がい福祉サービス事業所	niconico弁当	出雲	渡橋町1198	1.055	○	-	福祉推進課
33	障がい福祉サービス事業所	就労支援事業所らいとあつぱいずも	出雲	渡橋町815番地	0.077	-	-	福祉推進課

番号	施設種別名	施設名	地域	施設住所	水害(想定最大)			関係課
					浸水深 (m)	0.500m以上 浸水する箇所	家屋倒壊等 氾濫想定区域内の箇所	
							(洪水氾濫)	
34	障がい福祉サービス事業所	就労継続支援B型事業所パレット	出雲	天神町516-3	0.259	-	-	福祉推進課
35	障がい福祉サービス事業所	薄紅	平田	平田町1708番地1 平田ショッピングセンターViVA2階	1.736	○	-	福祉推進課
36	障がい福祉サービス事業所	スタンドUP	出雲	平野町396	0.971	○	-	福祉推進課
37	障がい福祉サービス事業所	就労継続支援B型事業所そらいろ	平田	平田町1891-13	1.938	○	-	福祉推進課
38	障がい福祉サービス事業所	ゆめの森ファーム	大社	大社町修理免84-5	-	-	-	福祉推進課
39	障がい福祉サービス事業所	ゆうとびあ	出雲	出雲市塩冶神前6丁目5-10	2.650	○	-	福祉推進課
40	障がい福祉サービス事業所[短期入所]	出雲サンホーム 短期入所事業	出雲	神西沖町1313	1.557	○	-	福祉推進課
41	障がい福祉サービス事業所[短期入所]	出雲市立総合医療センター	平田	灘分町613	2.211	○	-	福祉推進課
42	障がい福祉サービス事業所[短期入所]	CSいずも短期入所大社事業所	大社	大社町入南80-1	2.353	○	-	福祉推進課
43	障がい福祉サービス事業所[短期入所]	CSいずも短期入所知井宮事業所	出雲	知井宮町627-5	0.382	-	-	福祉推進課
44	障がい福祉サービス事業所[短期入所]	短期入所事業所太陽の里	斐川	斐川町名島90	4.151	○	家屋倒壊(氾濫流)	福祉推進課
45	障がい福祉サービス事業所[短期入所]	鳥根県立中央病院重症心身障がい児指定短期入所サービス事業所	出雲	姫原4-1-1	0.601	○	-	福祉推進課
46	障がい福祉サービス事業所[短期入所]	WANA JAPAN	斐川	斐川町学頭1625-4	1.560	○	-	福祉推進課
47	障がい福祉サービス事業所[短期入所]	グループホームこといろ	出雲	出雲市塩冶町983-2	1.820	○	-	福祉推進課
48	障がい福祉サービス事業所[短期入所]	グループホームこはれ	出雲	出雲市塩冶町983-4	1.820	○	-	福祉推進課
49	障がい児通所支援事業所	ハートピア出雲スマイル	出雲	武志町693-4	1.776	○	-	福祉推進課
50	障がい児通所支援事業所	児童発達支援センターわっこ	出雲	知井宮町238	1.836	○	-	福祉推進課
51	障がい児通所支援事業所	CSいずも放課後デイサービス大社事業所	大社	大社町入南80-1	2.353	○	-	福祉推進課
52	障がい児通所支援事業所	CSいずも放課後デイサービス知井宮事業所	出雲	知井宮町627-5	0.382	-	-	福祉推進課
53	障がい児通所支援事業所	すだちクラブ	出雲	大津新崎町1-50-7	2.055	○	-	福祉推進課
54	障がい児通所支援事業所	出雲サンホーム地域福祉サービスセンターソレイユ	出雲	神西沖町1315	1.950	○	-	福祉推進課
55	障がい児通所支援事業所	CSいずも放課後デイサービス斐川事業所	斐川	斐川町富村1902-25	1.582	○	-	福祉推進課
56	障がい児通所支援事業所	なないろの空	平田	平田町7256	1.498	○	-	福祉推進課
57	障がい児通所支援事業所	CSいずもひまわり	平田	平田町7377	1.501	○	-	福祉推進課
58	障がい児通所支援事業所	こどもひろばCOCOっ子	斐川	斐川町莊原3169-20	2.001	○	-	福祉推進課
59	障がい児通所支援事業所	ハートピア出雲ステップ	出雲	武志町693-6	1.773	○	-	福祉推進課
60	障がい児通所支援事業所	古民家ゆめの森こども園	大社	大社町入南1008-1	1.093	○	-	福祉推進課
61	障がい児通所支援事業所	放課後サポートクラブえがお	出雲	常松町170	1.412	○	-	福祉推進課
62	障がい児通所支援事業所	CSいずも放課後デイサービス大津事業所	出雲	大津町1617-3	4.774	○	-	福祉推進課
63	障がい児通所支援事業所	放課後等デイサービス つくつく	出雲	塩冶町1060-4	1.671	○	-	福祉推進課
64	障がい児通所支援事業所	放課後等デイサービス ベップ	出雲	大塚町796-4	1.649	○	-	福祉推進課
65	障がい児通所支援事業所	かがやきクラブ	出雲	里方町753-1	1.916	○	-	福祉推進課
66	障がい児通所支援事業所	CSいずも放課後デイサービス平野事業所	出雲	平野町948	1.063	○	-	福祉推進課
67	障がい児通所支援事業所	放課後等デイサービス いろいろ	平田	平田町7602	1.898	○	-	福祉推進課

番号	施設種別名	施設名	地域	施設住所	水害(想定最大)			関係課
					浸水深 (m)	0.500m以上 浸水する箇所	家屋倒壊等 氾濫想定区域内の箇所	
							(洪水氾濫)	
68	障がい児通所支援事業所	スタンド パイ You	出雲	塩冶町2116番地	1.578	○	-	福祉推進課
69	障がい児通所支援事業所	放課後等デイサービス きみイロ	出雲	姫原1丁目5-2	0.542	○	-	福祉推進課
70	障がい児通所支援事業所	こどもひろばCOCOっ子Ⅱ	斐川	斐川町荏原3169-28	1.061	○	-	福祉推進課
71	障がい児通所支援事業所	大地の子	出雲	白枝町728	1.272	○	-	福祉推進課
72	障がい児通所支援事業所	こどもひろばCOCOっ子上直江	斐川	斐川町上直江322-3	0.453	-	-	福祉推進課
73	障がい児通所支援事業所	放課後等デイサービス ベップ2nd	出雲	出雲市大塚町1311-10	0.810	○	-	福祉推進課
74	障がい児通所支援事業所	児童発達支援 Midori	出雲	出雲市大津町713-3	1.450	○	-	福祉推進課
75	障がい児通所支援事業所	キッズビジョン	斐川	出雲市斐川町神水2871	1.570	○	-	福祉推進課
76	障がい児通所支援事業所	こどもひろばPIYOっ子	斐川	出雲市斐川町荏原3169-28	1.060	○	-	福祉推進課
77	障がい児通所支援事業所	こどもひろばCOCOっ子+	斐川	出雲市斐川町上直江322-3	1.590	○	-	福祉推進課
78	障がい福祉サービス事業(グループホーム)	はまなす	平田	平田町902-2	1.716	○	-	福祉推進課
79	障がい福祉サービス事業(グループホーム)	さくら	出雲	大島町865	1.369	○	-	福祉推進課
80	障がい福祉サービス事業(グループホーム)	マレアンジェロ	大社	大社町入南835	2.343	○	-	福祉推進課
81	障がい福祉サービス事業(グループホーム)	シエロアンジェラ	大社	大社町入南835	2.443	○	-	福祉推進課
82	障がい福祉サービス事業(グループホーム)	グループホーム 彩華荘	平田	平田町5348-8	3.086	○	-	福祉推進課
83	障がい福祉サービス事業(グループホーム)	グループホーム 彩風荘	平田	平田町7602番地	2.350	○	-	福祉推進課
84	障がい福祉サービス事業(グループホーム)	共同生活援助事業所わくわくホーム	平田	灘分町677-2	2.397	○	-	福祉推進課
85	障がい福祉サービス事業(グループホーム)	つばめ	出雲	大津新崎2丁目3番地1	2.072	○	-	福祉推進課
86	障がい福祉サービス事業(グループホーム)	つばさ	出雲	大津新崎2丁目13番地	2.072	○	-	福祉推進課
87	障がい福祉サービス事業(グループホーム)	ふあつとほおむ	出雲	知井宮町1239-1	1.154	○	-	福祉推進課
88	障がい福祉サービス事業(グループホーム)	ハートフルホームかんど	出雲	西新町二丁目2456-13	0.518	○	-	福祉推進課
89	障がい福祉サービス事業(グループホーム)	湖西寮	斐川	斐川町荏原2709-16	1.384	○	-	福祉推進課
90	障がい福祉サービス事業(グループホーム)	しんかわホーム	斐川	斐川町出西3643-8	0.837	○	-	福祉推進課
91	障がい福祉サービス事業(グループホーム)	なじまホーム	斐川	斐川町名島703	2.573	○	-	福祉推進課
92	障がい福祉サービス事業(グループホーム)	なじまホームⅡ	斐川	斐川町名島703-2	2.112	○	-	福祉推進課
93	障がい福祉サービス事業(グループホーム)	なじまホームⅢ	斐川	斐川町名島230-3	1.949	○	-	福祉推進課
94	障がい福祉サービス事業(グループホーム)	ライブハウス	斐川	斐川町荏原町488-20	0.587	○	-	福祉推進課
95	障がい福祉サービス事業(グループホーム)	さわやか荘	斐川	斐川町学頭404-1	1.587	○	-	福祉推進課
96	障がい福祉サービス事業(グループホーム)	ふくふく荘	斐川	斐川町学頭687	1.762	○	-	福祉推進課
97	障がい福祉サービス事業(グループホーム)	ハイツマルベリー1	斐川	斐川町荏原町488-68	0.912	○	-	福祉推進課
98	障がい福祉サービス事業(グループホーム)	ハイツマルベリー2	斐川	斐川町荏原町488-68	0.912	○	-	福祉推進課
99	障がい福祉サービス事業(グループホーム)	ハイツマルベリー3	斐川	斐川町荏原町488-68	0.912	○	-	福祉推進課
100	障がい福祉サービス事業(グループホーム)	ハイツマルベリー4	斐川	斐川町荏原町488-68	0.912	○	-	福祉推進課
101	障がい福祉サービス事業(グループホーム)	共同生活援助ウエルガーデンたんぼぼ	出雲	塩冶町1978-2	1.329	○	-	福祉推進課
102	障がい福祉サービス事業(グループホーム)	さくらトパーズA棟	出雲	塩冶有原町6丁目58-1	0.604	○	-	福祉推進課

番号	施設種別名	施設名	地域	施設住所	水害(想定最大)			関係課
					浸水深 (m)	0.500m以上 浸水する箇所	家屋倒壊等 氾濫想定区域内の箇所	
							(洪水氾濫)	
103	障がい福祉サービス事業 (グループホーム)	さくらトパーズB棟	出雲	塩治有原町6丁目58-2	0.756	○	-	福祉推進課
104	障がい福祉サービス事業 (グループホーム)	グループホームこといろ	出雲	塩治町983-2	2.189	○	-	福祉推進課
105	障がい福祉サービス事業 (グループホーム)	共同生活援助事業所 ピーターベース	出雲	大津新崎町4丁目46	2.555	○	-	福祉推進課
106	障がい福祉サービス事業 (グループホーム)	ユナイト	出雲	矢尾町274-1	0.918	○	-	福祉推進課
107	認知症共同生活	あかねの里 認知症対応型共同生活 介護事業所	平田	平田町7169番地	1.798	○	-	高齢者福祉課
108	認知症共同生活	グループホーム 四季彩	平田	灘分町204-2	2.072	○	-	高齢者福祉課
109	認知症共同生活	グループホーム ハートキュアひらた	平田	国富町832-2	2.277	○	-	高齢者福祉課
110	認知症共同生活	ハートフルおやま	出雲	小山町456-1	0.678	○	-	高齢者福祉課
111	認知症共同生活	グループホーム 暖談	大社	大社町遙壇666番地	2.092	○	-	高齢者福祉課
112	認知症共同生活	グループホーム さくらんぼ	斐川	斐川町今在家403番地1	4.675	○	家屋倒壊(氾濫流)	高齢者福祉課
113	認知症共同生活	出雲ケアセンターそよ風	出雲	今市町876-9	1.602	○	-	高齢者福祉課
114	認知症共同生活	認知症対応型共同生活介護 グループ ホームかんの里	出雲	神門町13番地5	2.744	○	-	高齢者福祉課
115	認知症共同生活	グループホーム なかだ 浜山の里	出雲	浜町500-1	3.155	○	-	高齢者福祉課
116	認知症共同生活	グループホーム すいせん渡橋	出雲	渡橋町304-1	0.932	○	-	高齢者福祉課
117	認知症共同生活	グループホーム さらさの家	平田	東福町190-2	2.295	○	-	高齢者福祉課
118	認知症共同生活	グループホーム 出東ウラ	斐川	斐川町三分市1072-1	2.165	○	-	高齢者福祉課
119	認知症共同生活	グループホームきづきの家	大社	大社町杵築西2629	1.089	○	-	高齢者福祉課
120	認知症共同生活	グループホーム 暖らん	出雲	塩治町南町1丁目1-37	3.526	○	家屋倒壊(氾濫流)	高齢者福祉課
121	認知症共同生活	グループホーム 縁	大社	大社町遙壇666番地	2.092	○	-	高齢者福祉課
122	認知症共同生活	グループホーム 柳緑の里	斐川	斐川町学頭1815-6	0.857	○	-	高齢者福祉課
123	認知症共同生活	グループホーム 水の元	出雲	東園町529番地1	2.092	○	-	高齢者福祉課
124	認知症共同生活	グループホーム くらすところ御はつ	出雲	下古志町751番地6	0.716	○	-	高齢者福祉課
125	認知症共同生活	グループホーム 湖水苑	湖陵	湖陵町差海318番地1	0.446	-	-	高齢者福祉課
126	認知症共同生活	グループホーム 北陽	出雲	武志町755番地2	2.031	○	-	高齢者福祉課
127	地域老人福祉	特別養護老人ホームかんの里	出雲	神門町14番地1	2.744	○	-	高齢者福祉課
128	地域老人福祉	特別養護老人ホーム サテライトおや ま	出雲	小山町456番地1	0.678	○	-	高齢者福祉課
129	認知通所介護	やすらぎの家デイサービスセンター	出雲	大津町2604番地8	4.217	○	家屋倒壊(氾濫流)	高齢者福祉課
130	認知通所介護	出東デイサービスセンター はなほう す	斐川	斐川町三分市1077番地	1.759	○	-	高齢者福祉課
131	認知通所介護	通所介護 くらにしの家	出雲	西園町2623番地	2.235	○	-	高齢者福祉課
132	認知通所介護	認知症対応型通所介護かんの里	出雲	神門町13番地5	2.744	○	-	高齢者福祉課
133	小規模居宅	小規模多機能型居宅介護施設 おん ぼらと	出雲	小山町362-1	1.939	○	-	高齢者福祉課
134	小規模居宅	セカンド・サロンえるだー	出雲	駅南町3丁目12-1	1.078	○	-	高齢者福祉課

番号	施設種別名	施設名	地域	施設住所	水害(想定最大)			関係課
					浸水深 (m)	0.500m以上 浸水する箇所	家屋倒壊等 氾濫想定区域内の箇所	
							(洪水氾濫)	
135	小規模居宅	あすなる多機能型居宅介護施設	出雲	白枝町278-8	1.772	○	-	高齢者福祉課
136	小規模居宅	小規模多機能ホームやわらぎ渡橋	出雲	渡橋町304-1	0.932	○	-	高齢者福祉課
137	小規模居宅	小規模多機能型居宅介護かんのの里	出雲	神門町13番地6	2.744	○	-	高齢者福祉課
138	小規模居宅	小規模多機能ホーム さらさの家	平田	東福町190番地2	2.295	○	-	高齢者福祉課
139	小規模居宅	小規模多機能ホーム ハッピーハウス	出雲	上島町904番地	3.061	○	-	高齢者福祉課
140	小規模居宅	小規模多機能ホーム きいちご倶楽部	出雲	塩冶町南町5丁目1番3号	2.315	○	-	高齢者福祉課
141	小規模居宅	小規模多機能ホーム ひより	斐川	斐川町出西1767-3	3.195	○	家屋倒壊(氾濫流)	高齢者福祉課
142	複合型サービス	ひかわ生協 看護小規模多機能事業所 みなみ	斐川	斐川町美南1507番地1	1.038	○	-	高齢者福祉課
143	複合型サービス	ひかわ生協 看護小規模多機能事業所 みなみ サテライトれもん	斐川	斐川町直江4884-1	0.686	○	-	高齢者福祉課
144	複合型サービス	ひかわ生協 看護小規模多機能事業所 みなみ サテライトとまと	斐川	斐川町美南1523	0.407	-	-	高齢者福祉課
145	地域密着型通所介護	ハビネデイサービスセンター出雲	出雲	渡橋町303番地3	0.433	-	-	高齢者福祉課
146	地域密着型通所介護	ケアサポート 相生	出雲	今市町741番地5	1.380	○	-	高齢者福祉課
147	地域密着型通所介護	えきまえデイサービス夢のむら	出雲	塩冶町980-3	1.712	○	-	高齢者福祉課
148	地域密着型通所介護	通所介護事業所 長浜味覚亭	出雲	西園町500番地1	1.287	○	-	高齢者福祉課
149	地域密着型通所介護	デイサービス ゆうらいふ	出雲	荒茅町3506番地3	2.061	○	-	高齢者福祉課
150	地域密着型通所介護	出雲市里家センター	出雲	乙立町3162番地	2.553	○	-	高齢者福祉課
151	地域密着型通所介護	デイサービス なすの花	出雲	白枝町781番地8	1.194	○	-	高齢者福祉課
152	地域密着型通所介護	デイサービスゆうゆう広場	出雲	知井宮町5-1	1.345	○	-	高齢者福祉課
153	地域密着型通所介護	介護予防センター 早稲田イーライフきらり	湖陵	湖陵町二部1192-1	1.646	○	-	高齢者福祉課
154	地域密着型通所介護	デイサービスもくれん・荒茅	出雲	荒茅町2780番地32	1.677	○	-	高齢者福祉課
155	地域密着型通所介護	デイサービス ひまり	出雲	馬木町758番地2	2.730	○	-	高齢者福祉課
156	地域密着型通所介護	デイサービス グッドライフ	出雲	塩冶善行町14番地3	1.055	○	-	高齢者福祉課
157	地域密着型通所介護	あんのの里川跡	出雲	荻村町666-1	1.926	○	-	高齢者福祉課
158	地域密着型通所介護	介護予防センター 早稲田イーライフ出雲	出雲	大津新崎町一丁目29番1	1.583	○	-	高齢者福祉課
159	地域密着型通所介護	ココ・リハ平田	平田	西平田町104番地3	2.350	○	-	高齢者福祉課
160	地域密着型通所介護	茶話本舗デイサービス出雲	出雲	大津新崎町5丁目38番1号	2.276	○	-	高齢者福祉課
161	地域密着型通所介護	デイサービス さくら	出雲	矢尾町273番地	1.347	○	-	高齢者福祉課
162	地域密着型通所介護	ウエルファ出雲 デイサービスセンターかえで	出雲	塩冶神前1-6-27	2.107	○	-	高齢者福祉課
163	地域密着型通所介護	NPO法人たすけあい平田デイサービスセンターさわやか	平田	西代町1032-4	2.214	○	-	高齢者福祉課
164	地域密着型通所介護	デイサービス 向日葵の家	斐川	斐川町荘原3169番地28	2.101	○	-	高齢者福祉課
165	地域密着型通所介護	ひかわ生協デイサービス ふらみんこ	斐川	斐川町直江4883番地1	0.728	○	-	高齢者福祉課
166	地域密着型通所介護	デイサービス こひまり	出雲	馬木町224-1	2.035	○	-	高齢者福祉課
167	地域密着型通所介護	フロディいずも	出雲	塩冶有原町5丁目36番地	0.750	○	-	高齢者福祉課
168	地域密着型通所介護	あんのん	出雲	荻村町519-1	1.338	○	-	高齢者福祉課

番号	施設種別名	施設名	地域	施設住所	水害(想定最大)			関係課
					浸水深 (m)	0.500m以上 浸水する箇所	家屋倒壊等 氾濫想定区域内の箇所	
							(洪水氾濫)	
169	地域密着型通所介護	穂なみデイサービスセンター ひかわ	斐川	斐川町上直江243番地3	0.701	○	-	高齢者福祉課
170	地域密着型通所介護	デイサービスセンター高砂	出雲	今市町822番地22	1.439	○	-	高齢者福祉課
171	地域密着型通所介護	デイサービスセンター翔雲	出雲	今市町822番地22	1.439	○	-	高齢者福祉課
172	地域密着型通所介護	穂なみデイサービスセンター ひらた	平田	平田町1953番地3	1.495	○	-	高齢者福祉課
173	地域密着型通所介護	出東デイサービスセンター	斐川	斐川町三分市1077番地	1.220	○	-	高齢者福祉課
174	地域密着型通所介護	デイサービス 春の野	出雲	小山町334番地 板倉ビル103号室	0.329	-	-	高齢者福祉課
175	地域密着型通所介護	やまねこデイサービス	出雲	出雲市芦渡町789-2	0.160	○	-	高齢者福祉課
176	通所介護	平田ほのぼの通所介護事業所	平田	平田町7169番地	1.798	○	-	高齢者福祉課
177	通所介護	社会福祉法人 JAIずも福祉会 みどりの郷平田	平田	平田町2308番地9	1.942	○	-	高齢者福祉課
178	通所介護	デイサービス ハートキュアひらた	平田	国富町832-2	2.277	○	-	高齢者福祉課
179	通所介護	第二こぶき園通所介護事業所	出雲	古志町2105-1	0.481	-	-	高齢者福祉課
180	通所介護	社会福祉法人 JAIずも福祉会 みどりの郷出雲	出雲	所原町2715-1	1.117	○	-	高齢者福祉課
181	通所介護	あすなる指定通所介護事業所	出雲	白枝町395-2	2.421	○	-	高齢者福祉課
182	通所介護	もくもく苑通所介護事業所	出雲	矢野町845番地	1.152	○	-	高齢者福祉課
183	通所介護	みせんの里 デイサービスセンター	大社	大社町遙場65-2	2.523	○	-	高齢者福祉課
184	通所介護	平田西デイサービスセンター	平田	国富町57番地1	2.194	○	-	高齢者福祉課
185	通所介護	出雲ケアセンターそよ風	出雲	今市町876-9	1.602	○	-	高齢者福祉課
186	通所介護	花水木	平田	灘分町786番地1	2.428	○	-	高齢者福祉課
187	通所介護	ニテイケアセンター出雲	出雲	大津朝倉3丁目4-5	1.690	○	-	高齢者福祉課
188	通所介護	株式会社 デイサービス・キーツ	出雲	小山町404番地4 YAMAMOTOビル1F	1.472	○	-	高齢者福祉課
189	通所介護	通所介護事業所 みずほの里	平田	灘分町239番地2	1.945	○	-	高齢者福祉課
190	通所介護	穂なみデイサービスセンター	出雲	里方町116番地	1.541	○	-	高齢者福祉課
191	通所介護	ひかわ生協 デイサービス きずな	斐川	斐川町直江4883番地1	0.728	○	-	高齢者福祉課
192	通所介護	デイサービスMILK富	斐川	斐川町富村1465-1	1.880	○	-	高齢者福祉課
193	通所介護	デイサービス MILK富 ロングラフ	斐川	斐川町富村1465-1	1.880	○	-	高齢者福祉課
194	通所介護	JALまねデイサービスセンターつつじ園	斐川	斐川町直江885	0.363	-	-	高齢者福祉課
195	通所介護	通所介護事業所みずほの里 らいと	平田	灘分町239番地6	1.945	○	-	高齢者福祉課
196	通所介護	ナカヤ寿楽	出雲	荒茅町3106番地	1.365	○	-	高齢者福祉課
197	通所介護	地域福祉サービスセンター ソレイユ	出雲	神西沖町1315番地	1.950	○	-	高齢者福祉課
198	通所介護	ひかわ生協 デイサービス つむぎ	斐川	斐川町直江4778番地1	0.237	-	-	高齢者福祉課
199	通所介護	ツクイ出雲下沢	出雲	上塩冶町2655-2	1.053	○	-	高齢者福祉課
200	通所介護	デイサービス サン・スマイル	出雲	神西沖町215番地1	2.105	○	-	高齢者福祉課
201	通所介護	出東デイサービスセンター	斐川	斐川町三分市1077番地	1.495	○	-	高齢者福祉課
202	通所介護	なのはな園デイサービスセンター	斐川	斐川町上直江1829番地1	2.743	○	-	高齢者福祉課

番号	施設種別名	施設名	地域	施設住所	水害(想定最大)			関係課
					浸水深 (m)	0.500m以上 浸水する箇所	家屋倒壊等 氾濫想定区域内の箇所	
							(洪水氾濫)	
203	通所介護	デイサービス 暖談	大社	大社町遙塔666番地	2.092	○	-	高齢者福祉課
204	通所リハビリ	介護老人保健施設「もくもく」	出雲	江田町278番地	1.572	○	-	高齢者福祉課
205	通所リハビリ	介護老人保健施設 ケアセンター かんど	出雲	西新町二丁目2457番地3	0.513	○	-	高齢者福祉課
206	通所リハビリ	介護老人保健施設 ほのぼの苑	大社	大社町中荒木1745-2	0.128	-	-	高齢者福祉課
207	短期入所生活	社会福祉法人 JAIいずも福祉会 みどりの郷出雲	出雲	所原町2715-1	1.117	○	-	高齢者福祉課
208	短期入所生活	もくもく苑短期入所生活介護事業所	出雲	矢野町845番地	1.152	○	-	高齢者福祉課
209	短期入所生活	出雲ケアセンターそよ風	出雲	今市町876-9	1.602	○	-	高齢者福祉課
210	短期入所生活	特別養護老人ホーム サテライトおやま	出雲	小山町456番地1	0.678	○	-	高齢者福祉課
211	短期入所生活	あかりの里高浜	出雲	里方町795	1.544	○	-	高齢者福祉課
212	短期入所生活	出雲サンホーム短期入所事業所	出雲	神西沖町1313番地	1.557	○	-	高齢者福祉課
213	短期入所生活	特別養護老人ホーム 天神	出雲	天神町163-9	1.345	○	-	高齢者福祉課
214	短期入所生活	特別養護老人ホーム みせんの里	大社	大社町遙塔65-2	2.523	○	-	高齢者福祉課
215	短期入所生活	ショートステイ サン・スマイル	出雲	神西沖町215番地1	2.105	○	-	高齢者福祉課
216	短期入所生活	特別養護老人ホームなのはな園	斐川	斐川町上直江1829番地1	2.233	○	-	高齢者福祉課
217	短期入所生活	短期入所生活介護事業所 かんべの里	斐川	斐川町名島93番地2	4.735	○	家屋倒壊(氾濫流)	高齢者福祉課
218	短期入所療養	介護老人保健施設「もくもく」	出雲	江田町278番地	1.572	○	-	高齢者福祉課
219	短期入所療養	介護老人保健施設 ケアセンター かんど	出雲	西新町二丁目2457番地3	0.513	○	-	高齢者福祉課
220	短期入所療養	介護老人保健施設 ほのぼの苑	大社	大社町中荒木1745-2	0.128	-	-	高齢者福祉課
221	短期入所療養	介護老人保健施設 出雲徳洲苑	斐川	斐川町直江3964-1	2.765	○	-	高齢者福祉課
222	有料老人ホーム	一休庵	平田	灘分町1064-8	2.824	○	-	高齢者福祉課
223	有料老人ホーム	みずほホーム	平田	灘分町239-6	1.945	○	-	高齢者福祉課
224	有料老人ホーム	ケアセンター出雲家族の家新館	出雲	渡橋町305-1	0.865	○	-	高齢者福祉課
225	有料老人ホーム	あんのんの里川跡	出雲	荻村町666-1	1.926	○	-	高齢者福祉課
226	有料老人ホーム	グッドライフ	出雲	塩冶善行町14-3	1.055	○	-	高齢者福祉課
227	有料老人ホーム	ナカヤ寿楽	出雲	荒茅町3106	1.365	○	-	高齢者福祉課
228	有料老人ホーム	ゆうらいふ長浜	出雲	荒茅町3501	2.161	○	-	高齢者福祉課
229	有料老人ホーム	出雲すずかけの樹	出雲	荒茅町2780-28	1.681	○	-	高齢者福祉課
230	有料老人ホーム	ライラック	出雲	中野町757-3	2.564	○	-	高齢者福祉課
231	有料老人ホーム	ひまり	出雲	馬木町224-1	2.035	○	-	高齢者福祉課
232	有料老人ホーム	あつとホーム さふらん	斐川	斐川町美南1505-1	0.978	○	-	高齢者福祉課
233	有料老人ホーム	出雲風光苑	出雲	塩冶町879	2.662	○	-	高齢者福祉課
234	有料老人ホーム	ハーモニーハウス出雲	出雲	塩冶町1174-3	2.483	○	-	高齢者福祉課
235	有料老人ホーム	いこいの郷	出雲	西林木町33-1	2.580	○	-	高齢者福祉課
236	有料老人ホーム	ホーム・スイートホームきらり	湖陵	湖陵町二部1192-1	1.646	○	-	高齢者福祉課

番号	施設種別名	施設名	地域	施設住所	水害(想定最大)			関係課
					浸水深 (m)	0.500m以上 浸水する箇所	家屋倒壊等 氾濫想定区域内の箇所	
							(洪水氾濫)	
237	サービス付き高齢者向け住宅	シニアコート今市町	出雲	今市町330-5	1.581	○	-	高齢者福祉課
238	サービス付き高齢者向け住宅	シニアステージ大津新崎	出雲	大津新崎町3丁目18	0.919	○	-	高齢者福祉課
239	サービス付き高齢者向け住宅	クレドテラス	出雲	塩冶町520-1	0.498	-	-	高齢者福祉課
240	サービス付き高齢者向け住宅	陽だまり荘Ⅱ号館	出雲	塩冶町1166	2.460	○	-	高齢者福祉課
241	サービス付き高齢者向け住宅	シニアコート渡橋町	出雲	渡橋町346	1.298	○	-	高齢者福祉課
242	サービス付き高齢者向け住宅	ふりーぶらす東園	出雲	東園町725-3	1.395	○	-	高齢者福祉課
243	サービス付き高齢者向け住宅	あっとホームひかわ	斐川	斐川町美南1507-1	1.038	○	-	高齢者福祉課
244	サービス付き高齢者向け住宅	シニアコート平田町	平田	平田町7430	1.709	○	-	高齢者福祉課
245	サービス付き高齢者向け住宅	ヴィラ湖水苑	湖陵	湖陵町差海318番地1	2.746	○	-	高齢者福祉課
246	サービス付き高齢者向け住宅	シニアステージ小山	出雲	小山町503-1	0.984	○	-	高齢者福祉課
247	ケアハウス	あすなろ	出雲	白枝町396-2	2.339	○	-	高齢者福祉課
248	ケアハウス	ふるさと苑	大社	大社町中荒木1745-2	0.128	-	-	高齢者福祉課
249	養護老人ホーム	かんなび園	斐川	斐川町上直江1829-1	2.233	○	-	高齢者福祉課
250	老人福祉施設	特別養護老人ホーム 天神	出雲	天神町163番地9	1.345	○	-	高齢者福祉課
251	老人福祉施設	特別養護老人ホーム もくもく苑	出雲	矢野町845番地	1.152	○	-	高齢者福祉課
252	老人福祉施設	特別養護老人ホーム みせんの里	大社	大社町遙堤65-2	2.523	○	-	高齢者福祉課
253	老人福祉施設	特別養護老人ホーム サン・スマイル	出雲	神西沖町215番地1	2.105	○	-	高齢者福祉課
254	老人福祉施設	特別養護老人ホームなのはな園	斐川	斐川町上直江1829番地1	2.233	○	-	高齢者福祉課
255	老人福祉施設	特別養護老人ホーム 湖水苑	湖陵	湖陵町差海318番地1	1.346	○	-	高齢者福祉課
256	老人福祉施設	特別養護老人ホーム かんべの里	斐川	斐川町名島93番地2	4.735	○	家屋倒壊(氾濫流)	高齢者福祉課
257	老人保健施設	介護老人保健施設「もくもく」	出雲	江田町278番地	1.572	○	-	高齢者福祉課
258	老人保健施設	介護老人保健施設 ケアセンターかんど	出雲	西新町二丁目2457番地3	0.513	○	-	高齢者福祉課
259	老人保健施設	介護老人保健施設 ほのぼの苑	大社	大社町中荒木1745-2	0.128	-	-	高齢者福祉課
260	老人保健施設	介護老人保健施設 出雲徳洲苑	斐川	斐川町直江3964-1	2.765	○	-	高齢者福祉課
261	病院	出雲市民病院	出雲	塩冶町1536番地1	1.635	○	-	医療介護連携課
262	病院	医療法人社団耕雲堂小林病院	出雲	今市町510	0.534	○	-	医療介護連携課
263	病院	島根県立中央病院	出雲	姫原四丁目1-1	0.601	○	-	医療介護連携課
264	病院	島根大学医学部附属病院	出雲	塩冶町89-1	1.093	○	-	医療介護連携課
265	病院	出雲市民リハビリテーション病院	出雲	知井宮町238	1.370	○	-	医療介護連携課
266	病院	出雲市立総合医療センター	平田	灘分町613	2.211	○	-	医療介護連携課
267	病院	斐川生協病院	斐川	斐川町直江4883-1	0.728	○	-	医療介護連携課
268	病院	出雲徳洲会病院	斐川	斐川町直江3964-1	2.765	○	-	医療介護連携課
269	医科診療所	外科内科山尾医院	出雲	大津町1099番地5	1.561	○	-	医療介護連携課
270	医科診療所	林整形外科医院	出雲	姫原町114番地3	0.737	○	-	医療介護連携課

番号	施設種別名	施設名	地域	施設住所	水害(想定最大)			関係課
					浸水深 (m)	0.500m以上 浸水する箇所	家屋倒壊等 氾濫想定区域内の箇所	
							(洪水氾濫)	
271	医科診療所	松陽台佐藤クリニック	出雲	白枝町988番地1	0.873	○	-	医療介護連携課
272	医科診療所	出雲中央クリニック	出雲	塩冶町2123番地2	2.043	○	-	医療介護連携課
273	医科診療所	みはら眼科皮膚科	出雲	今市町315番地1	0.958	○	-	医療介護連携課
274	医科診療所	吉野産婦人科医院	斐川	斐川町上直江3091番地	1.805	○	-	医療介護連携課
275	医科診療所	江田クリニック産婦人科	出雲	大津町260番地	2.756	○	-	医療介護連携課
276	医科診療所	ますだ眼科クリニック	出雲	塩冶神前4丁目6番地4	2.058	○	-	医療介護連携課
277	放課後児童健全育成事業施設	今市第1児童クラブ	出雲	今市町北本町2丁目1番地1(今市小学校内)	0.956	○	-	子ども政策課
278	放課後児童健全育成事業施設	今市第2児童クラブ	出雲	今市町北本町2丁目1番地1(今市小学校内)	0.956	○	-	子ども政策課
279	放課後児童健全育成事業施設	大津第1児童クラブ	出雲	大津町373-1番地(大津小学校校内)	2.865	○	-	子ども政策課
280	放課後児童健全育成事業施設	大津第2児童クラブ	出雲	大津町588番地4	3.386	○	-	子ども政策課
281	放課後児童健全育成事業施設	塩冶第1学童クラブ	出雲	塩冶町675番地2	1.479	○	-	子ども政策課
282	放課後児童健全育成事業施設	塩冶第2学童クラブ	出雲	塩冶町653番地2	0.424	-	-	子ども政策課
283	放課後児童健全育成事業施設	塩冶第3学童クラブ	出雲	塩冶町423番地4	2.046	○	-	子ども政策課
284	放課後児童健全育成事業施設	塩冶第4学童クラブ	出雲	塩冶町473番地	1.772	○	-	子ども政策課
285	放課後児童健全育成事業施設	わくわく児童クラブ	出雲	塩冶町2128番地	2.327	○	-	子ども政策課
286	放課後児童健全育成事業施設	高松第1児童クラブ	出雲	白枝町396番地1(あすなる保育園地内)	1.423	○	-	子ども政策課
287	放課後児童健全育成事業施設	あすなる児童クラブ	出雲	白枝町397番地2	1.724	○	-	子ども政策課
288	放課後児童健全育成事業施設	四絡第1児童クラブ	出雲	大塚町821番地3(四絡小学校校内)	0.992	○	-	子ども政策課
289	放課後児童健全育成事業施設	四絡第2児童クラブ	出雲	大塚町827番地1	1.656	○	-	子ども政策課
290	放課後児童健全育成事業施設	四絡第3児童クラブ	出雲	大塚町821番地3(四絡小学校校内)	0.992	○	-	子ども政策課
291	放課後児童健全育成事業施設	デハ1にこにこ児童クラブ	出雲	里方町754番地1	1.792	○	-	子ども政策課
292	放課後児童健全育成事業施設	高浜児童クラブ	出雲	平野町1209番地2	0.868	○	-	子ども政策課
293	放課後児童健全育成事業施設	北陽第1こどもクラブ	出雲	稲岡町14番地3(北陽小学校校内)	0.905	○	-	子ども政策課
294	放課後児童健全育成事業施設	北陽第2こどもクラブ	出雲	荻村町211番地1	1.873	○	-	子ども政策課
295	放課後児童健全育成事業施設	上津児童クラブ	出雲	上島町869番地(上津小学校内)	3.360	○	-	子ども政策課
296	放課後児童健全育成事業施設	朝山児童クラブ	出雲	所原町185番地	3.274	○	-	子ども政策課
297	放課後児童健全育成事業施設	乙立子どもクラブ	出雲	乙立町1028番地4(旧乙立小学校内)	3.599	○	-	子ども政策課
298	放課後児童健全育成事業施設	神戸川第2児童クラブ	出雲	芦渡町790番地	0.350	-	-	子ども政策課
299	放課後児童健全育成事業施設	神門おひさま児童クラブ	出雲	芦渡町822番地15	0.275	-	-	子ども政策課
300	放課後児童健全育成事業施設	神西児童クラブ	出雲	神西沖町479番地1	1.103	○	-	子ども政策課
301	放課後児童健全育成事業施設	荒茅学童クラブ	出雲	荒茅町1021番地4	0.268	-	-	子ども政策課
302	放課後児童健全育成事業施設	長浜児童クラブ	出雲	荒茅町3901番地	1.563	○	-	子ども政策課
303	放課後児童健全育成事業施設	のびのび児童クラブ	平田	平田町475番地9	1.325	○	-	子ども政策課
304	放課後児童健全育成事業施設	平田コスモス児童クラブ	平田	西平田町6番地1(平田小学校校内)	2.891	○	-	子ども政策課

番号	施設種別名	施設名	地域	施設住所	水害(想定最大)			関係課
					浸水深 (m)	0.500m以上 浸水する箇所	家屋倒壊等 氾濫想定区域内の箇所	
							(洪水氾濫)	
305	放課後児童健全育成事業施設	灘いなしほ児童クラブ	平田	灘分町2091番地 (灘分小学校地内)	3.165	○	-	子ども政策課
306	放課後児童健全育成事業施設	あさひ児童クラブ	平田	園町64番地2 (朝陽小学校地内)	2.859	○	-	子ども政策課
307	放課後児童健全育成事業施設	湖陵児童クラブ	湖陵	湖陵町二部1117番地 (湖陵幼稚園地内)	0.746	○	-	子ども政策課
308	放課後児童健全育成事業施設	遙堤児童クラブ	大社	大社町遙堤73番地 (遙堤小学校地内)	3.128	○	-	子ども政策課
309	放課後児童健全育成事業施設	出西児童クラブ	斐川	斐川町出西1495番地	2.630	○	-	子ども政策課
310	放課後児童健全育成事業施設	西野小第1児童クラブ	斐川	斐川町富村520番地1 (西野幼稚園地内)	1.025	○	-	子ども政策課
311	放課後児童健全育成事業施設	西野小第2児童クラブ	斐川	斐川町富村519番地1 (西野幼稚園地内)	1.025	○	-	子ども政策課
312	放課後児童健全育成事業施設	中部小児童クラブ	斐川	斐川町直江4244番地 (中部小学校地内)	2.221	○	-	子ども政策課
313	放課後児童健全育成事業施設	出東小児童クラブ	斐川	斐川町三分市1076番地 (出東小学校地内)	1.495	○	-	子ども政策課
314	地域子育て支援拠点	いずも子育て支援センター	出雲	塩冶町641-9	0.150	-	-	子ども政策課
315	地域子育て支援拠点	ひらた子育て支援センター	平田	平田町2112-1	1.457	○	-	子ども政策課
316	地域子育て支援拠点	たいしゃ子育て支援センター	大社	大社町杵築南1397-2	0.494	-	-	子ども政策課
317	地域子育て支援拠点	駅ナカ赤ちゃんルーム	出雲	駅北町10-3	0.668	○	-	子ども政策課
318	地域子育て支援拠点	子育て支援センターはぐはぐ	出雲	西林木町151	1.652	○	-	子ども政策課
319	幼稚園	今市幼稚園	出雲	今市町1205	0.807	○	-	保育幼稚園課
320	幼稚園	大津幼稚園	出雲	大津町1683	2.881	○	-	保育幼稚園課
321	幼稚園	塩冶幼稚園	出雲	塩冶町900	1.700	○	-	保育幼稚園課
322	幼稚園	高松幼稚園	出雲	松寄下町722-1	0.948	○	-	保育幼稚園課
323	幼稚園	長浜幼稚園	出雲	荒茅町3812	1.959	○	-	保育幼稚園課
324	幼稚園	四絡幼稚園	出雲	小山町655	0.777	○	-	保育幼稚園課
325	幼稚園	高浜幼稚園	出雲	里方町30	1.351	○	-	保育幼稚園課
326	幼稚園	川跡幼稚園	出雲	稲岡町24-1	1.806	○	-	保育幼稚園課
327	幼稚園	鳶巣幼稚園	出雲	東林木町890-4	2.321	○	-	保育幼稚園課
328	幼稚園	朝山幼稚園	出雲	所原町185	3.274	○	-	保育幼稚園課
329	幼稚園	神西幼稚園	出雲	神西沖町447	1.704	○	-	保育幼稚園課
330	保育所・幼稚園	中央保育所・幼稚園	出雲	今市町828-2	1.906	○	-	保育幼稚園課
331	幼稚園	平田幼稚園	平田	西平田町17	2.119	○	-	保育幼稚園課
332	幼稚園	東幼稚園	平田	園町1334-1	2.260	○	-	保育幼稚園課
333	幼稚園	湖陵幼稚園	湖陵	湖陵町二部1117	1.247	○	-	保育幼稚園課
334	幼稚園	遙堤幼稚園	大社	大社町遙堤73-1	2.422	○	-	保育幼稚園課
335	幼稚園	西野幼稚園	斐川	斐川町富村537	1.025	○	-	保育幼稚園課
336	幼稚園	中部幼稚園	斐川	斐川町直江4243	0.444	-	-	保育幼稚園課
337	保育所	出雲聖園マリア園	出雲	今市町284	0.840	○	-	保育幼稚園課
338	保育所	出雲乳児保育所	出雲	今市町1694-8	0.330	-	-	保育幼稚園課

番号	施設種別名	施設名	地域	施設住所	水害(想定最大)			関係課
					浸水深 (m)	0.500m以上 浸水する箇所	家屋倒壊等 氾濫想定区域内の箇所	
							(洪水氾濫)	
339	保育所	たちばな保育園	出雲	大津町1409-3	2.778	○	-	保育幼稚園課
340	保育所	おおつ保育園	出雲	大津町2366-1	3.888	○	家屋倒壊(氾濫流)	保育幼稚園課
341	保育所	きんろう保育園	出雲	大津新崎町7丁目59	2.207	○	-	保育幼稚園課
342	保育所	すぎの子保育園	出雲	大津町1608-1	5.356	○	-	保育幼稚園課
343	保育所	ひまわり第1保育園	出雲	天神町870-2	2.255	○	-	保育幼稚園課
344	保育所	ひまわり第2保育園	出雲	塩冶町869-1	2.706	○	-	保育幼稚園課
345	保育所	出雲すみれ保育園	出雲	塩冶町970-2	2.280	○	-	保育幼稚園課
346	保育所	おやま保育園	出雲	小山町618-1	0.548	○	-	保育幼稚園課
347	保育所	おおつか保育園	出雲	大塚町790-1	1.331	○	-	保育幼稚園課
348	保育所	わたりはし保育園	出雲	渡橋町662	0.595	○	-	保育幼稚園課
349	保育所	なかの保育園	出雲	中野美保南3丁目1-1	2.375	○	-	保育幼稚園課
350	保育所	さとがた保育園	出雲	里方町750-1	2.013	○	-	保育幼稚園課
351	保育所	あすなる保育園	出雲	白枝町394-1	2.109	○	-	保育幼稚園課
352	保育所	浜山保育園	出雲	浜町90-1	1.955	○	-	保育幼稚園課
353	保育所	荒茅保育園	出雲	荒茅町1021-6	0.859	○	-	保育幼稚園課
354	保育所	西園保育園	出雲	西園町329	1.282	○	-	保育幼稚園課
355	保育所	神門保育園	出雲	下古志町475	0.944	○	-	保育幼稚園課
356	保育所	神門第Ⅱ保育園	出雲	芦渡町978-3	0.211	-	-	保育幼稚園課
357	保育所	出雲サンサン保育園	出雲	神西沖町1315	1.950	○	-	保育幼稚園課
358	保育所	ねむの木保育園	出雲	駅南町1丁目12-1	0.810	○	-	保育幼稚園課
359	保育所	ねむの木夜間保育園	出雲	駅南町1丁目12-1	0.810	○	-	保育幼稚園課
360	保育所	ひかり保育園	出雲	塩冶町338-1	2.649	○	-	保育幼稚園課
361	保育所	古志ひまわり保育園	出雲	古志町2450-1	1.639	○	-	保育幼稚園課
362	保育所	あすなる第2保育園	出雲	白枝町1337-8	1.176	○	-	保育幼稚園課
363	保育所	浜山あおい保育園	出雲	天神町111-1	1.820	○	-	保育幼稚園課
364	保育所	ほくよう保育園	出雲	稲岡町372	1.967	○	-	保育幼稚園課
365	保育所	平田保育所	平田	平田町475-9	1.065	○	-	保育幼稚園課
366	保育所	みなみ保育所	平田	平田町2390-33	2.429	○	-	保育幼稚園課
367	保育所	中部保育所	平田	東福町420-1	2.094	○	-	保育幼稚園課
368	保育所	ひらた西保育園	平田	国富町57-1	2.582	○	-	保育幼稚園課
369	幼保連携型認定こども園	光幼保園(認定こども園)	平田	灘分町266-2	2.074	○	-	保育幼稚園課
370	保育所	直江保育所	斐川	斐川町美南1500	1.184	○	-	保育幼稚園課
371	保育所	伊波野保育園	斐川	斐川町富村1206	0.718	○	-	保育幼稚園課
372	幼保連携型認定こども園	出東こども園	斐川	斐川町三分市1071-4	2.164	○	-	保育幼稚園課

番号	施設種別名	施設名	地域	施設住所	水害(想定最大)			関係課
					浸水深 (m)	0.500m以上 浸水する箇所	家屋倒壊等 氾濫想定区域内の箇所	
							(洪水氾濫)	
373	保育所	出西保育園	斐川	斐川町出西1943-1	3.659	○	-	保育幼稚園課
374	保育所	荘原保育園	斐川	斐川町上庄原305-1	2.775	○	-	保育幼稚園課
375	保育所	あい川保育園	斐川	斐川町併川1500-1	2.773	○	-	保育幼稚園課
376	保育所	わらべのうち保育園	斐川	斐川町神永2861-8	1.428	○	-	保育幼稚園課
377	幼保連携型認定こども園	北陵幼稚園北陵保育園(認定こども園)	斐川	斐川町上直江3337	1.522	○	-	保育幼稚園課
378	保育所	かなで保育園	出雲	中野町862	2.430	○	-	保育幼稚園課
379	保育所	出雲スマイル保育園	出雲	塩冶町1192-2	2.664	○	-	保育幼稚園課
380	保育所	浜山あまつひ保育園	出雲	松寄下町461-1	0.871	○	-	保育幼稚園課
381	小規模保育所A	ひらた乳児保育園	平田	西平田町213-2	2.326	○	-	保育幼稚園課
382	企業主導型保育所	あいぐらん保育園出雲	出雲	塩冶町735-1	1.754	○	-	保育幼稚園課
383	企業主導型保育所	キッズプラス出雲園	出雲	今市町北本町1丁目1-15	0.260	-	-	保育幼稚園課
384	企業主導型保育所	やまのこ保育園 みのりの森	平田	平田町1708-1	2.279	○	-	保育幼稚園課
385	企業主導型保育所	おひさま保育園	出雲	今市町827-21	1.237	○	-	保育幼稚園課
386	企業主導型保育所	muRataゆめの森保育園	斐川	斐川町上直江2493-3	1.184	○	-	保育幼稚園課
387	企業主導型保育所	のびのび広場いずも保育園	出雲	塩冶町2130	3.042	○	-	保育幼稚園課
388	事業所内保育所	島根大学医学部附属病院うさぎ保育所	出雲	塩冶町89-1	1.518	○	-	保育幼稚園課
389	事業所内保育所	島根県立中央病院にこにこ保育所	出雲	姫原4-1-1	0.601	○	-	保育幼稚園課
390	事業所内保育所	出雲徳洲会病院とびっこ保育園	斐川	斐川町直江3964-1	2.765	○	-	保育幼稚園課
391	認可外保育所	Step N' Stones English Preschool	出雲	今市町1189-1	1.818	○	-	保育幼稚園課
392	小学校	今市小学校	出雲	今市町北本町2-1-1	0.956	○	-	教育政策課・学校教育課・児童生徒支援課
393	小学校	大津小学校	出雲	大津町373-1	2.377	○	-	教育政策課・学校教育課・児童生徒支援課
394	小学校	上津小学校	出雲	上島町869	3.360	○	-	教育政策課・学校教育課・児童生徒支援課
395	小学校	塩冶小学校	出雲	塩冶町677	1.872	○	-	教育政策課・学校教育課・児童生徒支援課
396	小学校	神戸川小学校	出雲	下古志町808	0.614	○	-	教育政策課・学校教育課・児童生徒支援課
397	小学校	高松小学校	出雲	松寄下町724	0.984	○	-	教育政策課・学校教育課・児童生徒支援課
398	小学校	長浜小学校	出雲	荒茅町3848-4	1.968	○	-	教育政策課・学校教育課・児童生徒支援課
399	小学校	四絡小学校	出雲	大塚町821-3	1.511	○	-	教育政策課・学校教育課・児童生徒支援課
400	小学校	高浜小学校	出雲	里方町108	1.298	○	-	教育政策課・学校教育課・児童生徒支援課
401	小学校	北陽小学校	出雲	稲岡町10	2.241	○	-	教育政策課・学校教育課・児童生徒支援課
402	小学校	みなみ小学校	出雲	所原町185	3.323	○	-	教育政策課・学校教育課・児童生徒支援課
403	小学校	神西小学校	出雲	神西沖町1090	1.507	○	-	教育政策課・学校教育課・児童生徒支援課
404	小学校	平田小学校	平田	西平田町1	1.847	○	-	教育政策課・学校教育課・児童生徒支援課
405	小学校	灘分小学校	平田	灘分町2091	3.165	○	-	教育政策課・学校教育課・児童生徒支援課
406	小学校	旅伏小学校	平田	国富町1372-1	2.050	○	-	教育政策課・学校教育課・児童生徒支援課
407	小学校	朝陽小学校	平田	園町64-2	2.859	○	-	教育政策課・学校教育課・児童生徒支援課
408	小学校	遙堪小学校	大社	大社町遙堪73	1.624	○	-	教育政策課・学校教育課・児童生徒支援課

番号	施設種別名	施設名	地域	施設住所	水害(想定最大)			関係課
					浸水深 (m)	0.500m以上 浸水する箇所	家屋倒壊等 氾濫想定区域内の箇所	
							(洪水氾濫)	
409	小学校	西野小学校	斐川	斐川町富村559	0.824	○	-	教育政策課・学校教育課・児童生徒支援課
410	小学校	中部小学校	斐川	斐川町直江4243	2.221	○	-	教育政策課・学校教育課・児童生徒支援課
411	小学校	出東小学校	斐川	斐川町三分市1076	1.495	○	-	教育政策課・学校教育課・児童生徒支援課
412	中学校	第二中学校	出雲	塩冶町1501	1.439	○	-	教育政策課・学校教育課・児童生徒支援課
413	中学校	第三中学校	出雲	大塚町1161	1.623	○	-	教育政策課・学校教育課・児童生徒支援課
414	中学校	河南中学校	出雲	神門町1331	0.926	○	-	教育政策課・学校教育課・児童生徒支援課
415	中学校	浜山中学校	出雲	松寄下町1674	0.436	-	-	教育政策課・学校教育課・児童生徒支援課
416	中学校	平田中学校	平田	平田町2950-1	1.496	○	-	教育政策課・学校教育課・児童生徒支援課
417	中学校	向陽中学校	平田	灘分町1816-1	2.981	○	-	教育政策課・学校教育課・児童生徒支援課
418	中学校	斐川東中学校	斐川	斐川町沖洲660	1.945	○	-	教育政策課・学校教育課・児童生徒支援課
419	中学校	斐川西中学校	斐川	斐川町直江4083	0.498	-	-	教育政策課・学校教育課・児童生徒支援課
420	中学校	出雲北陵中学校	出雲	西林木町3	1.764	○	-	総務課
421	教育支援センター	すずらん教室	出雲	今市町北本町1丁目7番地	0.682	○	-	教育政策課・学校教育課・児童生徒支援課
422	教育支援センター	光人塾	平田	平田町2112番地1	1.438	○	-	教育政策課・学校教育課・児童生徒支援課

【参考】

1. 志津見ダム下流浸水想定区域内の施設

番号	施設種別名	施設名	地域	施設住所	水害(想定最大)			関係課
					浸水深 (m)	0.500m以上 浸水する箇所	家屋倒壊等 氾濫想定区域内の箇所 (洪水氾濫)	
1	障がい福祉サービス事業所	やまびこ園	佐田	佐田町一窪田1988	-	-	家屋倒壊(河岸侵食)	福祉推進課
2	認知症共同生活	グループホーム「せせらぎの家」	佐田	佐田町一窪田118番地19	2.053	○	-	高齢者福祉課
3	放課後児童健全育成事業施設	窪田小児童クラブ	佐田	佐田町一窪田1988番地1(窪田中央会館内)	-	-	家屋倒壊(河岸侵食)	子ども政策課
4	保育所	窪田保育所	佐田	佐田町一窪田1430-1	-	-	家屋倒壊(河岸侵食)	保育幼稚園課
5	中学校	佐田中学校	佐田	佐田町八幡原200	3.144	○	家屋倒壊(河岸侵食)	教育政策課

2. 休止中施設

番号	施設種別名	施設名	地域	施設住所	水害(想定最大)			関係課
					浸水深 (m)	0.500m以上 浸水する箇所	家屋倒壊等 氾濫想定区域内の箇所 (洪水氾濫)	
1	障がい児通所支援事業所	第2ひまわり	平田	平田町989-4	0.866	○	-	福祉推進課
2	認知症共同生活	グループホームことぶき園	出雲	塩冶有原町1-50	0.758	○	-	高齢者福祉課
3	認知症共同生活	グループホーム 笑庵ことぶき	出雲	古志町344	2.875	○	-	高齢者福祉課
4	幼稚園	上津幼稚園	出雲	上島町884	2.960	○	-	保育幼稚園課

2. 要配慮者利用施設一覧(土砂災害)

番号	施設種別名	施設名	地域	施設住所	土砂災害					関係課
					警戒区域(イエローゾーン)			特別警戒区域(レッドゾーン)		
					急傾斜	土石流	地すべり	急傾斜	土石流	
1	小学校	稗原小学校	出雲	稗原町2825	—	○	—	—	—	教育政策課
2	小学校	朝陽小学校	平田	園町64-2	—	—	○	—	—	教育政策課
3	小学校	伊野小学校	平田	野郷町459-2	○	—	—	○	—	教育政策課
4	小学校	須佐小学校	佐田	佐田町須佐1137-1	—	○	—	—	—	教育政策課
5	小学校	多伎小学校	多伎	多伎町多岐900	—	○	—	—	—	教育政策課
6	中学校	佐田中学校	佐田	佐田町八幡原200	—	○	—	—	—	教育政策課
7	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム やまゆり苑	佐田	佐田町一窪田1961-5	○	○	—	○	—	高齢者福祉課
8	小規模多機能型 居宅介護	小規模多機能ホーム ハッピーハウス	出雲	上島町904	○	—	—	—	—	高齢者福祉課
9	地域密着型通所介護	デイサービス 寿生の家	出雲	上塩治町2854-5	○	—	—	○	—	高齢者福祉課
10	地域密着型通所介護	デイサービス さくら	出雲	矢尾町273	—	○	—	—	—	高齢者福祉課
11	地域密着型通所介護	出雲市里家センター	出雲	乙立町3162	○	—	—	—	—	高齢者福祉課
12	地域密着型通所介護	通所 やまゆり	佐田	佐田町一窪田1961-5	○	○	—	○	—	高齢者福祉課
13	通所介護	JALいずも福祉会 みどりの郷湖陵	湖陵	湖陵町三部1231-1	○	—	—	—	—	高齢者福祉課
14	認知症グループホーム	グループホーム 寿生の家	出雲	上塩治町2854-3	○	—	—	○	—	高齢者福祉課
15	認知症グループホーム	グループホーム しあわせの里	平田	上岡田町1031-1	—	—	○	—	—	高齢者福祉課
16	認知症グループホーム	グループホーム せせらぎの家	佐田	佐田町一窪田118-19	○	○	—	—	—	高齢者福祉課
17	認知症グループホーム	グループホーム はなんばの里	多伎	多伎町口田儀750	○	○	—	—	—	高齢者福祉課
18	認知症グループホーム	グループホーム 萌	斐川	斐川町学頭1322-1	○	—	—	—	—	高齢者福祉課
19	認知症対応型 通所介護	デイサービスセンター やまもも	多伎	多伎町口田儀750	—	○	—	—	—	高齢者福祉課
20	放課後児童 健全育成事業施設	稗原児童クラブ	出雲	稗原町2825番地 (稗原小学校内)	—	○	—	—	—	子ども政策課
21	放課後児童 健全育成事業施設	乙立こどもクラブ	出雲	乙立町1028番地4 (旧乙立小学校内)	○	—	—	—	—	子ども政策課
22	放課後児童 健全育成事業施設	あさひ児童クラブ	平田	園町64-2	—	—	○	—	—	教育政策課
23	放課後児童 健全育成事業施設	須佐小児童クラブ	佐田	佐田町須佐1137番地 1	—	○	—	—	—	子ども政策課
24	放課後児童 健全育成事業施設	窪田小児童クラブ	佐田	佐田町 一窪田1988番地1	○	—	—	—	—	子ども政策課
25	障がい者支援施設	美野園	平田	美野町1694-2	○	—	—	○	—	福祉推進課
26	障がい福祉サービス 事業所	障がい者就労支援事業所 エルパティオ三葉園	平田	東郷町175番地4	○	—	—	—	—	福祉推進課
27	障がい福祉サービス 事業所	美野園	平田	美野町1694-2	○	—	—	○	—	福祉推進課
28	障がい福祉サービス 事業所	やまびこ園	佐田	佐田町八幡原262	—	○	—	—	—	福祉推進課
29	障がい福祉サービス事 業所(グループホーム)	ユナイト	出雲	矢尾町274-1	—	○	—	—	—	福祉推進課
30	保育所	出雲乳児保育所	出雲	今市町1694-8	○	—	—	—	—	保育幼稚園課
31	保育所	ひらた西保育園	平田	国富町57-1	—	○	—	—	—	保育幼稚園課
32	保育所	須佐保育所	佐田	佐田町須佐1146	—	○	—	—	—	保育幼稚園課
33	幼稚園	鳶巣幼稚園	出雲	東林木町890-4	—	○	—	—	—	保育幼稚園課
34	幼稚園	稗原幼稚園	出雲	稗原町2825	—	○	—	—	—	保育幼稚園課

番号	施設種別名	施設名	地域	施設住所	土砂災害					関係課
					警戒区域(イエローゾーン)			特別警戒区域(レッドゾーン)		
					急傾斜	土石流	地すべり	急傾斜	土石流	
35	病院	医療法人同仁会海星病院	出雲	大津町3656-1	○	—	—	—	—	医療介護連携課

【参考】

休止中施設

番号	施設種別名	施設名	地域	施設住所	土砂災害					関係課
					警戒区域(イエローゾーン)			特別警戒区域(レッドゾーン)		
					急傾斜	土石流	地すべり	急傾斜	土石流	
1	地域密着型通所介護	通所 こもればの家	佐田	佐田町反邊1368	○	—	—	—	—	高齢者福祉課

3. 要配慮者利用施設一覧(津波災害)

番号	施設種別名	施設名	地域	施設住所	津波災害		関係課
					警戒区域(イエローゾーン)		
	該当施設なし						

第15 水防関係

1. 土砂災害警戒区域等（急傾斜・土石流・地すべり）

令和7年3月31日現在

地区名	土砂災害警戒区域 (イエローゾーン) 指定箇所数				土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン) 指定箇所数			
	急傾斜地	土石流	地すべり	計	急傾斜地	土石流	計	
出雲	今市	5	1	0	6	5	0	5
	大津	15	4	0	19	14	2	16
	塩冶	26	5	0	31	24	2	26
	古志	29	13	3	45	29	6	35
	高浜	13	15	0	28	13	11	24
	鳶巣	16	14	0	30	16	7	23
	上津	61	71	1	133	61	35	96
	稗原	156	60	15	232	155	35	190
	朝山	120	83	11	214	120	36	156
	乙立	47	35	3	85	46	18	64
	高松	1	-	0	1	1	-	1
	神門	57	34	1	92	53	13	66
	神西	49	9	2	60	46	5	51
	(平成町)	1	-	0	1	1	-	1
小計	596	344	36	976	584	170	754	
平田	平田	6	-	1	7	6	-	6
	久多美	51	19	11	81	51	3	54
	佐香	29	35	5	69	29	13	42
	国富	12	22	2	36	12	6	18
	西田	50	38	9	97	50	7	57
	鰯淵	20	26	4	50	20	6	26
	北浜	17	21	6	44	17	12	29
	檜山	41	9	8	58	39	3	42
	東	52	28	7	87	52	10	62
伊野	39	12	12	63	38	3	41	
小計	317	210	65	592	314	63	377	
佐田	須佐	240	190	24	454	239	50	289
	窪田	140	108	16	264	138	31	169
小計	380	298	40	718	377	81	458	
多伎	134	83	18	235	133	12	145	
小計	134	83	18	235	133	12	145	
湖陵	69	31	6	106	68	4	72	
小計	69	31	6	106	68	4	72	
大社	大社	12	10	3	25	12	1	13
	日御碕	37	24	3	64	36	7	43
	鶉鷺	12	18	5	35	12	2	14
	荒木	4	3	1	8	4	2	6
	遙槎	17	10	5	32	17	3	20
小計	82	65	17	164	81	15	96	
斐川	莊原	72	34	3	109	69	2	71
	出西	40	33	2	75	40	1	41
	阿宮	31	36	1	68	30	3	33
	伊波野	7	-	0	7	7	-	7
	直江	19	5	0	24	18	0	18
小計	169	108	6	283	164	6	170	
総計	1747箇所	1139箇所	188箇所	3074箇所	1721箇所	351箇所	2072箇所	

2. 山地災害危険区域（山腹崩壊・崩壊土砂流出・地すべり）

地域名	山腹崩壊	崩壊土砂流出	地すべり	計
出雲	128	119	6	253
平田	87	129	28	244
佐田	107	107	1	215
多伎	44	64	3	111
湖陵	32	51	2	85
大社	23	39	0	62
斐川	47	43	3	93
計	468	552	43	1,063

3. 雨量観測局

【土砂災害予警報システム】

観測局	所在地
矢尾	矢尾町 929-8
稗原	稗原町 4684-1
所原	所原町 3982
乙立	乙立町 2973
知井宮	知井宮町 1327
万田	万田町 702-1
坂浦	坂浦町 2472-1
一窪田	佐田町一窪田 1398-1
宮内	佐田町須佐 634-1
久村	多伎町久村 1356-5
三部	湖陵町三部 737
鷺浦	大社町鷺浦 386-1
直江	斐川町直江 1231

【島根県水防情報システム】

観測局	所在地
平田	西平田町 16
大津	大津町字新崎 1139(出雲合庁)
大社	大社町修理免 808-8
佐田	佐田町反辺 1942-2
小田	多伎町小田 1359-1

【気象庁 アメダス】

観測局	所在地
出雲	芦渡町 2440(農業試験場)
佐田	佐田町大呂 282
斐川	斐川町沖洲(出雲空港出張所)

【国土交通省河川流域総合情報システム】

観測局	所在地
塩冶	塩冶有原町 5-1
西平田	西平田町 56

4. 水位観測局

【国土交通省「川の防災情報」】

水系	河川名	観測所名	所管	計画高水位	はん濫危険水位	避難判断水位	はん濫注意水位	水防団待機水位	
斐伊川	斐伊川	大津	国	3.60	3.20	2.90	2.50	1.60	
		上島	国	7.90	6.30	5.70	4.00	2.90	
		灘分	国	4.80	4.60	4.40	2.80	2.00	
	神戸川	仁江	県	—	—	—	—	—	—
		佐田	県	左岸 6.67 右岸 7.65	5.30	5.00	2.95	2.45	
		馬木	国	7.00	7.00	6.30	3.50	3.00	
		古志橋	国	5.50	5.40	5.00	3.10	1.60	
		妙見橋	国	—	—	—	—	—	
		木村橋	県	左岸 8.80 右岸 8.80	5.30	5.00	3.90	2.60	
		下橋波	県	左岸 6.02 右岸 5.78	2.80	2.60	1.90	1.50	
		八幡原	県	左岸 5.98 右岸 6.12	4.00	3.60	2.60	1.80	
	平田船川	西平田	県	—	—	—	1.50	1.20	
		一文橋	県	—	—	—	1.20	0.80	
	湯谷川	湯谷川	県	—	—	—	1.00	0.80	
	論田川	論田川	県	—	—	—	0.80	0.60	
	赤川	赤川	県	—	—	—	2.20	1.80	
	新内藤川	新内藤川	県	—	—	—	1.80	1.00	
	宍道湖	東	国	—	—	—	—	—	
	新建川	新橋	県	—	—	—	1.50	0.90	
	五右衛門川	五右衛門橋	県	—	—	—	2.10	1.30	
高瀬川	高瀬川	県	—	—	—	0.90	0.50		
堀川	堀川	流下橋	県	—	—	—	2.00	1.60	
十間川	十間川	十間川	県	—	—	—	2.30	1.40	
		神西湖	県	—	—	—	1.30	0.90	

5. 防災重点農業用ため池

令和7年4月1日現在

番号	地区	ため池名称	所在地
1	01.大津	長者原	大津町長者原
2	01.大津	たくひの里南	大津町2465
3	02.塩冶	大井谷	上塩冶町大井谷
4	02.塩冶	池田	上塩冶町半分
5	03.古志	池ヶ谷	古志町
6	04.上津	家の奥	西谷町652-1
7	05.稗原	荒野後	稗原町
8	05.稗原	後の上	宇那手町
9	05.稗原	奥	宇那手町
10	05.稗原	泉屋前	宇那手町
11	05.稗原	井の奥大	稗原町
12	05.稗原	中屋敷の上	稗原町
13	05.稗原	中道後下	稗原町
14	05.稗原	熊ヶ廻ため池	稗原町
15	05.稗原	公会堂後	稗原町4188-2
16	05.稗原	小屋の後	稗原町
17	05.稗原	山本庭	稗原町715-7
18	05.稗原	前才ノ峠下	稗原町
19	05.稗原	大門前	稗原町
20	05.稗原	奥の谷	稗原町1751
21	05.稗原	茅原前	稗原町
22	05.稗原	梨ヶ丸下	稗原町市森
23	05.稗原	中屋下	稗原町
24	05.稗原	長井後の下	稗原町
25	05.稗原	高橋大	稗原町
26	05.稗原	高橋新	稗原町
27	05.稗原	小谷庭	野尻町
28	05.稗原	新池	野尻町
29	05.稗原	今在家	野尻町547
30	05.稗原	三坂	稗原町
31	05.稗原	清水上	稗原町
32	05.稗原	六久保田下	稗原町
33	05.稗原	北の平新	宇那手町
34	05.稗原	北の平大	宇那手町
35	05.稗原	墓の横	稗原町
36	05.稗原	馬場崎後	稗原町1068-1
37	06.朝山	刈山	馬木町向馬木
38	06.朝山	西谷2	朝山町
39	06.朝山	中手ヶ平	朝山町上組1272,1274,1275

番号	地区	ため池名称	所在地
40	06.朝山	菖蒲廻奥	所原町
41	06.朝山	駄ノ子谷	所原町
42	06.朝山	大谷	所原町
43	06.朝山	竹ヶ谷	見々久町
44	06.朝山	西の奥	見々久町字西の奥1100-1
45	06.朝山	竹山尻	見々久町畑
46	06.朝山	深山寺	朝山町海谷
47	07.乙立	田窪田西	乙立町田代
48	07.乙立	田窪田東	乙立町大月
49	07.乙立	口ク口木下	乙立町
50	07.乙立	羽根内中	乙立町向名
51	07.乙立	大池	乙立町
52	07.乙立	大木平下	乙立町
53	07.乙立	大木平中	乙立町
54	07.乙立	平の奥大	乙立町見田原
55	07.乙立	千木大堤	乙立町見田原
56	07.乙立	大池	乙立町2988
57	08.神門	霞ヶ平	芦渡町
58	08.神門	水呑場	芦渡町
59	08.神門	間谷大	知井宮町
60	08.神門	浅柄	知井宮町1712
61	08.神門	宇賀	下古志町
62	09.神西	坂本	西神西町
63	09.神西	猿喰下	西神西町
64	09.神西	猿喰上	西神西町
65	09.神西	十楽寺	東神西町1036-1
66	09.神西	光成	東神西町
67	09.神西	大廻	東神西町
68	09.神西	大廻下	東神西町
69	10.国富	稗廻池(山崎池)	口宇賀町畑道
70	10.国富	暮谷下池	口宇賀町森田
71	10.国富	暮谷上池	口宇賀町森田
72	10.国富	大谷池	口宇賀町大谷
73	10.国富	後谷池	国富町1295
74	10.国富	金山大池	国富町1852-2
75	10.国富	桃溪舎谷池	国富町1229
76	11.西田	奈良尾池	西郷町奈良尾
77	11.西田	平井垣池	西郷町奈良尾636
78	11.西田	徳雲寺池	西郷町225
79	11.西田	湯屋谷池(真谷池)	万田町987

番号	地区	ため池名称	所在地
80	11.西田	廻田池	本庄町
81	11.西田	山根垣池	西郷町大石258
82	11.西田	姥ヶ谷池	本庄町479
83	11.西田	大谷池	万田町365
84	11.西田	廻田池	万田町630
85	11.西田	小堤池	万田町264
86	11.西田	奥堀下池	万田町334
87	11.西田	常楽寺池	奥宇賀町549
88	11.西田	奥堀上池	万田町336
89	11.西田	堤廻池	奥宇賀町字堤廻
90	11.西田	刈廻池	奥宇賀町納木
91	11.西田	常楽寺池奥池	奥宇賀町551-4
92	11.西田	石原池	西郷町622
93	11.西田	山口池	奥宇賀町524番地付近
94	11.西田	樋之口池	本庄町689
95	11.西田	上の池	本庄町597-2
96	12.鱒淵	家の南	別所町地内
97	13.久多美	古屋敷2号池	東郷町512
98	13.久多美	北平の池	上岡田町652-7
99	13.久多美	池久保池	上岡田町902
100	13.久多美	迷谷尻池	上岡田町1227
101	13.久多美	迷谷中之池	上岡田町1228
102	13.久多美	広井池	野石谷町211
103	13.久多美	明地池	野石谷町
104	13.久多美	岩木池	野石谷町佐藤
105	13.久多美	寺池	野石谷町 411
106	13.久多美	深山池	野石谷町
107	13.久多美	迷谷穴の池	上岡田町1229
108	13.久多美	池田池	久多見町池田
109	13.久多美	山之助池	久多見町山之助
110	13.久多美	寺廻大池	久多見町
111	13.久多美	家の脇池	東福町長廻 1931-1
112	13.久多美	梶谷池	東福町
113	13.久多美	西の谷池	久多見町西の谷
114	13.久多美	大池	東福町茅原
115	13.久多美	作暮池	東福町1185
116	13.久多美	東の池	東福町堂垣
117	13.久多美	奥の谷の池	東福町作暮
118	13.久多美	野上池	東福町1700
119	13.久多美	向山下の池	東福町向山1164-3

番号	地区	ため池名称	所在地
120	13.久多美	小谷池	東福町小谷
121	13.久多美	大空池	東福町
122	13.久多美	家の東の池	上岡田町514-1
123	14.檜山	権現大池	多久町権現
124	14.檜山	墓の上池	多久町1042付近
125	14.檜山	宮脇小池	多久町カセ崎
126	14.檜山	宮脇上池	多久町カセ崎
127	14.檜山	輪ノ内池	多久谷町450-2
128	14.檜山	池田池	多久谷町池田
129	14.檜山	別所池	多久谷町別所
130	14.檜山	安井場池	岡田町安井場
131	14.檜山	清坊主池	岡田町清坊主
132	14.檜山	山廻り池	岡田町山廻り
133	14.檜山	遠所池	多久谷町遠所
134	14.檜山	輪ノ内2	多久谷町
135	14.檜山	上廻池	多久谷町1424番地付近
136	15.東	下の原池	小境町下の原
137	15.東	四ツ保C池	小境町四ツ保
138	15.東	下の廻N池	小境町下の廻
139	15.東	廻田大池	小境町941-2
140	15.東	小森祖A池	小境町小森祖
141	15.東	妙見A池	小境町妙見
142	15.東	妙見B池	小境町妙見
143	15.東	奥之前池	小境町小塚
144	15.東	穴平1号池	小境町穴平
145	15.東	穴平3号池	小境町穴平
146	15.東	土井2号池	小境町144
147	15.東	桑廻池	小境町桑廻
148	15.東	新屋4号池	小境町新屋
149	15.東	深山谷池	小境町深山
150	15.東	滝ヶ上大池A	小境町滝ヶ上
151	15.東	滝ヶ上大池B	小境町滝ヶ上
152	15.東	廻の奥池	小境町廻ノ奥
153	15.東	奥屋敷大池	小境町奥屋敷
154	15.東	大門池	小境町大門
155	15.東	水神谷1号池	鹿園寺町水神谷
156	15.東	利満池	小境町小森祖
157	15.東	真那神大池	鹿園寺町真那神
158	15.東	納蔵1号池	鹿園寺町納蔵
159	15.東	鍋池	鹿園寺町佐白

番号	地区	ため池名称	所在地
160	15.東	柳木谷大池	鹿園寺町柳木谷
161	15.東	鈷谷池	鹿園寺町鈷谷
162	15.東	仁反田大池	園町二反田
163	15.東	納蔵大池	園町納蔵
164	15.東	納蔵中池	園町納蔵
165	15.東	権現谷池	園町納蔵
166	15.東	真屋池	園町
167	15.東	仁反田上池	園町二反田
168	15.東	御羽屋敷1号池	園町御羽屋敷
169	15.東	別所大池	園町別所
170	15.東	大池	園町
171	15.東	新池	園町
172	15.東	古池	園町
173	15.東	御羽屋敷3号池	園町御羽屋敷
174	15.東	中家	小境町69-3
175	16.北浜	峠大池	小津町大池
176	16.北浜	峠下の池	小津町26
177	18.伊野	五三大池	美野町996
178	18.伊野	高山大池	美野町高山
179	18.伊野	大床4号池（家の上）	美野町878-1
180	18.伊野	大床6号池（家の下）	美野町1488-1
181	18.伊野	坊主ヶ谷池	野郷町
182	18.伊野	牛床1号池	野郷町
183	18.伊野	君谷1号池	野郷町
184	18.伊野	乙木池	野郷町
185	18.伊野	杉畑13号池	野郷町
186	18.伊野	湯屋谷大池	美野町964
187	18.伊野	目久利大池	美野町目久利
188	18.伊野	丹水池	美野町丹水
189	18.伊野	尺ノ内池3号	美野町尺ノ内
190	18.伊野	南廻2号池	美野町南廻
191	18.伊野	南廻3号池	美野町南廻
192	18.伊野	南廻池	美野町南廻
193	18.伊野	平見谷1号池	野郷町平見谷94
194	18.伊野	梶屋谷池	野郷町梶屋谷
195	18.伊野	平見谷2号池	野郷町平見谷
196	19.須佐	竹田屋2号	佐田町反辺1339-4
197	19.須佐	小田	佐田町反辺
198	19.須佐	迫屋前	佐田町反辺
199	19.須佐	迫屋上2号（花栗）	佐田町反辺

番号	地区	ため池名称	所在地
200	19.須佐	迫屋上1号	佐田町反辺1160
201	19.須佐	牛ヶ原上	佐田町反辺787
202	19.須佐	田南原	佐田町大呂
203	19.須佐	宮の脇	佐田町大呂
204	19.須佐	松笠上	佐田町大呂
205	19.須佐	原山	佐田町朝原
206	19.須佐	和泉迫	佐田町反辺
207	19.須佐	西ノ前	佐田町反辺
208	19.須佐	平野	佐田町大呂83-3
209	19.須佐	榎	佐田町大呂
210	19.須佐	後山	佐田町大呂
211	19.須佐	下伊儀	佐田町須佐
212	20.窪田	樋ノ谷	佐田町東村
213	20.窪田	中間	佐田町東村802-3
214	20.窪田	細田	佐田町東村
215	20.窪田	細田上	佐田町東村
216	20.窪田	東谷中	佐田町東村
217	20.窪田	仁江峠	佐田町東村
218	20.窪田	奥畑2号	佐田町一窪田
219	20.窪田	旧池	佐田町一窪田
220	20.窪田	新池	佐田町一窪田
221	20.窪田	迫畑奥	佐田町八幡原
222	20.窪田	滝の頭	佐田町八幡原
223	20.窪田	長谷	佐田町一窪田
224	21.多伎	石田屋	多伎町口田儀1051
225	21.多伎	呼立	多伎町口田儀77-1
226	21.多伎	桜堂	多伎町小田921
227	21.多伎	喜兵衛	多伎町小田771
228	21.多伎	喜兵衛上	多伎町小田2367-1
229	21.多伎	水繰迫(新池)	多伎町小田1348
230	21.多伎	下菖蒲	多伎町小田1344
231	21.多伎	堂の子	多伎町小田1797-3
232	21.多伎	瓢池	多伎町多岐46
233	21.多伎	車廻下	多伎町多岐71
234	21.多伎	寺迫	多伎町多岐647-1
235	21.多伎	三窪田	多伎町多岐348-1
236	21.多伎	西の池	多伎町久村235
237	21.多伎	段畑	多伎町久村1031-6
238	21.多伎	田の上	多伎町小田873
239	21.多伎	大西屋(大西)	多伎町多岐684-1

番号	地区	ため池名称	所在地
240	21.多伎	上廻溜池	多伎町小田2356-4
241	21.多伎	木山 2	多伎町小田2331-7
242	21.多伎	上ノ池	多伎町小田山の空
243	21.多伎	多伎 2 3	多伎町小田山の空
244	22.湖陵	蛇池	湖陵町大池107-1
245	22.湖陵	中原池	湖陵町二部1063
246	22.湖陵	只池	湖陵町二部900
247	22.湖陵	新池	湖陵町二部104
248	22.湖陵	小森田	湖陵町二部107
249	22.湖陵	奥原	湖陵町三部232
250	22.湖陵	金松	湖陵町三部6
251	22.湖陵	上奥（下）	湖陵町常楽寺622
252	22.湖陵	上奥（中）	湖陵町常楽寺611
253	22.湖陵	神田	湖陵町常楽寺562
254	22.湖陵	新宅	湖陵町二部27
255	22.湖陵	助造	湖陵町二部1976
256	22.湖陵	保知石屋奥池	湖陵町三部1072
257	22.湖陵	松川	湖陵町三部652
258	22.湖陵	布子谷	湖陵町常楽寺349
259	22.湖陵	保知石屋下	湖陵町三部1073
260	24.荘原	植田	斐川町神庭西谷1678-3
261	24.荘原	大東	斐川町神庭西谷951
262	24.荘原	大堤	斐川町神庭西谷856
263	24.荘原	塚田	斐川町神庭神庭谷788
264	24.荘原	引路	斐川町神庭庭谷717
265	24.荘原	平廻	斐川町神庭神庭谷632
266	24.荘原	菊通	斐川町神庭神庭谷590
267	24.荘原	中間の下	斐川町神庭宇屋谷441
268	24.荘原	高瀬	斐川町学頭高瀬
269	24.荘原	上の山の上	斐川町神庭中溝122
270	24.荘原	上の山の下	斐川町神庭中溝121
271	24.荘原	御射山	斐川町神庭590
272	24.荘原	一丁	斐川町学頭七日市1472
273	24.荘原	大教寺上	斐川町学頭1522-3
274	24.荘原	廻の奥（1）	斐川町神庭神庭谷772
275	24.荘原	穴釜の下（穴釜）	斐川町神庭宇屋谷515
276	24.荘原	迫谷	斐川町神庭宇屋谷1503-1
277	24.荘原	後	斐川町三絡武部99
278	24.荘原	廻	斐川町三絡武部190
279	24.荘原	鳴滝	斐川町三絡武部272

番号	地区	ため池名称	所在地
280	24.荘原	乙松	斐川町学頭大井1220
281	24.荘原	興作谷	斐川町学頭七日市2028
282	24.荘原	西之奥第一	斐川町三絡武部118
283	24.荘原	こなしや1号池	斐川町三絡武部328
284	24.荘原	門原	斐川町三絡羽根1023
285	24.荘原	大窪田	斐川町学頭新田畑2931
286	24.荘原	草間	斐川町学頭新田畑2284
287	24.荘原	小久保田	斐川町学頭新田畑2833
288	24.荘原	三の宮	斐川町学頭3416
289	24.荘原	菅沢下	斐川町学頭綿田原3448
290	24.荘原	菅沢中	斐川町学頭綿田原3450
291	24.荘原	菅沢上	斐川町学頭綿田原3451
292	25.出西	中尾谷	斐川町神氷押屋590
293	25.出西	中鞍	斐川町神氷和西464
294	25.出西	横屋(3)	斐川町神氷横屋634
295	25.出西	三ノ田	斐川町神氷三ノ田971
296	25.出西	鷺谷	斐川町神氷鷺谷754
297	25.出西	山崎	斐川町出西山山谷2553
298	25.出西	長者原	斐川町出西山山谷2620
299	25.出西	山田	斐川町出西山ノ奥1729
300	26.阿宮	家の奥	斐川町阿宮248
301	27.直江	馬の背大	斐川町直江西谷2814
302	27.直江	仲原	斐川町直江堀切2803
303	27.直江	瀬戸風	斐川町直江結3263
304	27.直江	寺田	斐川町直江結3201
305	27.直江	寺田奥新池	斐川町直江結3204
306	27.直江	小松山	斐川町直江
307	27.直江	祇園(本堤)	斐川町直江結3419
308	27.直江	林の奥	斐川町直江結3534-3
309	27.直江	若宮	斐川町直江結3342
310	27.直江	三井南	斐川町直江堀切2627
311	27.直江	城平下	斐川町直江結3161
312	27.直江	前	斐川町直江結3134-1
313	27.直江	祇園(副堤)	斐川町直江結3419

第16 災害協定一覧（58協定・令和7年4月1日現在）

1 自治体等相互応援協定（10）

No.		協定書名	相手方	締結日		内容
1	1	災害時の相互応援に関する協定書	島根県及び島根県内市町村	H7	H8. 2. 1	資機材等の提供、職員の派遣等
2	7	災害時における相互援助協定	奈良県桜井市	H17	H17. 11. 9	資機材等の提供
3	19	災害時の相互応援に関する協定書	大阪府豊中市	H23	H23. 6. 1	災害時の相互援助
4	21	災害時における相互応援協定書	岡山県津山市・長崎県諫早市	H23	H23. 7. 29	災害時における相互応援
5	26	山陰都市連携協議会危機事象発生時における相互応援に関する協定	山陰両県 12市	H24	H24. 10. 2	危機事象が発生したときの相互の応援
6	27	大規模災害時における相互応援に関する協定書	福島県伊達市	H24	H24. 11. 13	大規模災害時における相互応援
7	29	中海・宍道湖・大山圏域災害時相互応援協定書	松江・安来・米子・境港・鳥取県西部町村会	H25	H25. 7. 23	災害時における応急対応及び復旧活動相互応援
8	34	災害時の相互応援に関する協定書	愛知県小牧市	H28	H28. 4. 28	災害時における相互応援
9	36	出雲市・江田島市災害時相互応援協定書	広島県江田島市	H29	H29. 11. 28	災害時における相互援助
10	55	出雲市・府中町災害時相互応援協定書	広島県安芸郡府中町	R5	R5. 12. 25	災害時における相互応援

2 物資供給（13）

No.		協定書名	相手方	締結日		内容
1	5	災害時における非常食料品の供給に関する協定書	アルファー食品株式会社	H17	H17. 6. 20 H21. 12. 1 改正	非常食料品の供給
2	8	メッセージボード搭載災害対応型自動販売機設置運用に関する協定書	コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社	H17	H17. 12. 8 H20. 12. 8 改正	自動販売機内の商品の無料開放
3	11	災害時における自動販売機無料開放に関する協定書	山陰ヤクルト販売株式会社	H18	H18. 6. 1 R4. 10. 21 改正	自動販売機内の商品の無料開放

No.		協定書名	相手方	締結日		内容
4	14	災害時における物資の調達に関する協定書	株式会社ポプラ	H20	H21. 1. 13	り災者及び災害対策業務従事者に対する物資の供給に関する協力
5	31	災害時における飲料水等の提供に関する協定書	ダイドードリンコ株式会社	H25	H26. 2. 25	災害時において必要となる被災者等のための飲料の供給
6	32	災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する協定書	生活協同組合しまね	H25	H26. 2. 26	災害時の住民生活の早期安全を図るため、応急生活物資等の供給及び物資運搬の協力
7	37	災害時等における物資等の供給に関する協定	株式会社P L A N T	H30	H30. 4. 23	災害時における物資等の供給
8	38	災害時等における物資等の供給に関する協定	株式会社ナフコ	H30	H30. 4. 25	災害時における物資等の供給
9	42	災害時等における物資等の供給に関する協定	株式会社ジュンテンドー	R1	R2. 2. 10	災害時における物資等の供給
10	43	災害時等における物資等の供給に関する協定	NPO 法人コメリ災害対策センター	R1	R2. 2. 25	災害時における物資等の供給
11	49	災害時等における資機材のレンタルに関する協定	日本建設機械レンタル協会	R4	R4. 4. 18	災害時等における資機材のレンタル
12	50	災害時等における資機材のレンタルに関する協定	株式会社アクティオ	R4	R4. 4. 28	災害時等における資機材のレンタル
13	51	災害時等における資機材のレンタルに関する協定	太陽建機レンタル株式会社	R4	R4. 5. 10	災害時等における資機材のレンタル

3 災害応急活動 (15)

No.		協定書名	相手方	締結日		内容
1	2	風水害・地震・その他の災害応急対策業務に関する協定書	一般社団法人出雲市建設業協会	H17	H17. 6. 15	市の管理する公共土木施設の応急工事等の応急対策業務
2	6	島根県防災ヘリコプター応援協定	島根県	H5	H6. 3. 28	災害時における防災ヘリコプターによる応援
3	9	災害時における連絡体制及び協力体制に関する取り扱い	中国電力株式会社出雲営業所	H17	H17. 8. 24 H23. 12. 1 R1. 8. 1 改正	停電にかかる事項について、適時の情報提供（中国電力ネットワーク株式会社）及び住民周知（市側）
4	13	災害等発生時における電気設備等の復旧に関する協定書	島根県電気工事工業組合出雲支部	H20	H21. 1. 19	公共施設等の電気設備等の復旧業務
5	16	災害時における石油類燃料の供給に関する協定書	島根県石油協同組合出雲支部	H22	H22. 6. 1	災害時における緊急車両・公用車への優先供給及び避難所等への運搬
6	17	災害等発生時における調査業務等の応援に関する協定書	出雲市測量設計業協会（出雲会）	H22	H22. 7. 15	災害等発生時における被災状況の調査、写真撮影等の応援

No.		協定書名	相手方	締結日		内容
7	20	災害時における情報交換に関する協定書	国土交通省中国地方整備局	H23	H23. 6. 28	市災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣等の支援
8	23	緊急事態における隊友会の協力に関する協定書	公益社団法人隊友会島根県隊友会	H23	H23. 12. 28	緊急事態における協力
9	24	災害時における消防水等の供給支援に関する協定書	出雲地区生コンクリート協同組合	H24	H24. 7. 2	災害時における消防水等の供給支援
10	25	防災対策協力に関わる協定書	気象庁松江地方气象台	H24	H24. 8. 24	災害発生時等の緊密な情報交換
11	28	特設公衆電話の設置・利用に関する協定書	西日本電信電話株式会社島根支店	H25	H25. 5. 9 H28. 6. 1 改正	大規模災害等が発生した際の非常用電話の設置及び利用・管理
12	30	災害時等における緊急用LPガスの調達に関する協定書	島根県LPガス協会出雲支部	H25	H26. 1. 15	災害時等における緊急用LPガスの調達
13	33	災害時における石油類燃料の供給に関する協定書	島根県石油協同組合平田支部	H27	H28. 3. 14	災害時における石油類燃料の供給支援
14	39	大規模災害時における派遣隊員の留守家族支援に関する協定	陸上自衛隊出雲駐屯地	H30	H30. 8. 27	災害時における留守家族の安否情報の提供、子供の一時預かり事業、介護及び健康の相談
15	54	無人航空機による災害対策活動に関する協定書	有限会社ヒラオカ	R5	R5. 5. 19	災害時における無人航空機による対策活動等の応援

4 放送・通信 (6)

No.		協定書名	相手方	締結日		内容
1	3	災害情報放送の実施に関する協定書	出雲ケーブルビジョン株式会社	H17	H17. 6. 15	災害情報に関する放送の実施
2	12	災害情報放送の実施に関する協定書	ひらたCATV株式会社	H18	H18. 7. 14	災害情報に関する放送の実施
3	18	災害時等における非常無線通信の協力に関する協定書	出雲アマチュア無線クラブ	H22	H23. 3. 24	災害等発生時における非常無線通信手段の確保
4	22	緊急時における緊急情報放送に関する協定書	株式会社エフエムいずも	H23	H23. 12. 14 R4. 4. 1 改正	緊急時における緊急情報(災害・防災情報)放送の実施
5	41	災害時における情報発信及び防災啓発に関する協定書	株式会社エフエム山陰、株式会社山陰放送	R1	R2. 2. 14	災害時における情報発信及び防災啓発
6	46	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	R3	R4. 1. 5	災害時における情報発信(協定書非公開)

5 施設使用（避難・物資集積）（7）

No.		協定書名	相手方	締結日		内容
1	4	災害時における出雲市と出雲市内郵便局の協力に関する協定書	出雲市内郵便局	H17	H17. 6. 23 H27. 8. 20 改正	施設、用地の相互使用、情報の相互提供、臨時郵便差出箱の設置、道路等の損傷状況の情報提供等
2	10	災害時における宿泊施設の使用に関する協定（災害キューナンホテル）	出雲ホテル連絡協議会	H18	H18. 4. 19	一時的な避難措置として、宿泊施設開放（無料）
3	15	災害時等における防災活動協力に関する協定書	イオンリテール株式会社中国四国カンパニー	R1	R1. 11. 29	災害時等における避難場所の提供及び物資の供給等
4	40	災害時等における避難場所の開設及び物資等の供給に関する協定	株式会社イズミ	R1	R1. 11. 22	災害時等における避難場所の開設、物資等の供給
5	45	災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定	出雲ホテル連絡協議会	R2	R2. 10. 12	災害時等における送迎、宿泊及び入浴の提供
6	47	災害時における道の駅施設使用に関する協定書（キララ多伎）	国土交通省中国地方整備局松江国道事務所	R4	R4. 4. 15	大規模災害発生時における指定緊急避難場所としての施設の使用
7	48	災害時における道の駅施設使用に関する協定書（湯の川）	国土交通省中国地方整備局松江国道事務所	R4	R4. 4. 15	大規模災害発生時における指定緊急避難場所としての施設の使用

6 葬祭業務（1）

No.		協定書名	相手方	締結日		内容
1	35	災害時等における火葬施設の相互応援に関する協定書	松江市、安来市、鳥取県西部広域行政管理組合、玉井斎場管理組合	H28	H28. 7. 8	災害時における火葬業務の相互応援

7 災害ごみ処理・収集運搬業務 (3)

No.		協定書名	相手方	締結日		内容
1	44	災害時等における廃棄物処理に関する協定書	三光株式会社	R2	R2. 7. 29	災害時における災害廃棄物の撤去、収集、運搬、処分等の業務
2	56	災害時における災害廃棄物の収集運搬に関する協定書	出雲クリーンシステム協同組合、中央環境株式会社、有限会社奥資材、株式会社すばる企画、有限会社山佐運送店、有限会社ワスティーシステム、有限会社足立運送、有限会社荒神サービス	R6	R7. 2. 3	災害発生時における災害廃棄物の収集運搬の業務
3	57	災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書	島根県中央環境整備協同組合	R6	R7. 2. 3	災害発生時におけるし尿、浄化槽汚泥の収集運搬の業務

8 災害ボランティア活動支援業務(2)

No.		協定書名	相手方	締結日		内容
1	52	災害時におけるボランティア支援に関する協定書	社会福祉法人出雲市社会福祉協議会、ライオンズクラブ（出雲、平田、大社、佐田）	R5	R5. 2. 22	災害時におけるボランティア活動者への支援及びボランティア拠点への物的及び人的な支援
2	53	災害時におけるボランティア支援に関する協定書	社会福祉法人出雲市社会福祉協議会、ライオンズクラブ（出雲中央、斐川、出雲南、出雲レークヒル）	R5	R5. 2. 22	災害時におけるボランティア活動者への支援及びボランティア拠点への物的及び人的な支援

9 被災者支援業務 (1)

No.		協定書名	相手方	締結日		内容
1	58	災害時における被災者支援協力に関する協定書	島根県行政書士会	R6	R6. 7. 4	被災者の生活再建を図るため、無料相談所の開設、行政書士会員の派遣等の実施

1. 災害時の相互応援に関する協定書

島根県(以下「県」という。)及び島根県内の市町村は、島根県内で災害が発生し、災害を受けた市町村(以下「被災市町村」という。)が独自では十分な応急措置ができない場合に、被災市町村が県又は他の市町村に応援要請する応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため、また、県を通じて行う他県又は他県の市町村との災害時の相互応援を迅速かつ円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結した。

(応援の種類)

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇、航空機及び資機材の提供
- (4) 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項
(応援要請の手続き等)

第2条 応援を受けようとする被災市町村は、次の各号に定める事項を明らかにして、第4条に定める連絡担当部局(以下「連絡担当部局」という。)を通じて、電話、ファクシミリ等により応援要請を行うとともに、後日、速やかに次の各号に定める事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 前条第1号、第2号及び第3号に掲げるものの品名、数量等
 - (3) 前条第4号に掲げるものの職種別人員
 - (4) 応援の場所及び応援場所への経路
 - (5) 応援の期間
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 被災市町村以外の市町村は、災害の実態に照らし特に緊急を要し、前号の要請を待ついとまがないと認めるときは、前号の要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。
この場合、前号の要請があったものとみなす。
- 3 他県又は他県の市町村の応援を受けようとする被災市町村は、県の連絡担当部局を通じて応援

要請するものとする。

4 県の連絡担当部局を通じて他県又は他県の市町村からの応援要請を受けた市町村は、速やかに応援の諾否を県の連絡担当部局に通報するものとする。

(応援経費の負担)

第3条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災市町村の負担とする。

2 応援を受けた被災市町村が、前項に規定する経費を支弁するいとまがない旨を要請した場合には、応援した市町村は一時繰替支弁するものとする。

(連絡担当部局)

第4条 県及び市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡し合うものとする。

(連絡協議会の設置)

第5条 県及び市町村は、この協定に基づいて応援が円滑におこなわれるよう、島根県災害時相互応援連絡協議会を設置し、定期的に研究・協議するものとする。

第6条 この協定は、市町村が別に締結した災害時の相互応援に関する協定を排除するものではない。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、県及び市町村が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書 60 通を作成し、各自が記名・押印して、各1通を所持する。

平成 8 年 2 月 1 日

島 根 県 知 事 澄 田 信 義

島 根 県 内 各 市 町 村 長

2. 風水害・地震・その他の災害応急対策業務に関する協定書

出雲市建設業協会会長 今岡余一良(以下「甲」という。))と出雲市長 西尾理弘(以下「乙」という。))は、風水害・地震・その他の災害(以下「災害等」という。))が発生する恐れがある場合及び災害が発生した場合の、災害応急対策業務の実施(以下「応急対策業務」という。))に関して次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時において乙の管理する道路、河川等の公共土木施設(以下「公共土木施設」という。))の機能確保及び回復のため、甲の協力を得て障害物の除去及び交通規制措置、応急工事等の応急対策業務を迅速かつ的確にできるよう、必要な基本的事項を定める。

(応急対策業務実施者)

第2条 甲は、応急対策業務を円滑に実施するため、乙と協議のうえ、甲に加入する建設業者(以下「建設業者」という。))の担当区間又は地域をあらかじめ定めるものとする。ただし、災害の状況その他の理由によりやむを得ない事情が発生したときは、担当区間又は地域を変更することができる。

2 甲は、毎年度、災害時に対応可能な建設資材等の数量を取りまとめ、「別記様式1」により乙に報告するものとする。

(出動の要請)

第3条 乙は、第1条の目的を達成するため、次に定める基準により応急対策業務を実施する必要があると認めた場合は、「別記様式2」により建設業者に出動を要請するものとする。

[要請基準]

ア 災害が発生又は予想され、市民の安全及び生活環境に深刻な影響を及ぼす恐れがあると認められる場合。

イ 地震により災害が発生した場合。

ウ その他乙が特に必要と認めた場合。(局地的豪雨、豪雪等)

2 建設業者は、災害により通信手段が途絶し乙との連絡が不可能なとき、又は突発的な災害が発生し緊急な対応が必要なときは、前項による乙の要請がない場合にあっても、前項に定める基準により判断し、出動するものとする。

(活動)

第4条 建設業者は、応急対策業務の必要があると認めたときは、その状況を乙に連絡し、乙の指示により必要な対策を講ずるものとする。

2 建設業者は、乙の指示がない場合であっても、緊急に応急対策の必要があると認められたときは、自主的に必要な対策を講ずるものとする。

(報告)

- 第5条 応急対策業務に出動した建設業者は、被害状況を速やかに乙に連絡するものとする。
- 2 建設業者は、応急対策業務を実施したときは、「別記様式3」により、活動状況を乙に報告するものとする。
- 3 乙は、前項による報告を受けたときは、その写しを甲に送付するものとする。

(経費の負担)

- 第6条 第4条の活動に要した経費は、乙が負担し、建設業者に支払うものとする。
- 2 経費は前条第2項の報告に基づき、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として積算した額とする。
- 3 経費の支払いは、出雲市契約規則によるものとする。

(補償)

- 第7条 この協定に基づいて従事した者(以下「従事者」という。)がその業務において、負傷もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、原則として、従事者の雇用者の責任において行うものとする。

(協定の効力及び更新)

- 第8条 この協定は、締結の日の属する年度の3月31日をもって終了するものとする。ただし、終了日前30日までに、甲又は乙がそれぞれ相手方に文書をもって、協定を延長しない旨の通知を行わない場合には、この協定は1年間更新されたものとみなす。また、更新された協定をさらに更新する場合も同様とする。

(防災会議・防災訓練への参加)

- 第9条 甲は、乙が開催する出雲市防災会議及び出雲市防災訓練に参加するものとする。

(協議)

- 第10条 この協定に定めのない事項、及びこの協定に関し疑義を生じた事項は、その都度甲、乙協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、協定書2通を作成し、甲乙両者が署名押印のうえ各自1通を保有する。

平成17年(2005)6月15日

甲 出雲市建設業協会
会長 今岡 余一良

乙 出雲市
出雲市長 西尾 理弘

3. 災害情報放送の実施に関する協定書

出雲ケーブルビジョン株式会社 代表取締役 今岡 余一 良(以下「甲」という。)と出雲市長 西尾 理 弘(以下「乙」という。)は、災害情報に関する放送の実施について、次のとおり協定を定める。

(趣旨)

第1条 この協定は、出雲市内において災害対策基本法(昭和36年法律第233号)第2条第1号に規定する災害その他市民生活に重大な影響をもたらす事象(以下「災害等」という。)が発生し、又は発生する恐れがある場合に、甲の放送設備を使用し、市民へ災害情報を提供することにより、災害等による被害の予防、迅速な避難等に役立てるものとする。

(災害情報放送の要請)

第2条 乙は、災害等が発生し、又は発生する恐れのある場合は、甲に対して災害情報に関する放送を要請するものとする。ただし、気象庁から出雲地区に大雨、洪水警報が発令されたときは、甲は乙の要請を待たずに、L字映像による放送を開始するものとする。

2 前項の放送を要請する際の基準は次のとおりとする。

- (1) 震度3以上の地震が発生し、災害による被害が予想されるとき。
- (2) その他市民の生命・身体及び財産を災害等から保護するため、緊急に災害情報を伝達する必要があると認められるとき。

(放送内容)

第3条 前条第1項のL字映像による放送のほか、必要に応じて災害・交通・避難措置等の放送を行うものとする。

2 L字映像による放送、その他必要に応じて行う放送の内容は別に定める。

(連絡責任者)

第4条 災害情報が円滑に放送されるよう、甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定め、相互に届けておくこととする。

(費用)

第5条 災害情報の放送に係わる費用は無償とする。

(協定の効力及び更新)

第6条 この協定は、締結の日の属する年度の3月31日をもって終了するものとする。ただし、終了前30日までに、甲又は乙が、それぞれ相手方に文書をもって、協定を延長しない旨の通知を行わな

い場合には、この協定は1年間更新されたものとみなす。また、更新された協定をさらに更新する場合も同様とする。

(防災会議・防災訓練への参加)

第9条 甲は、乙が開催する出雲市防災会議及び防災訓練に参加するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、及びこの協定に関し疑義を生じた事項は、その都度甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、協定書2通を作成し、甲乙双方が署名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成17年(2005)6月15日

甲 島根県出雲市渡橋町
出雲ケーブルビジョン株式会社
代表取締役 今岡 余一良

乙 出雲市
出雲市長 西尾 理弘

4. 災害時における出雲市と出雲市内郵便局の協力に関する協定書

島根県出雲市（以下「甲」という。）と出雲市内郵便局（以下「乙」という。）は、出雲市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、出雲市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 甲又は乙が所有し、又は使用管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての相互使用
- (2) 緊急車両等としての車両の提供
（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）
- (3) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
- (4) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (5) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (6) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
- (7) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実にを行うための必要な事項(注)
- (8) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- (9) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項
（注） 避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定について、疑義が生じたときは甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害対策本部への参加）

第5条 甲は乙に対して、甲の災害対策本部へ乙の派遣を要請することができる。

(災害情報連絡体制の整備)

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(防災会議・防災訓練への参加)

第7条 乙は、甲が開催する防災会議及び防災訓練に参加するものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 出雲市 総務部 防災安全課長

乙 日本郵便株式会社 出雲郵便局 総務部長

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成27年(2015)8月20日から平成28年(2016)3月31日までとする。ただし、有効期間最終日の30日前までに甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

平成27年(2015)8月20日

甲 出雲市今市町70番地

出雲市

代表 出雲市長

長岡 秀人

乙 出雲市駅南町3丁目15番1号

出雲市内郵便局

代表 日本郵便株式会社 出雲郵便局長

長瀬 欣也

5. 災害時における非常食料品の供給に関する協定書

(目的)

第1条 アルファー食品株式会社(以下「甲」という。)と出雲市(以下「乙」という。)とは、出雲市内における災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害その他市民生活に重大な影響をもたらす事象(以下「災害等」という。)に、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、非常食料品(以下「食料品」という。)の供給に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(要請)

第2条 乙は、災害等に対応するため、食料品を必要とするときは、甲に対して、文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 甲は、乙の要請に応じて、食料品を供給するものとする。

3 甲と乙は、連絡体制に支障が生じないように、常に点検、改善に努めるものとする。

(食料品の引渡し)

第3条 食料品の引渡場所は、乙の指定する場所とし、乙は、当該場所に職員を派遣し、食料品を確認のうえ、引き取るものとする。

(経費の負担)

第4条 この協定に基づき甲が供給した食料品の対価は、乙が負担する。ただし、甲は、食料品の種類、数量に応じて、乙へ可能な範囲での寄贈を検討するものとする。

2 食料品の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格を基準とし、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第5条 この協定の効力は、締結の日の属する年度の3月31日までとする。

2 有効期間満了日の1月前までに、甲又は乙から文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成21年(2009)12月1日

(甲) 出雲市大社町北荒木645番地
アルファー食品株式会社
代表取締役 森 山 信 雄

(乙) 出雲市今市町70番地
出雲市
出雲市長 長 岡 秀 人

6. 島根県防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、島根県県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合(以下「市町村等」という。)が、災害による被害を最小限に防止するために、島根県の所有する防災ヘリコプター(以下「防災ヘリ」という。)の応援を求めることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定区域は、前条の市町村の区域とする。

(災害の種類)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法(昭和22年法律第226号)第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、航空機の特性を十分に発揮することができ、かつ、その必要性が認められる災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等(以下「発災市町村等」という。)の長が、次のいずれかに該当し、防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、島根県知事(以下「知事」という。)に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響をあたえるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急搬送等防災ヘリによる活動がもっとも有効な場合

2 応援要請の手続きは、島根県環境生活部消防防災課防災航空管理所(以下「管理所」という。)の長に、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (6) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象条件を確認の上、応援するものとする。

2 前項の規定により応援要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町村等の長に報告するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員(以下「隊員」という。)の指揮は、発災市町村等の消防長(消防本部を置かない町村にあつては、当該町村長。)が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき隊員が消防活動(救急業務を含む。)に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対し、島根県下市町村及び消防にかかる一部事務組合の相互応援にかかる協定書(以下「消防相互応援協定」という。)及び、平田市、大社町及び消防にかかる一部事務組合の救急業務に関する相互応援協定書(以下「救急相互応援協定」という。)に基づく応援要請があつたものとみなす。

2 発災市町村が救急相互応援協定に加盟していない場合の救急業務については前項の規定は適用せず、県の業務としての救急活動とする。

(経費負担)

第8条 前条第1項に該当する活動に従事する場合における応援に要する経費は、消防相互応援協定及び救急相互応援協定の規定にかかわらず次の各号に定める所により負担するものとする。

(1) 応援のために生ずる超過勤務手当などの手当、燃料費等の運行経費及び事故により生じた経費は島根県の負担とする。ただし、特別の事情があるときは県と関係市町村が協議のうえ決定するものとする。

(2) 前各号の経費については島根県と関係市町村が、その都度協議のうえ決定する。

2 前項の規定は、災害応援時の費用負担について定めるものであり、防災航空隊の経常的な人件費等の負担については、別に定めるところによるものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、島根県及び市町村等の長が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は平成6年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書69通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、それぞれ各1通を所持する。

平成6年3月28日

島根県知事 澄田 信義

島根県内各市町村

消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合

7. 災害時における相互援助協定

(趣旨)

第1条 奈良県桜井市(以下「甲」という。)と島根県出雲市(以下「乙」という。)は、災害時における応急対策の万全を期するため、災害時における相互援助協定(以下「協定」という。)を定め、物資等の相互援助を行うものとする。

(要請)

第2条 甲又は乙が、災害の発生により援助の要請を必要と認めるときは、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって協定の相手方へ要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等をもって要請することができることとし、要請の文書は事後でも差し支えないものとする。

(1)災害の状況及び要請理由

(2)食糧、飲料水及び生活必需物資並びに必要とする資器材等の種類及び数量

(3)必要とする期間

(4)希望する場所

(5)その他必要事項

(業務の実施)

第3条 援助の要請を受けた団体は、協定に基づき要請業務を履行するものとする。

(維持管理)

第4条 援助のために使用した資器材等の維持管理については、援助を要請した団体(以下「要請団体」という。)が行うものとする。

(経費)

第5条 第3条の業務の実施及び前条の維持管理に要した費用は、要請団体が負担するものとする。

2 経費の負担等に関し必要な事項は、別紙「応援経費の負担等基準」に定める。

(連絡責任者)

第6条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡の徹底及び円滑を図るため、次のとおり連絡責任者を置く。

(1)桜井市市長公室企画課長

(2)出雲市総務部総務課長

(資料の交換)

第7条 この協定に基づいて援助活動が円滑に行われるよう、毎年1回以上地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成17年11月9日から平成18年3月31日までとする。

ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲乙いずれからも文書による協定の改正についての意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲及び乙が署名して、各自1通を保有するものとする。

平成17年11月9日

奈良県桜井市長 長谷川 明

島根県出雲市長 西尾 理 弘

8. メッセージボード搭載災害対応型自動販売機設置運用に関する協定書

出雲市(以下「甲」という。)とコカ・コーラウエストジャパン株式会社(以下「乙」という。)は、メッセージボード搭載災害対応型自動販売機(以下「自動販売機」という。)の設置及び運用に関して次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、自動販売機搭載のメッセージボードを利用した行政情報の発信及び風水害・地震・その他の災害(以下「災害等」という。)が発生した場合における自動販売機内商品の無料開放に係る相互協力支援等について定めるものとする。

(行政情報等の配信)

第2条 メッセージボードを利用して配信する情報は、甲の行政情報、時事通信社が配信する時事フレッシュニュースのほか、甲が必要と認めた情報とする。

(支援体制)

第3条 出雲市に災害等が発生し、上水道施設が破壊または寸断され、甲が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置したとき、甲はその旨を速やかに乙に連絡し、無料開放の支援を要請するものとする。

2 乙は前項の規定により甲から支援の要請を受けたときは、遅滞なく支援体制を整えるものとする。ただし、道路不通あるいは停電等により支障が生じた時は、甲と協議のうえ供給対策を講ずるものとする。

(無料開放)

第4条 乙は、前条の規定により、甲から無料開放の要請があったときは、速やかに自動販売機内の商品について無料開放の許可をするものとする。

2 無料開放は水道施設が復旧又は市民に対する飲料水の供給体制が確立され、市民生活に支障がないと甲が判断した時までとする。

3 無料開放の期間中、乙は自動販売機への商品の補給を1日1回行うものとする。

4 甲は、前項の補給に使用する乙の車輛をあらかじめ「緊急救援物資車輛」と認定し、協定締結後速やかに認定証を交付するものとする。

(設置及び撤去)

第5条 自動販売機の設置箇所については、甲乙協議のうえ決定するものとし、設置及び撤去に係る経費は乙の負担とする。

(設置条件)

第6条 甲の管理する施設に自動販売機を設置する場合は、出雲市行政財産使用料条例(平成17年出雲市条例第81号)第2条に規定する行政財産使用料を納付しなければならない。

2 メッセージボード使用に関する通信機器の構築に係る費用は甲の負担とし、行政情報配信、時事通信社ニュース配信等に関する通信料等は乙の負担とする。

3 無料開放期間以外の平常時における自動販売機内商品の売価は通常価格とし、甲の管理する施設に設置された商品販売に伴う手数料は免除するものとする。

(協定の効力及び更新)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、協定終了日 30 日前までに、甲又は乙がそれぞれ相手方に文書をもって協定延長を行わない旨の通知がない場合には、この協定は同一内容をもって更新されたものとみなす。また、更新された協定を更に更新する場合も同様とする。

(個人情報の取り扱い)

第8条 乙は、本契約の履行を通じて知りえる甲の全ての情報を秘密とし、国内の法規に従い、適切な取り扱いを行うものとする。秘密の保持は、本契約終了後も継続する。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義を生じた事項は、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

以上、この協定を証するため、協定書 2 通を作成し、甲乙両者が記名押印のうえ各自その 1 通を保有する。

平成20年(2008)12月8日

甲 出雲市今市町 109 番地 1
出雲市
出雲市長 西尾 理弘

乙 福岡市東区箱崎 7 丁目 9 番 66 号
コカ・コーラウエストジャパン株式会社
代表取締役社長 原田 忠継

9. 災害時における連絡体制及び協力体制に関する取り扱い

出雲市長(以下「甲」という。)と中国電力株式会社出雲営業所長(以下「乙」という。)は、災害時の円滑な連絡体制および協力体制の確立を図ることを目的として次のとおり確認する。

(連絡)

第1条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、適時、「災害時における出雲市と中国電力(株)出雲営業所との連絡体制図」に基づき、情報提供するものとする。

- (1) 停電発生時刻
- (2) 停電発生地域
- (3) 停電発生戸数
- (4) 停電復旧見込み
- (5) 停電原因
- (6) 停電復旧時刻

(協力)

第2条 甲は、停電に関し、次に掲げる乙からの協力要請内容に対して、適宜、協力するものとする。

- (1) 広報車による住民への周知
- (2) 防災無線、自治会等を活用した住民への周知
- (3) 公民館等への掲示物等の設置場所の提供
- (4) 避難所へ避難された住民への周知
- (5) 道路等の被災・復旧状況の情報提供

(連携)

第3条 甲は、次に掲げる乙からの要請事項に関して、連携をとり、対応するものとする。

- (1) 土砂崩れ、倒木等による道路復旧
- (2) 除雪対応状況の情報提供
- (3) 電力復旧に必要な箇所の優先的な除雪

(要員派遣)

第4条 広範囲かつ24時間以上継続する停電が発生した場合、甲から要請され乙が派遣すべきと判断した場合に、乙は甲へ要員派遣を行うものとする。

派遣要員の役割は、停電状況・復旧状況等の甲への情報提供および道路等の被災・復旧状況の甲からの情報収集とする。

(防災訓練)

第5条 甲および乙は、災害対策を円滑に推進するため、甲または乙の実施する防災訓練への参加の要請があれば可能な限り参加するものとする。

また、連絡・協力体制の運用に関して双方の認識を確認するため、甲と乙の関係部署による打合せの場を年1回(原則として毎年5月)開催する。

(取扱いの変更)

第6条 この取扱いに定める事項につき、変更すべき事由が生じたときは、甲および乙は、いずれからもその変更を申し出ることができる。この場合において、甲および乙は、誠意をもって協議するものとする。

(運用)

第7条 この取扱いの実施に必要な細目については、甲および乙が協議の上、別に定めるものとする。

(その他)

第8条 この取扱いに定めた事項について疑義を生じたとき、または定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

平成23年12月1日

甲 出雲市今市町70番地
出雲市
市長 長岡 秀人

乙 出雲市小山町225番地
中国電力株式会社 出雲営業所
所長 小寺 洋一

10. 災害時における宿泊施設の使用に関する協定

(通称:「災害キューナンホテル」)

出雲ホテル連絡協議会(以下「甲」という。)と出雲市(以下「乙」という。)は、甲の施設を災害時における一時的な避難所として使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害により住家が焼失・損壊し、生活の本拠を失った者又はそのおそれがある者に対し、一時的な避難措置として、甲の施設を使用することに関する基本的な事項を定める。

(施設使用の要請及び受託)

第2条 乙は、災害の発生時において、住家及び市長があらかじめ指定する避難所では対応が困難な者のために、次条に掲げる施設を一時的な避難所として使用することを甲に要請できるものとする。

2 甲は、前項の要請を可能な限り受諾するものとする。

(対象施設)

第3条 前条第1項の規定による施設は、次のとおりとする。

施設の名称	所在地
出雲ステーションホテル	出雲市今市町 1261 番地 23
出雲ロイヤルホテル	出雲市渡橋町 831 番地
ビジネスホテルながた	出雲市今市町 864 番地 5
ホテルエイト	出雲市今市町 882 番地 1
ホテル武志山荘	出雲市今市町 2041 番地
ホテルリッチガーデン	出雲市天神町 860 番地 10
ホテルサンヌーベ	出雲市西新町一丁目 2548 番地 1
ツインリーブスホテル出雲	出雲市駅北町 4 番地 1
ひらたメイプルホテル	出雲市平田町 2451 番地
出雲空港ホテル	斐川町荘原 2891 番地 3

(要請手続き)

第4条 乙は、甲の施設を一時的な避難所として使用しようとするときは、口頭、電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

(使用の期間)

第5条 甲の施設を一時的な避難所として使用する期間は、原則として、2泊3日とする。

ただし、乙の要請により甲が受諾した場合は、これを延長できるものとする。

(受入れ対象者)

第6条 甲の施設を一時的な避難所として使用できる者は、災害により、緊急に宿泊の援護を必要とし、乙の指定する避難所等において対応が困難であると乙が認めた者とする。

(費用の負担)

第7条 第5条に規定する宿泊においては、1泊につき2食を基本として甲が提供するものとし、その費用については、甲の負担とする。ただし、乙の要請により施設の使用期間を延長した場合の費

用負担については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(連絡責任者)

第8条 第2条に規定する要請及び受諾に関する事項の連絡を円滑に行うため、次のとおり連絡責任者を置く。

- (1) 出雲ホテル連絡協議会 会長
- (2) 出雲市 総務部 総務課 課長

(個人情報の取扱い)

第9条 甲は、本協定の履行を通じて知りえる全ての情報に関しては、適切な管理を行うものとする。

(協定の効力及び更新)

第10条 本協定は、締結の日の属する年度の3月31日をもって終了するものとする。ただし、終了前30日までに、甲又は乙が、それぞれ相手方に文書をもって、協定を延長しない旨の通知を行わない場合には、この協定は1年間更新されたものとみなす。また、更新された協定をさらに更新する場合も同様とする。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項及び本協定の運用に関して疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本協定を証するため、協定書2通を作成し、甲乙双方が署名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成18年(2006) 4月 19日

甲 出雲市今市町 1261 番地 23

出雲ホテル連絡協議会

会 長 田 邊 達 也

乙 出雲市今市町 109 番地 1

出雲市

出雲市長 西 尾 理 弘

11. 災害時における自動販売機無料開放に関する協定書

出雲市(以下「甲」という)と山陰ヤクルト販売株式会社(以下「乙」という)とは、緊急災害時における飲料提供につき、次の通り協定書を締結する。

(目的)

第1条 本協定書は、甲の施設(別紙記載)内において乙がオペレーション業務を実施する乙の災害時対応自動販売機(以下「自販機」という。)内に在庫として保管してある乙の飲料(以下単に「飲料」という。)を、緊急災害時に当該施設利用者(甲の従事者を含む。以下同じ。)及び周辺地域居住者に提供することについて定めることを目的とする。

2 本協定書における緊急災害とは、地震、台風、暴風、洪水およびその他の莫大な自然の異変等がライフラインに影響を及ぼし、施設利用者及び周辺居住者へ緊急に飲料提供が必要となる状況をいう。

(自販機の貸与・管理)

第2条 乙は、本協定書の目的に鑑み、自販機からの飲料取り出しにかかる鍵(以下「自販機鍵」という。)を甲に貸与するものとする。

2 甲は、自販機鍵を自己の責任において保管管理するものとする。

3 甲は、自販機鍵の管理責任者を別紙のとおり定め、当該管理責任者が異動する、もしくは変更となる場合には、その旨を事前に乙に通知するものとする。

4 甲は、自販機鍵の管理義務を怠り、乙に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(飲料提供)

第3条 甲は、緊急災害が生じた場合には、自己の判断で自販機鍵を使用して、自販機より飲料を取り出し、飲料を無償にて施設利用者及び周辺地域居住者に提供することができる。

2 甲は、本条の前項の規定により飲料提供を行った場合は、遅滞なくその旨を乙に連絡するものとする。

(有効期間)

第4条 本協定書の有効期間は、本協定書締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了までに甲乙双方から終了の申し出がない場合には、更に1年間延長するものとし、その後についても同様とする。

(協議)

第5条 本協定書に定めのない事項または本協定書各条項の解釈に疑義が生じた場合には、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本協定書締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保管する。

令和4年10月21日

甲

島根県出雲市今市町70番地
出雲市長 飯塚 俊之

乙

島根県出雲市斐川町莊原3946番地
山陰ヤクルト販売株式会社
代表取締役社長 山本 祥二

12. 災害情報放送の実施に関する協定書

ひらたCATV株式会社 代表取締役社長 飯塚 俊之(以下「甲」という。)と出雲市長 西尾 理 弘(以下「乙」という。)は、災害情報に関する放送の実施について、次のとおり協定を定める。

(趣旨)

第1条 この協定は、出雲市内において災害対策基本法(昭和36年法律第233号)第2条第1号に規定する災害その他市民生活に重大な影響をもたらす事象(以下「災害等」という。)が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲の放送設備を使用し、市民へ災害情報を提供することにより、災害等による被害の予防、迅速な避難等に役立てるものとする。

(災害情報放送の要請)

第2条 乙は、災害等が発生し、又は発生するおそれのある場合は、次の基準により甲に対して災害情報に関する放送を要請するものとする。

- (1) 気象庁から出雲地区に大雨警報、洪水警報、大雪警報、暴風雪警報、暴風警報が発令されたとき。
- (2) 震度3以上の地震が発生し、災害による被害が予想されるとき。
- (3) その他市民の生命・身体及び財産を災害等から保護するため、緊急に災害情報を伝達する必要があると認められるとき。

(放送内容)

第3条 前条第1項のL字映像による放送のほか、必要に応じて災害・交通・避難措置等の放送を行うものとする。

2 L字映像による放送、その他必要に応じて行う放送の内容は別に定める。

(連絡責任者)

第4条 災害情報が円滑に放送されるよう、甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定め、相互に届け出ておくこととする。

(費用)

第5条 災害情報の放送に係わる費用は無償とする。

(協定の効力及び更新)

第6条 この協定は、締結の日の属する年度の3月31日をもって終了するものとする。ただし、終了前30日までに、甲又は乙が、それぞれ相手方に文書をもって、協定を延長しない旨の通知を行わない場合には、この協定は1年間更新されたものとみなす。また、更新された協定をさらに更新する場合も同様とする。

(防災会議・防災訓練への参加)

第7条 甲は、乙が開催する出雲市防災会議及び防災訓練に参加するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項、及びこの協定に関し疑義を生じた事項は、その都度甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、協定書2通を作成し、甲乙双方が署名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成18年(2006) 7月14日

甲 島根県出雲市平田町 2110-1
ひらたCATV株式会社
代表取締役社長 飯塚 俊之

乙 出雲市今市町 109-1
出雲市
出雲市長 西尾 理弘

13. 災害等発生時における電気設備等の復旧に関する協定書

出雲市長(以下「甲」という。)と島根県電気工事工業組合出雲支部長(以下「乙」という。)は、風水害、地震、その他の災害(以下「災害等」という。)が発生した場合の、電気設備等の復旧業務に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、出雲市内において、災害等が発生した場合に、甲が乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続きを定め、乙が電気設備等の災害復旧業務を円滑に実施するために必要な事項を定める。

(支援協力の種類)

第2条 この協定により、甲が乙に支援協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること。
- (2) 市内における電気に係る事故防止に関すること。
- (3) 活動中における二次災害等を発見した場合の関係機関等への通報等に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める緊急応急作業に関すること。

2 甲は、前項に定めのない場合については、乙と協議のうえ支援協力を要請することができる。

(支援協力要請の手続き)

第3条 甲は、前条の規定の支援協力を受けようとする場合には、次の事項を記載した支援要請書(様式第1号)を作成し、乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援協力を要請し、事後速やかに支援要請書を交付するものとする。

- (1) 支援協力の種類
- (2) 支援協力の具体的な内容、施設名、場所等
- (3) 支援協力を希望する期間

(支援協力の実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から支援協力の要請を受けたときは、直ちに支援協力を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を速やかに電話等により連絡するものとする。

(復旧作業後の引渡し)

第5条 乙は、甲の要請による電気設備等が復旧した場合には、直ちに甲に災害復旧業務完了報告書(様式第2号。以下「完了報告書」という。)により報告し、相互に作業内容を確認し、甲に引渡すものとする。ただし、緊急を要するときは、電話により報告し、速やかに完了報告書を提出する。

(復旧実施マニュアルの提示)

第6条 乙は、甲の支援協力の要請に対応するために、災害復旧等のための実施マニュアルを作成し、甲に提示するものとする。

(経費の負担)

第7条 乙の甲からの支援協力要請に要した経費は、災害発生時における甲の属する地域内の通常の実費用を基準として、甲・乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。

(補償)

第8条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(協定の有効期限)

第9条 この協定の有効期限は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までとする。ただし、有効期限満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するために、本協定書を2通作成し、甲乙両者署名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成21年(2009)1月19日

甲 出雲市今市町109番地1

出雲市

出雲市長 西尾理弘

乙 出雲市天神町77番地

島根県電気工事工業組合出雲支部

支部長 矢田信一

14. 災害時における物資の調達に関する協定書

出雲市長(以下「甲」という。)と株式会社ポプラ(以下「乙」という。)とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害が出雲市内に発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害発生時等」という。)における応急生活物資(以下「物資」という。)の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、出雲市内において、災害発生時等に、甲が行うり災者及び災害対策業務従事者等(以下「り災者等」という。)に対する物資の供給に対する乙の協力について、必要な事項を定める。

(物資の範囲)

第2条 この協定に係る物資とは、原則として食料品、日用品及び生活雑貨とし、別表に定めるもののうち、甲から乙に対する要請時点で、乙が調達及び製造可能な物資とする。

(協力要請)

第3条 甲は、災害発生時等には、乙に対し、物資の供給を要請することができるものとする。

2 前項に係る要請は、甲から乙に対し「物資供給要請書」(様式第1号)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに所定の文書を提出するものとする。

(要請に伴う措置)

第4条 乙は、前条の協力要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況について、「物資調達可能数量・措置の状況報告書」(様式第2号)により甲へ提出するものとする。

(物資の運搬・引渡し)

第5条 り災者等への物資の運搬は、原則として乙(予め乙が指定する業者等を含む。)が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 乙は、物資の引渡しを甲が指定する場所で、甲の指定する者に対して行うものとする。

(経費の負担)

第6条 乙が供給した物資の対価は、甲が負担する。

2 乙が供給した物資の価格は、災害発生時等の直前の乙の店舗での販売価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

3 乙が行った物資の運搬に係る費用は、乙による通常の商品配送業務と同様とみなし、原則として乙が負担するものとする。ただし、運搬が広域にわたる等、運搬に係る費用が乙の通常の商品配送業務から著しく逸脱していると認められる場合にあっては、甲乙協議のうえ、負担額を決定する。

(経費の支払い)

第7条 前条の経費は、乙からの請求後1ヶ月以内に、甲が乙の指定する口座へ振込みにより支払うものとする。

(体制の整備)

第8条 甲及び乙は、物資供給に支障が生じないよう、本協定締結後速やかに、連絡体制、連絡方法等を記載した「連絡責任者届」(様式第3号)により、相手方へ報告するものとし、変更があった場合にも直ちに相手方へ報告するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(特殊事情の扱い)

第10条 乙は、自己の加盟店又は運送業等の関係者に最大限の努力をもって本協定を履行するよ

う求めるものとする。ただし、フランチャイズ契約等の制限から、強制することが困難な事情がある場合には、この限りでない。

(協定の有効期限)

第11条 この協定の有効期限は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までとする。ただし、有効期限満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するために、本協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成21年(2009)1月13日

甲 出雲市今市町109番地1
出雲市
出雲市長 西尾理弘

乙 広島市安佐北区安佐町大字久地665-1
株式会社ポプラ
代表取締役社長 目黒真司

15. 災害時等における防災活動協力に関する協定書

出雲市(以下「甲」という。)とイオンリテール株式会社中四国カンパニー(以下「乙」という。)とは、出雲市内において、地震、風水害及びその他大規模な災害が発生し、又は発生する恐れのある場合(以下「災害時等」という。)において、避難場所の提供及び物資の供給等に関し、また、甲と乙が締結した「災害時における応急生活物資供給等の支援に関する協定書」(平成21年1月13日締結)を発展的に見直し次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時等において、避難場所の提供及び物資等を供給することによって、住民の生命・身体の安全確保及び住民生活の早期安定に寄与することを目的とする。

(協力の内容)

第2条 甲は、乙に対し、次の事項について、協力を要請することができる。乙は、甲の要請に基づき協力して対応する。

- (1) 災害時等において物資等が必要な場合に、乙が保有又は調達可能な物資を供給すること。
- (2) 乙の所有または管理する下記施設を一時指定避難場所として地域住民等に提供すること。

所在地 出雲市渡橋町1066

名称 イオンモール出雲

避難場所 駐車場

- (3) 乙の店舗において、避難者に対し、水道水(井戸水)、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
- (4) 乙の店舗において、避難者に対し、テレビ・ラジオ等で知り得た災害概況の情報を可能な範囲で提供すること。
- (5) 乙の店舗において、避難者に対し、甲と協議のうえ、食糧・生活物資等を可能な範囲で提供すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない事項については、相互に協力を要請することができる。

(支援の要請手続き)

第3条 前条の規定による甲の要請(以下要請という。)は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(使用者責任)

第4条 乙は、避難場所に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任は一切負わな

いものとする。

- 2 甲又は避難住民が避難場所の施設を故意若しくは過失により破損させた場合は、甲はその原状を回復する。
- 3 前項の負担額について、疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、負担額を決定するものとする。

(連絡責任)

第5条 この協定に関する連絡責任者は、以下のとおりとする。

甲:出雲市 防災安全課 課長

乙:イオンスタイル出雲 人事総務課長・イオンモール出雲 オペレーションマネージャー

- 2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法について協議して定めておくものとする。

(費用の負担)

第6条 第2条第1項第1号に基づき乙が供給した物資の価格及び物資の運搬に要する費用は、甲が負担するものとする。

- 2 第2条第1項第5号及び第2条第2項に規定する防災協力の実施に要した費用の負担については、甲及び乙が協議して決定するものとする。
- 3 物資の価格は、災害発生時直前における適正価格とし、その代金は適法な支払請求書を受理してから30日以内に甲が乙に支払う。

(物資の引き渡し)

第7条 物資の運搬は甲の指定する場所に、乙において運搬するものとし、甲は職員を派遣調達物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。

- 2 甲は、物資を確認後、速やかに出荷確認書を乙に提出するものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の効力は、締結の日の属する年度の3月31日までとする。ただし、有効期間の満了日の30日前までに、甲又は乙から文書をもって協定の解除及び変更の申出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、それ以降もまた、同様とする。

(協議)

第9条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和元年(2019)11月29日

甲 島根県出雲市今市町70番地
出雲市
出雲市長 長岡 秀人

乙 広島県広島市南区段原南1丁目3-52
イオンリテール株式会社 中四国カンパニー
支社長 浜口 好博

16. 災害時における石油類燃料の供給に関する協定書

島根県石油協同組合出雲支部(以下「甲」という。)と出雲市長(以下「乙」という。)は、出雲市内において風水害、地震、その他の災害が発生したとき(以下「災害時」という。)、乙が必要とする石油類燃料を甲が優先的かつ安定的な供給を行うために、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙に対して行う石油類燃料の供給に関し、その手続きを定め、乙が救援活動及び災害復旧業務を円滑に実施するために必要な事項を定める。

(協力要請)

第2条 乙は、災害時において、緊急車両、避難所等で石油類燃料を必要とする場合、甲に対して、優先的な供給やその運搬について協力を要請することができる。

(協力義務)

第3条 甲は、前条の規定により乙から要請を受けたときは、積極的に協力をするものとする。

(石油類燃料の供給及び運搬の手続き)

第4条 乙は、甲に石油類燃料の供給及び運搬を要請する場合には、要請書(様式第1号)を作成し、甲に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに要請書を交付するものとする。

2 石油類燃料の運搬は、甲が行うものとする。

(引渡し)

第5条 石油類燃料の引渡場所は、乙が指定する。

2 乙は、当該引渡場所に職員を派遣し、納品を確認のうえ、引き取るものとする。

(報告)

第6条 甲は、乙の要請により協力した場合は、速やかに乙に対し、実施報告書(様式第2号。以下「報告書」という。)により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後、報告書を提出するものとする。

(経費の負担)

第7条 甲がこの協定に基づき、乙からの石油類燃料の供給及び運搬要請に要した経費は、乙が負担するものとする。

(経費の請求)

第8条 前条に規定する経費は、災害発生時における出雲市内の通常の実費用を基準として、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

(補償)

第9条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(協定の有効期限)

第10条 この協定の有効期限は、平成22年6月1日から平成23年3月31日までとする。ただし、有効期限満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するために、本協定書を2通作成し、甲乙両者署名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成22年(2010)6月1日

甲 出雲市小山町571番地1
島根県石油協同組合出雲支部
支部長 森山康郎

乙 出雲市今市町70番地
出雲市
出雲市長 長岡秀人

17. 災害等発生時における調査業務等の応援に関する協定書

出雲市測量設計業協会「出雲会」会長(以下「甲」という。)と出雲市長(以下「乙」という。)は、出雲市内において風水害、地震、その他の災害(以下「災害等」という。)が発生した場合の調査業務等の応援(以下「応援業務」という。)に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、出雲市内において災害等が発生した場合に、被災した施設等の迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図るために、甲が乙に対して行う応援業務を円滑に実施するために必要な事項を定める。

(応援業務の種類)

第2条 この協定により、乙が甲に応援業務を要請する種類は、次のとおりとする。

- (1) 被災状況の目視による点検
- (2) 被災状況の調査及び写真撮影
- (3) 被災状況の概略図の作成
- (4) 甲の有する資格等に基づく技術的助言
- (5) その他乙が必要と認める緊急的な応援業務

(応援業務の手続き)

第3条 乙は、前条に規定する応援業務を依頼する場合には、次の事項を記載した応援要請書(様式第1号)を作成し、甲に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援業務を要請し、事後速やかに応援要請書を交付するものとする。

- (1) 応援業務の種類
- (2) 応援業務の具体的な内容、場所・施設等
- (3) 応援業務を希望する期間

(応援業務の実施)

第4条 甲は、前条の規定により乙から応援業務の要請を受けたときは、直ちに実施するものとする。

ただし、特別な事情により応援業務が実施できない場合には、その旨を速やかに電話等により連絡するものとする。

2 甲が応援業務を実施している場合にあつて、覚知した災害等による被災情報については、積極的に乙へ提供するものとする。

(報告)

第5条 甲は、乙の要請により応援業務を実施した場合は、速やかに乙に対し、実施報告書(様式第2号。以下「報告書」という。)により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後、報告書を提出するものとする。

(経費の負担)

第6条 甲がこの協定に基づき、乙からの応援業務に要した経費は、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

(補償)

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(協定の有効期限)

第8条 この協定の有効期限は、平成22年7月15日から平成23年3月31日までとする。ただし、有効期限満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するために、本協定書を2通作成し、甲乙両者署名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成22年(2010)7月15日

甲 出雲市浜町513番地2
出雲市測量設計業協会(出雲会)
会 長 高 橋 英 一

乙 出雲市今市町70番地
出雲市
出雲市長 長 岡 秀 人

18. 災害時等における非常無線通信の協力に関する協定書

出雲アマチュア無線クラブ(以下「甲」という。)と出雲市長(以下「乙」という。)は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害が発生し、又は、発生のおそれがある場合(以下「災害時等」という。)における情報の収集及び伝達(以下「非常無線通信」という。)について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、出雲市内での災害時等において、乙の要請に基づき甲が協力して実施する非常無線通信の手続等を定める。

(非常無線通信の性格)

第2条 非常無線通信は、電波法(昭和25年法律第131号)第52条第4号に規定する範囲内において、ボランティア精神に基づき行われるものとする。

(協力要請等)

第3条 乙は、災害時等の非常無線通信の必要があると認めるときは、甲に協力を要請することができる。

2 前項の規定による協力要請を受けた甲は、非常無線通信について実施するものとする。

3 甲は、乙から協力要請がなくても、必要と思われる災害情報等については乙へ提供するものとする。

(協力要請に係る手続き)

第4条 前条第1項の規定による協力要請に係る手続きは、出雲市総務部危機管理監(以下「危機管理監」という。)が行うものとする。

2 前項の協力要請の手続きを円滑に行うため、連絡責任者又は連絡者等を定めるとともに、災害が発生した場合は、連絡調整員を速やかに定めるものとする。

(非常無線通信の内容)

第5条 甲は、次に掲げる事項を乙に連絡するものとする。

- (1) 被害発生 の場所及びその状況
- (2) 住民の避難状況及び安否状況
- (3) 被害者の発生状況及び救護の状況
- (4) 道路情報及び交通機関の運行状況
- (5) ライフラインの被害状況及び応急対策の状況
- (6) その他必要と認められる事項

(経費の負担)

第6条 非常無線通信にかかる経費は、無償とする。

(災害補償)

第7条 第3条第2項の規定により非常無線通信に従事した者が、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、出雲市消防団員等公務災害補償条例(平成17年出雲市条例第306号)の例により、乙が補償する。

(協定の有効期限)

第8条 この協定の有効期限は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。ただし、有効期限満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するために、本協定書を2通作成し、甲乙両者署名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成23年(2011)3月24日

甲 出雲市今市町1602番地
出雲アマチュア無線クラブ
会 長 直 良 潔

乙 出雲市今市町70番地
出雲市
出雲市長 長 岡 秀 人

19. 災害時の相互応援に関する協定

豊中市及び斐川町(以下「協定市町」という。)は、空港で結ぶ友好都市提携に関する協定書並びに災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第8条第2項第12号の規定に基づき、災害時の相互援助活動に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、豊中市または斐川町の区域において法第2条第1号に規定する災害(以下「災害」という。)が発生した場合における相互の援助活動について必要な事項を定めることにより、災害応急対策及び復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその提供に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続き)

第3条 応援を要請しようとする市町(以下「応援要請市町」という。)は、次の事項を明らかにし、第6条に定める連絡担当部局を通じて、電話または電子メール等をにより応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の内容
- (3) 応援の期間
- (4) 応援の場所
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された市町(以下「応援市町」という。)は、極力これに応じ、応援活動に努めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、協定市町の区域内において、地震等の大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、応援要請を待たず自主的に応援出動することができるものとする。この場合には、前条の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援要請市町の負担とする。ただし、別に協議するところにより、応援要請市町または応援市町の負担額を決めることができる。

(連絡担当部局)

第6条 協定市町は、あらかじめ相互応援協定のための連絡担当部局をそれぞれ定め、災害が発生したときは、相互に速やかに情報を交換するものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項、または疑義が生じた事項については、協定市町が協議して定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、平成23年(2011年)6月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、締結市町記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年(2011)6月1日

豊中市長 浅利 敬一郎

斐川町長 勝部 勝明

20. 災害時における情報交換に関する協定書

国土交通省中国地方整備局長(以下「甲」という。)と出雲市長(以下「乙」という。)は、出雲市の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害発生時等」という。)の情報交換について、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙が連携を図り、出雲市民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

(協力体制)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

(現地情報連絡員の派遣)

第3条 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めるときは、出雲市災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

(平常時の連携)

第4条 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年6月28日

甲 国土交通省 中国地方整備局長 福田 功

乙 出雲市 出雲市長 長岡 秀人

21. 災害時における相互応援協定書

岡山県津山市、長崎県諫早市及び島根県出雲市は、いずれかの市域において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害(以下「災害」という。)が発生した場合、被災した市(以下「被災市」という。)の要請により、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、災害時の相互応援について、次のとおり協定を締結する。

(応援の内容)

第1条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、船舶等の提供
- (4) 救援、医療、防疫、その他応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアのあっせん
- (6) 被災した児童、生徒の一時受入れ
- (7) 被災者に対する住宅のあっせん
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援の要請等)

第2条 応援を要請する被災市は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を必要とする物資等の種類及び数量
- (3) 応援を必要とする職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

2 災害による通信途絶等により被災市から前項の要請がない場合、被災市以外の市は、自主的に情報収集を行い、被害甚大と判断される場合は、前条に規定する必要な応援を行うことができるものとする。この場合において、当該応援は、応援要請を受けて行ったものとみなす。

(応援の実施)

第3条 応援を要請された市は、誠意をもってこれを実施する。

(指揮)

第4条 応援の業務に従事する職員は、応援要請を行った被災市の市長の指揮の下に行動するものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費の負担については、双方で協議し決定するものとする。

(情報交換)

第6条 関係市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じて協議を行い、地域防災計画その他必要な情報を交換するものとする。

(その他)

第7条 この協定の履行に関し必要な事項及び定めのない事項は、関係市が協議し定めるものとし、協定成立の証として本書を3通作成し、各市長署名のうえ、各々1通を保有するものとする。

平成23年(2011)7月29日

津山市長 宮 地 昭 範

諫早市長 宮 本 明 雄

出雲市長 長 岡 秀 人

22. 緊急時における緊急情報放送に関する協定書

出雲市(以下「甲」という。)と株式会社エフエムいずも(以下「乙」という。)は、緊急時における緊急情報放送に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、出雲市に自然災害、原子力災害、武力攻撃事態又は緊急対処事態、大規模事故その他の事象により、市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある場合(以下「災害時等」という。)において、乙の所有する放送機材を使用し、市民に迅速に災害情報及び防災情報を周知することにより被害の軽減を図り、もって市民の安全確保に寄与することを目的とする。

(連絡体制)

第2条 甲及び乙は、協定の円滑な実施のため、あらかじめ連絡体制を定めることとする。

2 甲及び乙は、連絡体制に変更のあった場合は、その都度相互に通知する。

(緊急情報放送の要請)

第3条 甲は、市民への災害情報及び防災情報の伝達のために必要があると判断したときは、乙に連絡した後、次に掲げる事項を明らかにし、ファクシミリまたは電子メールにて緊急情報放送を行うことを乙に要請するものとする。

- (1) 緊急情報放送を要請する理由
- (2) 緊急情報放送の内容
- (3) 前2号に掲げるものの他、必要な事項

(放送の実施)

第4条 乙は、前条の規定による要請があったときは、放送の形式とその内容及び時刻等を決定し、緊急情報放送を行うものとする。

2 甲は、災害時等において、緊急に市民への防災情報の伝達が必要と判断したときに限り、自ら緊急情報放送を行うことができる。

3 甲は、前項の規定による緊急情報放送を行うときは、乙に対し事前連絡を行うこととする。ただし、夜間等やむをえない場合は、その後速やかに連絡を行うこととする。

4 第2項の規定による緊急情報放送は、電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第70条の7第1項の規定に基づくものとする。

(社員の派遣)

第5条 災害等の規模により緊急情報放送の必要性が増大した場合、甲乙双方協議のうえ、乙の社員を甲に派遣し、緊急情報放送を行うこととする。

(緊急情報放送体制の解除)

第6条 甲又は乙が、第4条第1項の規定に基づく緊急情報放送の実施体制を解除しても差し支えないと判断した場合は、双方合意のうえで解除する。

(放送に係る責任及び費用負担)

第7条 緊急情報放送にかかる責任は、電波法に基づくコミュニティエフエム放送事業者として乙が負う。

2 緊急情報放送に関する費用負担は、次のとおりとする。

(1) 緊急情報放送の実施のために生じた費用は、原則乙の負担とする。

(2) 緊急情報放送の実施のため、予定していた番組またはコマーシャルが放送できなかったことにより損害が生じた場合、甲はその責任を負わないものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めない事項が生じた場合は、甲乙双方が誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

(協定の期間及び継続)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を所有するものとする。

令和4(2022)年4月1日

甲 出雲市今市町70番地
出雲市
出雲市長 飯塚 俊之

乙 出雲市里方町545番地
株式会社 エフエムいずも
代表取締役 菊池 栄美子

23. 緊急事態における隊友会の協力に関する協定

出雲市(以下「甲」という。)と公益社団法人隊友会島根県隊友会(以下「乙」という。)は、緊急事態における協力(以下「協力」という。)に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、出雲市内において武力攻撃事態等又は緊急対処事態、自然災害、原子力災害、大規模事故その他の市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれが発生した場合において、甲が乙に対して協力を要請する際に必要な事項を定めることを目的とする。

(協力内容)

第2条 協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)の規定に基づく国民保護のための措置の実施に必要な援助。
- (2) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の規定に基づく防災に関する業務の実施に必要な援助。
- (3) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)の規定に基づく防災等の業務に関する必要な援助。
- (4) その他必要と認められる援助。

(協力の要請等)

第3条 甲は、必要があると認めるときは、前条各号に定める協力を乙に要請することができるものとする。

- 2 協力要請は文書によるものとし、事態が緊迫して、文書によることができない場合には口頭又は電話等によることができる。この場合事後、速やかに文書を送付するものとする。
- 3 甲は、協力の必要がなくなったときは、速やかに文書により乙に通知するものとする。

(安全の確保)

第4条 甲は、その要請を受けて協力する乙の会員に対し、協力の内容に応じ安全の確保に十分配慮しなければならない。

(協力のための準備)

第5条 乙は、初動の迅速を図るため、平素から連絡体制を整備しておくものとする。

- 2 乙は、甲の求めに応じ、現在の協力可能人員を通知するものとする。

(経費の負担)

第6条 乙が協力を行うために要した経費については、原則として、乙が負担するものとする。

(損害補償)

第7条 甲は、その要請により協力をした乙の会員が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合であって、国民保護法、災害対策基本法その他関係する法律(以下「関係法令」という。)で定める損害補償等の要件に該当するときは、関係法令の規定に基づき、その損害を補償するものとする。

(訓練等)

第8条 乙は、この協定に基づく協力を円滑に実施するため、甲が実施する訓練等に積極的に参加するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項又はこの協定に関して疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(協定の期間及び継続)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年12月28日

甲 出雲市
出雲市長 長岡 秀人

乙 公益社団法人隊友会
島根県隊友会会長 桑原 寿之

24. 災害時における消防水等の供給支援に関する協定書

出雲市(以下「甲」という。)と出雲地区生コンクリート協同組合(以下「乙」という。)は、災害時等の支援に関し、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、出雲市内及びその周辺で大規模な火災が発生した場合、事故等その他市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれが発生した場合において、甲が乙に対して協力を要請する際に必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害が発生し、緊急に応急の措置をとる必要が生じたときは、乙に対し、消火等のための水の供給、生活水の確保、その他必要な業務の協力を要請(以下「要請業務」という。)することができる。

2 乙は、要請業務があったときは、特別な事由がある場合を除き、直ちに甲の指示による応急措置を行うものとする。

(業務報告)

第3条 乙は、要請業務を開始したときは、甲に対して業務を開始した日時、場所、業務内容等を報告するものとする。

2 乙は、要請業務を完了したときは、別紙様式1により甲に対して報告するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条の規定による応援に要した経費については、実費を勘案し甲乙協議の上、負担額を決定するものとする。

(補償)

第5条 甲は、その要請により協力をした乙の組合員が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合であって、国民保護法、災害対策基本法その他関係する法(以下「関係法令」という。)で定める損害補償等の要件に該当するときは、関係法令の規定に基づき、その損害を補償するものとする。

(訓練)

第6条 乙は、この協定に基づく協力を円滑に実施するため、甲が実施する訓練等に積極的に参加するものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては出雲市総務部防災安全課長、乙においては出雲地区生コンクリート協同組合事務局長とする。

(協定の期間及び継続)

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文章をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年7月2日

甲 出雲市今市町70番地
出雲市
市長 長岡 秀人

乙 出雲市塩冶原町1丁目3番24号
出雲地区生コンクリート協同組合
理事長 福間 利行

25. 防災対策協力に関わる協定書

松江地方気象台長(以下「甲」という。)と出雲市長(以下「乙」という。)は、出雲市管内において災害が発生するおそれがある場合及び発生した場合(以下「災害発生時等」という。)の防災対策に関連した事項について、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定の目的は、甲及び乙が連携を図り、乙が出雲市民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを、甲が支援することとする。

(情報交換の実施)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等に緊密な情報交換を行うものとする。

(平常時の連携)

第3条 甲及び乙は、連絡体制の整備、研修、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

(その他)

第4条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年8月24日

甲 気象庁 松江地方気象台長
三角 幸夫

乙 出雲市 出雲市長
長岡 秀人

26. 山陰都市連携協議会危機事象発生時における相互応援に関する協定

(目的)

第1条 山陰都市連携協議会を構成する市(以下「構成市」という。)は、構成市の区域内において、地震、風水害のほか市民の生命、身体及び財産に重大な被害をもたらすおそれのある危機事象が発生したとき(以下「危機事象発生時」という。)の相互の応援を円滑かつ迅速に行うため、次のとおり協定を締結する。

(応援の内容)

第2条 応援の基本的な内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害応急対策及び災害復旧対策に必要な職員の派遣
- (2) 備蓄物資及び救援物資並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (3) 重要な市役所業務の継続に必要な支援
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(平常時における協力体制)

第3条 構成市は、危機事象発生時において適切な情報の提供を行うことができる体制の構築等、応援が行われる際の活動環境の整備を促進するものとする。

2 構成市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、職員の相互交流及び共同研究等に努めるとともに、相互の防災訓練への参加、助言、評価等を行うものとする。

(危機事象発生時における応援体制)

第4条 応援を実施する市(以下「応援市」という。)は、危機事象が発生した市(以下「危機事象発生市」という。)の災害応急対策及び災害復旧対策が効果的に実施できるよう支援するものとする。

- 2 応援市は、危機事象発生市の要請に応じて、第2条各号に掲げる応援を行うものとする。ただし、震度6弱以上の地震が観測された場合又は構成市間の通信途絶等の緊急事態が生じた場合には、危機事象発生市の要請がなくても、応援市の判断により応援を行うものとする。
- 3 応援市は、第2条第3号に掲げる応援を行う際は、危機事象発生市と十分に協議を行うものとする。

(危機事象発生時における受入体制)

第5条 危機事象発生市は、応援市の支援活動が円滑に実施できるよう情報の提供、活動拠点の確保、搬送等受入体制の整備に努めるものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として危機事象発生市の負担とする。ただし、構成市の協議により別に定めることができる。

(事務局)

第7条 本協定に係る事務局を山陰都市連携協議会開催市に置く。

(連絡担当部局)

第8条 構成市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、危機事象発生時は、速やかに情報を相互に連絡し合うものとする。

(資料の交換)

第9条 構成市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、構成市が締結する危機事象発生時の応援に係る他の協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、構成市が協議して定めるものとする。

この協定の締結にあたっては、山陰都市連携協議会開催市への同意書の提出をもって、協定が成立したものとみなす。

平成24年 10月 2日

鳥 取 県 鳥 取 市

鳥 取 県 米 子 市

鳥 取 県 倉 吉 市

鳥 取 県 境 港 市

島 根 県 松 江 市

島 根 県 浜 田 市

島 根 県 出 雲 市

島 根 県 益 田 市

島 根 県 大 田 市

島 根 県 安 来 市

島 根 県 江 津 市

島 根 県 雲 南 市

27. 大規模災害時における相互応援に関する協定書

福島県伊達市及び島根県出雲市(以下「協定市」という。)は、大規模災害時における相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、協定市のいずれかの市域において、気象災害、地震災害、原子力災害その他の大規模な災害(以下「大規模災害」という。)が発生した場合に、大規模災害を受けた協定市(以下「被災市」という。)の応急対策並びに復旧及び復興対策が円滑に遂行されるよう相互に応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類及び内容)

第2条 応援の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 被災者の一時的な受入れ
- (2) 食糧、飲料水など応急対策及び復旧に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 災害応急措置及び応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のある事項

2 第1項第1号の被災者の一時的な受け入れについては、別途協議するものとする。

(応援の要請)

第3条 応援の要請をしようとする被災市は、次に掲げる事項を明らかにし、利用可能な通信手段を用いて協定市に応援を要請するものとする。この場合において、被災市は、前段において要請した内容を記載した文書を、後日、速やかに協定市に送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の場所及び当該場所への経路
- (3) 必要とする物資等の品目及び数量
- (4) 必要とする職員の職種、人数及び派遣期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された市は、誠意を持ってこれに応じ、応援活動に努めるものとする。

2 大規模災害による通信の途絶等により被災市との連絡が出来ない場合は、当該被災市ではない協定市は、前条に規定する要請を待たずに自主的に応援活動を行うことが出来るものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援する市の負担とする。

(情報交換)

第6条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、協議を行い地域防災計画その他必要な情報を交換するものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、協定市が協議して定める。

(適用)

第8条 この協定は、平成24年11月13日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、両市長が署名押印のうえ、各々その1通を保有する。

平24年11月13日

島根県 出雲市長 長 岡 秀 人

福島県 伊達市長 仁志田 昇司

28. 特設公衆電話の設置・利用に関する協定書

出雲市(以下「甲」という。)と西日本電信電話株式会社島根支店(以下「乙」という。)は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話(以下「特設公衆電話」という。)の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

(用語の定義)

第2条 本協定に規定する「災害の発生」とは、強度の地震等の発生により都道府県が災害救助法を

適用する地域において、広域停電が発生していること、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本協定に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

(通信機器の管理)

第3条 甲は、本協定にもとづき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

(屋内設備の管理及び破損)

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備(電話機、端子盤、配管、引込柱等)を設置し乙が設置する屋内配線(モジュージャックを含む。以下同じ。)とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 屋内配線や保安器、引込線等の乙が設置する設備が甲の故意または重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、原則、甲が負担するものとする。

(特設公衆電話の設置)

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1「情報管理責任者(変更)通知書」に定める様式をもって相互に通知することとする。また、情報管理責任者に変更が生じた場合は、速やかに別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

(特設公衆電話の移転、廃止等)

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲乙協議のうえ第2条及び第5条により設置するものとする。

(定期試験の実施)

第7条 甲および乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2「特設公衆電話定期試験仕様書」に定める接続試験を実施することとする。

(故障発見時の扱い)

第8条 甲および乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(特設公衆電話の開設)

第9条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに

に設置し、被災者もしくは帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲と乙の連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとする。

(特設公衆電話の利用)

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第11条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合には、甲はすみやかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所及び日時の連絡を行うこととする。

(覚書の締結)

第12条 第2条の2項及び第5条でいう特設公衆電話の設置場所・回線数については、別途覚書により取り交わすこととする。なお、設置場所・回線数を変更する場合は、同様に覚書により取り交わすこととする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話設備の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(協定の解除)

第14条 甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、相手方はなんらの通知又は催告を要せず即時に本協定の全部又は一部を解除できる。

(1) 正当な理由によらないで本協定の全部若しくは一部を履行しないとき。

(2) 相手方の責に帰すべき理由により協定を履行する見込みがないと認められるとき。

(3) 前各号のほか相手方が協定に違反し、その違反によって協定の目的を達成することができな

いと認められるとき。

(本協定書の有効期間)

第15条 本協定書の有効期間は、平成28年6月1日から平成31年5月末日までの3年間とする。

ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに、甲又は乙から申し出がない時は、この協定は有効期間満了の翌日から起算して3年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

(協議事項)

第16条 本協定書に定めのない事項又は本協定書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成28年6月1日

甲 島根県出雲市今市町70

出雲市長 長岡秀人

乙 島根県松江市東朝日町102

西日本電信電話株式会社 島根支店

島根支店長 江崎順一

29. 中海・宍道湖・大山圏域災害時相互応援協定書

松江市、出雲市、安来市、米子市、境港市及び鳥取県西部町村会（以下「構成市町村」という。）は、構成市町村の行政区域において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、被災した構成市町村が応急対策及び復旧活動を円滑に実施できるよう、法第8条第2項第12号の規定により、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時受入れ及びその受入れに必要な施設の提供
- (6) 被災した児童、生徒等の一時受入れ
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を要請する構成市町村（以下「要請市町村」という。）は、原則として、次に掲げる事項を明らかにした上、電話その他の方法により応援を要請し、後日、速やかに当該事項を記載した文書により提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、当該供給又は提供を必要とする物資、資機材、車両等の品名、規模、数量その他必要な事項
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、当該派遣を必要とする職員の職種、人員及び業務内容
- (4) 前条第5号及び6号に掲げる応援を要請する場合にあっては、受入人数その他必要な事項
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援を必要とする期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、応援を受けるために必要な事項

（応援の実施）

第3条 前条の規定により応援の要請を受けた構成市町村（以下「応援市町村」という。）は、これに速やかに応じるものとする。

2 構成市町村は、前条の規定による要請がない場合であっても、構成市町村及びその周辺市町村の被災状況等から応援の必要があると認めた場合は、自らの判断により自主応援活動を実施することができるものとする。この場合において、当該自主応援活動は、前条の規定による要請を受けて行ったものとみなす。

（費用の負担）

第4条 応援に要した費用は、原則として、要請市町村の負担とする。

2 要請市町村が前項の費用を支弁するいとまがないため、法第92条第2項の規定により当該費用の一時繰替え支弁の要請を行ったときは、応援市町村は、当該費用の一時繰替え支弁を行い、応援終了後、要請市町村に請求するものとする。

(防災連絡協議会)

第5条 構成市町村は、この協定で定める事項を確実、かつ、円滑に実施するため、防災連絡協議会を設置するものとする。

(実施細目)

第6条 この協定を実施するために必要な細目については、構成市町村が協議のうえ、別に定めるものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、構成市町村が協議して定めるものとする。

この協定の締結にあたっては、構成市町村の同意書の提出をもって、協定が成立したものとみなす。

平成25年7月23日

島根県 松江市

島根県 出雲市

島根県 安来市

鳥取県 米子市

鳥取県 境港市

鳥取県 西部町村会

[鳥取県西部町村会構成自治体]

日吉津村

大山町

南部町

伯耆町

日南町

日野町

江府町

30. 災害時等における緊急用LPガスの調達に関する協定書

出雲市(以下「甲」という。)及び島根県LPガス協会出雲支部(以下「乙」という。)とは、市内において地震、暴風、洪水等、自然現象による災害及びその他の重大な事故又は災害(以下「災害」という。)が発生した場合の、緊急用LPガスの調達について次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における緊急用LPガスの調達について、甲の要請に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

(緊急用LPガスの範囲)

第2条 この協定において緊急用LPガスとは、LPガスのほかに容器、燃焼器具その他のLPガスを燃料として使用するために必要な器具を含んだものをいう。

(要請)

第3条 甲は、市内において災害が発生した場合、乙に対して緊急用LPガスの供給を要請することができるものとする。

2 前項の要請は、原則として緊急用LPガス供給要請書(様式第1号、以下「要請書」という。)によるものとする。ただし、緊急の場合で要請書によることができないときは、口頭で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第4条 乙は、前条第1項の要請を受けたときは、その要請内容について速やかに措置するとともに、その措置内容を緊急用LPガス等提供リスト(様式第2号)により甲に報告するものとする。

(搬送及び引渡し)

第5条 乙は、緊急用LPガスの搬送及び引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 緊急用LPガスの搬送は、原則として乙が行うものとし、甲の指定する場所で甲が指定する者の確認を受けた上、甲が指定する者に引き渡すものとする。

3 前項の引渡しの確認は(様式第2号)により行うものとする。

(搬送経費の負担)

第6条 前条に定める搬送に係る経費負担は次に定めるところによる。

(1)搬送に係る経費は、原則として販売業者が負担するものとする。

(2)搬送に伴う事故等の発生に係る経費は、搬送を行う販売業者が負担するものとする。

(価格)

第7条 乙は、災害が発生する直前の適正な価格で緊急用LPガスを供給するものとする。

(代金の支払)

第8条 乙が供給した緊急用LPガスの代金の支払方法等は、甲と乙の協議によるものとする。この場合において、代金の支払いについては甲が責任を持って対処するものとする。

(現有数量の把握)

第9条 乙は、災害時において供給可能な緊急用LPガスの数量を把握しておくものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項で必要が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成26年1月15日から平成27年1月15日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに甲又は乙から申出のないときは、この協定は、有効期間満了日の翌日から1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年1月15日

甲 出雲市今市町70番地
出雲市
市長 長岡 秀人

乙 出雲市駅南町2丁目8番5号
島根県エルピーガス協会 出雲支部
支部長 足立 和久

31. 災害時における飲料水等の提供に関する協定書

出雲市(以下「甲」という。)とダイドードリンコ株式会社(販売店:森田製菓株式会社)(以下「乙」という。)は、災害時において必要となる被災者等のための飲料の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定書は、風水害・地震・その他の災害が発生し、又は発生の恐れがあるとき(以下「災害時」という。)に、相互に協力して市民生活の早期安定を図るため、災害停電時飲料提供型自動販売機(以下「自販機」という。)内飲料水等の提供に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(要請)

第2条 甲は、災害時に自販機内の飲料水等について必要があると認めるときは、乙に対して支援を要請するものとする。

2 甲は、この協定による要請を行なうときは、飲料水等提供要請書(様式第1号)をもって行なうものとする。ただし、緊急を要するときは、甲の判断で飲料水等の提供ができるものとし、後日速やかに文書を乙へ提出するものとする。

(協力の内容)

第3条 乙は前条の要請があった場合は、甲所有の施設または施設地内に設置している自販機の機内飲料水等を甲に無償提供するものとする。

2 無償提供は、水道施設が復旧又は市民に対する他の飲料水等の供給体制が確立され、市民生活に支障がないと甲が判断したときまでとする。

3 乙は、甲から要請があった場合には、乙の物流拠点の在庫飲料水等を救援物資として甲へ無償提供するものとする。ただし、道路不通等により支障が生じたときは、甲と乙協議のうえ供給対策を講ずるものとする。

4 上記内容を明確化するため、平時から相互の連絡体制及び飲料の供給等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(鍵の管理)

第4条 自販機の鍵については、乙が甲に貸与し、甲が管理するものとし、第2条の規定に基づき、甲自ら開錠するものとする。ただし、状況に応じて、乙は甲の開錠を手伝うものとする。

(連絡窓口)

第5条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を、常に災害時緊急連絡体制表(第2号様式)により相互に明らかにしておくものとする。

(設置及び撤去)

第6条 自販機の設置箇所については、甲乙協議により決定し、別途覚書を取り交わすものとする。

なお、設置場所を変更する場合は、同様に覚書により取り交わすものとする。また、設置及び撤去に係る経費は乙の負担とする。

(維持管理)

第7条 通常時における自販機の電気料及び維持管理に係るすべての経費は乙の負担とする。

(有効期間)

第8条 この協定の効力は、締結の日から3年経過した年度の3月31日までとする。

2 有効期間満了日の30日前までに、甲乙いずれかから文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年2月25日

甲 島根県出雲市今市町 70
出雲市
出雲市長 長岡 秀人

乙 大阪市平野区長吉長原東 3 丁目 1 番 55 号
ダイドードリンコ株式会社
西日本第一営業部長 須藤 敦紀

32. 災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 本協定は、出雲市内において地震、風水害若しくはその他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、出雲市(以下「甲」という。)と生活協同組合しまね(以下「乙」という。)が、相互に協力して災害時の住民生活の早期安全を図るため、応急生活物資等の供給及び物資運搬の協力に関する基本的な事項について定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において応急生活物資を必要とするときは、乙に対し乙の保有する商品の供給について協力を要請することができる。

2 甲は、必要に応じて乙に対して輸送業務について協力を要請することができる。

(応急生活物資)

第3条 甲が乙に要請する応急生活物資の品目は、別表を参考に被害の状況に応じて決定するものとする。

2 乙は、甲から前項に定める種類以外の応急生活物資の要請があったときは、必要に応じて供給を行うものとする。

3 乙は、災害時に供給可能な応急生活物資の品目及びその数量について適切な把握に努め、必要に応じて甲に報告するものとする。

(要請手続)

第4条 甲の乙に対する協力要請手続は、災害時における応急生活物資の供給・輸送業務等要請書(別記第1号様式)により行うものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

(連絡責任者)

第5条 連絡責任者は、甲にあつては出雲市災害対策本部とし、乙にあつては乙の緊急対策本部事務局担当とする。

2 甲及び乙は連絡体制に支障をきたさないよう、連絡先を毎年度当初に災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する協定連絡先報告書(別記第3号様式)及び別表(連絡系統図)により報告するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第6条 第2条による要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための必要な措置をとるとともにその措置の状況を甲に報告するものとする。

(応急生活物資の運搬に係る車両の通行)

第7条 甲は、乙の応急生活物資運搬及び要員派遣に係る車両については、緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

(情報の提供)

第8条 甲は、災害時の支援協力において、乙に対し速やかに輸送業務実施区域の被害状況及び交通規制の情報等を提供する。

(輸送)

第9条 甲は、乙が実施する輸送業務が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(応急生活物資の受領)

第10条 甲は、甲が指定した場所において、乙及び乙が会員である事業連合(コープCSネット・日本生協連)が輸送した応急生活物資の品目及び数量を確認のうえ、受け取るものとする。

(業務報告)

第11条 乙は、業務終了後速やかに業務内容を災害時における応急生活物資の供給・輸送業務報告書(別記第2号様式)により、甲に報告するものとする。

(費用負担)

第12条 第2条第1項及び同条第2項の規定に基づき乙が供給した物資の対価及び乙が行った輸送等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害が発生する直前に乙の組合員に供給していた物資の価格を参考に適正な価格を基準とし、災害復旧後において甲乙協議のうえ決定するものとする。

(費用の請求及び支払)

第13条 乙は、業務終了後、前項に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けたのち、費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りでない。

(従事者の損害補償)

第14条 第2条第2項に定める業務に従事した乙及び乙が加盟する事業連合(コープCSネット・日本生協連及びその委託先)の従業者等が死亡又はその他の事故が発生したときの補償については、その状況を踏まえ甲と乙が誠実に協議する。

(連絡員の派遣等)

第15条 甲及び乙は、必要に応じて乙の事務所所在地又は甲が設置する災害対策本部に連絡員を派遣することができる。

(ボランティア活動等の支援)

第16条 甲は、災害時に乙が行う生活物資の配布等のボランティア活動を支援する。また、乙が行う平時の減災の取組み等啓発活動についても協力するものとする。

(有効期間)

第17条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から、平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の30日前までに甲又は乙から本協定の変更又は終了の申し出がない場合は、当該有効期間満了日の翌日から1年間延長されたものとみなし、以後同様とするものとする。

(協議)

第18条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成26年2月26日

甲 島根県出雲市

出雲市長 長岡 秀人

乙 島根県松江市西津田

生活協同組合しまね

理事長 安井 光夫

33. 災害時における石油類燃料の供給に関する協定書

島根県石油協同組合平田支部(以下「甲」という。)と出雲市長(以下「乙」という。)は、出雲市内において風水害、地震、その他の災害が発生したとき(以下「災害時」という。)、乙が必要とする石油類燃料を甲が優先的かつ安定的な供給を行うために、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙に対して行う石油類燃料の供給に関し、その手続きを定め、乙が救援活動及び災害復旧業務を円滑に実施するために必要な事項を定める。

(協力要請)

第2条 乙は、災害時において、緊急車両、避難所等で石油類燃料を必要とする場合、甲に対して、優先的な供給やその運搬について協力を要請することができる。

(協力義務)

第3条 甲は、前条の規定により乙から要請を受けたときは、積極的に協力をするものとする。

(石油類燃料の供給及び運搬の手続き)

第4条 乙は、甲に石油類燃料の供給及び運搬を要請する場合には、要請書(様式第1号)を作成し、甲に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに要請書を交付するものとする。

2 石油類燃料の運搬は、甲が行うものとする。

(引渡し)

第5条 石油類燃料の引渡場所は、乙が指定する。

2 乙は、当該引渡場所に職員を派遣し、納品を確認のうえ、引き取るものとする。

(報告)

第6条 甲は、乙の要請により協力した場合は、速やかに乙に対し、実施報告書(様式第2号。以下「報告書」という。)により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後、報告書を提出するものとする。

(経費の負担)

第7条 甲がこの協定に基づき、乙からの石油類燃料の供給及び運搬要請に要した経費は、乙が負担するものとする。

(経費の請求)

第8条 前条に規定する経費は、災害発生時における出雲市内の通常の実費用を基準として、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

(補償)

第9条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(協定の有効期限)

第10条 この協定の有効期限は、平成28年3月14日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期限満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するために、本協定書を2通作成し、甲乙両者署名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成28年(2016)3月14日

甲 出雲市美野町530-1
島根県石油協同組合平田支部
支部長 梶谷 隆

乙 出雲市今市町70番地
出雲市
出雲市長 長岡 秀人

34. 災害時の相互応援に関する協定書

愛知県小牧市と島根県出雲市(以下「協定市」という。)は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第8条第2項第12号の規定に基づき、災害時における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、協定市の区域内において、法第2条第1号に規定する災害が発生した場合に、法第67条の規定に基づく被害を受けた市(以下「被災市」という。)の要請に応え、応急措置及び復旧対策を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類及び内容)

第2条 応援の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 被災者の一時的な受入れ
- (2) 食糧、飲料水など応急対策及び復旧に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 災害応急措置及び応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のある事項

2 第1項第1号の被災者の一時的な受け入れについては、別途協議するものとする。

(応援の要請)

第3条 応援の要請をしようとする被災市は、次に掲げる事項を明らかにし、利用可能な通信手段を用いて協定市に応援を要請するものとする。この場合において、被災市は、前段において要請した内容を記載した文書を、後日、速やかに協定市に送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の場所及び当該場所への経路
- (3) 必要とする物資等の品目及び数量
- (4) 必要とする職員の職種、人数及び派遣期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

(応援の実施)

第4条 被災市から応援要請を受けたときは、必要な応援活動を実施するものとする。

2 災害による通信の途絶等により被災市との連絡ができない場合は、当該被災市ではない協定市は、前条に規定する要請を待たずに自主的に応援活動を行うことができるものとする。

3 応援要請を受けた協定市が応援活動を実施できない場合は、当該要請をした被災市に速やかにその旨を連絡しなければならない。

(指揮権)

第5条 応援を行う市の職員が応援に従事するときは、被災市の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

(応援に要した経費の負担)

第6条 応援に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、原則として被災市の負担とする。ただし、第4条第2項の規定に基づく応援に要した経費の負担は別途協議して定める。

2 前項の規定によりがたい場合は、協定市が協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第7条 応援に派遣した職員がその業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償については、応援を行う市が負担するものとする。ただし、被災市において応急治療する場合の治療費は、被災市が負担するものとする。

2 応援に派遣した職員が、応援を遂行中に第三者に損害を与えたときは、その損害が被災市への往復途中において生じたものを除き、被災市がその賠償の責務を負うものとする。

(連絡体制)

第8条 協定市は、大規模災害に備えて連絡を円滑に行うため、連絡担当部、担当責任者、電話番号その他連絡に必要な事項を年1回交換し、相互に連絡体制を確立するものとする。

(情報の交換)

第9条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から必要に応じ、相互に情報交換を行うものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協定市が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成28年4月28日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、協定市それぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

平成28年4月28日

愛知県 小牧市長 山下 史守朗

島根県 出雲市長 長岡 秀人

35. 災害時等における火葬施設の相互応援に関する協定書

松江市、出雲市、安来市、鳥取県西部広域行政管理組合及び玉井斎場管理組合（以下「協定団体」という。）は、協定団体の行政区域（圏域）内の地震及びその他の災害時等における火葬業務に関しての相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時等における火葬施設において、火葬業務を迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

（協定の適用）

第2条 本協定の適用は、次のとおりとする。

（1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）により、火葬施設が被災して稼働できなくなったとき

（2）災害により、火葬施設の処理能力を超えた火葬業務が発生したとき

（3）前2号以外の原因により、火葬施設において、火災若しくは爆発又は主要機器の故障（基幹改良等の大規模修繕を除く。）で、火葬業務に支障が生じたとき

（応援の実施）

第3条 火葬施設が第2条各号に掲げる事態に至った協定団体（以下「被災等団体」という。）は、他の協定団体に応援要請を行うものとする。

2 応援の要請を受けた他の協定団体は、業務時間の延長等、可能な限りこれに応じ応援に努めるものとする。

（費用負担）

第4条 応援に要した費用は、原則として、応援を要請した被災等団体の負担とする。

2 応援の要請を受け応援業務を行う他の協定団体は、被災等団体から前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、当該費用の一時繰替支弁の要請を受けたときは、これに応ずることができるものとする。

（情報交換）

第5条 協定団体は、応援業務について災害発生時に円滑に応援要請及び受け入れを行うため、平時から火葬場の連絡先等の把握に努め、その他参考資料等の情報交換を相互に行うものとする。

（他の協定との関係）

第6条 この協定は、協定団体が個別に締結した災害時の相互応援に関する協定を排除するものではない。

（実施細目）

第7条 この協定を実施するために必要な細目については、別に定めるものとする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項は、協定団体が協議して別に定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書5通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年7月8日

島根県 松江市長 松 浦 正 敬

島根県 出雲市長 長 岡 秀 人

島根県 安来市長 近 藤 宏 樹

鳥取県西部広域行政管理組合
管理者 米子市長 野 坂 康 夫

玉井斎場管理組合
管理者 境港市長 中 村 勝 治

難に関する広島県と島根県の協定を適用する。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協定市が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第10条 この協定は、協定を締結した日から効力を発生する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、協定市は記名押印の上、各1通を保管するものとする。

平成29年(2017)11月28日

島根県出雲市今市町70番地
出雲市

出雲市長 長岡 秀人

広島県江田島市大柿町大原505番地
江田島市

江田島市長 明岳 周作

37. 災害時等における物資等の供給に関する協定書

出雲市(以下「甲」という。)と株式会社PLANT(以下「乙」という。)は、出雲市内において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に規定する地震、風水害及びその他大規模な災害が発生し、又は発生する恐れのある場合(以下「災害時等」という。)において、物資等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時等において、物資等を供給し、住民生活が早期安定に寄与することを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時等において物資等の調達が必要となったときは、乙が保有する物資等の供給を要請することができる。

(要請の手続き)

第3条 前条に掲げる要請は、原則として甲が乙に文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話、ファクシミリ等で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

(要請事項の措置)

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、業務に支障のない範囲内において、速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

(物資等の費用負担)

第5条 乙が供給する物資等に要した費用は、甲が負担するものとする。
2 物資等の供給価格は、災害発生直前時における適正な価格を基準とし、甲乙協議して定めるものとする。

(物資等の引き渡し)

第6条 物資等の納品場所は甲が指定するものとし、運搬方法については、甲乙協議により決定するものとする。ただし、甲が運搬するときは、甲が指定するものに行わせることができるものとする。

(情報交換)

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑にするため、平素から情報交換、防災訓練の実施、参加及び災害時等における対応策の調査研究に努め、災害の発生に備えるものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の効力は、締結の日の属する年度の3月31日までとする。
ただし、有効期間満了日の30日前までに、甲又は乙からも文書をもって協定の解除及び変更の申出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、それ以降もまた、同様とする。

(疑義)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、決定するも

36. 出雲市・江田島市災害時相互応援協定書

出雲市と江田島市(以下「協定市」という。)とは、災害時における応急対策及び復旧対策(以下「応急対策等」という。)に係わる相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、協定市のいずれかの地域で、大規模な災害(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。)が発生した場合において、災害を受けた市(以下「被災市」という。)が応急対策等を円滑に遂行できるように、被災市の要請に応じて、相互に応援を行うために必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 協定市は、大規模災害が発生し被災市から応援要請を受けた場合は、要請内容に従って応援するように努めるものとする。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 応急対策等に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 応急対策等に必要な資機材の提供
- (4) 被災者の一時的な受入れ
- (5) 被災した児童・生徒の受入れ
- (6) ボランティアの調整等
- (7) 災害時の情報発信協力
- (8) 前各号に掲げるもののほか特に要請がある事項

(応援要請の手続き)

第4条 協定市は、大規模な災害が発生した場合に応援を要請しようとするときは、電話等により応援要請を伝え、応援内容を相互に確認した上で、別紙1の文書により応援要請を行うものとする。

2 協定市は、前項の応援要請を受け応援を行うときは、電話等により応援する旨を伝え、速やかに別紙2の文書により応援内容を通知する。

(応援要請の手続きができない場合の応援)

第5条 被災市に大規模な災害が発生し、被災による相互の連絡不能などにより応援要請の手続きが速やかにできない場合においては、応援しようとする市(以下「応援市」という。)が自らの判断により応援できるものとする。この場合において、別紙3の文書により応援内容を被災市に通知するものとする。ただし、連絡が困難な場合は事前に通知することを要しない。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、協定市が協議して別に定めるものとする。

(災害補償)

第7条 第3条に定める応急対策等に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、本人又はその遺族に対する災害補償は、応援市が負うものとする。

(広域避難計画に関する事項)

第8条 島根原子力発電所で原子力災害が発生した場合における広域避難に関し、広島県と島根県との間の「原子力災害時等における広域避難に関する協定」に定めのある事項については、広域避

のとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年4月23日

甲 島根県出雲市今市町70番地
出雲市
出雲市長 長岡 秀人

乙 福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1
株式会社PLANT
代表取締役社長 三ツ田 佳史

38. 災害時等における物資等の供給に関する協定書

出雲市(以下「甲」という。)と株式会社ナフコ(以下「乙」という。)は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に規定する地震、風水害及びその他大規模な災害が発生し、又は発生する恐れのある場合(以下「災害時等」という。)において、物資等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時等における物資の調達などに関する甲の計画に対する乙の協力について必要な事項を定める。

(要請)

第2条 甲は、次の各号において、災害時等において物資等の調達が必要となったときは、乙が保有する物資等の供給を要請することができる。

- (1) 出雲市内に災害が発生し、又は発生する恐れのある場合
- (2) 出雲市内以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県等から物資等の調達の斡旋を要請されたとき、又は特に必要を認めて斡旋を行うとき。

(協力)

第3条 乙は、甲から前条の期待による要請があったときは、当該要請に対し、可能な範囲内において供給する。

(要請の手続き)

第4条 第2条に掲げる要請は、原則として甲が乙に文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話、ファクシミリ等で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第5条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

(物資等の費用負担)

第6条 乙が供給する物資等に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 物資等の供給価格は、災害発生直前時における適正な価格を基準とし、甲乙協議して定めるものとする。

(物資等の引き渡し)

第7条 乙は、物資の運搬および引き渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 物資の運搬は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引き渡しを受けるものとする。ただし、乙が輸送できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣を甲の指定するものに代行させることができる。この場合、甲は文書をもって委任するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話、ファクシミリ等で行い、その後すみやかに文書を交付するものとする。

(車両の通行)

第8条 甲は乙が物資を運搬および供給する際は、乙および乙の業務委託先の車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

(代金の支払い)

第9条 乙は、第8条2項の引き渡し後に物資等の代金(引き渡し場所までの運賃を含む。)を甲に請求するものとし、甲は速やかに物資の代金を支払うものとする。

(連絡先)

第10条 この協定に関する連絡先は、甲においては出雲市総務部防災安全課とし、乙においては

株式会社ナフコ総務部とする。

(情報交換)

第11条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑にするため、平素から情報交換、防災訓練の実施、参加及び災害時等における対応策の調査研究に努め、災害の発生に備えるものとする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の効力は、締結の日の属する年度の3月31日までとする。

ただし、有効期間満了日の30日前までに、甲又は乙から文書をもって協定の解除及び変更の申出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、それ以降もまた、同様とする。

(疑義)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年4月25日

甲 島根県出雲市今市町70番地
出雲市
出雲市長 長岡 秀人

乙 福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号
株式会社ナフコ
代表取締役 石田 卓巳

39. 大規模災害時における派遣隊員の留守家族支援に関する協定書

出雲市(以下「甲」という。)と陸上自衛隊出雲駐屯地(以下「乙」という。)は、大規模災害時において派遣される自衛隊員(以下「派遣隊員」という。)の留守家族に関する支援について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模災害が発生し、乙に所属し甲の区域内に居住する自衛隊員が派遣される際に、甲が乙に対して行う派遣隊員の留守家族に関する支援について、必要な事項を定めるものとする。ただし、乙以外の駐屯地等に勤務する派遣隊員の留守家族のうち、甲の区域内に居住するものについても、可能な範囲で支援の対象とする。

(適用)

第2条 この協定は、甲における行政機能が損なわれていない場合に、適用する。

(支援の内容)

第3条 この協定に基づく支援は、次のとおりとする。

- (1) 甲の区域が被災している場合の派遣隊員の留守家族の安否に関する情報提供
- (2) 派遣隊員の子の一時預かり事業(託児)に関する情報提供
- (3) 派遣隊員の留守家族への保健、介護及び健康に関する相談
- (4) 乙が設置する部隊内臨時託児施設に関する助言及び指導
- (5) その他状況に応じ必要と思われる事項

(調整窓口)

第4条 甲及び乙は、この協定に基づく支援の調整についての窓口となる部署を定め、これを相手方に通知するものとする。当該窓口となる部署を変更したときも、同様とする。

(有効期限)

第5条 この協定は、平成30年8月27日から効力を有するものとし、甲、乙いずれかからこの協定の解除の申出のない限り、同一の内容をもって継続するものとする。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、必要に応じ、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年(2018)8月27日

甲 島根県出雲市今市町70番地
出雲市
出雲市長 長岡 秀人

乙 島根県出雲市松寄下町1142番地1
陸上自衛隊出雲駐屯地
司令 中谷 一雄

40. 災害時等における避難場所の開設及び物資等の供給に関する協定

出雲市(以下「甲」という。)と株式会社イズミ(以下「乙」という。)は、出雲市内において、地震、風水害及びその他大規模な災害が発生し、又は発生する恐れのある場合(以下「災害時等」という。)において、避難場所の提供及び物資等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時等において、避難場所の開設及び物資等を供給することによって、住民の生命・身体 の安全確保及び住民生活の早期安定に寄与することを目的とする。

(使用施設)

第2条 甲は、乙の所有する下記施設を緊急避難場所として指定する。

所在地 出雲市大塚町650-1

名称 ゆめタウン出雲

避難場所 各フロア及び駐車場

※ 閉店時間中の避難場所は駐車場部分とする。

(避難場所の開設)

第3条 甲は、災害時等において、避難場所を開設する必要がある場合は、前条に規定する施設を避難場所として開設することができる。

2 施設の使用期間は、災害が発生し、又は発生するおそれがある時から安全を確認したときまでとする。

3 甲は、避難場所を一時避難以外に使用しないものとする。

(使用者責任)

第4条 乙は、避難場所に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任は一切負わないものとする。

2 甲または避難住民が避難場所の施設を故意若しくは過失により破損させた場合は、甲はその原状を回復する。

3 前項の負担額について、疑義が生じた時は甲と乙が協議の上、負担額を決定するものとする。

(被災による制限)

第5条 乙は災害により自らが被災した場合は避難場所としての安全上、被害の程度に応じて避難場所として提供の全部又は一部を行わないことができるものとする。

(物資等の供給)

第6条 甲は、災害時等において物資等の調達が必要となったときは、乙が保有する物資等の供給を要請することができる。

(要請の手続き)

第7条 前条に掲げる要請は、原則として甲が乙に文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話、ファクシミリ等で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

(要請事項の措置)

第8条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、業務に支障のない範囲内において、速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

(物資等の費用負担)

第9条 乙が供給する物資等に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 物資等の供給価格は、災害時等の直前時における適正な価格を基準とし、甲乙協議して定めるものとする。

(物資等の引き渡し)

第10条 物資等の納品場所は甲が指定するものとし、運搬方法については、甲乙協議により決定するものとする。ただし、甲が運搬するときは、甲が指定するものに行わせることができるものとする。

(情報交換)

第11条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑にするため、平素から情報交換、防災訓練の実施、参加及び災害時等における対応策の調査研究に努め、災害の発生に備えるものとする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の効力は、締結の日の属する年度の3月31日までとする。

ただし、有効期間満了日の30日前までに、甲又は乙からも文書をもって協定の解除及び変更の申出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、それ以降もまた、同様とする。

(疑義)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和元年(2019)11月22日

甲 島根県出雲市今市町70番地

出雲市

出雲市長 長岡 秀人

乙 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

株式会社イズミ

代表取締役 山西 泰明

41. 災害時における情報発信及び防災啓発に関する協定書

出雲市(以下「甲」という。)と株式会社エフエム山陰(以下「乙」という。)、株式会社山陰放送(以下「丙」という。)とは、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、災害時に乙と丙が協力し、災害から住民の命と生活を守るための放送枠を確保し、島根県及び鳥取県(以下「両県」という。)及び当該自治体からの情報をもとに災害情報の発信を行うとともに、恒常的に防災啓発に関する番組放送などに共同で取り組み、ラジオ放送の社会的役割を強化することによる災害情報ネットワークの構築を甲と連携して進めていくことを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するために、それぞれ次に掲げる事項について協力する。

1. 「災害防災情報発信協議会」の設置

(1) 両県及び両県内自治体並びに甲、乙及び丙の代表者などで災害防災情報発信協議会(以下「協議会」という。)を組織し、乙と丙がそれぞれ協議会事務局を務める。

(2) 協議会には、実務組織として「運営委員会」を置き、災害時の対応マニュアルや広報・啓発番組について検討する。

2. 災害時の情報収集・提供ならびに放送の実施

(1) 乙及び丙は、両県から提供される情報を基本とした災害時の緊急放送内に、災害が発生した自治体及びその周辺の自治体などから独自に得た情報や自治体からの要請を受けた情報を速やかに放送する。

(2) 甲は、乙及び丙に対して情報を提供する。

(3) 乙及び丙に災害専用デスクを設けて情報を一元的に収集、管理、放送する。

3. 定期的な広報番組の放送と緊急放送訓練の実施

(1) 防災に関する広報番組を乙と丙が共同制作し放送する。

(2) 甲、乙及び丙による災害を想定した情報伝達訓練と放送までの訓練を実施する。

4. 前項各号に伴う必要事項

(1) 甲、乙及び丙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じて協議を行い、前項に記載されていない事項について、別途取り決めるものとする。

(2) 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を定め、その職及び氏名を相手方に通知するものとする。当該連絡責任者を変更した場合も同様とする。

(有効期間)

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了日の30日前までに、甲、乙及び丙から申し出がない場合は、1年間、本協定を更新するものとし、以降も同様とする。前項の規定にかかわらず、甲、乙及び丙は、本協定の有効期間中であっても、いずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の30日前までに書面をもって他の二者に通知することにより本協定を解除できるものとする。

(協定の見直し)

第4条 甲、乙及び丙は、いずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、決定するものとする。

(疑義の解決)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定について疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、

各自1通を保有するものとする。

2020年2月4日

甲 島根県出雲市今市町70番地

出雲市長 長岡 秀人

乙 島根県松江市殿町383

株式会社 エフエム山陰

代表取締役社長 瀬崎 輝幸

丙 鳥取県米子市西福原1-1-71

株式会社 山陰放送

代表取締役社長 坂口 吉平

42. 災害時等における物資等の供給に関する協定

出雲市(以下「甲」という。)と株式会社ジュンテンドー(以下「乙」という。)は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に規定する地震、風水害及びその他大規模な災害が発生し、又は発生する恐れのある場合(以下「災害時等」という。)において、物資等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時等における物資の調達などに関する甲の計画に対する乙の協力について、必要な事項を定める。

(要請)

第2条 甲は、災害時等における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙に対し、乙の保有する物資の供給を要請することができる。

(物資の範囲)

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 「災害時における供給可能な物資の範囲(別表)」に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

(要請の方法)

第4条 前条に掲げる物資の供給要請は、原則として文書(別記第1号様式)によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(物資の取引価格)

第5条 物資の取引価格は、災害発生時直前における価格を基準として、甲乙協議の上、定めるものとする。

(物資等の引渡し)

第6条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、供給物資を確認の上、これを引き取るものとする。

2 乙は、物資を納品した場合、速やかに文書(別記第2号様式)により報告するものとする。

(代金の支払い)

第7条 乙は、第6条の引渡し後に物資の代金を甲に請求するものとし、甲は乙に速やかに物資の代金を支払うものとする。

(担当者名簿の作成)

第8条 甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(疑義の決定)

第10条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年(2020)2月10日

甲 島根県出雲市今市町70番地

出雲市

出雲市長 長岡 秀人

乙 島根県益田市下本郷町206番地5

株式会社ジュンテンドー

代表取締役社長 飯塚 正

43. 災害時等における物資等の供給に関する協定

出雲市(以下「甲」という。)とNPO法人コメリ災害対策センター(以下「乙」という。)は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に規定する地震、風水害及びその他大規模な災害が発生し、又は発生する恐れのある場合(以下「災害時等」という。)において、物資等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時等において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

(協定事項の発効)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

(供給等の協力要請)

第3条 甲は、災害時等において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

(調達物資の範囲)

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次の各号に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

(要請の方法)

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(物資の供給の協力)

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

(引渡し等)

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬

は原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により、運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議のうえ速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害

時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年(2020)2月25日

甲 島根県出雲市今市町70番地

出雲市

出雲市長 長岡 秀人

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1

NPO法人 コメリ災害対策センター

理事長 捧 雄一郎

44. 災害時における廃棄物処理に関する協定書

出雲市(以下「甲」という。)と三光株式会社(以下「乙」という。)は、地震、風水害その他の災害又は新型コロナウイルス等の感染症拡大(以下「災害時」という。)が発生した場合における廃棄物の処理等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時が発生し、甲が管理する廃棄物を取扱う処理場の全部または一部が事実上停止と至った場合、甲が管理する廃棄物を取扱う処理場が処理能力を超えるおそれが生じた場合、その他これらに類する事由により、甲による処理が著しく困難となった一般廃棄物(以下「災害時起因廃棄物」という。)の処理等に関し、甲が乙に協力を要請するに当たっての必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、甲が乙に対し処理を要請する災害時起因廃棄物は、出雲市災害廃棄物処理計画(平成29年3月策定)で対象とする災害廃棄物をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、次の各号に掲げる業務(以下「本件業務」という。)について、乙に対し協力を要請するものとする。

- (1) 災害時起因廃棄物の処理
 - (2) 前号に伴う必要な業務
- 2 甲は、乙に対し前項の要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で通知するものとする。ただし、文書により難しい場合には、口頭で通知し、後に速やかに文書で通知するものとする。
- (1) 協力内容
 - (2) その他必要な事項

(災害時起因廃棄物の処理等の実施)

第4条 乙は、甲から前条第1項の要請を受けたときは、甲の指示に従って、災害時起因廃棄物の処理等に状況が許す限り協力するものとする。

- 2 乙は、災害時起因廃棄物の処理等を乙の施設にて行うものとする。
- 3 甲は、災害時起因廃棄物の収集運搬を甲の指定する事業者に行わせることができる。この場合、甲は乙に遅滞なく甲の指定する事業者の名称を通知するものとする。この場合、甲は乙の受入基準を、甲の指定する事業者に遵守させるものとする。
- 4 乙は、想定を超える数量の災害時起因廃棄物の搬入が想定される等、協力が困難となるおそれのある場合は、甲と合意の上、関係法令を遵守し、乙の協力業者を本件業務に協力させることができる。

(情報の提供)

第5条 甲は、災害時が発生した場合は、円滑に乙の協力が得られるように、災害時の内容等を適宜乙に提供するものとする。

- 2 甲は、災害時起因廃棄物の適正処理に必要な情報を、遅滞なく乙に提供するものとする。

(実施報告)

第6条 乙は災害時起因廃棄物の処理等を実施したときは、甲に対し、文書により次に掲げる事項を報告するものとする。

- (1) 災害時起因廃棄物の処理等を実施した場所
- (2) 災害時起因廃棄物の処理等の内容及び期間
- (3) その他必要な事項

(費用の負担)

第7条 乙が第3条に規定する要請に基づき実施した災害時起因廃棄物の処理等の費用については、甲及び乙の間で協議の上決定するものとする。

(損失補償)

第8条 乙が第3条に規定する要請に基づき実施した災害時起因廃棄物の処理等により従事した者が負傷し、又は感染症にかかり、障がいを受け、又は死亡した場合の損失補償については、甲及び乙の間で協議するものとする。

(状況等の報告)

第9条 乙は、この協定に基づく災害時起因廃棄物の処理等が円滑に行われるよう、必要資材等の確保可能台数等の状況を甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に随時報告を求めることができる。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の効力は、締結の日の属する年度の3月31日までとする。
ただし、有効期間満了日の30日前までに、甲又は乙から文書をもって協定の解除及び変更の申出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、それ以降もまた、同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲と乙で協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和2年7月29日

甲 島根県出雲市今市町70番地
出雲市
出雲市長 長岡秀人

乙 鳥取県境港市昭和町5番地17
三光株式会社
代表取締役社長 三輪昌輝

45. 災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定

出雲市(以下「甲」という。)と出雲ホテル連絡協議会(以下「乙」という。)は、地震・風水害その他の災害又は武力攻撃事態等(以下「災害等」という。)の発生時における送迎、宿泊及び入浴の提供等(以下「宿泊の提供等」という。)に関する協定を次のとおり締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害等が発生し又は発生の恐れがある場合(以下「災害等発生時」という。)において、特段の配慮が必要な方(基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦等(以下「要配慮者」とする。))の避難を甲が実施するため、乙の甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、災害等発生時において、要配慮者への宿泊の提供等について、乙に対し、協力を要請することができる。

2 甲の要請の方法は、乙に対し、次に掲げる事項を記載した協力要請書(様式1)をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、FAX等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 要請を行った者の職・氏名
- (2) 要請日時
- (3) 要請理由
- (4) 要請内容
- (5) 履行の期日又は期間
- (6) その他必要な事項

(業務の範囲)

第3条 前条の規定による要請に基づき、乙が実施する業務の範囲は、概ね次に掲げるものとする。ただし、これにより難しい場合は、甲乙協議の上別途定めるものとする。

- (1) 空室等の状況の把握及び調整
- (2) 宿泊の提供等
- (3) その他必要とする事項

2 甲は、前条の要請により宿泊施設へ避難した者(以下「受入避難者」とする。)に対する健康状態のモニタリング、体調管理、発熱や咳の症状が出た方への対応等は、当該宿泊施設へ職員等を派遣し実施するものとする。ただし、これにより難しい場合は甲乙協議の上実施するものとする。

(実施)

第4条 乙は、甲から第2条の規定による協力の要請を受けたときは、要請事項を実施するための措置を速やかにとるものとする。

2 乙は、前項の規定により業務を実施した場合は、甲に対し、その状況を次に掲げる事項を記載した業務実施報告書(様式2)により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、FAX等に

より報告し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 報告を行った者の職・氏名
- (2) 受入避難者の住所・氏名・性別及び年齢、受入人数、提供部屋数、その他の履行内容
- (3) 履行の場所
- (4) 履行の期日又は期間
- (5) その他必要な事項

(受入対象期間)

第5条 宿泊施設への受入対象期間は、原則として、甲による避難情報の発令から解除までの間とする。

ただし、帰宅困難等、特別の事情がある場合は、甲乙協議の上受入対象期間を延長できるものとする。

(宿泊施設への避難者の割振り)

第6条 宿泊施設への避難者の割振りは乙が行うものとする。

2 乙は、前項の割振りを災害等発生時速やかに行えるよう、受入施設、受入可能人数、受入手順等について、事前に甲との連絡調整を行うものとする。

(経費)

第7条 甲及び受入避難者は、第3条の規定により乙が実施した業務に係る経費(以下「経費」という。)を負担するものとする。

2 甲が負担する経費は、次のとおりとする。

(1) 3歳以上

1人あたり6,000円(消費税、入湯税別)

(2) 3歳未満の乳幼児

無料

3 前項にかかるもの以外は、受入避難者の負担とする。

(受入実績の報告と経費の請求)

第8条 乙は、業務が完了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した受入実績報告書(様式3)を

甲に提出するとともに、請求書により甲及び受入避難者に対して経費を請求するものとする。

(1) 住所、氏名、性別及び年齢

(2) 宿泊期間及び泊数

(3) 金額

(4) 特記事項

(経費の支払い)

第9条 甲及び受入避難者は、前条の規定により乙から経費の請求があった場合は、請求書を受理し

た日から30日以内に支払うものとする。

(連絡調整体制の整備)

第10条 甲及び乙は、災害等発生時における円滑な協力体制が図られるよう、平時から受入に関する連絡調整体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第 11 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義や変更が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結日から2年間とする。ただし、有効期間満了の日から1か月前までに、甲乙で更新について協議する。

この協定の締結を証するため、本書を2部作成し、甲乙記名押印の上、各自その1部を保有する。

令和2年(2020)10月12日

甲 出雲市今市町70番地
出雲市

出雲市長

乙 出雲市渡橋町831番地
出雲ホテル連絡協議会

会 長

47. 災害時における道の駅施設使用に関する協定書

国土交通省中国地方整備局松江国道事務所長(以下「甲」という。)と出雲市長(以下「乙」という。)は、一般国道9号出雲市多伎町多岐地内の道の駅キララ多伎(以下「道の駅」という。)周辺地域の大規模災害発生時における道路利用者及び地域住民(以下「避難者」という。)の安全を確保するため、指定緊急避難場所(以下「避難場所」という。)としての使用に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が防災機能を提供する範囲を明確にし、避難者に対し避難場所としての適切な機能を提供することを目的とする。

(使用施設等)

第2条 豪雨、地震等の災害の発生により、乙が道の駅を避難場所として誘導する場合、甲は甲の所有する次の施設を避難場所等として提供する。

(1) 甲の所有施設(情報コーナー、トイレ、駐車場)

(使用期間)

第3条 避難場所としての使用期間は、避難場所を開設した時点から閉鎖するまでの期間とする。

(使用料等)

第4条 避難者の避難行動により生じる上下水道、電気、は、『道の駅「キララ多伎」の維持管理に関する覚書(令和3年11月24日締結)』に従い、甲乙それぞれが負担するものとする。

(協議)

第5条 本協定の解釈について疑義を生じたとき、又は本協定に特別の定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から道の駅の供用廃止、又は登録が抹消される日までとする。

以上の合意を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保有する。

令和4年4月15日

甲 国土交通省中国地方整備局
松江国道事務所長 近藤弘嗣

乙 出雲市長 飯塚俊之

48. 災害時における道の駅施設使用に関する協定書

国土交通省中国地方整備局松江国道事務所長(以下「甲」という。)と出雲市長(以下「乙」という。)は、一般国道9号出雲市斐川町学頭地内の道の駅湯の川(以下「道の駅」という。)周辺地域の大規模災害発生時における道路利用者及び地域住民(以下「避難者」という。)の安全を確保するため、指定緊急避難場所(以下「避難場所」という。)としての使用に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が防災機能を提供する範囲を明確にし、避難者に対し避難場所としての適切な機能を提供することを目的とする。

(使用施設等)

第2条 豪雨、地震等の災害の発生により、乙が道の駅を避難場所として誘導する場合、甲は甲の所有する次の施設を避難場所等として提供する。

(1) 甲の所有施設(情報コーナー、トイレ、駐車場)

(使用期間)

第3条 避難場所としての使用期間は、避難場所を開設した時点から閉鎖するまでの期間とする。

(使用料等)

第4条 避難者の避難行動により生じる上下水道、電気、は、『道の駅「湯の川」の維持管理に関する覚書(令和3年11月24日締結)』に従い、甲乙それぞれが負担するものとする。

(協議)

第5条 本協定の解釈について疑義を生じたとき、又は本協定に特別の定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から道の駅の供用廃止、又は登録が抹消される日までとする。

以上の合意を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保有する。

令和4年4月15日

甲 国土交通省中国地方整備局
松江国道事務所長 近藤 弘嗣

乙 出雲市長 飯塚 俊之

49. 災害時等における資機材のレンタルに関する協定書

出雲市(以下「甲」という。)と一般社団法人 日本建設機械レンタル協会 中国支部山陰部会(以下「乙」という。)は、出雲市内において災害対策基本法(昭和36年11月15日法律223号)に定める災害が発生し、又は発生する恐れがある場合(以下「災害時等」という。)における応急対応に必要な資機材(以下「資機材」という。)のレンタルに関して、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、甲が災害時等における応急対策及び復旧業務等を、乙が保有し又は調達する資機材のレンタルにより迅速かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(レンタルの要請)

第2条 甲は、災害時等において、資機材のレンタルを必要とするときは、乙が保有し又は調達可能な資機材を確認の上、災害対応への優先的なレンタルを要請することができる。

2 乙は、前項の規定により、甲から要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲において資機材の優先的なレンタルに協力する。

(要請手続)

第3条 第2条の規定による要請は、別紙様式をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話、ファクシミリ等をもって要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(資機材の引渡し)

第4条 資機材の搬入又は設置場所は、甲が指定する場所とし、甲が指定した者を当該場所に派遣して資機材を確認のうえ引渡しを受けるものとする。

2 甲が指定する場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲の指定する者が行うものとする。

3 甲は、乙が前項の規定により資機材を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第5条 乙が甲にレンタルした資機材の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が提出する報告書等に基づき、災害発生直前におけるレンタル及び運搬等に係る適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

(費用の支払)

第6条 前条の規定に基づき、甲が負担する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、請求書の受理から30日以内に費用を支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(災害補償)

第7条 本協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(情報交換及び連絡体制)

第8条 甲と乙は、平常時から資機材のレンタル等についての情報交換を行うとともに、別紙連絡体制表を作成し、災害時等に備えるものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の30日前までに甲又は乙のいずれかが文書をもって協定終了等何らかの意思表示をしない限り、本協定は、有効期限が満了する日の翌日から1年間有効期間を延長するものとし、以

後もまた同様とする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義や変更が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年 4月18日

甲 島根県出雲市今市町70
出雲市長 飯塚 俊之

乙 島根県松江市宍道町白石81番地10
一般社団法人 日本建設機械レンタル協会
中国支部山陰部会
支部長 秀浦 淑晃

50. 災害時等における資機材のレンタルに関する協定書

出雲市(以下「甲」という。)と株式会社アクティオ(以下「乙」という。)は、出雲市内において災害対策基本法(昭和36年11月15日法律223号)に定める災害が発生し、又は発生する恐れがある場合(以下「災害時等」という。)における応急対応に必要な資機材(以下「資機材」という。)のレンタルに関して、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、甲が災害時等における応急対策及び復旧業務等を、乙が保有し又は調達する資機材のレンタルにより迅速かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(レンタルの要請)

第2条 甲は、災害時等において、資機材のレンタルを必要とするときは、乙が保有し又は調達可能な資機材を確認の上、災害対応への優先的なレンタルを要請することができる。

2 乙は、前項の規定により、甲から要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲において資機材の優先的なレンタルに協力する。

(要請手続)

第3条 第2条の規定による要請は、別紙様式をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話、ファクシミリ等をもって要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(資機材の引渡し)

第4条 資機材の搬入又は設置場所は、甲が指定する場所とし、甲が指定した者を当該場所に派遣して資機材を確認のうえ引渡しを受けるものとする。

2 甲が指定する場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲の指定する者が行うものとする。

3 甲は、乙が前項の規定により資機材を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第5条 乙が甲にレンタルした資機材の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が提出する報告書等に基づき、災害発生直前におけるレンタル及び運搬等に係る適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

(費用の支払)

第6条 前条の規定に基づき、甲が負担する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、請求書の受理から30日以内に費用を支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(災害補償)

第7条 本協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(情報交換及び連絡体制)

第8条 甲と乙は、平常時から資機材のレンタル等についての情報交換を行うとともに、別紙連絡体制表を作成し、災害時等に備えるものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の30日前までに甲又は乙のいずれかが文書をもって協定終了等何らかの意思表示をしない限り、本協定は、有効期限が満了する日の翌日から1年間有効期間を延長するものとし、以

後もまた同様とする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義や変更が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年4月28日

甲 島根県出雲市今市町70
出雲市長 飯塚 俊之

乙 広島県広島市南区京橋町1-23
大樹生命広島駅前ビル6F
株式会社アクティオ 中国支店
支店長 小櫻 勝彦

51. 災害時等における資機材のレンタルに関する協定書

出雲市(以下「甲」という。)と太陽建機レンタル株式会社(以下「乙」という。)は、出雲市内において災害対策基本法(昭和36年11月15日法律223号)に定める災害が発生し、又は発生する恐れがある場合(以下「災害時等」という。)における応急対応に必要な資機材(以下「資機材」という。)のレンタルに関して、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、甲が災害時等における応急対策及び復旧業務等を、乙が保有し又は調達する資機材のレンタルにより迅速かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(レンタルの要請)

第2条 甲は、災害時等において、資機材のレンタルを必要とするときは、乙が保有し又は調達可能な資機材を確認の上、災害対応への優先的なレンタルを要請することができる。

2 乙は、前項の規定により、甲から要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲において資機材の優先的なレンタルに協力する。

(要請手続)

第3条 第2条の規定による要請は、別紙様式をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話、ファクシミリ等をもって要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(資機材の引渡し)

第4条 資機材の搬入又は設置場所は、甲が指定する場所とし、甲が指定した者を当該場所に派遣して資機材を確認のうえ引渡しを受けるものとする。

2 甲が指定する場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲の指定する者が行うものとする。

3 甲は、乙が前項の規定により資機材を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第5条 乙が甲にレンタルした資機材の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が提出する報告書等に基づき、災害発生直前におけるレンタル及び運搬等に係る適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

(費用の支払)

第6条 前条の規定に基づき、甲が負担する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、請求書の受理から30日以内に費用を支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(災害補償)

第7条 本協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(情報交換及び連絡体制)

第8条 甲と乙は、平常時から資機材のレンタル等についての情報交換を行うとともに、別紙連絡体制表を作成し、災害時等に備えるものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の30日前までに甲又は乙のいずれかが文書をもって協定終了等何らかの意思表示をしない限り、本協定は、有効期限が満了する日の翌日から1年間有効期間を延長するものとし、以

後もまた同様とする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義や変更が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年5月10日

甲 島根県出雲市今市町70
出雲市長 飯塚 俊之

乙 静岡県静岡市駿河区大坪町2番26号
太陽建機レンタル株式会社
代表取締役 真鍋 貢

52. 災害時におけるボランティア支援に関する協定書

出雲市(以下「甲」という。)、社会福祉法人出雲市社会福祉協議会(以下「乙」という。)と出雲ライオンズクラブ、平田ライオンズクラブ、大社ライオンズクラブ、佐田ライオンズクラブ(以下「丙」という。)は、出雲市内で災害が発生した場合における被災者支援活動に関する協力等に関し、次の協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、出雲市において災害が発生した被災地(以下「被災地」という。)で活動するボランティアに向けた支援が迅速かつ効果的に行われるよう、甲および乙と丙との間における支援の内容を定めるものとする。

(支援の内容)

第2条 本協定により、甲および乙が丙に対し協力を要請する支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災地内外におけるボランティアの移動にかかる輸送手段(車両等)の手配・提供
- (2) 被災地災害ボランティア拠点の設置・運営および被災地でのボランティア活動のための資機材の提供
- (3) 被災地でのボランティア活動者のための駐車スペース確保への支援
- (4) 被災地でのボランティア活動者への飲食(炊き出し等)の提供
- (5) 丙の会員の専門性を活かした物的および人的支援の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項(支援の実施)

(支援の要請)

第3条 甲および乙は、災害時において、前条に掲げる支援の必要があるときは、丙に対し、協力を要請するものとし、丙は可能な限り要請に応じるよう、必要な連絡、調整を行うものとする。

2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話または口頭で要請し、その後速やかに要請文書を提出するものとする。

(支援の実施)

第4条 丙は、甲および乙から前条により支援の協力要請を受けたときは、可能な範囲内において、支援を実施するものとする。

(支援の表示)

第5条 甲および乙は、第2条に掲げる支援を受けて、事業および活動等を行うにあたっては、当該事業および活動等につき、丙の支援を受けていることを表示するための措置を講じるものとする。

(経費の負担)

第6条 第2条に掲げる支援の実施に要した費用は、丙が各クラブの支援に応じて負担するものとする。

(災害の補償)

第7条 本協定に基づきボランティア支援をする際は、各クラブが事前に全国社会福祉協議会が団体契約者となり一括して損害保険会社と締結する「ボランティア保険」に加入し、実施した支援に伴って丙の会員および第三者に生じた損害や賠償責任を補償する。

(連絡の窓口)

第8条 甲および乙と丙はあらかじめ本協定に関する担当者を定め、別記様式第1号により毎年6月末日迄に取り交わすものとする。

(情報の交換)

第9条 甲および乙はボランティア活動拠点の開設情報を、丙に提供するものとする。

2 甲および乙と丙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、災害時の被災者および被災を想定した地域支援活動のための情報交換を行い、相互の連携強化に努めるものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定書締結日の翌年6月末日まで効力を生じるものとする。ただし、期間満了の1カ月前までに甲、乙または丙のいずれかからの特段の意思表示がないときは、この協定はさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項およびこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲および乙と丙が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため本書6通を作成し、甲乙丙の代表者が署名のうえ、各1通を保有する。

令和 5年 2月 22日

(甲) 出雲市今市町70番地
出雲市
出雲市長

(乙) 出雲市今市町543出雲市社会福祉センター内
社会福祉法人 出雲市社会福祉協議会
会 長

(丙) 出雲市大津町1131-1出雲商工会館内
出雲ライオンズクラブ
会 長

出雲市平田町2280-1平田商工会議所内
平田ライオンズクラブ
会 長

出雲市大社町杵築南1344出雲商工会内
大社ライオンズクラブ
会 長

出雲市佐田町八幡原103-1(株)岩崎建設内
佐田ライオンズクラブ
会 長

立会人署名
ライオンズクラブ国際協会336-D地区
2Rリジョンチェアパーソン

53. 災害時におけるボランティア支援に関する協定書

出雲市(以下「甲」という。)、社会福祉法人出雲市社会福祉協議会(以下「乙」という。)と出雲中央ライオンズクラブ、斐川ライオンズクラブ、出雲南ライオンズクラブ、出雲レークヒルライオンズクラブ(以下「丙」という。)は、出雲市内で災害が発生した場合における被災者支援活動に関する協力等に関し、次の協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、出雲市において災害が発生した被災地(以下「被災地」という。)で活動するボランティアに向けた支援が迅速かつ効果的に行われるよう、甲および乙と丙との間における支援の内容を定めるものとする。

(支援の内容)

第2条 本協定により、甲および乙が丙に対し協力を要請する支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災地内外におけるボランティアの移動にかかる輸送手段(車両等)の手配・提供
- (2) 被災地災害ボランティア拠点の設置・運営および被災地でのボランティア活動のための資機材の提供
- (3) 被災地でのボランティア活動者のための駐車スペース確保への支援
- (4) 被災地でのボランティア活動者への飲食(炊き出し等)の提供
- (5) 丙の会員の専門性を活かした物的および人的支援の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項(支援の実施)

(支援の要請)

第3条 甲および乙は、災害時において、前条に掲げる支援の必要があるときは、丙に対し、協力を要請するものとし、丙は可能な限り要請に応じるよう、必要な連絡、調整を行うものとする。

- 2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話または口頭で要請し、その後速やかに要請文書を提出するものとする。

(支援の実施)

第4条 丙は、甲および乙から前条により支援の協力要請を受けたときは、可能な範囲内において、支援を実施するものとする。

(支援の表示)

第5条 甲および乙は、第2条に掲げる支援を受けて、事業および活動等を行うにあたっては、当該事業および活動等につき、丙の支援を受けていることを表示するための措置を講じるものとする。

(経費の負担)

第6条 第2条に掲げる支援の実施に要した費用は、丙が各クラブの支援に応じて負担するものとする。

(災害の補償)

第7条 本協定に基づきボランティア支援をする際は、各クラブが事前に全国社会福祉協議会が団体契約者となり一括して損害保険会社と締結する「ボランティア保険」に加入し、実施した支援に伴って丙の会員および第三者に生じた損害や賠償責任を補償する。

(連絡の窓口)

第8条 甲および乙と丙はあらかじめ本協定に関する担当者を定め、別記様式第1号により毎年6月末日迄に取り交わすものとする。

(情報の交換)

第9条 甲および乙はボランティア活動拠点の開設情報を、丙に提供するものとする。

- 2 甲および乙と丙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、災害時の被災者および被災を想定した地域支援活動のための情報交換を行い、相互の連携強化に努めるものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定書締結日の翌年6月末日まで効力を生じるものとする。ただし、期間満了の1カ月前までに甲、乙または丙のいずれかからの特段の意思表示がないときは、この協定はさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項およびこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲および乙と丙が協

議のうえ、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため本書6通を作成し、甲乙丙の代表者が署名のうえ、各1通を保有する。

令和 5年 2月 22日

(甲) 出雲市今市町70番地
出雲市
出雲市長

(乙) 出雲市今市町543出雲市社会福祉センター内
社会福祉法人 出雲市社会福祉協議会
会 長

(丙) 出雲市大津町1131-1出雲商工会館内
出雲中央ライオンズクラブ
会 長

出雲市斐川町上庄原1749-3斐川町商工会館内
斐川ライオンズクラブ
会 長

出雲市大津町1131-1出雲商工会館内
出雲南ライオンズクラブ
会 長

出雲市神西沖町2210-1(有)あんず薬局本部事務局内
出雲レークヒルライオンズクラブ
会 長

立会人署名
ライオンズクラブ国際協会336-D地区
2Rリジョンチェアパーソン

54. 無人航空機による災害対策活動に関する協定書

有限会社ヒラオカ(以下「甲」という。)と出雲市長(以下「乙」という。)とは、出雲市内において風水害、地震その他の災害(以下「災害等」という。)が発生した場合の無人航空機による対策活動等の応援(以下「応援業務」という。)に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、出雲市内において災害等が発生した場合に、被災した施設等の迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図るために、乙が甲に対して島根ドローンサービスセンターを活用して行う応援業務を円滑に実施するために必要な事項を定める。

(応援業務の種類)

第2条 この協定により、乙が甲に応援を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) ドローン等を使用した被災状況の把握
- (2) 甲の有する資格等に基づく技術的助言
- (3) その他乙が必要と認める緊急的な応援業務

(応援業務の手続)

第3条 乙は、前条に規定する応援業務を依頼する場合には、次の事項を記載した応援要請書(様式第1号)を作成し、甲に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援業務を要請し、事後速やかに応援要請書を提出するものとする。

- (1) 応援業務の種類
- (2) 応援業務の具体的な内容、場所、施設等
- (3) 応援業務を希望する期間

(応援業務の実施)

第4条 甲は、前条の規定により乙から応援業務の要請を受けたときは、事前に内容を協議調整のうえ実施するものとする。ただし、特別な事情により応援業務が実施できない場合には、その旨を速やかに電話等により連絡するものとする。

- 2 甲は、本業務を実施するにあたり、航空法等の応援業務に関係する各種法令を遵守するとともに乙の指示に従うものとする。
- 3 甲が応援業務を実施している場合にあつて、覚知した災害等による被災情報については、積極的に乙へ提供するものとする。
- 4 乙は、甲が応援業務を実施するにあたり、甲の安全確保に十分配慮するものとする。
- 5 甲は、応援業務の実施に関して第三者に損害を及ぼしたときは、乙の責めに帰すべき事由により生じたものを除いて当該第三者に対して損害賠償の責を負うものとする。

(報告)

第5条 甲は、乙の要請により応援業務を実施した場合は、速やかに乙に対し、実施報告書(様式第2号。以下「報告書」という。)により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後、速やかに報告書を提出するものとする。

(経費の負担)

第6条 甲がこの協定に基づき、乙の要請により実施した応援業務に要した経費は、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

(映像等の権利帰属)

第7条 撮影した成果品の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第17条に規定する著作権をいう。)は、乙に帰属する。

2 甲は、撮影した成果品を、乙の許可なくインターネット、テレビ放送その他手段により公開してはならない。

(補償)

第8条 この規定に基づいて業務に従事した者が、応援業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(協定の有効期限)

第9条 この協定の有効期限は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期限満了の日の1か月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するために、本協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和5年5月19日

甲 出雲市稗原町4580番地1
有限会社 ヒラオカ
代表取締役 平岡 官一

乙 出雲市今市町70番地
出雲市
出雲市長 飯塚 俊之

55. 出雲市・府中町災害時相互応援協定書

出雲市と府中町(以下「協定市町」という。)とは、災害時における応急対策及び復旧対策(以下「応急対策等」という。)に係わる相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、協定市町のいずれかの地域で、大規模な災害(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。)が発生した場合において、災害を受けた市町(以下「被災市町」という。)が応急対策等を円滑に遂行できるように、被災市町の要請に応じて、相互に応援を行うために必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 協定市町は、大規模災害が発生し被災市町から応援要請を受けた場合は、要請内容に従って応援するように努めるものとする。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 応急対策等に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 応急対策等に必要な資機材の提供
- (4) 被災者の一時的な受入れ
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請がある事項

(応援要請の手続き)

第4条 協定市町は、大規模な災害が発生した場合に応援を要請しようとするときは、電話等により応援要請を伝え、応援内容を相互に確認した上で、別紙1により応援要請を行うものとする。

2 協定市町は、前項の応援要請を受け応援を行うときは、電話等により応援する旨を伝え、速やかに別紙2より応援内容を通知する。

(応援要請の手続きができない場合の応援)

第5条 被災市町に大規模な災害が発生し、被災による相互の連絡不能などにより応援要請の手続きが速やかにできない場合においては、応援しようとする市町(以下「応援市町」という。)が自らの判断により応援できるものとする。この場合において、別紙3により応援内容を被災市町に通知するものとする。ただし、連絡が困難な場合は事前に通知することを要しない。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として被災市町の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、協定市町が協議して別に定めるものとする。

(災害補償等)

第7条 第3条に定める応急対策等に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、本人又はその遺族に対する災害補償は、応援市町が負うものとする。

2 応援に派遣した職員が、応援を遂行中に第三者に損害を与えたときは、その損害が被災市町への往復途中において生じたものを除き、被災市町がその賠償の責務を負うものとする。

(広域避難計画に関する事項)

第8条 島根原子力発電所で原子力災害が発生した場合における広域避難に関し、広島県と島根県との間の「原子力災害時等における広域避難に関する協定」に定めのある事項については、広域避難に関する広島県と島根県の協定を適用する。

(連絡体制)

第9条 協定市町は、大規模災害に備えて連絡を円滑に行うため、連絡担当部署、担当責任者、電話番号その他連絡に必要な事項を年1回交換し、相互に連絡体制を確立するものとする。

(情報の交換)

第10条 協定市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から必要に応じ、相互に情報交換を行うものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協定市町が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第12条 この協定は、協定を締結した日から効力を発生する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、協定市町は署名の上、各1通を保管するものとする。

令和5年12月25日

島根県出雲市今市町70番地
出雲市

出雲市長 飯塚 俊之

広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号
府中町

府中町長 佐藤 信治

56. 災害時における災害廃棄物の収集運搬に関する協定書

出雲市(「以下「甲」という。)&出雲クリーンシステム協同組合、中央環境株式会社、有限会社奥資材、株式会社すばる企画、有限会社山佐運送店、有限会社ワスティーシステム、有限会社足立運送及び有限会社荒神サービス(以下「乙」という。)&は、災害発生時における廃棄物の収集運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、出雲市内において風水害、地震等の大規模災害(以下「災害」という。)が発生した場合に、当該災害により発生した廃棄物(以下「災害廃棄物」という。)の収集運搬に関し、甲が乙に協力を要請するに当たっての必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害の発生時、災害廃棄物の収集運搬のために乙の有する技術、労力及び資機材が必要と判断したときは、乙に対して協力を要請することができる。

2 甲は、乙に対し前項の要請を行うときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書を乙に通知する。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書により通知するものとする。

- (1) 協力を必要とする場所
- (2) 協力を必要とする活動内容
- (3) 協力を必要とする資機材
- (4) その他必要な事項

(災害廃棄物の収集運搬の実施)

第3条 乙は、甲から前条第1項の要請を受けたときは、必要な人員、車両及び資機材を調達し、甲が実施する災害廃棄物の収集運搬に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、甲の指示に従い、災害廃棄物の収集運搬を実施するものとする。

(情報提供)

第4条 甲は、災害廃棄物の収集運搬に円滑な協力が得られるように、乙に被災、復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

(実施報告)

第5条 乙は、災害廃棄物の収集運搬を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 実施場所
- (2) 実施内容及び実施写真
- (3) その他必要な事項

(費用負担)

第6条 乙が第2条第1項の要請により実施する災害廃棄物の収集運搬費用については、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙が協議のうえ、決定するものとする。

(情報交換)

第7条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互に連絡体制を確認するものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から、令和8年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了日の30日前までに、甲又は乙から文書をもって協定の解除及び変更の申出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲と乙で協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書9通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和7年2月3日

甲 出雲市今市町70番地
出雲市
出雲市長 飯塚 俊之

乙 出雲市白枝町1185番地1
出雲クリーンシステム協同組合
理事長 日下 眞二

出雲市神門町842番地
中央環境 株式会社
代表取締役 上田 英二

出雲市平田町5477番地
有限会社 奥資材
代表取締役 奥 雄喜

出雲市佐田町反辺2612番地3
株式会社 すばる企画
代表取締役 首藤 満

出雲市多伎町口田儀492番地2
有限会社 山佐運送店
代表取締役 栗 見 修 司

出雲市大社町中荒木2454番地2
有限会社 ワスティーシステム
代表取締役 洪 季 龍

出雲市斐川町莊原3045番地1
有限会社 足立運送
代表取締役 足 立 佐 年

出雲市斐川町神庭1135番地
有限会社 荒神サービス
取締役 小 田 博 文

57. 災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書

出雲市(「以下「甲」という。)&島根県中央環境整備協同組合(以下「乙」という。)は、災害発生時におけるし尿、浄化槽汚泥(以下「災害し尿等」という。)の収集運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、出雲市内において風水害、地震等の大規模災害(以下「災害」という。)が発生した場合に、災害し尿等の収集運搬に関し、甲が乙に協力を要請するに当たっての必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害の発生時、災害し尿等の収集運搬のために乙の組合員の有する技術、労力及び資機材が必要と判断したときは、乙に対して協力を要請することができる。

2 甲は、乙に対し前項の要請を行うときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書を乙に通知する。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書により通知するものとする。

- (1) 協力を必要とする場所
- (2) 協力を必要とする活動内容
- (3) 協力を必要とする資機材
- (4) その他必要な事項

(災害し尿等の収集運搬の実施)

第3条 乙は、甲から前条第1項の要請を受けたときは、必要な人員、車両及び資機材を調達し、甲が実施する災害し尿等の収集運搬に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、甲の指示に従い、災害し尿等の収集運搬を実施するものとする。

(情報提供)

第4条 甲は、災害し尿等の収集運搬に円滑な協力が得られるように、乙に被災、復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

(実施報告)

第5条 乙は、災害し尿等の収集運搬を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 実施場所
- (2) 実施内容及び実施写真
- (3) その他必要な事項

(費用負担)

第6条 乙が第2条第1項の要請により実施する災害し尿等の収集運搬費用については、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙が協議のうえ、決定するものとする。

(情報交換)

第7条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互に連絡体制を確認するものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から、令和8年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了日の30日前までに、甲又は乙から文書をもって協定の解除及び変更の申出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲と乙で協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和7年2月3日

甲 出雲市今市町70番地
出雲市
出雲市長 飯塚 俊之

乙 出雲市神門町842番地
島根県中央環境整備協同組合
代表理事 米山 二郎

58. 災害時における被災者支援協力に関する協定書

出雲市(以下「甲」という。)と島根県行政書士会(以下「乙」という。)は、出雲市内において、地震、風水害その他の災害が発生した場合(以下「災害時」という。)における、被災者支援のための行政書士による相談業務等(以下「行政書士相談業務等」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は災害時において、甲の要請に基づき、乙が実施する行政書士相談業務等について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定めるものをいう。

(支援協力の要請)

第3条 甲は、災害時において市民(甲の地域内に避難してきた被災者を含む。)のために、行政書士相談業務等の必要が生じたとき、乙に対し協力を要請するものとする。

(支援協力の範囲)

第4条 前条の規定により乙及び乙の会員が行う行政書士相談業務は、行政書士法(昭和26年法律第4号)第1条の2及び第1条の3の業務並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。

- (1) 乙による行政書士会被災者支援相談所の開設(甲は、出雲ケーブルビジョン及びひらたCATVと締結している「災害情報の実施に関する協定」に基づき、両社に相談所の開設について周知を依頼する。)
- (2) 行政書士会員による、被災者が行う各種行政手続きの代理
- (3) 自治体の受付窓口への行政書士会員の派遣
- (4) 自治体の相談窓口への行政書士会員の派遣
- (5) その他甲及び乙が必要と認める業務

(要請手続等)

第5条 第3条による要請は、災害時協力要請書(様式第1号)により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で要請し、その後速やかに文書をもって処理する。

2 乙は、甲からの要請を受理したときは、速やかに行政書士相談業務担当者を選出し、甲へ行政書士相談業務担当者名簿を提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭でもって申し出を行い、その後速やかに文書をもって処理する。

(相談場所の広報)

第6条 甲は行政書士相談業務を実施する旨の広報を行うものとする。

(報告)

第7条 乙は、実施した行政書士相談業務の件数、対象者及び相談内容について甲から報告を求められたときは速やかに業務報告書(様式第2号)により報告するものとする。ただし、その具体的範囲は

乙及び乙の会員が法令上順守すべき守秘義務に反しない事項とする。

(費用負担)

第8条 第4条の行政書士相談業務で必要となった経費は、原則として乙が負担するものとする。ただし、これにより難しい場合は、甲乙の協議により決定するものとする。

(相談者の負担)

第9条 第4条の行政書士相談業務は無料とし、相談者は負担を負わないものとする。

(損害の補償)

第10条 甲の要請による行政書士相談業務を行う際に、乙の会員に損害が生じた場合、甲の責めに帰すべき事由によらないものについては、乙の責任において対処するものとする。

(平時における準備)

第11条 甲及び乙は、この協定が想定する事態に備え、平時において、情報の交換及び担当窓口の連絡先の提供に努めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めがない事項又は協定に疑義が生じたときには、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定が成立した日から、令和7年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の1月前までに協定の変更又は解除について、甲、乙いずれかからも何ら意思表示がないときは、この協定は更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

本協定成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保管するものとする。

令和6年(2024)7月4日

甲 出雲市今市町70番地
出雲市
出雲市長 飯塚 俊之

乙 松江市内中原町14番地
島根県行政書士会
会 長 野津 好正

地区等			
受付番号			

災害通報票

該当箇所をチェック又は○印を記す。

優先度	<input type="checkbox"/> 高 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 低	対応部門	1 消防	2 防災安全課	3 道路河川維持課	4 農林基盤課
		情報提供先	5 森林政策課	6 建設企画課	7 () 課	
			1 警察	2 県・国()	3 中電・NTT	4 その他()

基礎	受付日時	年 月 日	:	受付者・部署	
	通報者	住所	出雲市	町	番地
		氏名			電話

通報	発災・発見日時		ゼンリンページ数 ()	地すべり等 区域指定							
	発生場所		※ゼンリン地図を添付すること	有 ・ 無							
	道路・河川・施設名										
	被害区分	区分1	区分2 (被害状況)				区分2'	被害箇所 ※家屋の場合は損壊状況			
		<input type="checkbox"/> 人的	死者 その他	行方不明	負傷	孤立					
		<input type="checkbox"/> 住家 <input type="checkbox"/> 非住家	土砂 積雪	陥没 地震	浸水 その他	突風	全壊 床下浸水	半壊 敷地内浸水	一部破損 敷地内土砂等流入・堆積	床上浸水 その他	
		<input type="checkbox"/> 農地	崩壊 土砂等流入・堆積	陥没 その他	倒木	冠水	田	畑	農作物	その他	
		<input type="checkbox"/> 農業用施設	崩壊 土砂等流入・堆積	陥没 その他	倒木	冠水	農業用水路 農業用生産施設	頭首工 その他	ため池	揚水機	
		<input type="checkbox"/> 道路	冠水 土砂等流入・堆積	崩壊 積雪	路面陥没 その他	倒木	市道 国道	農道 その他	林道	県道	
		<input type="checkbox"/> 橋りょう	路面土砂等流入・堆積	流木	破損	その他	市管理(市道) 国管理	市管理(農道) その他	市管理(林道)	県管理	
		<input type="checkbox"/> 河川	護岸崩壊	河川埋塞	氾濫	その他	市管理	県管理	国管理	その他	
		<input type="checkbox"/> 港湾	施設破損	漂流物(流木等)	土砂流入	その他	港湾(県管理)	港湾(市管理)	漁港	その他	
		<input type="checkbox"/> 砂防	崩壊	土砂等流入・堆積	倒木	その他	砂防えん堤	砂防林	その他		
		<input type="checkbox"/> 山・森林	土砂崩れ	倒木	その他		地すべり(国交省) 住家付近	地すべり(農地) 非住家付近	地すべり(森林) 公共的施設付近	急傾斜地域 山部・山脚等 その他	
		<input type="checkbox"/> 交通機関	崩落 破損	陥没 土砂等流入・堆積	倒木 積雪	冠水 その他	JR駅 出雲空港	JR路線	一畑電車站	一畑電車線路	
		<input type="checkbox"/> 被害船舶	沈没	破損	その他		港湾・河川(県・国管理)	港湾・河川(市管理)	漁港	その他	
		<input type="checkbox"/> 水道	道管破損	施設破損	その他		上水道	下水道	その他		
		<input type="checkbox"/> ライフライン	電話・ケーブル	電気	ガス						
		<input type="checkbox"/> ブロック塀等	倒壊	一部破損	その他						
	<input type="checkbox"/> その他										
通報詳細											

回答	<input type="checkbox"/> 現場確認に行く <input type="checkbox"/> 応急対応を実施する <input type="checkbox"/> 個人での対応を依頼 <input type="checkbox"/> その他

指示	<input type="checkbox"/> 現場確認中 <input type="checkbox"/> 業者対応 <input type="checkbox"/> 緊急対応完了 <input type="checkbox"/> 本復旧完了(終息) <input type="checkbox"/> その他
	対応指示内容

処理報告	処理詳細	
	応急対応	金額 千円
	復旧対策	金額 千円
	被害(復旧額)	千円 (市単・補助) 市単の理由⇒
	復旧(予定)日時	年 月 日 時 (復旧・予定) 対応者
	本庁 課・室 ()行政センター 課	詳報用合議
	課長 係長 担当 課長 係長 担当	財政課 防災安全課

2. 被害状況報告様式

第4号様式（その1）

(災害概況即報)		報告日時	年 月 日 時 分								
		都道府県									
		市町村 (消防本部名)									
消防庁受信者氏名		報告者名									
災害名		(第 報)									
災害の概況	発生場所										
	発生日時	月 日 時 分									
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟	
		うち 災害関連死者	人		軽傷		人	半壊	棟	床下浸水	棟
		不明	人					一部破損	棟	未分類	棟
	119番通報の件数										
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)		(市町村)							
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)									
	自衛隊派遣要請の状況										
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策											

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

3. 緊急通行車両

(1) 標章(災害対策基本法施行規則別記様式第4)



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

(2) 緊急通行車両確認証明書(災害対策基本法施行規則別記様式第5)

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
		知 事 ㊦
		公安委員会 ㊦
番号標に標示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)		
活 動 地 域		
車 両 の 使 用 者	住 所	() 局 番
	氏名又は名称	
有 効 期 限		
備 考		

(3) 標示

災害用

(災害対策基本法施行規則別記様式第2)



訓練用

(災害対策基本法施行規則別記様式第1)



- 備考
1. 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
 2. 縁線及び区分線の太さは1センチメートルとする。
 3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
 4. 道路の形状または交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、または図示の寸法の2分の1まで縮小することが出来る。

4. 被災証明

様式第1号（第5条関係）

被災証明願

年 月 日

出雲市長 様

住所
申請者
氏名
電話番号

世帯主住所	出雲市 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ
世帯主氏名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ
被災原因	年 月 日の による
被災住家※ の所在地	出雲市
被害の内容	浸水区分（浸水被害の場合） <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水
被災写真	別添のとおり
受取方法	<input type="checkbox"/> 窓口 <input type="checkbox"/> 本庁 <input type="checkbox"/> 【 】行政センター
	<input type="checkbox"/> 郵送 郵送先 郵便番号 送付先 <input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

本願のとおり証明されますか。

課				【 】行政センター 課			
課長	課長補佐	係長	担当	課長	課長補佐	係長	担当

り 災 証 明 書

世帯主住所	出雲市
世帯主氏名	
申請者住所	
申請者氏名	

り災原因	年 月 日の による
被災住家※の所在地	出雲市
住家※の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない(一部損壊)
浸水区分	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

出雲市長 ○○○○

5. 被災届出証明書様式
様式第2号（第5条関係）

被災届出証明書交付申請書

年 月 日		
出雲市長 様		
住所		
申請者 氏名		
電話番号 () -		
被害場所	出雲市	
被害発生年月日	年 月 日 時頃	
被害原因		
被害の状況 (具体的に)	被害物件 <input type="checkbox"/> 建物 <input type="checkbox"/> 構築物（塀、門扉、カーポート等） <input type="checkbox"/> 車両 <input type="checkbox"/> 家財等 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
使用目的	必要枚数	枚
	提出先：	
添付書類	<input type="checkbox"/> 被害の状況が確認できる写真又は図面（写真で被災状況が判別しにくい場合は、修理の見積書など） <input type="checkbox"/> その他、市長が必要と認める書類	

以下、市記入欄

被災届出証明書

上記のとおり、被害の届出があったことを証明します。

年 月 日

出雲市長 ○○○○

その他							
崖くずれ	箇所						
鉄道不通	箇所						
通信被害	回						
り災世帯数	世帯						
り災者数	人						
公立文教施設	千円						
農林水産業施設	千円						
公共土木施設	千円						
その他の公共施設	千円						
小 計	千円						
農産被害	千円						
林産被害	千円						
畜産被害	千円						
水産被害	千円						
商工被害	千円						
小 計	千円						
被害金額合計	千円						
県災害対策本部	設置						
	解散						
市災害対策本部	設置						
	解散						

公共施設被害概要(路線名/施設名/被害概要/被害金額等)

--